# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険に関する事務 全項目評価書

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福岡市長

# 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

[平成30年5月 様式4]

# 項目一覧

Ι	基本情報
·	別添1)事務の内容
П	特定個人情報ファイルの概要
·	別添2)特定個人情報ファイル記録項目
Ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
v	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(	

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民健康保険に関する事務	
②事務の内容 ※	市町村は「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・収納・給付に関する事務において取り扱う。国民健康保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。 ②国民健康保険料の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険料を確認する。 ③徴収した保険料等を把握するため、収納情報を管理する。 ④滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 ⑤被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。	
③対象人数	<選択肢> (選択肢> (選択肢> (国际的) 1) 1,000人未満 (1,000人以上1万人未満 (1,000人以上1万人未満 (1,000人以上30万人未満 (1,000人以上30万人未満 (1,000人以上30万人人以上 (1,000人以上30万人人以上 (1,000人以上30万人以上 (1,000人以上30万人以上 (1,000人以上 (1,000人)以上 (	
2. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務において使用するシステム	
システム1		
①システムの名称	国民健康保険システム	
②システムの機能	国民健康保険システムにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 【住民共通情報管理】 ・住民情報を管理する機能 【資格情報管理】 ・国民健康保険の被保険者の資格を把握し管理する機能 ・被保険者に各種証(被保険者証等)を発行し管理する機能 【賦課情報管理】 ・保険料を決定し被保険者に保険料を通知し納付書を発行する機能 ・収入の把握・管理機能 【収納情報管理】 ・口座を管理する機能 ・過誤納(還付・充当等)を行う機能 【給付情報管理】 ・給付情報の一部(レセプト等)の管理機能	
③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 庁内連携システム         [ O ] 死存住民基本台帳システム       [ O ] 既存住民基本台帳システム         [ O ] 宛名システム等       [ ] 税務システム         [ O ] その他 ( )       )	
システム2~5		
システム2		
①システムの名称	滞納整理システム	
②システムの機能	滞納整理システムにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 【滞納情報管理】 ・国民健康保険及び後期高齢者医療保険の滞納者及び滞納保険料等の滞納情報の把握・管理,催告 書等発行機能	
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム	
	[〇]その他 (国民健康保険システム,福祉総合システム(後期高齢者医療システム) )	

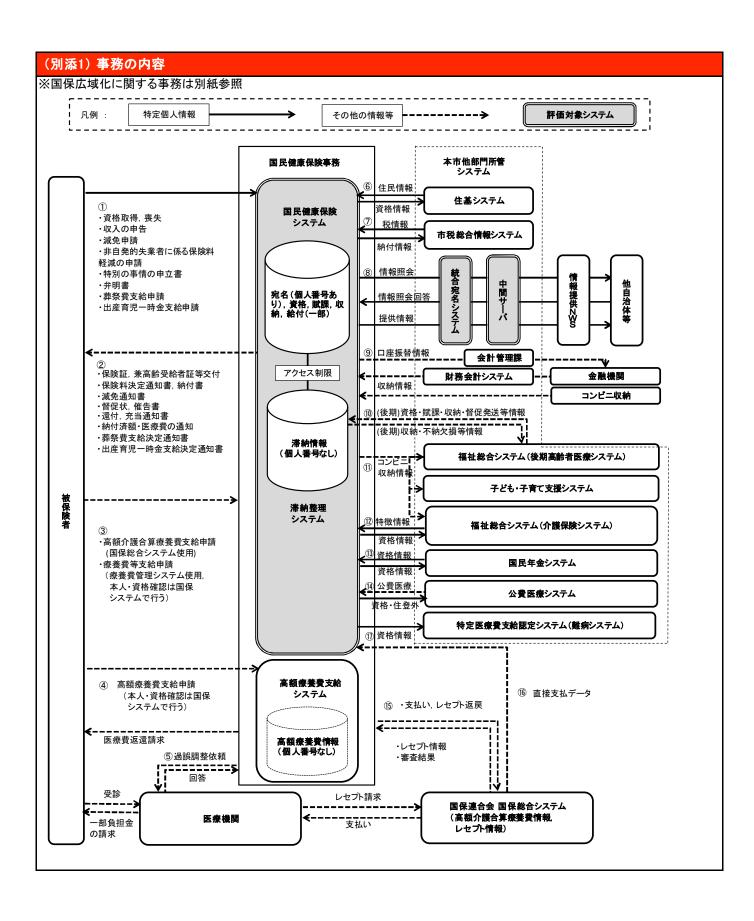
システム3		
①システムの名称	統合宛名システム	
②システムの機能	1 宛名管理機能 統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務システム の宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。 2 情報提供機能 各既存業務システムの業務情報を中間サーバ向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報を中間 サーバに提供する。 3 情報照会機能 他機関への情報照会をオンラインによる1件ずつの問合せ、またはバッチによる一括での問合せを行う。また、問合せ結果の受領を行う。 4 符号要求機能 符号未取得の対象者データが情報連携された場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、既存住基システム及び住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 5 権限管理機能 統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 6 お知らせ機能 対象者のマイナポータルのお知らせ機能に表示等するための情報を中間サーバーに送信する。	
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>[ ]宛名システム等</li> <li>[ ○ ]税務システム</li> <li>[ ○ ]その他 (中間サーバ,各業務システム)</li> </ul>	
システム4		
①システムの名称	中間サーバ	
②システムの機能	中間サーバ  1 符号管理機能	
③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 庁内連携システム         [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム       [ ] 既存住民基本台帳システム         [ O ] 宛名システム等       [ ] 税務システム         [ ] その他 ( )       )	

システム5	
①システムの名称	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PC及びデータ連携用PCで構成される。
②システムの機能	1 資格継続業務 (詳細は別添1(国保広域化に係る業務(資格継続業務))を参照) (
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム
	[ ]その他 ( )

システム6~10	
システム6	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。  1 資格履歴管理事務に係る機能 ①資格履歴管理 ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。
③他のシステムとの接続	<ul><li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li><li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li><li>[ ] 別の名システム等</li><li>[ ]税務システム</li></ul>
システム11~15	[ ]その他 ( )
システム16~20	
クヘデム10~20	

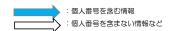
### 3. 特定個人情報ファイル名 国民健康保険情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 個人番号を用いて、被保険者の資格情報や所得情報をより的確かつ効率的に把握し、国民健康保険 料の公平・公正な賦課を行う。また、国や他の自治体等と国保情報を連携することで、被保険者や保険 者が各種証明書を取得するために要している手間や手続きを省略化し、被保険者の利便性の向上を 図る必要がある。 ①事務実施上の必要性 オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー 等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生 成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報とし て国民健康保険関連情報ファイルを保有する。 国民健康保険料の公平・公正な賦課及び被保険者の利便性の向上 ・市が保有する住民情報や税所得情報を個人番号を用いて名寄せ・突合ができ、被保険者の所得情報 や住民情報をより的確かつ効率的に把握することが可能となり、国民健康保険料の公平・公正な賦課 につながる。 ・国や他の自治体等と医療保険情報等を連携することで、被保険者が各種証明書を取得のために要し ②実現が期待されるメリット ている手間や行政の手続きを簡略化でき、被保険者の利便性の向上へとつながる。 ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費 限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、 後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。 5. 個人番号の利用 × ・番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 法令上の根拠 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施する ] Γ 2) 実施しない 3) 未定 <情報提供の根拠> ·番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、4 2、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の 2、12条の3、15条、19、20、25、33、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2) <情報照会の根拠> ②法令上の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二(42、43、44、45の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25条の2、26条) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として 機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署 保健福祉局 生活福祉部 保険年金課 ②所属長の役職名 保険年金課長

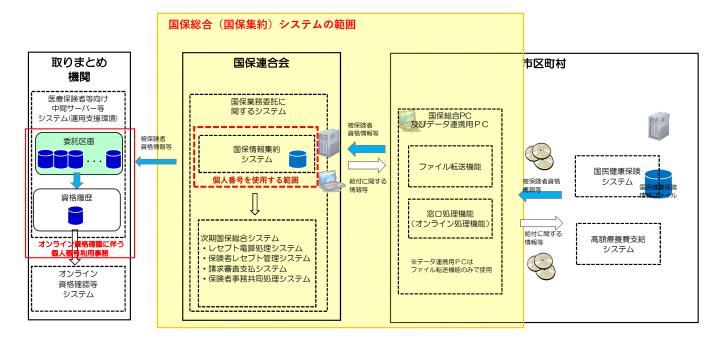
8. 他の評価実施機関



国民健康保険法及び番号法等に従い、被保険者の資格情報を管理するとともに、それに基づく保険料の決定及び収納管理・給付及び 滞納整理業務を行う。

- ① 世帯主からの届出(加入・喪失,被保険者情報の変更,減免申請等)を処理する。
- ② 被保険者証等の交付,保険料決定通知・納付書の送付,減免決定通知書,督促状,催告書の送付等を行う。
- ③ 高額介護合算療養費の申請(国保連合会国保総合システム使用), 療養費等の支給申請(療養費管理システム)
- ④ 高額療養費の支給申請(国保システムで本人・資格確認し, 高額療養費支給システム使用)
- ⑤ 過誤調整依頼を行い,返戻処理を行う。対象者へ医療費返還請求を行う。
- ⑥ 住民情報に個人番号を含め、リアルタイムで連携取得する。国保の資格情報は月次(媒体)で住基システムへ移転する。
- ⑦ 個人市民税の情報を月次で取得する。国保保険料の納付済み額を社会保険料控除算出用に市税総合システムへ移転する。
- ⑧ 情報提供ネットワークシステムを介した情報照会,情報提供を行う。
- ⑨ 口座振替情報を会計管理課をとおして金融機関へ送付。払込保険料(納付書, 口座振替, 特別徴収, コンビニ収納)の情報を取得する。
- ⑩ 滞納整理システムは国保・後期高齢者医療保険事務で使用しており、後期資格・賦課・収納・送付先・督促状発送情報を取得し、収納情報・不納欠損情報を連携している。
- ① コンビニ収納情報については、国保料のみ取込み、介護保険料、後期保険料、保育料情報は国保システムで振り分けている。
- ① 特徴対象者の確認及び介護及び国保の特徴合算額による特徴除外処理を行う。
- ③ 国保資格喪失届の勧奨を行うため、国民年金資格喪失情報を取得する。国民年金資格届出の確認のため国保資格情報を移転する。
- ④ 公費医療システムより公費情報を取り込む。国保資格情報,住登外者宛名情報を公費医療システムへ送付する。
- ⑤ 連合会からレセプト情報,審査結果を取得する。
- 16 連合会から直接支払データを取得する。
- ① 難病支援システムへ国保資格情報を連携する。





### 1 業務委託について

国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために 「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。

なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要になる。

上述の他に、レセプト点検の支援等を委託する(市町村診療報酬審査支払業務)が、これらの業務を行う「次期国保総合システム」では個人番号を使用しない。

オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。

### 2 国保広域化に関するシステムについて

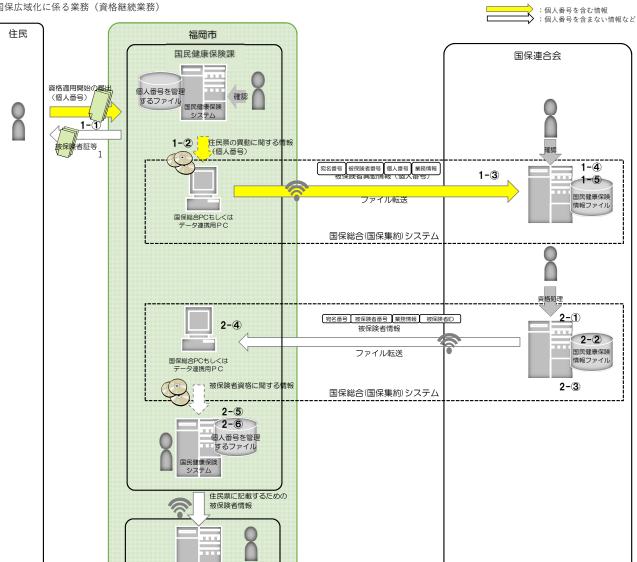
- ・連合会には、上述のとおり国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するために、「国保情報集約システム」を設置する。
- ・市区町村には、窓口処理機能(オンライン処理機能)とファイル転送機能が備わっている「国保総合PC」及び「データ連携用PC(\*)」を設置し、事務処理を実施する。 窓口処理機能 ・・・ 高額該当回数の引き継ぎ業務のために、世帯継続の判定を行う機能である。

ファイル転送機能・・・ 連合会に設置される「国保情報集約システム」とデータの授受を行う機能である。

\*ファイル転送機能のみ使用する P C E 「データ連携用 P E 」という。「データ連携用 E E 」は,システム運用担当者のみ使用する。

## 3. オンライン資格確認の準備業務

- ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
- オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者校番の採番管理、被保険者校番と個人番号の紐づけ管理などを行う。
- ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
- オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。



住民基本台帳システム 区政課

#### 1 資格継続業務

- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、 被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市区町村であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市区町村で 事務を行う対象の被保険者である期間を、市区町村は適用開始日と適用終了日で管理することになる。
- 被保険者の住所異動に関する情報を市区町村が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、 転出地市区町村から送付された被保険者情報と転入地市区町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うことになる。
- ・また、市区町村では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。

#### (1) 被保険者異動情報等の送信

1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。 住民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。

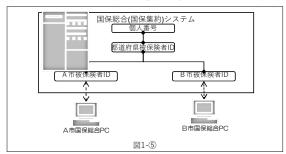
・国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、

1-②国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての 被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。

電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。もしくは、データ伝送により、データ連携用PCに移入する。

- 1-③市区町村の国保総合PCもしくはデータ連携用PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 1-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 1-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「個人番号」によって同一人の判断・確認を行う。

また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市区町別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDとが紐付けられて、国保総合(国保集約)システム上でそれらの被保険者IDと関係性とが管理される。



#### (2) 被保険者情報の受信

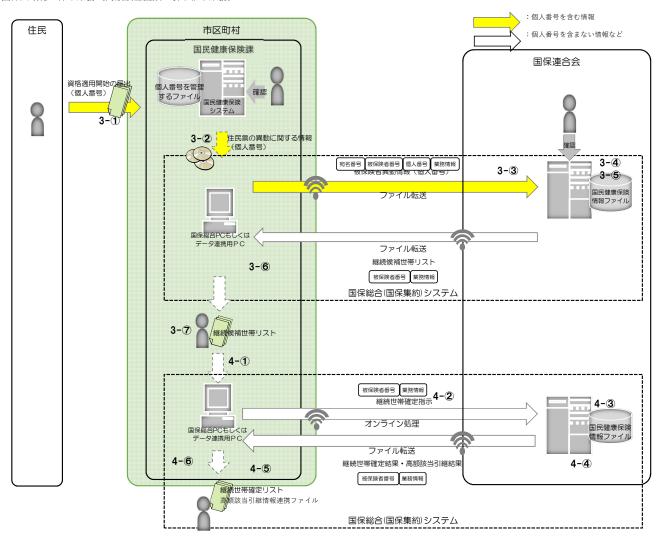
2-①(1)において市区町村の国保総合PCもしくはデータ連携用 P C から国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、 都道府県内の市区町村間を転居した場合には、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の

重複・空白期間等を国保総合(国保集約)システムによってチェックする。 また、国保総合(国保集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。

- 2-②国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐づき、さらに、都道府県被保険者IDには個人番号が紐付されている。
- 2-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者情報が管理される。
- 2-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCもしくはデータ連携用PCに、被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、 市町村被保険者ID連携ファイルを配信する。
- 2-⑤市区町村では、市区町村の国保総合PCから被保険者情報を電子媒体等に移出し、国民健康保険システムに移入する。

もしくは、データ伝送により、データ連携用PCを介してデータを移入する。

2-⑥国民健康保険システムでは、移入した被保険者情報に基づいて、同システムの都道府県単位の被保険者情報を更新する。 市区町村では、すでに被保険者情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者情報を追加して管理する。



### 2 高額該当回数の引き継ぎ業務

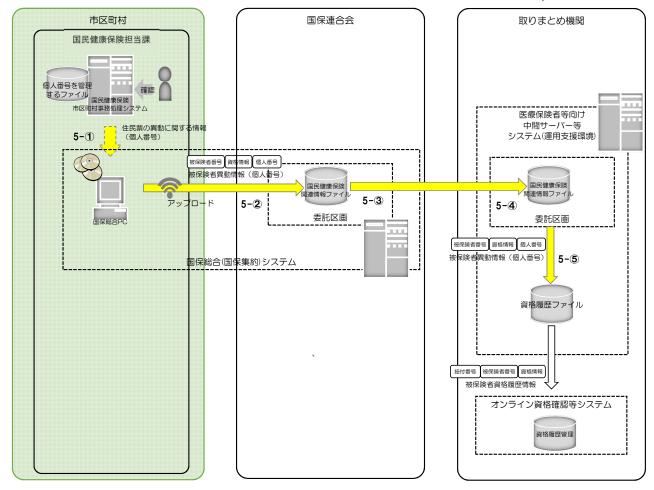
- ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。
- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格
- の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。
- ・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を 引き継ぐのか判断を行うことになる。
- (3) 継続候補世帯の抽出
- 3-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。
- 3-②国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報 (資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。

電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。もしくは、データ伝送により、データ連携用PCに移入する。

- 3-③市区町村の国保総合PCもしくはデータ連携用PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 3-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。
- 3-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。
- 3-⑥国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。
- 3-⑦市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。
- (4) 継続世帯の確定および高額該当回数の引き継ぎ
- 4-①継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、市区町村の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。
- 4-②市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。
- 4-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。 また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当情報の引き継ぎが実施される。
- 4-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果が作成される。
- 4-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PC及びデータ連携用PCに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果を配信する。
- 4-⑥市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。 また、市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報および高額該当引継情報連携ファイルを確認し、高額該当情報が 引き継がれたことを確認する。

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供





### (備考)

- 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供
  - ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
  - ・上述の資格履歴情報の管理を行うため、市区町村において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

### (5)被保険者異動情報等の送信

5-①市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報 (資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。

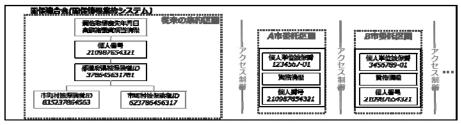
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。

- 5-②市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 5-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、

同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等

システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。

国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため 国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市区町村間)の提供等は発生しない。



5-④医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画では、国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、 同システムの当該情報を更新する。

医療保険者等向け中間サーバー等システムでは、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。

5-⑤医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から 取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、市区町村から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

# 1. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル			
2. 基本情報			
①ファイルの種類 ※	<選択肢>		
②対象となる本人の数	<選択肢>		
③対象となる本人の範囲	・住民基本台帳に記録された住民 ・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主(転出者,死亡者,資格喪失者,住登外者を含む)		
その必要性	国民健康保険の被保険者として資格取得,給付事務における確認や保険料等を賦課、徴収、還付等を効率的に行うために必要である。また、国民健康保険の資格喪失後も、同様の業務が発生する場合があるため。		
④記録される項目	<選択肢> [ 100項目以上 ] 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 [ 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上		
主な記録項目	<ul> <li>・識別情報         [〇]個人番号 [ ]個人番号対応符号 [〇]その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報         [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇]連絡先(電話番号等)</li>         [〇]その他住民票関係情報         *業務関係情報         [○]国税関係情報 [〇]地方税関係情報 [ ]健康・医療関係情報 [ ]健康・医療関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [ ]障害者福祉関係情報 [ ]生活保護・社会福祉関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報 [ ]雇用・労働関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報 [ ]学校・教育関係情報 [ ]災害関係情報 [ ]学校・教育関係情報 [ ]災害関係情報 [ ]その他 ( ) </ul>		
その妥当性	・個人番号…申請時等の本人確認のため ・その他識別番号…被保険者の管理,他の庁内連携データの個人を紐づけるため ・4情報…管理する対象の個人を特定するため ・連絡先…被保険者と連絡を取る際に必要であるため ・その他住民票関係情報・・世帯主との続柄など申請時等に確認するため ・地方税関係情報・・保険料を計算するため ・医療保険関係情報・・国民健康保険が医療保険制度であるため ・年金関係情報・・資格の適正化に必要であるため		
全ての記録項			
⑤保有開始日	平成27年10月		
⑥事務担当部署	保健福祉局生活福祉部保険年金課 保健福祉局生活福祉部保険医療課 東区市民部保険年金課 博多区市民部保険年金課 中央区市民部保険年金課 南区市民部保険年金課 東区市民部保険年金課 早良区市民部入部出張所 西区市民部保険年金課		

3. 特定個人情報の入手・使用		
	[ 〇 ] 本人又は本人の代理人	
	[ <b>〇</b> ] 評価実施機関内の他部署 (住民基本台帳,住民税,医療保険関係,介護・高齢者 ) 福祉,年金所管部署	
1 = v	[ 〇 ] 行政機関・独立行政法人等 ( 番号法別表第2に定められた機関 )	
①入手元 ※	[ 〇 ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 番号法別表第2に定められた機関 )	
	[O]民間事業者 (金融機関,生命保険会社等)	
	[ O ] その他 (福岡県国民健康保険団体連合会,地方公共団体情報システム機構,番号 法別表第2に定められた機関	
	[〇]紙 [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ	
②入手方法	[ ]電子メール [ 〇 ]専用線 [ 〇 ]庁内連携システム	
②八十万法	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム	
	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③入手の時期・頻度	[○]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)  〈国保連合会以外からの入手〉 ·住民情報…住民に異動があった都度随時 ·住民情報…住民に異動があった都度随時 ·特別徴収関係情報…年次(5月) ·預貯金情報、生命保険加入状況等・・・滞納処分事務実施時随時 ·レセプト情報・・月次 ·年金関係情報・・年次(10月) ·健康保険関係情報・・個人番号が記載された届書等が提出されたとき(国民健康保険の資格得喪に係る届出等) ·保険給付関係情報・・・個人番号が記載された届書等が提出されたとき(保険給付の申請等) ·雇用保険給付情報・・・個人番号が記載された届書等が提出されたとき(非自発的失業者に係る保険料の軽減の申請)  <国保連合会からの入手〉 ·資格継続業務:被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等)  国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 ·高額該当の引き継ぎ業務:引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)  国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。平成30年4月1日以後に、日次の頻度。	

④入手に係	系る妥当性	<ul> <li>〈国保連合会以外からの入手〉</li> <li>・住民情報・・転入・出生時や国保法第6条の規定に該当しなくなった場合の資格取得事務等に必要なため</li> <li>・住民税・・賦課変更の確認、計算に必要なため</li> <li>・預貯金情報、生命保険加入状況等・・滞納処分に必要なため</li> <li>・特別徴収関係情報・・保険料徴収に必要なため</li> <li>・センプト情報・・絡付業務に必要なため</li> <li>・中金関係情報・・資格取得事務等に必要なため</li> <li>・保健除情報・・資格取得事務等に必要なため</li> <li>・雇用保険給付関係情報・・・・非自発的失業者の確認に必要なため</li> <li>・雇用保険給付情報・・・・非自発的失業者の確認に必要なため</li> <li>く国保連合会からの入手&gt;</li> <li>国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</li> <li>・入手の時期・頻度の妥当性資格継続業務・国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。高額該当の引き継ぎ業務・引き継ぎ情報・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</li> <li>・入手方法の妥当性入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</li> </ul>
⑤本人への明示		・住民情報・・住民基本台帳法が住民に関する事務の処理の基礎とされており、特段の法令や条例の規定がなくても、住民基本台帳を備える市町村の執行機関が、当該市町村の住民の住民票に係る情報(個人番号を含む本人確認情報もその一部)をその事務処理に利用できるのは当然と解されていることから、個人番号利用事務の処理においても、(住民基本台帳法に基づき)住民基本台帳から個人番号を取得して利用することができる。 ・住民税・・国民健康保険法第113条の2 ・預貯金情報、生命保険加入状況等・・国税徴収法第141条 ・特別徴収関係情報・・・国民健康保険法第76条の4 ・レセプト情報・・現金給付については、国保法第54条(療養費)等及び国保法施行規則第27条(療養費の支給申請)等の規定により世帯主から申請によって随時入手するため、利用目的は明らかである。現物給付については、被保険者の医療機関等の受診について国保法第36条(療養の給付)等において定められており、また、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に基づき月1回診療報酬の請求を受ける。 ・年金関係情報・・・本人が申請時に個人番号を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。 ・保険給付関係情報・・・本人が申請時に個人番号を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。 ・雇用保険給付情報・・・本人が申請時に個人番号を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。
⑥使用目的	ሳ ※	個人の情報を的確に把握し、公平かつ正確、効率的に国民健康保険事務を行うため。
	変更の妥当性	_
⑦使用の主	使用部署※	保健福祉局生活福祉部保険年金課 保健福祉局生活福祉部保険医療課 東区市民部保険年金課 博多区市民部保険年金課 中央区市民部保険年金課 南区市民部保険年金課 域南区市民部保険年金課 早良区市民部分部出張所 西区市民部保険年金課
	使用者数	<ul> <li>〈選択肢〉</li> <li>100人以上500人未満</li> <li>100人以上500人未満</li> <li>3)50人以上100人未満</li> <li>4)100人以上500人未満</li> <li>5)500人以上1,000人未満</li> <li>6)1,000人以上</li> </ul>

⑧使用方法 ※	I-1-②の国民健康保険の各事務おいて使用
情報の突合 ※	・住民情報…資格取得事務等に必要なため突合させる。 【突合条件】識別情報で突合。 ・住民税情報・・賦課変更の確認、計算に必要なため突合させる。 【突合条件】職別情報で突合。 ・預貯金情報、生命保険加入状況等・・滞納処分に必要なため突合させる。 【突合条件】氏名、生年月日で突合後調査。 ・特別徴収情報・・保険料徴収に必要なため突合させる。 【突合条件】4情報で突合。突合不能分は個別に調査。 ・レセプト情報・・給付業務に必要なため突合させる。 【突合条件】4情報で突合。突合不能分は個別に調査。 ・年金関係情報・・資格の適正化に必要なため突合させる。 【突合条件】識別情報で突合。 ・健康保険関係情報・・資格取得事務等に必要なため突合させる。 【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。 ・保険給付関係情報・・給付業務等に必要なため突合させる。 【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。 ・雇用保険給付情報・・非自発的失業者の確認に必要なため突合させる。 【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。
情報の統計分析 ※	・施策に伴う効果測定の補助資料(徴収率等) ・医療費適正化のため分析
権利利益に影響を 与え得る決定 ※	・短期証, 資格証の発行 ・滞納処分の決定
⑨使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[     委託する     ]     <選択肢>       1) 委託する     2) 委託しない       (     5) 件
委託	事項1	国民健康保険システム・滞納整理システムの維持運用及び変更
①委託	托内容	国民健康保険システム・滞納整理システムの維持運用及びシステム改修作業等
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 [ 100万人以上1,000万人未満 ] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	システムの運用や改修を行う過程において、そのシステムが取扱う特定個人情報ファイルについても取 扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<ul> <li>〈選択肢〉</li> <li>10人以上50人未満</li> <li>3)50人以上100人未満</li> <li>4)100人以上500人未満</li> <li>5)500人以上1,000人未満</li> <li>6)1,000人以上</li> </ul>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 リ [ 〇] その他 (国民健康保険システム・滞納整理システム端末機による直接作業等 )
⑤委訂	氏先名の確認方法	福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。
⑥委託先名		西日本電信電話株式会社福岡支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から、再委託内容、再委託期間、再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報 及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認行う。
	⑨再委託事項	国民健康保険システム・滞納整理システムの維持運用及び変更の一部

委託事項2~5		
委託事項2		バックアップテープの遠隔地保管業務
①委託内容		バックアップデータを記録した電磁的記憶媒体を遠隔地に輸送、保存するもの。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	バックアップテープの遠隔地保管作業については全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> (選択肢> (選択肢> () 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ]専用線       [ ]電子メール       [ O ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモ       [ ]紙         [ ]その他       ( )
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。
⑥委託先名		株式会社ワンビシアーカイブズ九州支社
н	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	8再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

委託事項3		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 *国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう
	その妥当性	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税 課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのもののには、個人番号を用いない。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ O ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ]紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。
⑥委託先名		福岡県国民健康保険団体連合会
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から、再委託内容、再委託期間、再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報 及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認行う。
	⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(パッチ処理パラメータの入力/バッチ処理の実行/パックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。

委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ O ] 専用線       [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。
⑥委託先名		福岡県国民健康保険団体連合会 (福岡県国民健康保険団体連合会は, 国保中央会に再委託する)
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託先から、再委託内容、再委託期間、再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報 及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認行う。
	9再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)

委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と 紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢>
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 *国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう
	その妥当性	市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。 オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
③委i	<b>そ先における取扱者数</b>	<ul> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>10人以上50人未満</li> <li>30人以上100人未満</li> <li>10人以上500人未満</li> <li>10人以上500人未満</li> <li>100人以上500人未満</li> <li>100人以上500人未満</li> <li>1000人以上500人未満</li> <li>1000人以上</li> </ul>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ O ] 専用線       [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。
<b>⑥委</b> 詞	<b>毛先名</b>	支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。
	9再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務
委託事項6~10		
委託	事項11~15	
委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[O]提供を行っている ( 28)件 [O]移転を行っている ( 6)件	
<b>证</b>	[ ]行っていない	
提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2(別紙1参照)	
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2に定める各事務(別紙1参照)	
③提供する情報	番号法第19条第7号別表第2に定める情報(別紙1参照)	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	被保険者(資格喪失者含む)	
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線	
©#####	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
6提供方法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙	
	[ ]その他 ( )	
プ <mark>時期・頻度</mark> 照会があった都度		
提供先2~5		
提供先6~10		
提供先11~15		
提供先16~20		
移転先1	市民局市民部区政課	
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号及び14号, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	
②移転先における用途	住民基本台帳法の規定により住民基本台帳に記録することとされている国民健康保険被保険者の資格 に関する事務	
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<ul> <li>〈選択肢〉         <ul> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul> </li> </ul>	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	被保険者(資格喪失者含む)	
	[ 〇 ] 庁内連携システム [ ] 専用線	
<b>⑥投転士</b> 注	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
⑥移転方法 	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙	
	[ ]その他 ( )	
⑦時期・頻度		

移転先2~5		
移転先2	財政局税務部税制課	
①法令上の根拠	地方税法第20条の11, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	
②移転先における用途	個人市県民税の算定における社会保険料控除(国民健康保険料の支払額)の適用のため	
③移転する情報	国民健康保険料収納情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	被保険者(資格喪失者含む)	
	[ O ] 庁内連携システム [ ] 専用線	
⑥移転方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
0 移転力法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙	
	[ ]その他 ( )	
⑦時期·頻度	年次(2月)	
移転先3	保健福祉局総務部保険年金課	
①法令上の根拠	国民年金法第3条第3号, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	
②移転先における用途	国民年金被保険者資格の確認に関する事務	
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	被保険者(資格喪失者含む)	
	[ 〇 ] 庁内連携システム [ ] 専用線	
6 移転方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
© 19 TA/3 /A	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙	
	[ ]その他 ( )	
⑦時期·頻度	年次(11月)	

移転先4	保健福祉局高齢社会部介護福祉課
①法令上の根拠	介護保険法第203条, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	介護保険制度にかかる介護給付費支給決定に関する事務
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	被保険者(資格喪失者含む)
	[ ]庁内連携システム [ ]専用線
(6)移転方法	[ ]電子メール [ 〇 ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
①作多半45万 法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	月次
移転先5	保健福祉局生活福祉部保険医療課
①法令上の根拠	福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例, 福岡市子ども医療費助成条例, 福岡市重度障がい者医療費助成条例, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	福岡市ひとり親家庭等医療費助成,福岡市子ども医療費助成,福岡市重度障がい者医療費助成にかかる資格の認定および助成の決定に関する事務
③移転する情報	<ul><li>・国民健康保険被保険者資格情報</li><li>・保険給付に関する情報</li></ul>
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	被保険者(資格喪失者含む)
	[ 〇 ] 庁内連携システム [ ] 専用線
⑥移転方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
S .5 (200 )	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	随時

移転先6~10		
移転先6	保健福祉局健康医療部保健予防課	
①法令上の根拠	福岡市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	
②移転先における用途	特定医療費(指定難病)支給認定に関する業務	
③移転する情報	国民健康保険被保険者資格情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	被保険者(資格喪失者含む)	
	[ ]庁内連携システム [ ]専用線	
⑥移転方法	[  ]電子メール	
0 移転力法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙	
	[ ]その他 ( )	
⑦時期·頻度	日次	
移転先11~15		
移転先16~20	移転先16~20	

6. 特定個人情報の保管・消去		
6. 特定個人情報の保官・		〈国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置〉 ①システムのサーバはデータセンターに設置し、下記のとおり厳重に管理する。 ・あらかじめ定められた申請者から事前の利用者登録(初回のみ)及び入館申請(都度)を必須としており、全ての入館者を管理している。 ・サーバ室への出入口にセキュリティカード及び生体認証装置を設置し、入室を厳重に管理している。 ・サーバのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。 ③サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。 〈統合宛名システムにおける措置〉 ①統合宛名システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。 ③サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
	期間	<選択肢>
②保管期間	その妥当性	賦課の遡及、徴収権及び還付請求権の消滅時効が国民健康保険法第110条の規定により2年となっていること及び、サーバーのディスク容量及び処理性能の関係より現年度を含み原則3年間(レセプト情報は2年間)保持している。資格については再加入の際の適切な事務処理のため特に期間は定めていない。なお、情報連携開始後は、最終的には5年間のデータ提供が必要と見込まれるため、サーバーの更新等において5年間保持すること等、今後、保管期間について検討する。
③消去方法		〈国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置〉 ①特定個人情報の消去は、業務の必要性、情報提供の必要性及びサーバーのハードディスク容量を勘案し定期的に消去する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。 〈統合宛名システムにおける措置〉 ①統合宛名システムに格納する特定個人情報は、各業務システムの副本データであるため、消去のタイミングは各業務システムの運用に準ずる。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考		
_		

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	
別紙2のとおり	

## Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク19を除く。)

### 1. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル

### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

### <国保連合会以外からの入手>

- ・届出、申請等の窓口において、届出、申請内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の 情報の入手の防止に努める。
- 窓口においてシステム端末により情報を照合確認を行う。
- ・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、 用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することに なっており、対象者以外の情報の入手はできない。

### 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容

### <国保連合会からの入手>

国保総合PC及びデータ連携用PC(以下「国保総合PC等」という。)における措置

- ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連 合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(\*)が行われていることが前提となるため、対 象者以外の情報を入手することはない。
- ・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことに よって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。
- \*:ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前 と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等 の機能のことを指す。

#### <国保連合会以外からの入手>

- ・申請書記載内容等必要最小限の情報のみ入手し不必要な情報の入手防止に努める。
- ・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセス制限により 不正なアクセスを防止する。
- ・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、 用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することに なっており、必要な情報以外の情報の入手はできない。

### 必要な情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内 容

### <国保連合会からの入手>

国保総合PC等における措置

- ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連 合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(\*)によって配信されることが前提となるため、必要な 情報以外を入手することはない。
- \*: ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書 に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PC等との 間でやりとりされるデータ 定義のことをいい,その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でない と、国保連合会国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。

### その他の措置の内容

・申請受理後、内部で届け出書類、本人確認用書類との照合確認する。

1

- わかりやすい様式、記載例により届出書等の記載ミスを防止する。
- 事務処理要領、業務フローを整備し、担当者会議等にでの周知等により運用ミスの防止に努める。
- アクセスログ、操作ログを保存し調査等を可能とする。

### リスクへの対策は十分か

十分である

Γ

<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている

2) 十分である

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	〈国保連合会以外からの入手〉 ・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセスを制限により不正なアクセスを防止する。 ・アクセスログ、操作ログを保存し調査等を可能とする。 ・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっている。 〈国保連合会からの入手〉 国保総合PC等における措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人性		
入手の際の本人確認の措置 の内容	〈国保連合会以外からの入手〉 ・届出、申請等の窓口において、本人確認の手続きを厳格に行う。 〈国保連合会からの入手〉 ①国保総合PC等における措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PC等において国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 ②本市の国民健康システムにおける措置 ・入手した特定個人情報は、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	<国保連合会以外からの入手> ・住民登録内の者については、住民基本台帳システムから連携された国保システム宛名情報にて真正性の確認を行う。 ・住民登録外の者については、住基ネット端末で真正性の確認を行う。 〈国保連合会からの入手〉 国保総合PC等における措置 ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	〈国保連合会以外からの入手〉 ・申請受理後、内部で届け出書類、本人確認用書類との照合確認する。 ・わかりやすい様式、記載例により届出書等の記載ミスを防止する。 〈国保連合会からの入手〉 ①国保総合PC等における措置 ・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市の双方に配信され、本市および他市の関員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。 ②本市の国民健康保険システムにおける措置 ・入手した特定個人情報は、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。	
その他の措置の内容	・事務処理要領、業務フローを整備し、担当者会議等にでの周知等により運用ミスの防止に努める。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

### リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク <国保連合会以外からの入手> ・隣の窓口との間隔が狭い個所についてはパーティション等により覗き見されないようにしている。 ・窓口からは端末画面を見えないようにしている。場所により端末画面に覗き込み防止フィルターを設置 している。 <国保連合会からの入手> ①国保総合PC等における措置 ・本市の国保総合PC等は、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・本市の国保総合PC等と国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の 暗号化を実施している。 ・本市の国保総合PC等と国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス 対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適 切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 リスクに対する措置の内容 ・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、 ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことに よって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PC等へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が 実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスク を軽減している。 ②国保総合PC等と既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体 における措置 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 <選択肢>

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

]

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

十分である

[

リスクへの対策は十分か

・システム間連携等による入手(移転)にあたっては、委託業者が実施している。詳細は「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の とおり。

3. 特定個人情報の使用			
リスク	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置 の内容		<統合宛名システム> 統合宛名システムを利用するには、職員証及びUSBトークンを利用した、二要素による認証機能を設けており、権限を保持しない者は接続できないようになっている。権限は、番号法に定められた利用事務の所管課の業務担当職員のみに付与され、また、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ統合宛名システム上で設定することで、事務に必要のない情報への接続もできないよう制限している。	
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容		<国民健康保険システム,滞納整理システム> ・職員証とパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は,担当業務に必要な情報 へのみアクセス可としている。	
その他の措置の内容		<国保総合PC等における措置> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PC等に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。  *:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。	
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーサ	<b>げ認証の管理</b>	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	具体的な管理方法	<国民健康保険システム、滞納整理システム> ・職員証とパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。   〈国保総合PC等における措置〉 ・国保総合PC等を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	具体的な管理方法	・人事異動時及び随時,発行・変更・廃止の申請によりアクセス権限を管理している。廃止届漏れについてはチェックおこない申請をさせている。	
アクセ	ス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	具体的な管理方法	・係毎や担当毎に細かくアクセス権の設定を行っている。	
特定個	固人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない	
	具体的な方法	<国民健康保険システム、滞納整理システム> ・ユーザーID、端末IDのアクセスログ、操作ログを記録する。 <国保総合PC等における措置> ・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・事務外の情報を使用しないよう、ユーザー教育を継続的に行っていく。 ・アクセスログ、操作ログを記録し、また、記録していることを周知する。 ・業務時間外でのシステムの使用を禁止している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク4: 特定個人情報ファイ	・ イルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	「	

## 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<sup>・</sup>スクリーンセーバを利用して,長時間にわたり個人情報を表示させない。コンピュータのロックも行う。 ・システム端末のディスプレイを来庁者から見えにくい位置に置く。設置場所により覗き込み防止フィルターを使用する。

### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ]委託しない 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク ・作業者は個人情報及び情報資産の取扱いについて、「業務委託における個人情報及び情報資産の取 扱いに係る措置の基準」を遵守することを契約書に明示し、かつ契約締結時に業務遂行責任者及び作 業従事者一覧を提出させ確認している。 情報保護管理体制の確認 ・また、誓約書を徴取し作業者の情報資産の適切な取扱いや指導監督について遵守を求め管理体制の 強化を図っている。委託先の事情により、誓約書を徴取することができない場合は、当市の情報セキュリ ティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかの確認資料を提出させる。 特定個人情報ファイルの閲覧 制限している 1)制限している 2) 制限していない 者・更新者の制限 <国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・許可されたもの以外特定個人情報ファイルにアクセスできないように制御しており、許可があってもID、 パスワードにより認証している。 <国保総合PC等における措置> ・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とする ことを委託事業者に遵守させる。また、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させる。 具体的な制限方法 <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け 中間サーバー等で制御している。 運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事 業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 <選択肢> 1)記録を残している 特定個人情報ファイルの取扱 記録を残している 2) 記録を残していない いの記録 <国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・作業者,作業内容を記載した作業記録の提出を求め、保管している。 アクセスログ、操作ログを記録する。 <国保総合PC等における措置> ・委託先の従業員等が当市の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、 具体的な方法 国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操 作内容を記録することにしている。 < 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> 操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 <選択肢> 特定個人情報の提供ルール 定めている 1) 定めている 2) 定めていない ・「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共 委託先から他者への 通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」 提供に関するルールの において、委託業務以外の目的のための委託業務に係る個人情報及び情報資産の第三者へ提供の制 内容及びルール遵守 限に関する事項を契約書等へ明記し、遵守させる旨定めている。 の確認方法 ・受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を 確認するため、定期的に報告を求める。また、必要に応じて監査又は検査をする。 ・「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共 通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」 委託元と委託先間の 提供に関するルールの において、外部委託に際し、契約明記事項やこれらが遵守されているか等に係る情報セキュリティ管理 内容及びルール遵守 者との事前協議等の手続きを定めている。 ・受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を の確認方法 確認するため、定期的に報告を求める。また、必要に応じて監査又は検査をする。 <選択肢> 特定個人情報の消去ルール 定めている 1) 定めている 2) 定めていない ・「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共 通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」 ルールの内容及び において、委託業務終了時の個人情報及び情報資産の返還、廃棄等に関する事項を契約書等へ明記 ルール遵守の確認方 し,遵守させる旨定めている。 法 ・受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を 確認するため、定期的に報告を求める。また、必要に応じて監査又は検査をする。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[ 定めている	1	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	規定の内容	実施手順」の規定に基づおいて、受託者は、この	が ( 大 ( ) ( 大 ( ) (	おける個人情報及び記された業務を実施を取扱特記事項」を選	に関する規則」及び「情報セキュリ 情報資産の取扱いに係る措置の基 するに当たっては、個人情報及び でいなければならないとしている。	準」に 青報資産
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[ 十分に行ってし	いる ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 十分に行ってい	行っている 2) 十分に行っている ない 4) 再委託していない	
	具体的な方法		て, 契約書及ひ	「個人情報及び情報	て, 委託元の承認により第三者に 資産取扱特記事項」に規定する個	
その他の措置の内容		_				
リスクへの対策は十分か		[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 課題が残されて		

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置>'

- 資料やデータの市の承諾なしの持ち出しの禁止
- ・データ保護・プライバシー保護に関し業務従事者への研修の実施、情報保護を図る体制の確立の求め
- ・入退室台帳による従事者の入退室管理
- 身分証明書の常時携帯及び名札の着用
- ・委託業務に係る体制表の提出

### <国保連合会における措置>

- ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約) システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ·国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する 装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し,設置場所への入退室記録管理,監視カメラによる監視および施錠管理を行
- ・特定個人情報等を取扱う機器,電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために,物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には,不必要な複製を制限するため,事前にシステム管理者の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情 報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速 やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。

### く取りまとめ機関における措置>

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した 資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関 別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特 定個人情報保護評価を実施している。

5. 特	定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供ネットワー	ークシステ	ムを通じた提供を除く。)	[ ]提供・移転しない
リスク	1: 不正な提供・移転か	「行われるリスク			
特定値 の記録	固人情報の提供・移転 ፟፟፟፟	[ 記録を残している	]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	・作業指示書兼報告書, 運用・アクセスログ, 操作ログの記		受渡管理簿による記録	
	國人情報の提供・移転 るルール	[ 定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	のみ行う。 ・「福岡市個人情報保護事務	取扱要綱」 転する場合 の取扱いに	や「情報セキュリティ共通実 , あるいは, 本市の機関以り かかる利用・承認, あるいに	
その他	也の措置の内容	_			
リスク	への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 不適切な方法で提付	供・移転が行われるリスク			
リスク	に対する措置の内容	・媒体によるものは、媒体受け	ナ渡し管理第	奪においても管理している。	書, 運用日誌において管理している。 日書において提供, 移転の適否を確
リスク	への対策は十分か	[ 十分である	]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った村	目手に提供・	・移転してしまうリスク	
リスク	に対する措置の内容	・作業指示書兼報告書,作業を提供・移転してしまうリスク,			ブルチェックを行うことで誤った情報 F防止している。
リスク	への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定値する措		&託や情報提供ネットワークシ 	ステムを通	じた提供を除く。)におけるそ	その他のリスク及びそのリスクに対
		」のであり,外部からのアクセス パスワードをかけている。	くはできない	^仕様となっている。	

6. 情報提供ネットワークシ	・ステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
リスクに対する措置の内容	
	り、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <迭状収> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

## リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク <国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・システムにおいては、照会取得したものを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを 行うことで不正確な情報となることを防止する。 なお、変換・更新履歴を残すことで調査等を対応を可能とする。 <統合宛名システムにおける措置> ①統合宛名システムは、照会対象者に付番された正しい個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付 番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼が できるよう設計される。これにより、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の リスクに対する措置の内容 紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 ②統合宛名システム上の宛名情報・業務情報は副本であり、また、中間サーバから各業務システムあて の情報照会結果の中継においては、照会結果内容の改変は行わない。これにより、各業務システムが 入手する照会結果内容が中間サーバから入手した内容と同一であることを担保している。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人 情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 <選択肢> Γ 十分である 特に力を入れている 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク <国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・番号法第9条に定められた事務担当者のみが担当事務の照会・結果受領処理しか行えないようにアク セスを制限し、情報漏えいを防止する。 ・サーバーはデータセンターに設置し物理的にアクセスできるものを限定する。 ・ネットワークは庁内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。 <統合宛名システムにおける措置> ①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員証及びUSBトークンを利用した、二要 素による認証機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。 ②番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。 ③中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワ・ (総合行政ネットワーク等)が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中 間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化すること で安全性を確保している。 ④統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている、業 務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を担保している。 ⑤操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する仕組み になっている。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> リスクに対する措置の内容 ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、 漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕 組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機 能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実 施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライ ン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特 定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。その ため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した 行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応し ている。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信 を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応 等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <選択肢> ) 特に力を入れている ) 課題が残されている [ 十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である

リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク
リスク5: 不正な提供が行わ	〈国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置〉・番号法第9条に定められた該当事務、該当情報の提供を行えないような仕様とし不正な提供を防止する。 ・システムから統合宛名システムへの副本データの登録については、システム間の自動連携により行う仕様とし、登録ミスを防止する。 ・自動連携できない場合については、入力ミスの無いように、統合宛名システムへの登録方法についてマニュアル等を整備する。なお、統合宛名システムでは、アクセス制御および操作内容の追跡調査が可能となっている。 ・支援措置対象者については自動応答不可フラグを設定する。当該業務担当者のみが必要な確認を行った後にしか情報提供を行えないように制御する。 〈統合宛名システムにおける措置〉 ①各業務システムから中間サーバあての情報提供要求の中継においては、提供元・提供先・提供内容等の改変は行わないことで、中間サーバでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を防止している。 〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置〉 ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供
リスクへの対策は十分か	ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。  「おである」 )特に力を入れている 3)課題が残されている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提	
	〈国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置〉・・システムにおいては、提供用の副本データを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを行うことで不適切な情報となることを防止する。・自動連携できない場合については、入力ミスの無いように、統合宛名システムへの登録方法についてマニュアル等を整備する。なお、統合宛名システムでは、アクセス制御および操作内容の追跡調査が可能となっている。 〈統合宛名システムにおける措置〉 ①統合宛名システムは自機関向けの中間サーバとだけ通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計することで、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外による情報提供を防止している。 ③操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する仕組みになっている。
リスクに対する措置の内容	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 く中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

#### リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置>

・システムにおいては、提供用の副本データを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを行うことで誤った情報となることを防止する。

・自動連携できない場合については、入力ミスの無いように、統合宛名システムへの登録方法についてマニュアル等を整備する。なお、統合宛名システムでは、アクセス制御および操作内容の追跡調査が可能となっている。

#### <統合宛名システムにおける措置>

①統合宛名システムは自機関向けの中間サーバとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

②統合宛名システムは、他機関へ提供する情報を副本として、中間サーバへ転送する機能を有するが、 転送の際には情報内容の改変を行わないことで、中間サーバの副本内容が業務情報と同一であること を担保している。

#### リスクに対する措置の内容

## <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>

①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

#### リスクへの対策は十分か

十分である

Γ

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### <本市における措置>

情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステムは,統合宛名システムや業務システムは直接接続はできない。

#### <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>

①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の 記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

# <中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・	消去
リスク1: 特定個人情報の漏	
①NISC政府機関統一基準群	3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	大分に周知している   (選択肢)   (選択肢)   (選択肢)   (選択肢)   (対したいる 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない   (選択肢)   (選択肢)   (選択肢)
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ] <選択版> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な対策の内容	<国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置>・サーバはデータセンターに設置され、入退室は厳重に管理している。・サーバのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。・前日のパックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。 〈統合宛名システムにおける措置>・サーバ室は入室可能な者を限定し、入退室時にはIDとパスワードで認証している。・サーバのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。・サーバのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。・サーバのラックは床に固定し、地震による倒壊を防止している。・停電時は機器が正常終了できるまでの予備電源を確保している。・前日のパックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。・面人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。 《中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ②中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な対策の内容	<ul> <li>〈国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置〉</li> <li>・システムのネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。</li> <li>・システムへのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログ、操作ログを保存している。</li> <li>〈統合宛名システムにおける措置〉</li> <li>・サーバにはウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスチェックを実施する。ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・外部インターネットと接続する情報系ネットワークと分離された業務系ネットワークに設置しており、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。</li> <li>・内部者によるデータへの不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限を行う。</li> <li>〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉</li> <li>①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>〈国保総合(国保集約)システムの保管・消去〉国保総合PC等における措置</li> <li>・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC等上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。</li> <li>・国保総合PC等で使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能する。</li> <li>・国保総合PC等には、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。</li> <li>・再保総合PC等には、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。</li> <li>・再にアクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアのいて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
<ul><li>⑧事故発生時手順の策定・</li><li>周知</li></ul>	3) 十分に行っていない  (選択肢>  (選択肢>  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  3) 十分に行っている

機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[ 発生なし	]		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし
	その内容					
	再発防止策の内容					
⑩死者	<b>当の個人番号</b>	[ 保管	している	]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法					
その他	也の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[ 十分	である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 特定個人情報が古	い情報のまま保管	され続けるリスク			
リスク	に対する措置の内容	・住民登録内の者 ・住民登録外の者 <国保総合(国保	だっいては住民 だっいては,随 集約)システムの	基本台 時本人研	テムにおける措置> 帳への記載. 変更時にシステム 確認を行い変更があればその者	
		く、国保総合PC等することはできな	こ登録した情報は の端末から国係 い仕組みとしてし	R総合(国 Nる。国(	]保集約)システムの個人番号( 民総合PC等に登録した情報に E個人情報が古い情報のままの	ついては被保険者の住所異動
リスク	への対策は十分か	[ 十分	である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまで	も存在するリスク	,	4133 TR 64 4	
消去	手順	[ 定め	ている	]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
	手順の内容	・保険料の時効至 ・宛名情報につい を随時見直し適ち く国保総合(国保 国保総合PC等に ・国保総合PC等に	リ来分や不納欠技では、住民基本のな運用に努める 集約)システムのおける措置 こ登録した情報に	員データ 台帳から る。 )保管・消 はサーバ	<b>当去</b> >	いる。宛名情報の消去ルール 第一条 でいる でんしょう でんしょう でんしょ でんしょ でんしゅう でんしゅう でんしょ しんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしょう はんしょう はんしゅう はんしょう はんしゃく はんしん はんしゃく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし
					R総合PC等に登録した情報に「 E個人情報が消去されずいつま	
その作	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[ 十分	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個	固人情報の保管・消去に	おけるその他のリ	スク及びそのリス	スクに対す		

- ・端末,サーバーの更新に当たっては,データの完全消去作業を実施している。 ・媒体の廃棄に関しては,データを完全に消去する,初期化を実施する,読み取りができないように物理的に破壊する,いずれかの対応 を実施したうえで廃棄している。
- ・紙媒体についは、鍵付の保管庫などに収納するとともに、廃棄についてはシュレッダー処理を徹底している。

# <取りまとめ機関における措置>

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した 資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特 定個人情報保護評価を実施している。

# Ⅳ その他のリスク対策※

17 ての他のう人	/ / 1 / A / A
1. 監査	
①自己点検	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的なチェック方法	〈本市における措置〉・特定個人情報の取扱いに関する自己点検を年に1回実施している。・特定個人情報の取扱いに関する自己点検を年に1回実施している。・評価書の見直しを年に1回実施し、その中で評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて自己点検している。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な内容	〈本市における措置〉・福岡市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期の監査基本方針を「福岡市情報セキュリティ監査中期計画」として策定している。 ・取り扱う情報の重要度に応じ、外部監査、内部監査を定期的に実施している。監査項目については総務省の「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」を参照し実施している。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 〈国保総合(国保集約)システム〉・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項のよる個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。
2. 従業者に対する教育・原	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な方法	〈本市における措置〉(1)研修について・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。・情報セキュリティ及び個人情報の取扱いについて、新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者及び担当課個人情報保護責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。 (2)各種周知について・情報セキュリティボータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、情報セキュリティについての職員の意識向上を図っている。・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について関係課と連携して通知する等、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関して継続的に周知を行っている。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。

## 3. その他のリスク対策

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>
・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの 高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

# <取りまとめ機関における措置>

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符 号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人 情報保護評価を実施している。

# V 開示請求、問合せ

1. 犌	<b>F足個人情報の開示・</b>	訂正・利用停止請求
①請求	<b></b>	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 総務企画局 行政部 情報公開室 TEL092-711-4129 FAX092-733-5619
②請求	求方法	福岡市個人情報保護条例に基づき、「開示・訂正・利用停止請求書」により請求する。
	特記事項	
③手数	<b>数料等</b>	[ 無料 ] <選択肢> (手数料額、納付方法: ) (手数料額、納付方法: )
④個 <i>/</i> 表	人情報ファイル簿の公	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル
	公表場所	・市ホームページ ・総務企画局行政部情報公開室
⑤法=	合による特別の手続	_
⑥個之 不記載	人情報ファイル簿への は等	_
2. 特	<b>宇定個人情報ファイル</b>	の取扱いに関する問合せ
①連約	各先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 保健福祉局 生活福祉部 保険年金課 TEL092-711-4242 FAX092-733-5441
②対原	芯方法	・問い合わせについては、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについては、定められたルールに基づき、担当部署への連絡・協議の上、対応する。

# VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成28年10月11日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意	見の聴取
①方法	市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。意見に対する本市の考え方については、市ホームページ上で示す。
②実施日·期間	令和2年5月26日から令和2年6月26日まで
③期間を短縮する特段の理 由	_
④主な意見の内容	提出意見なし
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年7月15日(予定)
②方法	福岡市個人情報保護審議会による点検
③結果	
4. 個人情報保護委員会の	D承認 【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

# (別添3)変更箇所

※ 明日	四四四	単二 の甲里 変	※国後 の記載	無批批	提出時期广係名詩明
平成28年7月1日	五 特定個人情概要 是.基本情報 ⑤保有開始日		平成27年10月	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	その他の項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付け られない。
平成28年7月1日	<ul><li>□ 特定個人情報ファイルの概要</li><li>3. 特定個人情報の入手・使用</li><li>①入手元</li></ul>	本人又は本人の代理人, 評価実施機関内の他部署(住民基本台帳, 住民税所管部署), 地方公共団体・地方独立行政法人(番号法別表第2に定められた機関), 民間事業者(金融機関,生命保険会社等), その他(福岡県国民健康保険団体連合会(レセプト情報))	本人又は本人の代理人, 評価実施機関内の他 部署(住民基本台帳, 住民税所管部署), 地方 公共団体・地方独立行政法人(番号法別表第2 に定められた機関), 民間事業者(金融機関, 生命保険会社等), その他(福岡県国民健康保 険団体連合会(レセプト情報), 地方公共団体 情報システム機構)	事後	記載誤りを正すことを目的にする変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	エ 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ②入手方法	紙, 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。), 専用線, 庁内連携システム, 情報提供ネットワークシステム	紙、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。),専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワーシステム)	争	詳細の追記であり, 重大な変 更に当たらず, 事前の提出・ 公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	エ 特定個人情報ファイルの 概要 (別添2) 特定個人情報ファイ ル記録項目	(別紙2)「すべての記録項目」を参照	(別紙2)「すべての記録項目」を参照	事後	詳細の追記であり, 重大な変更に当たらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策      特定個人情報の保管・消去      特定個人情報の保管・消去      サスク1:特定個人情報の漏えい。減失・毀損リスク      ・別述去・毀損リスク      ・別述去・毀損リスク      ・別述去・ない内に、評価実施機関において、個人情報に関	発生あり	発生なし	垂後	発生日(平成25年6月)より3年経過することに伴う記載内容の変更であり, 重大な変更に当たらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日		システムのデータ更新のため、区役所へDVDで個人情報データを運搬していた委託業者が、 運搬中の交通機関車内にDVDを置き忘れた。	※記載削除	争	発生日(平成25年6月)より3年経過することに伴う記載内容の変更であり,重大な変更に当たらず,事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	<ul> <li>二 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</li> <li>7. 特定個人情報の保管・消去</li> <li>サスク1: 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクの過去をいっず、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</li> </ul>	DVDで運搬していたデータを,専用線による伝送方式にシステムを改修した。	※記載削除	<del>呻</del> 忽	発生日(平成25 年6 月)より3 年経過することに伴う記載内容の変更であり,事大な変更に当た変更、ままな変更に当たるでである。 表が義務付けられない。
平成28年7月1日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検	く本市における措置> 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。 く中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ()運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対 し、定期的に自己点検を実施することとしている。	く本市における措置> 年に1回, 評価書の定期見直し時に行う自己点 検チェックの中で, 評価書の記載内容が運用実 態と相違がないことも含めて確認している。 く中間サーバ・プラットフォームにおける措置> (①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラット フォームの運用に携わる職員及び事業者に対 し、定期的に自己点検を実施することとしてい る。	<del>呻</del> 须	自己点検方法の記載内容を実能に合わせた内容に修正しただけであり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月8日	<ul><li>1 基本情報</li><li>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</li><li>②法令上の根拠</li></ul>	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる 項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険 給付関係 情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、17、2 6、27、30、33、39、42、46、58、62、80、 87、88、93) (別表第2における情報照会の根拠) ・42項~45項	<ul> <li>〈情報提供の根拠〉</li> <li>・番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、3、3、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、49、53条)</li> <li>〈情報照会の根拠〉</li> <li>・番号法第19条第7号 別表第二(42、43、44、45の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を不断を表別の主義第3</li> </ul>	争	法令上の根拠の追記であり, 重要な変更に当たらず, 事前 の提出・公表が義務付けられ ない。
平成29年2月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取 B り扱う事務において使用する システム	(記載なし)	(システム5を追加)	<b></b>	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	(別添1)事務内容	「事務の流れ」を記載	「事務の流れ」は変更前の記載通りであるが、 「※国保広域化に関する事務は別紙参照」の文 言を追加	<del>順</del>	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	(別添1)事務内容	(記載なし)	(別添1)国保広域化に係る業務(資格継続業務)を追加	海	重要な変更が生じるため。

提出時期に係る説明	重要な変更が生じるため。
提出時期	遍
変更後の記載	く国保連合会以外からの入手> ・住民情報・・住民に異動があった都度随時・住民精・・日に異動があった都度随時・特別徴収関係情報・・年次(5月)・預貯金情報、生命保険加入状況等・・・滞納処分事務実施時随時・中之プト情報・・一個人番号が記載された。 日書等が提出されたとき(国民健康保険の資格得要に係る届出等)・雇用保険適用情報・・・個人番号が記載された国書等が提出されたとき(保険給付の申請等)・雇用保険適用情報・・・個人番号が記載された国書等が提出されたとき(保険給付の申請等)・雇用保険適用情報・・・個人番号が記載された国書等が提出されたとき(保険給付の申請等)・雇用保険適用情報・・・個人番号が記載された国書等が提出されたとき(非自発的失業者に係る保険料の軽減の申請) <国保連合会からの入手>・資格継続業務:被保険者情報(国保資格取得要失年月日連携ファイル、市町村被保険者的、音質格情報。平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 ・言額該当の引き継ぎ業務:引き継ぎ情報(継続候補世帯以入た、継続世帯確定リスト等)・転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。平成30年4月1日以後に、月次の頻度。
変更前の記載	・住民情報…住民に異動があった都度随時・住民税・月次・特別徴収関係情報・・年次(5月)・預貯金情報、生命保険加入状況等・・・滞納処分事務実施時随時・レセプト情報・・月次・・年金関係情報・・年次(10月)
項目	I 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ③入手の時期・頻度
変更日	平成29年2月10日

変更前の記載     変更後の記載       <国保連合会以外からの入手
・住民情報・・転入・出生時や国保法第6条の 規定に該当しなくなった場合の資格取得事務等 に必要なため ・住民税・・・賦課変更の確認、計算に必要なた
め ・預貯金情報, 生命保険加入状況等…滞納処 分に必要なため
・特別徴収関係情報…保険料徴収に必要なた・住民情報・・転入・出生時や国保法第6条の め 出守にまま! ナノナンキ担合の姿な配名事数等 1. ナブト 性報 かけ業数に必要すたみ
がたたちょうできない。 このは、ロンス・ロンス・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・
・住民税・・・賦課変更の確認, 計算に必要なた   ため め
・特別徴収関係情報…保険料徴収に必要なた   め め
/要なため
・年金関係情報…資格の適止化に必要である  〈国保連合会からの人手〉 ため   国民健康保険に関して、被保険者資格等の管
理を都道府県単位で実施する必要があり、個 人番号利用事務の一部を国保連合会に参託し
ているため、本市が保険給付の支給、保険料の
徴収または保健事業等を実施するためには、
国保連合会から当該情報を入手する必要があった。 ユニュス はおい ボーンのかほか
の。4の1人十分の1年数14、1月17万の飲味受労・2番1年第一番 一番第二年第十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
「近、海道」には、「一つ」には、「ー」には、「一つ、「ー」には、「一つ」には、「一つ、「ー」には、「一つ、「ー」には、「一つ、「ー」には、「ー」には、「ー」には、「一つ、「ー」には、「ー」には、「ー」には、「一つ、「ー」には、「ー」には、「一つ、「ー」には、「一つ、「ー」には、「ー」には、「・し、「・」には、「・し、「・」には、「・」には、「・」には、「・」には、「・」には、「・」には、「・」には、「・・」には、「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
事務において必要な範囲内の情報である。

說明	 8
提出時期に係る説明	重要な変更が生じるため。
提出開	画 要 な 交
提出時期	<del>信</del>
変更後の記載	・住民情報・・・住民基本台帳法が住民に関する事務の処理の基礎とされており、特段の法令や条例の規定がなくても、住民基本台帳を備える市町村の執行機関が、当該市町村の住民の住民の住民の法令を報告を信託を引用できるのには、強化をの一部)をその事務処理に利用できるのは、は当然と解されていることから、個人番号利用事務の処理においても、(住民基本台帳法に基づきるのでは、会(療養費の支給中請)等の規定により世帯主力の日本のとの報告を指していては、国保法第143条の2・預貯金情報、生命保険加入状況等・・国税徴の分のといる。現物給付については、被保険法第143条の2・投票をである。現物給付については、被保険者の会談については、被保険者の給付)等において定められており、まり、「療養の給付」等において定められており、また、「療養の給付」等において定められており、また、「療養の給付」をごといて国保法第30条(療養の給付)等において定められており、また、「療養の給付」をごとが、対申請時に個人を要をでする。 「年金関係情報・・本人が申請時に個人を与を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。
変更前の記載	・住民情報・・・住民基本台帳法が住民に関する事務の処理の基礎とされており、特段の法令や条例の規定がなくても、住民基本台帳を備える市町村の住民の住民所での信題に係る情報(個人番号を含む本人確認情報もその一部)をその事務処理に利用できるのは当然と解されていることから、個人番号利用事務の処理においても、(住民基本台帳法に基づき)住民基本台帳法に基づき)住民基本台帳法に基づき)住民基本台帳法に基づき)住民基本台帳法に基づき)住民基本台帳法に基づきの4・行明金に関係情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
項目	エ 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑤本人への明示
変更日	平成29年2月10日

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	推出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	<ul><li>□ 特定個人情報ファイルの概要</li><li>3. 特定個人情報の入手・使用</li><li>同使用方法情報の突合</li></ul>	・住民情報…資格取得事務等に必要なため突合させる。【突合条件】内部番号で突合。 ・住民税情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・住民情報…資格取得事務等に必要なため突合させる。【突合条件】識別情報で突合。 ・住民税情報…賦課変更の確認。計算に必要なため突合させる。【突合条件】識別情報で突合い。 ・預貯金情報、生命保険加入状況等…滞納加分に必要なため突合させる。【突合条件】氏名、生年月日で突合後調査。 ・特別徴収情報…保険料徴収に必要なため突合させる。【突合条件】氏名、したづい情報…保険料徴収に必要なため突合させる。 「突合条件】4情報で突合。突合不能分は個別に調査。 ・年金関係情報…資格の適正化に必要なため突合させる。【突合条件】準別情報で突合。安合不能分は相別に調査。 ・年金関係情報…資格の適正化に必要なためないなったがは極保険関係情報…資格の適正化に必要なため。 ・保康保険関係情報…資格の適正化に必要なためったの変合させる。【突合条件】識別情報もしくは本情報で突合。 ・保険給付関係情報…資格の適正化に必要なためまたがままる。 ・保険給付関係情報…自発的後事務等に必要なため変でなっ。 ・保険給付関係情報…能付業務等に必要なため変に必要なため。【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。	温・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	I 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する(2件)	委託する(3件)	福	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	I 特定個人情報ファイルの概要 14. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	(記載なし)	(委託事項3を追加)	海	重要な変更が生じるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	II 特定個人情報ファイルの 概要 に、特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号及び14号, 番号法第9条第2号により定める予定の条例	住民基本台帳法第7条第10号及び14号, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	<del>庫</del> 後	条例名称の変更を修正するものであり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年2月10日	エ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	地方税法第20条の11, 番号法第9条第2号に より定める予定の条例	地方税法第20条の11, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ〈個人番号の利用に関する条例	<del>庫</del> 後	条例名称の変更を修正するものであり, 重大な変更に当たらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年2月10日	<ul><li>Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要</li><li>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3</li><li>①法令上の根拠</li></ul>	国民年金法第3条第3号, 番号法第9条第2号により定める予定の条例	国民年金法第3条第3号, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	争	条例名称の変更を修正するものであり, 重大な変更に当たらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年2月10日	<ul><li>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</li><li>5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4</li><li>①法令上の根拠</li></ul>	介護保険法第203条, 番号法第9条第2号により定める予定の条例	介護保険法第203条, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	<del>庫</del> 統	条例名称の変更を修正するものであり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

提出時期に係る説明	重要な変更が生じるため。
提出時期	温
変更後の記載	く国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ①システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理している。また、サーバ更新にあたり、サーバはデータセンターに設置し、下記のとおり厳重に管理する。また、サーバ更新にあたり、サーバはデータとしており、全ての入館者を管理している。・サーバ室への出入口に在キュリティカード及び生体認証装置を設置し、入室を厳重に管理している。・サーバのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 つけに保存されている。 ③サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。 そば合宛名システムにおける措置> (1)統合宛名システムにおける措置> (2)特定個人情報は、当該サーバのデータベースがら死名システムにおける措置> (2)特定個人情報は、当該サーバのデータベースが、スワードによる認証が必要である。まびパスワードによる認証が必要である。まびパスワードによる認証が必要である。の特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。 (3)サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。く中間サーバ・ブラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
変更前の記載	く国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ①システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理する。②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。 ③サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。く統合宛名システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。 ②サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。く中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンケーへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもを被重に管理する。
項目	エ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 ①保管場所
変更日	平成29年2月10日

提出時期 提出時期に係る説明			事前 重要な変更が生じるため。 1000年である。
変更後の記載	く国保連合会以外からの入手> ・届出、申請等の窓口において、届出、申請内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。・窓口においてシステム端末により情報を照合確認を行う。 ・「庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、対象者以外の情報の入手はできない。	く国保連合会からの入手> 国保総合PC及びデータ連携用PC(以下「国保 総合PC等」という。)における措置	・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約) システムに限定されており、配信されるデータ は国保連合会において、関連性や妥当性およ び整合性のチェック(*)が行われていることが 前提となるため、対象者以外の情報を入手する ことはない。 ・国保総合PC等において対象者の検索や検索 結果を表示する画面には、個人番号を表示しな いことによって、誤った対象者に関する特定個 人情報の入手を防止している。
変更前の記載	・届出、申請等の窓口において、届出、申請内容や木人権勢重指の確認を結めに行い、	者以外の情報の入手の防止に努める。 ・窓口においてシステム端末により情報を照合確認を行う。	ができた。 ができた。 変を利用申請により利用する情報資産が、内 容、目的、用途等について、情報資産所管課の 承認を得る必要がある。また、情報システム課 に報告することになっており、対象者以外の情 報の入手はできない。
<b>変</b> 更日 項目	田、特定個人情報ファイルの	取扱いフロセスにおけるリスク対策 対策 2. 特定個人情報の入手 (情報をある) 報提供ネットワークシステムを	

提出時期に係る説明	重要な変更が生じるため。
提出時期	福・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
変更後の記載	く国保連合会以外からの入手〉 ・申請書記載内容等必要最小限の情報のみ入手し不必要な情報の入手防止に努める。 ・ンステムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセス制限により操作対象者及び住により不正なアクセスを防止する。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
変更前の記載	・申請書記載内容等必要最小限の情報のみ入手し不必要な情報の入手防止に努める。 ・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセス制限により操作対象者及所により不正なアクセスを断止する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
項目	<ul> <li>本 特定個人情報ファイルの 知扱いプロセスにおけるリスク 対策</li> <li>対策</li> <li>報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除へ。) リスク1: 目的外の入手が行 われるリスク たの要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容</li> </ul>
変更日	平成29年2月10日

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
田 本 を を を を を を を を を の に に に に に に に に に に に に に	<ul> <li>田 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策</li> <li>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーケシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</li> </ul>	・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセスを 制限により不正なアクセスを防止する。 ・アクセスログ、操作ログを保存し調査等を可能 とする。 ・・庁内連携により情報を入手する場合は、情報 資産利用申請により利用する情報資産の、内容 の、目的、用途等について、情報資産所管課の 承認を得る必要がある。また、情報資産所管課の に報告することになっている。	く国保連合会以外からの入手> ・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセスを 制限により不正なアクセスを防止する。 ・アクセスログ、操作ログを保存し調査等を可能とする。 ・アクセスログ、操作ログを保存し調査等を可能とする。 ・アクセスログ、操作ログを保存し調査等を可能とする。 ・アクセスログ、操作ログを保存し調査等を可能は、情報の手間の事業を利用申請により情報を入手する場合は、情報の発電の、内容、目的、用途等について、情報資産の、内容に報告することになっている。  「国保進合会からの入手> 国保維合うことになっている。 「国保達合会の国保統合」は無数の入手元は、国保連合会の国保統合「国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムの射部インタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムの外部インタフェースは待で定められる範囲)でしか入手でまがデータ定義によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。	<del>温</del> <del>岬</del>	重要な変更が生じるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			く国保連合会以外からの入手〉 ・隣の窓口との間隔が狭い個所についてはパーテイション等により覗き見されないようにしている。 ・窓口からは端末画面を見えないようにしている。も所により端末画面を見えないようにしている。も所により端末画面に覗き込み防止フィルターを設置している。		
			く国保連合会からの入手> ①国保総合PC等における措置 ・本市の国保総合PC等は、国保連合会のみと 接続され、接続には専用線を用いる。 ・本市の国保総合PC等と国保連合会の国保総		
		・隣の窓口との間隔が狭い個所についてはパー ティション等により覗き見されないようにしてい	合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・本市の国保総合PC等と国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、		
平成29年2月10日	靴提供ネットワークンステムを 通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個 人情報が漏えい・紛失するリ	る。 ・窓口からは端末画面を見えないようにしてい る。場所により端末画面に覗き込み防止フィル ターを設置している。	ワイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。	塩	重要な変更が生じるため。
			・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデート を行うこととしており、接続拠点の追加、削除等 を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要 なった際は、国保連合会により迅速に実施さ		
			がる。 ・国保総合PC等において対象者の検索や検索 結果を表示する画面には、個人番号を表示しな いことによって、不適切な操作等によってデータ が漏えい・紛失することのリスクを軽減してい		
			る。 ・国保総合PC等へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。		

提出時期に係る説明	重要な変更が生じるため。	重要な変更が生じるため。
提出時期	<del>順</del>	<u> </u>
変更後の記載	②国保総合PC等と既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体における措置・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。・電子記録媒体に媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。・保管する必要がない使用済の電子記録媒体には、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。	く国保総合PC等における措置> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIIこよるデータ抽出機能(*)は国国保総合PC等に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要のない情報との組付けが行われるリスクを軽減している。 *:ここでいうGUIIこよるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。
変更前の記載		
項目	(前項の続き)	<ul> <li>本 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</li> <li>3. 特定個人情報の使用リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクその他の措置の内容</li> </ul>
変更日	平成29年2月10日	平成29年2月10日

提出時期に係る説明	重要な変更が生じるため。	重要な変更が生じるため。
提出時期	福	遍
変更後の記載	く国民健康保険ンステム、滞納整理ンステム > ・各ューザに個別付与したユーザアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要付報ののチアクセス可としている。要な情報へのみアクセス可としている。 「国保総合PC等における措置>・国保総合PC等を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。・ログインしまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの体にまたしなしなしたとの	<ul> <li>(国民健康保険システム,滞納整理システム&gt;</li> <li>・ユーザーID,端末IDのアクセスログ,操作ログを記録する。</li> <li>(国保総合PC等における措置&gt;</li> <li>・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・当該記録については、一定期間保存することとしている。</li> </ul>
変更前の記載	・各ューザに個別付与したユーザアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報 へのみアクセス可としている。	・ユーザーID, 端末IDのアクセスログ, 操作ログを記録する。
項目	<ul> <li>正 特定個人情報ファイルの対策</li> <li>対策</li> <li>対策</li> <li>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</li> <li>リスク</li> <li>は、アクセス権限のない職員等のない。</li> <li>等)によって不正に使用されるりまり</li> <li>自体的な管理方法</li> </ul>	<ul> <li>正 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</li> <li>3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員、アクセス権限のない職員、アクセス権限のない職員、アクセス権限のない職員時別によって不正に使用されるリスク</li> <li>特定個人情報の使用の記録具体的な方法</li> </ul>
変更日	平成29年2月10日	平成29年2月10日

	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
<ul><li>□ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策</li><li>3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイ ルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容</li></ul>	<ul> <li>本 特定個人情報ファイルの ・委託先に対して、契約書等において許可を得 ない複製を禁止し、個人情報保護及び情報センタない複製を禁止し、個人情報保護及び情報セキュリティの体制整備を求め、従事者への研修 ・の実施を義務付けている。また、必要に応じ監 なりスク4:特定個人情報ファイ 査等の実施や事故発生時の情報の公開が可 60以不正に複製されるリスク 館なこと並びに罰則の適用があることを定めて オリスクに対する措置の内容 いる。</li> </ul>	く国 に 限 保 成 以 が は か と 国 た は は な と は か と は か と か と か と か と か と か と か と か	<del>福</del>	重要な変更が生じるため。
		②国保総合PC等と既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体における措置・電子記録媒体における措置・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はははままる。	海	重要な変更が生じるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	<ul><li>工 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策</li><li>4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 情報保護管理体制の確認</li></ul>	・作業者は個人情報及び情報資産の取扱いに ついて、「業務委託における個人情報及び情報 資産の取扱いに係る措置の基準」を遵守するこ とを契約書に明示し、かつ契約締結時に業務遂 行責任者及び作業従事者一覧を提出させ確認 している。 ・また、誓約書を徴取し作業者の情報資産の適 切な取扱いや指導監督について遵守を求め管 理体制の強化を図っている。	・作業者は個人情報及び情報資産の取扱いに ついて、「業務委託における個人情報及び情報 資産の取扱いに係る措置の基準」を遵守するこ とを契約書に明示し、かつ契約締結時に業務遂 行責任者及び作業従事者一覧を提出させ確認 にている。 ・また、誓約書を徴取し作業者の情報資産の適 切な取扱いや指導監督について遵守を求め管 理体制の強化を図っている。委託先の事情によ り、誓約書を徴取することができない場合は、当 市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託 先において個人情報が適正に管理されている かの確認資料を提出させる。	海	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	皿 特定個人情報ファイルの対策 対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの関 特定個人情報ファイルの関 者・更新者の制限 具体的な制限方法	・許可されたもの以外特定個人情報ファイルに アクセスできないように制御しており, 許可が あってもID, パスワードにより認証している。	く国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・許可されたもの以外特定個人情報ファイルにアクセスできないように制御しており、許可があってもID、パスワードにより認証している。 〈国保総合PC等における措置> ・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させる。また、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させる。	海	重要な変更が生じるため。

	東記 20世 X X
<b>た作業記録の提出</b> 録する。	時定個人情報ファイルの 対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱 いの記録 具体的な方法

提出時期に係る説明	重要な変更が生じるため。
提出時期	温
変更後の記載	く国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置と、・資料やデータの市の承諾なしの持ち出しの禁むの政権・プライバシー保護に関し業務従事者への研修の実施、情報保護を図る体制の確立の求め、入退室台帳による従事者の入退室管理・身分証明書の常時携帯及び名札の着用・委託業務に係る体制表の提出とを防止するため、相欠総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することがは、インターネットに流出することがは、インターネットに流出することがは、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムにおいて保有する中の指置を講じている。・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルスが、ツーンクをの経験が、インターの解析を行う。・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策がとともに、ログの解析を行う。・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策が上をデラとともに、ログの解析を行う。・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策が記録を行うとがなりが必要なセターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を請する。
変更前の記載	・資料やデータの市の承諾なしの持ち出しの禁止 ・データ保護・プライバシー保護に関し業務従事 者への研修の実施、情報保護を図る体制の確 立の求め ・入退室台帳による従事者の入退室管理 ・身分証明書の常時携帯及び名札の着用 ・委託業務に係る体制表の提出
項目	<ul> <li>田 特定個人情報ファイルの 対策</li> <li>4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱 いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する 措置</li> </ul>
変更日	平成29年2月10日

項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
(前項の続き)		・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを複製等の操作が可能な職事を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前にシステム管理者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講する。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講する。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管情報については、作業が終わる都度、速やかに可には報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで物砕し破棄する。	<del>福</del>	重要な変更が生じるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	説明
平成29年2月10日 7	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない カ法によって入手が行われる リスク	く国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	く国民健康保険システム、滞物整理シスナムにおける措置と・サーバーはサーバ室(データセンターへ移行予定)に設置し物理的にアクセスできるものを限定する。・ネットワークは方内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。く統合宛名システムにおける措置としている。 通信を暗号化することで安全性を確保している。 20統合宛名システムは、前度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (2)統合宛名システム目の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (2)統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離するとでいる。 業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を確保している。 く中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報保体ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 く中間サーバ・プラットフォームにおける措置とり中間サーバ・プラットフォームにおける指数を行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (3)中間サーバと回信は、高度なセキュリティを利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	<del>温</del> <del>師</del>	重要な変更が生じるため。	s S

項目	ш		変更後の記載 <国民健康保険システム、滞納整理システムに	提出時期	提出時期に係る説明
6. 情報提供: デムとの接続 リスク4: 入 人情報が漏え スケ リスクに対す、	6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個 人情報が漏えい・紛失するリ スク リスクに対する措置の内容 リスクに対する措置の内容	く国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・番号法第9条に定められた事務担当者のみが 担当事務の照会・結果受領処理しか行えないようにアクセスを制限し、情報漏えいを防止する。 ・サーバーはサーバー室に設置し物理的にアクセスできるものを限定する。 ・ネットワークは庁内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。 く統合宛名システムにおける措置> (1) ならかじめ承認されたシステム・職員以外の情報、五をができないようアクセス制限を設けておいる。 は、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報、五をができないようアクセス制限を設けている。 ③中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用の本ットの場間とない。 (2) 番号法に定められている事務以外での情報には、高度なセキュリティを維持した行政専用のかかが利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (4) 本がの立。時報を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 の様に対容の追踪調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報照会などを押止する仕組みになっている。<中間サーバ・ソフトはかは、業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を担保している。 の操作内容の追踪調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報照会などを押止するとは私がこれている情報をから追踪調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報照会などを押止するとで、通信の安全性を通保している。<中間サーバ・ソフトフトフトフトフトストレーがにはははないまとははままがするとのがを実施するため、漏えい・紛失の分を実施するため、漏えい・紛失の	おける指置されている。 ・ 本号法第9条に定められた事務担当者のみが ・ 本号法第9条に定められた事務担当者のみが もしてプケセスを制限し、情報漏えいを防止する。 ・ サーバーは一が室(データセンターへ移行 ・ サーバーは関し、情報漏えいを防止する。 ・ サーバーは関し、情報漏えいを防止する。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<del>温</del> <del>岫</del>	重要な変更が生じるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	(前項の続き)	②既存システムからの接続に対し認証を行い、 許可されていないシステムからのアクセスを防 止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果 については、一定期間経過後に当該結果を情 報照会機能において自動で削除することによ り、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽 減している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能で は、ログイン時の職員認証・権限管理機能で は、ログイン時の職員認証・権限管理機能で は、ログイン時の職員認証・権限管理機能で がアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記 録が実施されるため、不適切な接続端末の操 ながすがを表がした職員、時刻、操作内容の記 録が実施されるため、不適切な接続端末の操 ながすけを実施した職員、作類、操作内容の記 ながす間サーバの職員。正が、 会者の中間サーバでしか復号できない仕組み になっている。そのため、情報提供ネットワーケシス では復号されないものとなっている。 く中間サーバ・プラットフォームにおける措置と (1)中間サーバ・プラットフォームにおける措置と のリスケに対応している。 ②中間サーバ・プラットフォームにおける技術 を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとと もに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリ スクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォームの運用、監 視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報 へはアクセスすることはできない。	②既存システムからの接続に対し認証を行い、 許可されていないシステムからのアクセスを防 止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果 については、一定期間経過後に当該結果を情 報照会機能において自動で削除することによ り、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽 減している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能で は、ログイン時の職員認証・権限管理機能で は、ログイン時の職員認証・権限管理機能で は、ログイン時の職員認証・権限管理機能で は、ログイン時の職員認証・権限管理機能で は、ログイン時の職員認証・権限管理機能で は、ログイン時の職員認証・を限り 録が実施されるため、不適切な接続端末の操 が、対すたを進施した職員、時刻、操作内容の記 録が実施されるため、不適切な接続端末の操 が、可切なオンライン連携を加止する仕組 かになっている。 会者の中間サーバは、情報提供ネットワークシス では復号されないものとなっている。 く中間サーバでしか復号できない仕組み になっている。そのため、情報提供ネットワーク システムでは復号されないものとなっている。 く中間サーバ・プラットフォームにおける措置と 10中間サーバ・プラットフォームにおける指置と 他用サーバ・プラットフォーム事業者の業務 は、中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務 は、中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務 は、中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務 は、中間サーバ・プラットフォーム事業者の ③中間サーバ・プラットフォームの運用、監 視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報	<del>信</del>	重要な変更が生じるため。

変更日	道目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	7. 特定個人情報の保管・消 大 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・減失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	く本市における措置> ・サーバー室は入室可能な者を限定し、入退室時にはIDとパスワードで認証している。・サーバーのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。・サーバーのラックは床に固定し、地震による倒壊を防止している。・前日のバッケアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。 く中間サーバ・プラットフォームをデータセンケーにおける措置> (中間サーバ・プラットフォームをデータセンケーに設定を開発し、設置場所への入退室者管理、有人を現をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とい、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	く国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置>・サーバはサーバ室(データセンターへ移行予定)に設置され、入退室は厳重に管理している。・サーバのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。・・前日のバックアップデータを保管し、データ要失りスクに備えている。・・サーバのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。・サーバのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。・サーバのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。・サーバのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。・サーバのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。・・サーバのラックは旅錠に関係者以外アクセスできない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	温・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	重要な変更が生じるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	7. 特定個人情報の保管・消去 カスク1: 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスク 優技術的対策 具体的な対策の内容	く国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・システムのネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。・システムへのアクセスは限定された者のみ可る。・システムへのアクセスは限定された者のみ可る。 そ統合宛名システムにおける措置> ・・ハにはウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス・クーンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。サーバにはウイルス対策ソフトを導入し、少知のイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。・・ハインを実施する。サーバーは設置しており、外部インターネットと接続する情報系ネットワークと分離された業務系ネットワークに設置しており、外部オンケーをが高された業務系ネットワークに設置しており、外部ネットワークからの不正アクセスを防止するため、サーバ・カットフークからの不正アクセスを防止するため、サーバ・カットフークは管フォルダに対して対しており、イルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を対し、アクセス制限を行う。(②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策シフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。		温 <del>岫</del>	重要な変更が生じるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	(前項の続き)		く国保総合(国保集約)システムの保管・消去〉 国保総合PC等における措置 ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで 情報を連携する場合、国保総合PC等上に一時 ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了 後には自動で削除される。 ・国保総合PC等で使用できる外部媒体は、情報 システム管理者が使用許可したもののみを使 用可能する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール を導入している。 ・導入しているのS及びミドルウェアについて、必 要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	7. 特定個人情報の保管・消去 3. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17. 17	・住民登録内の者については住民基本台帳への記載、変更時にシステム間で自動的に連携する。 する。 ・住民登録外の者については、随時本人確認を 行い変更があればその都度データを更新する。	く国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置> ・住民登録内の者については住民基本台帳への記載、変更時にシステム間で自動的に連携する。 ・住民登録外の者については、随時本人確認を行い変更があればその都度データを更新する。 く国保総合PC等における措置 ・国保総合PC等に登録した情報はサーバこのも保存され、国保総合PC等の端末に保存されるることはなく、国保総合PC等の端末に保存されることはなく、国保総合PC等ので等の端末に保存されることはなく、国保総合PC等に登録した情報はサーバこのかには被保険者の住所異動等が発生する都度更新している。国保総合PC等に登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。	<b>漫</b>	重要な変更が生じるため。

変更日	道	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
·成29年2月10日	7. 特定個人情報の保管・消去 去 リスク3: 特定個人情報が消 <sup>平成29年2月10日</sup> 去されずいつまでも存在する リスク 消去手順 手順の内容	・保険料の時効到来分や不納欠損データの消 去は定期的に行っている。 ・宛名情報については、住民基本台帳からの連携で消除情報を持たせている。宛名情報の消 去ルールを随時見直し適切な運用に努める。	く国民健康保険システム,滞納整理システムにおける措置> ・保険料の時効到来分や不納欠損データの消去は定期的に行っている。 ・宛名情報については、住民基本台帳からの連携で消除情報を持たせている。宛名情報の消去ルールを随時見直し適切な運用に努める。 <国保総合PC等における措置・国保総合PC等における措置・国保総合PC等における措置をことはなく、国保総合PC等のは末がら国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PC等に登録と情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているとめ、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。	温・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	〈本市における措置〉 ・福岡市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期の監査基本方針を「福岡市情報セキュリティ監査上ている。 リティ監査中期計画」として策定している。 ・取り扱う情報の重要度に応じ、外部監査、内部監査を定期的に実施している。監査項目については総務省の「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」を参照している。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフィームにおける措置〉フォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	く本市における措置> ・福岡市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期の監査基本方針を「福岡市情報セキュリティ監査中期計画」として策定している。・取り扱う情報の重要度に応じ、外部監査、内部監査を定期的に実施している。監査項目については総務省の「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」を参照しま施している。 「中間サーバ・プラットフォームにおける措置>・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームにおける措置>・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項のよる個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。	福・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	重要な変更が生じるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の 聴取 ②実施日・期間	平成27年6月11日から平成27年7月10日まで	平成28年11月24日から平成28年12月23日まで	追	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の 聴取 ④主な意見の内容	意見なし	評価書P18~20に記載されている特定個人情報ファイルの取扱いの委託内容が、後期高齢者の医療に関する事務における評価書の内容と一部重複している。危機管理上で大いに不安があり、無駄な二重行政コストである。	福	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の 聴取 ⑤評価書への反映	(記載なし)	なし	福	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の 聴取 ①方法	市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見 公募する旨掲載し、市ホームページ、情報公開 室・情報づラザ・各区役所・出張所等において 案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報3 ラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。	市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見 公募する旨掲載し、市ホームページ、情報公開 室・情報プラザ・各区役所・出張所等において 案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。意見に対する本市の考え方については、市ホームページ上で示す。	福	重要な変更が生じるため。
平成29年2月10日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成27年7月23日	平成29年1月11日	福・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	重要な変更が生じるため。

提出時期に係る説明	重要な変更が生じるため。	統合宛名システムの機能追加 に伴う修正。なお、重要な変 更に該当する項目ではない。
提出時期	<b>事</b>	<del>■</del> <b>※</b>
変更後の記載	平成28年10月11日	1 宛名管理機能 統合宛名番号が未登録の個人について、新規 に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務 システムの宛名情報を統合宛名番号,個人番 号とひも付けて保存し管理する。 2 情報提供機能 各既存業務システムの業務情報を中間サーバ 向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報を 中間サーバに提供する。 4 符号要求機能 符号未取得のが象者データが情報連携された 場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を 中間サーバに登録し、既存住基システム及び 住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識 別符号の取得要求・取得依頼を行う。 5 権限管理機能 統合宛名システム政で 在最高の名システム政び 位基ネットを介して、機構に情報提供用個人識 別符号の取得要求・取得依頼を行う。 5 権限管理機能 統合宛名システム域を 統合の名システム域を 統合の名システム域を 統合の名システム域 統合の名システム域 統合の名システム域 統合の名システム域 統合の名システム域 統合の名システム域 統合の名が、 5 権限管理機能 統合の名・システム域 統合の名が、 5 を限して、 5 を取得のでイナポータルのお知らせ機能に表 対象者のマイナポータルのお知らせ機能に表 示等するための情報を中間サーバーに送信する。。
変更前の記載	平成27年5月18日	1 宛名管理機能 統合宛名番号が未登録の個人について、新規 に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務 システムの宛名情報を統合宛名番号、個人番 号とひも付けて保存し管理する。 2 情報提供機能 各既存業務システムの業務情報を中間サーバ 向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報を 中間サーバーに提供する。 4 符号要求機能 符号未取得の対象者データが情報連携された 場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を 中間サーバニ登録し、既存住基システム及び 住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識 別符号の取得要求・取得依頼を行う。 統合宛名システム域、 統合宛名システム域末を利用する職員の認 能や簡先が大手は関に基づいた各種機能 能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を 行う。
項目	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	<ul><li>1 基本情報</li><li>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3</li><li>②システムの機能</li></ul>
変更日	平成29年2月10日	平成29年8月1日

変更日	道目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	I 基本情報 5.個人番号の利用 法令上の根拠	·番号法第9条第1項 別表第一 第30号 ·番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第24条	・番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第24条	事後	表記の微調整であるため, 重要な変更に当たらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。い。
平成29年8月1日	<ul><li>1 基本情報</li><li>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠</li></ul>	<ul> <li>(情報提供の根拠&gt;</li> <li>・番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、49、53条)</li> <li>〈情報照会の根拠&gt;</li> <li>・番号法第19条第7号 別表第二(42、43、44、45の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、26条)</li> </ul>	<ul> <li>(情報提供の根拠&gt;</li> <li>・番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19、20、25、33、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2)</li> <li>・番号法第19条第7号 別表第二(42、43、44、45の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25条の2、26条)</li> </ul>	争	法令上の根拠の追記であり, 重要な変更に当たらず, 事前 の提出・公表が義務付けられ ない。
平成29年8月1日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容	公費医療システムに連携する「資格・住登外」は「その他の情報等」の凡例	公費医療システムに連携する「資格・住登外」を「特定個人情報」の凡例	事後	公費医療システムが独自利用 事務に該当するため追加。なお, 重要な変更に該当する項 目ではない。
平成29年8月1日	<ul><li>Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要</li><li>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項3</li><li>③委託先における取扱者数</li></ul>	10人以上50人未消	10人未诺	<del>陣</del> 後	重要な変更に該当する項目で はないため, 事前の提出・公 表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	I 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている(19件), 移転を行っている(4件)	提供を行っている(28件), 移転を行っている(5件)	<del>陣</del> 級	法令上の根拠の追記であり, 重要な変更に当たらず, 事前 の提出・公表が義務付けられ ない。
平成29年8月1日	エ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供先		1 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 20法令上の根拠 く情報提供の根拠> の修正に伴い,「(別紙1)特定個人情報」に項目追加	<del>晫</del> 筱	法令上の根拠の追記であり, 重要な変更に当たらず, 事前 の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	<ul><li>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</li><li>5. 特定個人情報の提供・移転</li><li>5. 情定個人情報の提供・移転</li><li>10. 付売金上の根拠</li></ul>		I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2.法令上の根拠 <情報提供の根拠> の修正に伴い、「(別紙1)特定個人情報」に項目追加	事後	法令上の根拠の追記であり, 重要な変更に当たらず, 事前 の提出・公表が義務付けられ ない。
平成29年8月1日	エ 特定個人情報ファイルの 概要 15. 特定個人情報の提供・移 転 ②提供先における用途		I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 携 ②法令上の根拠 <情報提供の根拠> の修正に伴い、「(別紙1)特定個人情報」に項目追加	事後	法令上の根拠の追記であり, 重要な変更に当たらず, 事前 の提出・公表が義務付けられ ない。
平成29年8月1日	I 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転 ③提供する情報		<ul><li>1 基本情報</li><li>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</li><li>2 送会上の根拠</li><li>く情報提供の根拠&gt;の修正に伴い,「(別紙1)特定個人情報」に項目追加</li></ul>	垂後	法令上の根拠の追記であり, 重要な変更に当たらず, 事前 の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	<ul><li>工 特定個人情報ファイルの概要</li><li>5. 特定個人情報の提供・移転</li><li>移転先5</li><li>移転先</li></ul>	(記載なし)	保健福祉局総務部医療年金課	争	公費医療システムが独自利用 事務に該当するため追加。なお, 重要な変更に該当する項 目ではない。
平成29年8月1日	<ul><li>工 特定個人情報ファイルの概要</li><li>5. 特定個人情報の提供・移転</li><li>移転先5</li><li>①法令上の根拠</li></ul>	(記載なし)	福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例,福岡市子ども医療費助成条例,福岡市重度障がい者医療費助成条例,福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	争	公費医療システムが独自利用 事務に該当するため追加。なお, 重要な変更に該当する項 目ではない。
平成29年8月1日	<ul><li>工 特定個人情報ファイルの概要</li><li>5. 特定個人情報の提供・移転</li><li>移転先5</li><li>②移転先における用途</li></ul>	(記載なし)	福岡市ひとり親家庭等医療費助成, 福岡市子ども医療費助成, 福岡市主度時がい者医療費助成にかかる資格の認定および助成の決定に関する事務	争	公費医療システムが独自利用 事務に該当するため追加。なお, 重要な変更に該当する項 目ではない。
平成29年8月1日	エ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転 移転先5 ③移転する情報	(記載なし)	・国民健康保険被保険者資格情報・保険給付に関する情報	争多	公費医療システムが独自利用 事務に該当するため追加。な お, 重要な変更に該当する項 目ではない。
平成29年8月1日	<ul><li>工 特定個人情報ファイルの概要</li><li>5. 特定個人情報の提供・移転</li><li>較較にまる情報の対象となる本人の数</li></ul>	(記載なし)	10万人以上100万人未消	垂後	公費医療システムが独自利用事務に該当するため追加。なお, 重要な変更に該当する項目では当する項目では出まる項目ではない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	エ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転 移転先5 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	(記載なし)	被保険者(資格喪失者含む)	事後	公費医療システムが独自利用 事務に該当するため追加。な お, 重要な変更に該当する項 目ではない。
平成29年8月1日	<ul><li>Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要</li><li>5. 特定個人情報の提供・移転</li><li>5 移転先5</li><li>⑥移転方法</li></ul>	(記載なし)	庁内連携システム	華後	公費医療システムが独自利用事務に該当するため追加。なお, 重要な変更に該当する項目ではまる項目ではない。
平成29年8月1日	<ul><li>工 特定個人情報ファイルの概要</li><li>5. 特定個人情報の提供・移転</li><li>整転先5</li><li>①時期・頻度</li></ul>	(記載なし)	随時	華	公費医療システムが独自利用事務に該当するため追加。なお, 重要な変更に該当する項目ではなり
平成29年8月1日	<ul> <li>工 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策</li> <li>3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付 け、事務に必要のない情報と の組付けが行われるリスク 宛名システム等における措置 の内容</li> </ul>	く統合宛名システム> 統合宛名システムを利用するには、各ューザに 個別付与したューザアカウントおよびパスワー ドによる認証が必要であり、権限を保持しない 者は接続できないようになっている。 権限は、番号法に定められた利用事務の所管 課の業務担当職員のみに付与され、また、情報 を利用する事務と事務に必要な情報項目の対 応付けをあらかじめ統合宛名システム上で設定 することで、事務に必要のない情報 への接続も できないよう制限している。	く統合宛名システム> 統合宛名システムを利用するには、職員証及 びUSBトーケンを利用した、二要素による認証 機能を設けており、権限を保持しない者は接続 できないようになっている。権限は、番号法に定 められた利用事務の所管課の業務担当職員の みに付与され、また、情報を利用する事務と事 務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ 統合宛名システム上で設定することで、事務に 必要のない情報 への接続もできないよう制限し ている。	華	統合宛名システムを利用する にあたっての認証機能の強化 に伴う修正であり、リスクを明 らかに軽減する変更のため、 重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
9年8月1日	<ul> <li>皿 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</li> <li>3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との組付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容</li> </ul>	く国民健康保険システム、滞納整理システム> ・各ューザに個別付与したユーザアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報 へのみアクセス可としている。	く国民健康保険システム、滞納整理システム > ・職員証とパスワードによる認証及び業務毎の アクセス権限を設定している。権限は、担当業 務に必要な情報 へのみアクセス可としている。	<del>庫</del> 統	システムを利用するにあたっての認証機能の強化に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減する変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年8月1日	皿 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	く国民健康保険システム、滞納整理システム > ・各ューザに個別付与したューザアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報、のみアクセス可としている。	く国民健康保険システム、滞納整理システム > ・職員証とパスワードによる認証及び業務毎の アクセス権限を設定している。権限は、担当業 務に必要な情報 へのみアクセス可としている。	争	システムを利用するにあたっての認証機能の強化に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減する変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年8月1日	<ul> <li>Ⅲ 特定個人情報ファイルの対策</li> <li>対策</li> <li>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</li> <li>リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク</li> <li>リスク</li> <li>リスク</li> </ul>	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会と の協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報 提供ネットワークシステムを使用して、情報提供 用個人識別符号により紐付けられた照会対象 者に係る特定個人情報を入手するため、正確 な照会対象者に係る特定個人情報を入手する	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	争	個人情報保護委員会の名称変更に伴う修正であり, 形式的な変更のため, 重要な変更にはあたまままままままままままままままままままままままままままままままままままま

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	<ul><li>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</li><li>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスクリスクに対する措置の内容リスクに対する措置の内容</li></ul>	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会と の協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報 提供ネットワークシステムを使用して、情報提供 用個人識別符号により紐付けられた照会対象 者に係る特定個人情報を入手するため、正確 な照会対象者に係る特定個人情報を入手する	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照対は保されている。	<del>庫</del> 後	個人情報保護委員会の名称 変更に伴う修正であり, 形式 的な変更のため, 重要な変更 にはあたらない。
平成29年8月1日	皿 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個 人情報が漏えい・紛失するリ スク	く統合宛名システムにおける措置> ①接続システムの認証及び統合宛名システム 接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の 情報入手を防止している。	く統合宛名システムにおける措置> ①接続システムの認証及び統合宛名システム 接続端末での職員証及びUSBトークンを利用 した、二要素による認証機能を設けており、あら かじめ承認されたシステム・職員以外の情報入 手を防止している。	<del>庫</del> 統	統合宛名システムを利用する にあたっての認証機能の強化 に伴う修正であり、リスクを明 らかに軽減する変更のため、 重要な変更にはあたらない。
平成29年8月1日	<ul><li>工 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策</li><li>6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク5: 不正な提供が行わ れるリスク リスクに対する措置の内容 リスクに対する措置の内容</li></ul>	く国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置と・番号法第9条に定められた該当事務。該当情報の提供を行えないような仕様とし不正な提供を防止する。・システムから統合宛名システムへの副本データの登録については、システム間の自動連携により行う仕様とし、登録ミスを防止する。・自動連携できない場合については、当該事務担当者のみ登録できるようなアクセス制限を行い、また、人力ミスの無いように、マニュアル等を整備し、周知するとともに、アクセスログ、操作ログを記録し調査を可能とする。・支援措置対象者については自動応答不可フラグを設定する。当該業務担当者のみが必要な確認を行った後にしか情報提供を行えないように制御する。	く国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置>・番号法第9条に定められた該当事務、該当情報の提供を行えないような仕様とし不正な提供を防止する。・システムから統合宛名システムへの副本データの登録については、システム間の自動連携にきない場合については、入力ミスの無いように、統合宛名システムへの登録方法についてマニュアル等を整備する。なお、統合宛名システムでは、アクセス制御および操作内容の追跡調査が可能となっている。・支援措置対象者については自動応答不可フラグを設定する。当該業務担当者のみが必要な確認を行った後にしか情報提供を行えないように制御する。	<del>⊪</del> 統	措置を行う対象システムが変更となる修正であり、リスクは変変わらないため、重要な変更にあたらたらはたのである。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	皿 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 ・情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	く国民健康保険システム,滞納整理システムにおける措置>・システムにおいては,提供用の副本データを,自動で適切に変換,登録する仕様となる。適切なテストを行うことで不適切な情報となることを防止する。・自動連携できない場合については、当該事務担当者のみ登録できるようなアクセス制限を行い,また、入カミスの無いように、マニュアル等を整備し、周知するとともに、アクセスログ、操作ログを記録し調査を可能とする。	く国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置>・システムにおいては、提供用の副本データを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを行うことで不適切な情報となることを防止する。 ・自動連携できない場合については、入力ミスの無いように、統合宛名システムへの登録方法についてマニュアル等を整備する。なお、統合宛名システムでは、アクセス制御および操作内容の追跡調査が可能となっている。	争	措置を行う対象システムが変更となる修正であり, リスクは変わらないため, 重要な変更にあたらない。
平成29年8月1日	皿 特定個人情報ファイルの対策 政扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスクフ: 誤った情報を提供し でしまうリスク、誤った相手に 提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	く国民健康保険システム,滞納整理システムにおける措置>・システムにおいては,提供用の副本データを,システムにおいては,提供用の副本データを,なテストを行うことで誤った情報となることを防止する。自動連携できない場合については,当該事務担当者のみ登録できるようなアクセス制限を行い,また,入カミスの無いように、マニュアル等を整備し,周知するとともに,アクセスログ,操作ログを記録し調査を可能とする。	く国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置>・システムにおいては、提供用の副本データを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを行うことで誤った情報となることを防止する。 ・自動連携できない場合については、入力ミスの無いように、統合宛名システムへの登録方法についてマニュアル等を整備する。なお、統合宛名システムでは、アクセス制御および操作内容の追跡調査が可能となっている。	争	措置を行う対象システムが変更となる修正であり, リスクは変わらないため, 重要な変更にあたらない
平成29年8月1日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<本市における措置> 年に1回, 評価書の定期見直し時に行う自己点 検チェックの中で, 評価書の記載内容が運用実 態と相違がないことも含めて確認している。	く本市における措置> ・特定個人情報の取扱いに関する自己点検を 年に1回実施している。 ・評価書の見直しを年に1回実施し、その中で評価書の記載内容が運用実態と相違がないこと も含めて自己点検している。	垂後	点検内容の強化に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減する変更のため、重要な変更にはあたましま。
平成30年8月1日	I 基本情報	小川 明子	島崎 直彦	垂後	所属長の異動による修正であり, 重要な変更に当たらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月1日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容	(別添1)のとおり	(別添1)のとおり	事後	実際の運用に沿った記載へ変 更するものであるが、変更に 伴うリスクは変わらないため、 重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	I 基本情報 1(別添1)事務の内容 備考	(別添1)のとおり	(別添1)のとおり	事後	実際の運用に沿った記載へ変 更するものであるが、変更に 伴うリスクは変わらないため、 重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	I 特定個人情報ファイルの 概要 14. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 ③再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する する 運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力 バッチ処置の実行/バッケアップデータの 取得と保管/システム障害発生時の復旧支援 作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・ 登録)など。	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する する 運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力 バッチ処理の実行/バックアップデータの 取得と保管/システム障害発生時の復旧支援 作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・ 登録)など。	争	単なる語句の修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年8月1日	I 特定個人情報ファイルの 概要 15. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	移転を行っている( 5)件	移転を行っている(6)件	事後	実際の運用に沿った記載へ変 更するものであるが、変更に 伴うリスクは変わらないため、 重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	I 特定個人情報ファイルの概要 15.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6	(記載なし)	保健福祉局健康医療部保健予防課	争多	実際の運用に沿った記載へ変 更するものであるが、変更に 伴うリスクは変わらないため、 重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月1日	<ul><li>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</li><li>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6</li><li>①法令上の根拠</li></ul>	(記載なし)	福岡市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	実際の運用に沿った記載へ変 更するものであるが、変更に 伴うリスクは変わらないため、 重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	<ul><li>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</li><li>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6</li><li>②移転先に</li></ul>	(記載なし)	特定医療費(指定難病)支給認定に関する業務	事後	実際の運用に沿った記載へ変 更するものであるが、変更に 伴うリスクは変わらないため、 重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	<ul><li>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</li><li>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6</li><li>③移転する情報</li></ul>	(記載なし)	国民健康保険被保険者資格情報	事後	実際の運用に沿った記載へ変 更するものであるが、変更に 伴うリスクは変わらないため、 重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	I 特定個人情報ファイルの概要 概要 5. 特定個人情報の提供・移 時(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ④移転する情報の対象となる 本人の数	(記載なし)	[10万人以上100万人未満]	垂後	実際の運用に沿った記載へ変 更するものであるが、変更に 伴うリスクは変わらないため、 重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	I 特定個人情報ファイルの概要 概要 5. 特定個人情報の提供・移 1転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	(記載なし)	被保険者(資格喪失者含む)	垂	実際の運用に沿った記載へ変 更するものであるが、変更に 伴うリスクは変わらないため、 重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月1日	<ul><li>Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要</li><li>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ⑥移転方法</li></ul>	[〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[0]庁内連携システム	事後	実際の運用に沿った記載へ変 更するものであるが, 変更に 伴うリスクは変わらないため, 重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	エ 特定個人情報ファイルの概要 概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ⑥移転方法	[〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[0]庁内連携システム	事後	実際の運用に沿った記載へ変 更するものであるが、変更に 伴うリスクは変わらないため、 重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	エ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ⑥移転方法	[0]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[O]庁内連携システム	事後	実際の運用に沿った記載へ変 更するものであるが、変更に 伴うリスクは変わらないため、 重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ⑥移転方法	(記載なし)	[0]庁内連携システム	事後	実際の運用に沿った記載へ変 更するものであるが、変更に 伴うリスクは変わらないため、 重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	<ul><li>工 特定個人情報ファイルの概要</li><li>6. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6</li><li>①時期・頻度</li></ul>	(記載なし)	日次	垂級	実際の運用に沿った記載へ変 更するものであるが、変更に 伴うリスクは変わらないため、 重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月1日	<ul><li>工 特定個人情報ファイルの概要</li><li>6. 特定個人情報の保管・消去</li><li>①保管場所</li></ul>	N N W	く国民健康保険システム, 滞納整理システムにおける措置> ①システムのサーバはデータセンターに設置し, 下記のとおり厳重に管理する。	事後	本変更に係る評価の再実施を 事前に行っており, 措置状況 が完全に変更完了したため, 事後に記載を修正するもの。
平成30年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 ③消去方法	②ディスク交換やハード更改等の際は、システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。	②ディスク交換やハード更改等の際は、システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。	<del>車</del> 後	単なる語句の修正であり, 重要な変更に当たらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年8月1日	エ 特定個人情報ファイルの 概要 (別添2) 特定個人情報ファイ ル記録項目	(別紙2)「すべての記録項目」を参照	(別紙2)「すべての記録項目」を参照	垂後	実際の運用に沿った記載へ変 更するものであるが、変更に 伴うリスクは変わらないため、 重要な変更にあたらない。
平成30年8月1日	皿 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスケ 対策 6.情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク2:安全が保たれない 方法によって入手が行われる リスクに対する措置の内容	く国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置>・サーバーはサーバ室(データセンターへ移行予定)に設置し物理的にアクセスできるものを限定する。	く国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置>・サーバーはデータセンターに設置し物理的にアクセスできるものを限定する。	<del>庫</del> 後	本変更に係る評価の再実施を 事前に行っており, 措置状況 が完全に変更完了したため, 事後に記載を修正するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月1日	皿 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個 人情報が漏えい・紛失するリ スク	・サーバーはサーバ室(データセンターへ移行 予定)に設置し物理的にアクセスできるものを 限定する。	・サーバーはデータセンターに設置し物理的にアクセスできるものを限定する。	争	本変更に係る評価の再実施を 事前に行っており, 措置状況 が完全に変更完了したため, 事後に記載を修正するもの。
平成30年8月1日	7. 特定個人情報の保管・消去 去 中成30年8月1日 リスク1: 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスク 具体的な対策の内容	く国民健康保険システム,滞納整理システムにおける措置>・サーバはサーバ室(データセンターへ移行予で)に設置され,入退室は厳重に管理している。	く国民健康保険システム,滞納整理システムにおける措置>・サーバはデータセンターに設置され, 入退室は厳重に管理している。	垂後	本変更に係る評価の再実施を 事前に行っており, 措置状況 が完全に変更完了したため, 事後に記載を修正するもの。
令和1年6月28日	<ul><li>1 基本情報</li><li>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム</li><li>②システムの機能</li></ul>	(別添1)事務内容 (資格継続業務) 国民健康保険課	(別添1)事務内容 (資格継続業務) 保険年金課	垂級	課の名称の変更による修正であり, 重要な変更に当たらず, 事前の提出・公表が義務付けられないない。
令和1年6月28日	<ul><li>1 基本情報</li><li>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</li><li>システムシステム5システム5</li><li>②システムの機能</li></ul>	別添1(国保広域化に係る業務(高額該当回数 の引き継ぎ業務) 国民健康保険課	別添1(国保広域化に係る業務(高額該当回数 の引き継ぎ業務) 保険年金課	争	課の名称の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、 事前の提出・公表が義務付けられなれない。
令和1年6月28日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ①部署	保健福祉局 総務部 国民健康保険課	保健福祉局 生活福祉部 保険年金課	垂後	課の名称の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	1 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	夏夏 卿曾	保険年金課長	事後	様式の変更による修正であり, 重要な変更による修正であ り, 重要な変更に当たらず, 事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉局総務部国民健康保険課保僱在企課 保健福祉局総務部医療年金課 東区市民部保険年金課 博多区市民部保険年金課 中央区市民部保険年金課 南区市民部保険年金課 城南区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 西区市民部保険年金課 西区市民部保険年金課	保健福祉局生活福祉部保険年金課保健福祉局生活福祉部保険医療課 東区市民部保険年金課 博多区市民部保険年金課 中央区市民部保険年金課 南区市民部保険年金課 城南区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 国区市民部保険年金課 国区市民部保険年金課	<del>庫</del> 級	課の名称の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、 事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	I 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用	保健福祉局総務部国民健康保険課 保健福祉局総務部医療年金課 東区市民部保険年金課 博多区市民部保険年金課 中央区市民部保険年金課 城南区市民部保険年金課 城南区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 国区市民部保険年金課 西区市民部出張所	保健福祉局生活福祉部保険年金課 保健福祉局生活福祉部保険医療課 東区市民部保険年金課 博多区市民部保険年金課 中央区市民部保険年金課 南区市民部保険年金課 城南区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 早良区市民部保険年金課 国区市民部保険年金課 西区市民部出張所		課の名称の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、 事前の提出・公表が義務付け られない。
令和1年6月28日	11 特定個人情報ファイルの概要 概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	保健福祉局総務部医療年金課	保健福祉局生活福祉部保険年金課	垂後	課の名称の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先5	保健福祉局総務部医療年金課	保健福祉局生活福祉部保険年金課	争	課の名称の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、 事前の提出・公表が義務付け られない。
令和1年6月28日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①連絡先	申1丁目8一1 6部 国民健康保険課 2 FAX092-733-5441	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 保健福祉局 生活福祉部 保険年金課 TEL092-711-4242 FAX092-733-5441	事後	課の名称の変更による修正であり、重要な変更に当たらず、 事前の提出・公表が義務付けられない。
	<ul> <li>1 基本情報</li> <li>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステムシステム5システム5システム5</li> <li>②システムの機能</li> </ul>	1 資格継続業務 (詳細は別添1(国保広域化に係る業務(資格継続業務))を参照)	1 資格継続業務 (詳細は別添1(国保広域化に係る業務(資 格継続業務)を参照) ①被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイルの送信 市区町村の国保総合PC及びデータ連携用 PCのファイル転送機能(*)を用いて、 被保険者情報の受信(国保資格取得喪失 年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携 ファイル) 電道府県内の市区町村間を転居した場 合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了 目 (転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期 間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日 の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合 PCへ	<del>福</del>	重要な変更が生じるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(前項の続き)	2 高額該当回数の引き継ぎ業務 (詳細は別添1(国保広域化に係る業務(高額該当回数の引き継ぎ業務))を参照) ①継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理 機能を用いて、世帯継続性の容認に関する データを転入地市区町村から国保連合会へ送 信する。 ②継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村が上帯経続性を認めた場合には、転出地市区町村の国保総合PC及びデータ(転出地市区町村の国保総合PC及びデータ連携用PCへ当該データを配信する。	2 高額該当回数の引き継ぎ業務 (詳細は別添1(国保広域化に係る業務(高 (詳細は別添1(国保広域化に係る業務(高 () 1) (	<del>福</del>	重要な変更が生じるため。
	(前項の続き)	*ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合 PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを 国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ 送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保 集約)システムサーバ内に格納されている各種 ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合 PCIに配信する機能のことをいう。ファイル転送 機能のみ使用するPCをデータ連携用PCという。	*ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合 PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを 国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ 送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保 集約)システムサーバ内に格納されている各種 アイルや帳票などを、市区町村の国保総合 PCに配信する機能のことをいう。ファイル転送 機能のみ使用するPCをデータ連携用PCという。	<del>福</del>	重要な変更が生じるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<ul><li>1 基本情報</li><li>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</li></ul>	(記載なし)	(システム6を追加)	損	重要な変更が生じるため。
	<ul><li>Ⅰ 基本情報</li><li>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</li><li>①事務実施上の必要性</li></ul>	個人番号を用いて、被保険者の資格情報や所得情報をより的確かつ効率的に把握し、国民健康保険料の公平・公正な賦課を行う。また、国党他の自治体等と国保情報を連携することで、被保険者や保険者が各種証明書を取得するために要している手間や手続きを省略化し、被保険者の利便性の向上を図る必要がある。	個人番号を用いて、被保険者の資格情報や所得精をより的確かつ効率的に把握し、国民健康保険料の公平・公正な賦課を行う。また、国や他の自治体等と国保情報を連携することで、被保険者や保険者が各種証明書を取得するために要している手間や手続きを省略化し、被保険者の利便性の向上を図る必要がある。オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。	福・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	重要な変更が生じるため。
	<ul><li>1 基本情報</li><li>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</li><li>②実現が期待されるメリット</li></ul>	国民健康保険料の公平・公正な賦課及び被保険者の利便性の向上・市が保有する住民情報や税所得情報を個人、番号を用いて名寄せ・突合ができ、被保険者の所得情報や住民情報をより的確かつ効率的に把握することが可能となり、国民健康保険料の公平・公正な賦課につながる。・国や他の自治体等と医療保険情報等を連携することで、被保険者が各種証明書を取得のために要している手間や行政の手続きを簡略化でき、被保険者の利便性の向上へとつながる。	国民健康保険料の公平・公正な賦課及び被保険者の利便性の向上・市が保有する住民情報や税所得情報を個人番号を用いて名寄せ・突合ができ、被保険者の所得情報や住民情報を上り的確かつ効率的に把握することが可能となり、国民健康保険料の公平・公正な賦課につながる。・国や他の自治体等と医療保険情報等を連携することで、被保険者が各種証明書を取得のたでき、被保険者が各種証明書を取得のたでき、被保険者が各種証明書を取得のたでき、被保険者の利便性の向上へとつながる。・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪養費限度積適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。	<del>福</del>	重要な変更が生じるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第30の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	・番号法第9条第1項 別表第一 第30の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<b></b>	重要な変更が生じるため。
	<ul><li>1 基本情報</li><li>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</li><li>②法令上の根拠</li></ul>	<ul> <li>(情報提供の根拠&gt;</li> <li>・番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、3 3、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10条の2、14条の2、12条の3、15条、19、20、25、33、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2)</li> <li>・番号法第19条第7号 別表第二(42、43、4、45の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25条の2、26条)</li> </ul>	<ul> <li>(情報提供の根拠&gt;</li> <li>・番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、93、97、106、109、120の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10条の2、14条の2、12条の3、15条、19、20、25、33、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2)</li> <li>と)</li> <li>(情報照会の根拠&gt;</li> <li>・番号法第19条第7号 別表第二(42、43、44、45の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25条の2、26条)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25条の2、26条)</li> <li>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	遍	重要な変更が生じるため。
	(別添1)事務の内容 別紙 国保広域化について (図)	事務の流れを記載	事務の流れを記載(取りまとめ機関を追加)	塩	重要な変更が生じるため。

提出時期に係る説明	重要な変更が生じるため。	重要な変更が生じるため。	重要な変更が生じるため。
提出時期	墙	墙	塩・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
変更後の記載	国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道体県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する、必要があり、これらの業務を行うために国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要なる。上述の他に、レセプト点検の支援等を委託する(市町村診療報酬審査支払業務)が、これらの業務を行う「次期国保総合システム」では個人オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等同け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。	・医療保険者等向け中間サーバー等における 資格履歴管理事務 オンライン資格確認等システムで被保険者等 の資格情報を利用するために、個人番号を利 用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝 番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紀 づけ管理などを行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における 機関別符号取得等事務 オンライン資格確認のための準備として、情報 オンライン資格確認のための準備として、情報 様能を利用したオンライン資格確認等システム で管理している情報と紐付けるために使用する 情報の提供を行うために機関別符号を取得す る。。	(別添1)オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供を追加
変更前の記載	国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都遺床県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、上述の他に、レセプト点検の支援等を委託する(市町村診療報酬審査支払業務)が、これらの業務を行う「次期国保総合システム」では個人番号を毎日しない。	(記載なし)	(記載なし)
項目	(別添1)事務の内容 別紙 国保広域化について 備考 1 業務委託について	(別添1)事務の内容 別紙 国保広域化について 備寿 3 オンライン資格確認 の準備業務	(別添1)事務の内容
変更日			

田			
提出時期に係る説明	重要な変更が生じるため。	重要な変更が生じるため。	重要な変更が生じるため。
糀	車	車	<b>車</b> 嵌
提出時期	福	<del>温</del> <del>・</del>	海
変更後の記載	委託する(5件)	・被保険者の情報は、国民健康保険に関するる。 事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 る。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の情報を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主に、極限によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号) 第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号) 第236条1項」によって不当利得の返還を受ける がお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間 サーバー等への被保険者資格情報の提供(国 保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健 康保険の療養給付等の審査・支払業務そのも	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
変更前の記載	委託する(3件)	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する 事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 る。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該 当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主 の住民税課税状況を含んで判定をするため、 被保険者のみでな、擬制世帯主の情報も必要 である。 ・「重民健康保険者とその被保険者が属する世帯 の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報 を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」 第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号) 第236条1項」によって不当利得の返還を受ける 権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集 約)システム)のみであり、国民健康保険の療養 給付等の審査・支払業務そのもののには、個人 番号を用いない。	(記載なし)
項目	I 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託の有無	<ul><li>工 特定個人情報ファイルの概要</li><li>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項3</li><li>②地理扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲その妥当性</li></ul>	I 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4
変更日			

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<ul><li>□ 特定個人情報ファイルの概要</li><li>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</li><li>委託事項4</li><li>①委託内容</li></ul>	(記載なし)	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者技番の採番管理、被保険者技番の採番管理、被保険者技番と個人番号との細付管理などを行う。	福	重要な変更が生じるため。
	エ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4 ②取り扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲	(記載なし)	[特定個人情報ファイルの全体]	福	重要な変更が生じるため。
	エ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4 ②取り扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(記載なし)	[10万人以上100万人未満]	追	重要な変更が生じるため。
	<ul> <li>工 特定個人情報ファイルの概要</li> <li>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4</li> <li>②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲対象となる本人の範囲対象となる本人の範囲</li> </ul>	(記載なし)	・被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有する者する。他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者・疑制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主の立ち、国民健康保険の被保険者でない者(例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者	<del>福</del>	重要な変更が生じるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<ul><li>□ 特定個人情報ファイルの 概要</li><li>4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4</li><li>②取り扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲 その妥当性</li></ul>	(記載なし)	オンライン資格確認等システムで被保険者等の 資格情報を利用するために、加入者の資格履 歴情報 の管理を行う。	福	重要な変更が生じるため。
	<ul><li>Ⅲ 特定個人情報ファイルの 概要</li><li>Ⅰ、特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4</li><li>③委託先のおける取扱者数</li></ul>	(記載なし)	[10人以上50人未満]	福	重要な変更が生じるため。
	エ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4 ④委託キへの特定個人情報 ファイルの提供方法	(記載なし)	[〇]專用線	福・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	重要な変更が生じるため。
	<ul><li>工 特定個人情報ファイルの概要</li><li>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4</li><li>⑤委託先名の確認方法</li></ul>	(記載なし)	福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。	墙	重要な変更が生じるため。
	<ul><li>工 特定個人情報ファイルの概要</li><li>4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</li><li>委託事項4</li><li>⑥委託先名</li></ul>	(記載なし)	福岡県国民健康保険団体連合会 (福岡県国民健康保険団体連合会は, 国保中央会に再委託する)	海	重要な変更が生じるため。

変更日	道目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<ul><li>工 特定個人情報ファイルの概要</li><li>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</li><li>委託事項4</li><li>①再委託の有無</li></ul>	(記載なし)	[再委託する]	<b>損</b>	重要な変更が生じるため。
	<ul><li>工 特定個人情報ファイルの概要</li><li>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</li><li>委託事項4</li><li>⑧再委託の許諾方法</li></ul>	(記載なし)	委託先から、再委託内容、再委託期間、再委託 先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に 個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせ ることを条件に承認行う。	<del>順</del>	重要な変更が生じるため。
	<ul><li>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</li><li>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</li><li>委託事項4</li><li>⑨再委託事項</li></ul>	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)	追击	重要な変更が生じるため。
	<ul><li>エ 特定個人情報ファイルの概要</li><li>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5</li></ul>	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	墙	重要な変更が生じるため。
	<ul><li>□ 特定個人情報ファイルの概要</li><li>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5</li><li>①委託内容</li></ul>	(記載なし)	オンライン資格確認のための準備として、医療 保険者等向け中間サーバー等において、情報 提供等記録開示システムの自己情報表示業務 機能を利用したオンライン資格確認等システム で管理している情報と紐付けるために使用する 情報の提供を行うために機関別符号を取得す る。	墙	重要な変更が生じるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2	<ul><li>Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要</li><li>4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託</li><li>委託事項5</li><li>②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲人情報ファイルの範囲</li></ul>	(記載なし)	[特定個人情報ファイルの全体]	追	重要な変更が生じるため。
5	<ul><li>Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要</li><li>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</li><li>委託事項5</li><li>②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲対象となる本人の数</li></ul>	(記載なし)	[10万人以上100万人未満]	<del>順</del>	重要な変更が生じるため。
	<ul><li>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</li><li>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</li><li>季託事項5</li><li>②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲対象となる本人の範囲対象となる本人の範囲</li></ul>	(記載なし)	・被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者・援制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者・国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう	遍	重要な変更が生じるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	1 特定個人情報ファイルの概要 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項5 ②取り扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲 その妥当性	(記載なし)	市区町村とオンライン資格確認システムとの対 応窓口を、支払基金に一本化するため。 オンライン資格確認の準備のために用いる機 関別符号を、支払基金が一元的に取得するた め。	海	重要な変更が生じるため。
	<ul><li>Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要</li><li>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</li><li>委託事項5</li><li>③委託先のおける取扱者数</li></ul>	(記載なし)	[10人以上50人未満]	福	重要な変更が生じるため。
	エ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	(記載なし)	[〇]専用線	福	重要な変更が生じるため。
	エ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	(記載なし)	福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。	福	重要な変更が生じるため。
	<ul><li>工 特定個人情報ファイルの概要</li><li>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託表託事項5</li><li>⑤委託先名</li></ul>	(記載なし)	支払基金	海	重要な変更が生じるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<ul><li>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</li><li>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5</li><li>⑦再委託の有無</li></ul>	(記載なし)	[再委託する]	追	重要な変更が生じるため。
	エ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項5 ⑧再委託の許諾方法	(記載なし)	委託先の福岡県国民健康保険団体連合会から 再委託先の商号又は名称、住所、再委託する 理由、 再委託する業務の範囲、再委託する業務及び 取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る 業務の 優行能力、再委託先への立ち入り調査に係る 程代能力、再委託先への立ち入り調査に係る 要件、その他当市が求める情報について記載し たよる再委託申請及び再委託に係る履行体制 図を託先による再委託先に対する監督体制を 含む。) の提出を受け、福岡県国民健康保険団体連合 会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結 してい ること等、再委託先における安全管理措置を確 認し、再委託先における安全管理措置を確 話する場合も同様とする。)。	福	重要な変更が生じるため。
	エ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項5 ③再委託事項	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	墙	重要な変更が生じるため。

提出時期に係る説明	重要な変更が生じるため。	重要な変更が生じるため。
提出時期	<del>福</del> <del>帅</del>	海 <del>师</del>
変更後の記載	く国民健康保険システム、滞納整理システムトラー・職員証とパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。 「国保総合PC等における措置> ・国保総合PC等を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないないすとしないとによって、特定個人情報が不正に使用さいことによって、特定個人情報が不正に使用さいるとのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードのではいまからまたいて対象者の検索を検索にあるとのリスクを軽減している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを文字列や単語は	く国民健康保険システム、滞納整理システム ・ユーザーID、端末IDのアクセスログ、操作ロ グを記録する。 く国保総合PC等における措置> ・国保総合PC等における措置> ・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、 ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリ ティ上の問題が発生した際に、記録の 内容と関連する書面の記録を照合して確認 し、不正な運用が行われていないかを 監査する。 ・当該記録については、一定期間保存すること としている。
変更前の記載	く国民健康保険システム、滞納整理システム> ・各ューザに個別付与したューザアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。 国保総合PC等を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザDを割り当てるともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 国保総合PC等を利用する必要がある事務取扱担づきともに、パスワードによるユーザ認証を非対すましたよる不正を防止する観点から、共用Dの発行は禁止している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインにいる。	〈国民健康保険システム, 滞納整理システム         ・ユーザーID, 端末IDのアクセスログ, 操作ログを記録する。         〈国保総合PC等における措置>         ・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。         ・当該記録については、一定期間保存することとしている。
項目	<ul> <li>皿 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策</li> <li>3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク</li> <li>ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</li> </ul>	<ul> <li>正 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</li> <li>3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク特定個人情報の使用の記録具体的な方法</li> </ul>
変更日		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<ul> <li>本定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</li> <li>特定個人情報の使用リスク4・特定個人情報のアイルグ不正に複製されるリスクリスクに対する措置の内容</li> </ul>	く国氏健康保険ン人テム、 海納登理ン人テム > 会託先に対して、契約書等において許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護及び情報セキュリティの体制整備を求め、従事者への研修の実施を義務付けている。また、必要に応じ監査等の実施や事故発生時の情報の公開が可能なこと並びに罰則の適用があることを定めている。 「国保総合PC等における措置 ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PC等における措置 ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないよいように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PC等における措置 ・可とうに、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PC等における措置 ・1国保総合PC等における措置 ・1国保総合PC等における措置 ・1回保総合PC等における措置 ・1回保総合PC等における措置 ・1回保総合PC等における措置 ・1回保総合PC等における指置 ・1回保総合PC等におけるが ・1回保総合PC等へのログイン時の認証の他に、 ・1回グインを実施した職員等・時刻・操作内容が 記録される。	<ul> <li>✓ 国氏健康保険ンステム、冷納管理ンステム</li> <li>→ 会託先に対して、契約書等において許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護及び情報セキュリティの体制整備を求め、従事者への研修の実施を義務付けている。また、必要に応じ監査等の実施や事故発生時の情報の公開が可能なこと並びに罰則の適用があることを定めている。</li> <li>✓ 国保総合PC等における措置&gt;</li> <li>✓ 国保総合PC等における指置</li> <li>✓ 市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内なを確認!</li> <li>✓ 本・エ・エ・エ・エ・エ・バー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	福	重要な変更が生じるため。
	(前項の続き)	*:ここでいうGUIICよるデータ抽出機能とは、 国民健康保険関係情報ファイルのデータベース からデータを抽出するにあたって、抽出条件等 を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指 定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上 のことを指す。 ②国保総合PC等と既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子 電子記録媒体における措置 ・電子記録媒体には媒体管理簿で管理し、保管庫に施設保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体は はピヴェムンッダーで粉砕し破棄する。	*:ここでいうGUIIこよるデータ抽出機能とは、 国民健康保険関係情報ファイルのデータベース からデータを抽出するにあたって、抽出条件等 を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指 定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上 のハードディスク等にファイルを出力する機能 のことを指す。 ②国保総合PC等と既存の国民健康保険システ ムとの間の情報の授受において使用する電子 記録媒体における措置 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の 職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫 に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作 業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体 はシュレッダーで粉砕し破棄する。	<del>信</del>	重要な変更が生じるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	田 特定個人情報ファイルの 助扱いプロセスにおけるリスク 対策 対策に個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱 いの委託におけるその他のリ スク及びそのリスクに対する 措置	<ul> <li>〈国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置〉</li> <li>・資料やデータの市の承諾なしの持ち出しの禁止・データ保護・プライバシー保護に関し業務従事なの政策の実施・情報保護を図る体制の確立の求め・、人退室告帳による従事者の入退室管理・身分証明書の常時携帯及び名札の着用・委託業務に係る体制表の提出</li> <li>〈国保連合会における指置〉</li> <li>〈国保連合会における指置〉</li> <li>〈国保連合会における指置〉</li> <li>〈国保連合会における指置〉</li> <li>〈国保連合会における指置〉</li> <li>〈国保連合会における指置〉</li> <li>〈国保維舎(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報プイルのな子といるとかいます。</li> <li>「本方とか、国保総合(国保集約)システムにおいて保有するでは、よりが第一条を合います。</li> <li>「本方とかった」の選集を表しまります。</li> <li>「本方・カーン・フェーン・ファイルの、フェータケイルスやハッキング等の脅威から、ネットワークを効率的かつる技術に保護する装備を関係とのリスクに対する。</li> <li>「第一多な中と、アクを効率的かつの目的に保護する装持を導入といるとおよびまだがなぎ埋産行う。・特を個人情報等を同保集約)システムでは、ウイルス対策・10分の解析を行う。・特を個人がようととは、ログの解析を行う。・特を個人情報等を別及法様がよったでは、ウイルのと表には紛失等を防止するために、砂理的な安全管理措置を講する。</li> </ul>	く国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置と、 ・資料やデータの市の承諾なしの持ち出しの禁止 ・データ保護・プライバシー保護に関し業務従事者への研修の実施、情報保護を図る体制の確立の求め ・入退室台帳による従事者の入退室管理・身分証明書の常時携帯及び名札の着用・委託業務に係る体制表の提出 く国保建合会における措置と な好が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特に個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行う。・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターシファイルの更新を行う。・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターシファイルの更新を行う。・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を請する。	<del>温</del> <del>岫</del>	重要な変更が生じるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(前項の続き)	・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複数を制限するため、事前でシステム管理者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を 請する。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を 請する。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を 請する。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を 情報でついては、媒体管理簿で管理し、保管 情報を消去する。保管する必要がない使用済 の電子記録媒体は、立しいダーで粉砕し破棄する。	・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前にシステム管理者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講する。また、記録機能を有する機器等以外のものについては、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報とついては、体業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 「精報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 権報については、体業が終わる都度、速やかに情報については、体業が終める都度、速やかに情報を消去する。 を講する。 下が設媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 情報と消とが機関における措置と を取りまとめ機関における措置と 大丸基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支 接環境において、委託区画から取得した資格情報等における資格履歴で理事務」のうち「運用支 務」を基に、資格履歴で理事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンラインと音通じた情報語。 特における資格履歴では事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認 等システムで管理している情報を通り、 に使用する情報の提供)」の特定個人情報保護	<u> </u>	重要な変更が生じるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
田取対 7 去特 おの ** 投 策特 とだけ ブ	おさ個人情報ファイルの いプロセスにおけるリスク 定個人情報の保管・消 個人情報の保管消去に るその他のリスク及びそ なりに対する措置	<ul> <li>□ 特定個人情報ファイルのの完全消去作業を実施している。</li> <li>対策</li> <li>・端末、サーバーの更新に当たっては、データの完全消去作業を実施している。</li> <li>・媒体の廃棄に関しては、データを完全に消去する。初期化を実施する。読み取りができないように物理的に破壊する、いずれかの対応を実持定個人情報の保管消去に、おこに物理的に破壊する。</li> <li>・紙媒体についは、鍵付の保管庫などに収納するけるその他のリスク及びそるとともに、廃棄についてはシュレッダー処理を飽度している。</li> <li>他底している。</li> </ul>	・端末、サーバーの更新に当たっては、データの完全消去作業を実施している。 ・媒体の廃棄に関しては、データを完全に消去する、初期化を実施する、読み取りができないように物理的に破壊する、いずれかの対応を実施したうえで廃棄している。 ・私媒体についは、鍵付の保管庫などに収納するとともに、廃棄についてはシュレッダー処理を接近にしいる。 な払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照等・提供事」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実	福・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	重要な変更が生じるため。	

(別紙2)「	すべての記録項目」				
	宛名基本マスタ		氏名カナ		
項番	項目名		通称名		返戻管理マスタ
	住民コード		通称名力ナ	項番	項目名
	管理コード		通称名カナ修正フラグ		住民コード
	レコード区分		併記名		発行年月日
	返戻フラグ		併記名カナ		帳票バーコード 業務キー
	世帯コード 世帯主住民コード		連絡先区分連絡先		未務キー  返戻年月日
	住記世帯コード		理船元 関連住民コード		返戻対応区分
	住記世帯主住民コード		住所_郵便番号	7	返戻対応年月日
	本名通称名区分		管轄内コード	ν ο	住所修正有無
	氏名		住所 住所名		上//
	氏名カナ		カスタマーバーコード	住民共通	世帯管理マスタ
	通称名		住所_方書	項番	項目名
	通称名カナ		元号フラグ		履歴番号
	通称名カナ修正フラグ	27	生年月日		世帯期間_開始
	併記名		生年月日不詳コード		世帯期間_終了
	併記名カナ		生年月日不詳文字		開始届出年月日
	連絡先区分	30	性別		終了届出年月日
18	電話番号		覚書		住記世帯コード
	関連住民コード		備考	7	混合有効区分
	住所_郵便番号		死亡フラグ		
	管轄内コード		世帯主名		口座ファイル
	住所_住所名		続柄漢字名称	項番	項目名
	カスタマーバーコード		住記世帯主名		個人コード
	住所_方書		住記続柄漢字名称	2	税目
	元号フラグ		住民種別		用途区分
	生年月日 生年月日不詳コード		住民異動年月日住民届出年月日		最新履歴区分 组织郵便区公
	生年月日不詳コート 生年月日不詳文字		住民運出年月日 住民異動事由		銀行郵便区分銀行コード
	生年月日不詳文子 性別		任氏 <del>異</del> 期争由 外国人住民異動年月日	7	銀行名漢字
	覚書		<u>外国人住民英勤平月日</u> 外国人住民届出年月日		支店コード
	見音 備考		住定異動年月日	0	支店名漢字
32	死亡フラグ	45	住定異動年月日不詳フラグ	10	口座種別
	世帯主名		住定異動年月日不詳文字		口座番号
	続柄漢字名称		住定届出年月日		名義人氏名カナ
	住記世帯主名		住定異動事由	13	名義人氏名漢字
	住記続柄漢字名称		消除異動年月日		納組コード
	住民種別		消除異動年月日不詳コード		収納方法
38	住民異動年月日		消除異動年月日不詳文字	16	前納区分
39	住民届出年月日	52	消除届出年月日	17	受付年月日
	住民異動事由		消除異動事由		開始年月日
	外国人住民異動年月日		確定年月日	19	終了年月日
	外国人住民届出年月日		通知年月日		受付状態
	住定異動年月日	56	住記最新異動年月日		停止開始日
	住定異動年月日不詳フラグ	57	住記最新届出年月日		停止終了日
	住定異動年月日不詳文字		住記最新異動事由		停止異動事由
	住定届出年月日		宛名登録年月日		口座マスタ
	住定異動事由		宛名登録事由 宛名異動年月日		電話番号 徴収員コード
	消除異動年月日 消除異動年月日判定フラグ		<u>宛名異動年月日</u> 宛名届出年月日	20	徴収員コート
	WERE THE THE THE THE THE THE		中久田利夫士	口座	金融機関マスタ
	消除異動年月日判別フラク 消除異動年月日不詳コード	03	<u> </u>	項番	項目名
	消除異動年月日不詳文字	住民共通	送付先マスタ		銀行コード
	消除届出年月日		項目名		支店コード
	消除異動事由		住民コード	3	付加コード
	確定年月日		使用業務		銀行名カナ
	通知年月日		宛名住民コード		銀行名漢字
	住記最新異動年月日	4	名称1カナ	6	支店名カナ
58	住記最新届出年月日		名称1漢字	7	支店名漢字
59	住記最新異動事由	6	郵便番号		郵便番号
	宛名登録年月日	7	住所	9	店舗所在地カナ
	宛名登録事由		カスタマーバーコード		店舗所在地漢字
	宛名異動年月日		方書		電話番号
	宛名届出年月日		登録年月日		メモ
64	宛名異動事由	11	変更年月日		登録日
14 D Tt 12	保別性おうえん	トロエラ	*本物ルーフカ	14	廃止日
	個別情報マスタ		連絡先マスタ	回原次块	
項番	<u>項目名</u> 住民コード		<u>項目名</u> 住民コード		国保世帯ファイル 項目名
	<u>住氏コート</u> 異動歴有無		業務	項番 1	記号番号
	乗 期 歴 有 無 管 理 コード		<u>未務</u> 連絡先区分		記号番号連番
	官理コート レコード区分		連絡先名称		応方角方建角
	返戻フラグ		連絡先		国保主個人コード
	世帯コード		内線		国保主回人コード
	世帯主住民コード		FAX		世帯国保区分
	住記世帯コード		登録年月日		世帯国保資格得喪失区分
	住記世帯主住民コード		登録事由		世帯一般被保険者数
	本名通称名区分		変更年月日		世帯介護2号該当被保険者数
	氏名		備考	10	世帯介護適用除外被保険者数

			VII. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11.		
	世帯前期高齢該当被保険者数		退職区分		前期高齢者開始年月日
12	世帯資格取得届出年月日	7	申請年月日	8	前期高齢者終了年月日
	世帯資格取得受付年月日	8	発行年月日	9	一定以上所得者判定用所得
1.4	世帯資格取得年月日		疾病名	10	低所得者 I 判定用所得
15	世帯資格取得異動事由	10	長期該当年月日	11	所得判明区分
16	世帯資格喪失届出年月日	11	長期該当申請年月日	12	課税・非課税・未申告区分
17	世帯資格喪失受付年月日	12	有効期限		申請収入額
17	世界的一种			10	所得区分
18	世帯資格喪失年月日	13	交付日		
19	世帯喪失事由	14	交付場所	15	個人の自己負担金
20	世帯覚書	15	交付区分	16	個人の所得区分
0.1	証保管				
			交付方法		特例措置候補フラグ
22	健康優良世帯年数	17	回収日	18	調整控除対象被保険者人数
23	証返還世帯状態	18	回収区分	19	負担割合判定所得(調整控除前)
2/	給付停止世帯状態		マル長自己負担限度額区分		>(1=1)=1)((i)1)
				同归次协	10月月抽几晚老佐四3-7月
25	引抜区分		交付番号		旧国保被保険者管理ファイル
		21	入院日	項番	項目名
国保資格	国保資格ファイル	22	91該当日	1	記号番号
項番	項目名				個人コード
		国 /口 次 #4	从归吟桂扣一,八		
	個人コード		他保険情報ファイル		作成連番
2	記号番号	項番	項目名	4	得喪履歴番号
3	管理コード	1	個人コード	5	処理区分
	受給者番号		取得前保険種別		対応主住民コード
4	又和日田与				
5	資格区分		取得前保険者番号		対応主世帯コード
6	資格取得届出年月日	4	取得前被保険者名	8	生年月日
	資格取得受付年月日	5	取得前他保険記号	Ω	該当日
	資格取得年月日	5	取得前他保険番号	10	非該当日
9	資格取得事由	7	喪失後保険種別	11	年齢到達前移行フラグ
10	資格喪失届出年月日	8	喪失後保険者番号	12	宛名反映停止フラグ
11	資格喪失受付年月日	0	喪失後被保険者名		特殊加入フラグ
		10	本 / 《 M / M / M / M / M / M / M / M / M /		
	資格喪失年月日		喪失後他保険記号		連絡票入力フラグ
13	資格喪失事由	11	喪失後他保険番号	15	最新宛名情報確認日
14	退職区分	12	若年老健区分		
15	退職本人区分	12	若年老健該当年月日	国促咨歧	保険証個人管理ファイル
10	と明本人と力				
16	退職被扶養者区分	14	若年老健非該当年月日	項番	項目名
17	退職該当届出年月日			1	証発行年度
18	退職該当受付年月日	国保資格	滞納対策世帯ファイル	2	個人コード
	年金裁定年月日	項番	項目名	3	記号番号
		クロ	切口口		마ク田ク &cort
	退職該当年月日		記号番号		発行日時
21	退職非該当届出年月日	2	対策年度	5	国保主個人コード
22	退職非該当受付年月日	3	国保主個人コード	6	証種別
23	退職非該当年月日	1	対策内容	7	保険証区分
					次
24	学遠区分		対象年月		資格取得日
	学遠処理日	6	納期限		退職被扶養者区分
26	学遠該当日	7	対策年月日	10	退職該当年月日
27	学遠非該当日	8	有効期限	11	学高区分
	学遠非該当予定日		調停額		有効期限
				12	17.00.000000000000000000000000000000000
29	資格履歴		収納額	13	保険証交付日
30	個人覚書	11	対策メモ	14	高齢者年度
31	保険証出力順			15	自己負担金割合
	記番開始年月日	国促咨收	滞納対策個人ファイル		割合決定事由
	国保開始年月日		項目名		発効年月日
34	世帯コード		個人コード	18	受診年月日
	公費資格有無	2	記号番号	19	受診場所
			対策年度	20	交付場所
国促多地	保険証管理ファイル		対策内容		交付区分
項番	項目名		対策年月日		交付方法
1	記号番号		対策メモ		回収日
2	発行日時	7	個人対策メモ	24	回収区分
	国保主個人コード				· -
	証種別	国促多地	高齢者世帯管理ファイル	国 但 洛 拉	特定健診管理ファイル
	保険証区分		項目名	項番	項目名
6	学遠区分		記号番号		受診年度
7	証記載被保数(一般、退本)		高齢者年度		個人コード
	証記載被保数(退職の被扶分)		履歴番号		受診年月日
				3	大心十八日
	特別証住民番号		判定年月日	4	受診場所
	有効期限		判定事由		
11	保険証交付日	6	申請年月日	賦課	個人状況マスタ
	交付場所		申請期限区分	項番	項目名
	交付区分		世帯の自己負担金割合	1	賦課年度
	交付方法		世帯の所得区分	2	記号番号
	回収日	10	世帯の申請区分		個人コード
16	回収区分				所得履歴
		国保資格	高齢者個人管理ファイル		資産履歴
国炉次地	フェ 目、減婚証証件押フェノロ				
	マル長・減額証証管理ファイル		項目名		資格状況(資格区分)
項番	項目名		記号番号		資格状況(国保退職区分)
	記号番号		高齢者年度		資格状況(介護区分)
	個人コード		個人コード		資格状況(介護退職区分)
	発行日時		履歴番号	10	介護2号該当年月日
		4	版座田与 到中午日日	10	川 咳 4 7 畝 3 十 月 日   み 誰 9 旦 哉 业 っこが
	証種別		判定年月日	11	介護2号該当フラグ
				10	
	保険証区分	6	判定事由	12	旧国保被保険者該当年月日

		+T > h (b) - h (c) - r (C)
13 旧国保被保険者非該当年月日	18 その他事業所得	98 軽減判定総所得
14 資格取込日 15 異動情報数		99 2減申請見込所得 100 低所得判定用所得
16 異動情報・異動事由	21 株式配当所得	101 負担割合判定所得
17 異動情報・異動年月日	22 投信配当所得	102 負担割合1割申請時収入
18 更正情報•住民税更正理由	23 給与収入	103 高額上位所得判定所得
19 更正情報・住民税更正年月日	24 給与所得(専給除く)	104 高額一定以上判定所得
20 所得判明区分	25 給与所得(専給含む)	105 旧_課税所得
21 民税停止区分	26 特定支出控除	106 本_課税所得
22 控配扶養者状況	27 給与特別控除	107 給与以外の所得
23 譲渡所得区分	28 公的年金収入	108 所得割基礎額
24 個人課非区分	29 公的年金所得	109 所得税雑損控除額
25 月別課非区分	30 総_公的年金所得	110 住民税雑損控除額
26 旧ただし書総所得金額	31 軽_公的年金所得	111 所得税医療費控除額
27 住民税総所得金額	32 低_公的年金所得	112 住民税医療費控除額
28 給与特別控除額	33 雑所得その他 34 総 <sub>-</sub> 雑所得	113 所得税社会保険料控除額
29 軽減判定用総所得金額 30 所得割算定基礎	35 本 維所得	114 住民税社会保険料控除額 115 所得税小規模共済控除額
31 非自発的失業者軽減該当区分	36 軽 維所得	116 住民税小規模共済控除額
32 非自発的失業該当日	37 低_雑所得	117 所得税生命保険料控除額
33 非自発的失業非該当日	38 総合譲渡短期所得	118 住民税生命保険料控除額
34 非自発的失業該当月区分	39 総合短期譲渡特別控除額	119 所得税損害保険料控除額
35 旧ただし書総所得金額(非自発的失業者軽減前)	40 総合短期特別控除後所得	120 住民税損害保険料控除額
36 軽減判定用総所得金額(非自発的失業者軽減前)	41 総合譲渡長期所得	121 所得税寄付金控除額
37 所得割算定基礎(非自発的失業者軽減前)	42 総合長期譲渡特別控除額	122 住民税寄付金控除額
38 資産停止区分	43 総合長期特別控除後所得	123 本人障害者区分
39 固定資産税額合計	44一時所得	124 老年者区分
40 固定資産共有フラグ	45 一時特別控除後所得	125 寡婦夫区分
41 生年月日	46 山林所得	126 勤労学生区分
42 生年月日変更フラグ	47 山林特別控除	127 控除対象配偶者区分
43 個人基準日	48 山林所得特例特別控除	128 配偶者所得
44 国保·所得割額 45 国保·所得割額(非自発的失業者軽減前)	49 土地等超短期事業所得	129 所得税配偶者特別控除額
45 国保·所得割額(非自発的失業者軽減削) 46 国保·資産割額	50 土地等事業雑所得 51 短期譲渡一般分所得	130 住民税配偶者特別控除額 131 老人扶養人数
47 国保・均等割額	52 短期譲渡一般分特別控除額	132 同居老人扶養人数
48 国保•算出税額	53 短期譲渡軽減分所得	133 特定扶養人数
49 国保·算出税額(非自発的失業者軽減前)	54 短期譲渡軽減分特別控除額	134 その他扶養人数
50 国保·軽減均等割額	55 長期譲渡一般分所得	135 特別障害者人数
51 国保·加入月数	56 長期譲渡一般分特別控除額	136 普通障害者人数
52 国保·加入月数(非自発的失業者期間)	57 長期譲渡特定分所得	137 同居特別障害者人数
53 国保·個人税額	58 長期譲渡特定分特別控除額	138 軽減後の旧ただし書経過措置での控除額
54 介護・所得割額	59 長期譲渡軽減分所得	139 軽減前の旧ただし書経過措置での控除額
55 介護・所得割額(非自発的失業者軽減前)	60 長期譲渡軽減分特別控除額	140 判定用住民税課税標準額
56 介護・資産割額	61 長期譲渡軽課分所得	141 所得稅所得控除計
57 介護・均等割額	62 長期譲渡軽課分特別控除額	142 住民税所得控除計
58 介護・算出税額	63 長期譲渡居住分所得	143 住民税合計所得額
59 <u>介護·算出税額(非自発的失業者軽減前)</u> 60 介護·軽減均等割額	64 長期譲渡居住分特別控除額 65 株式等譲渡一般所得	144 住民税総所得額 145 住民税課税標準額
61 介護・加入月数	66 株式等譲渡公開所得	146 住民税課税標準額(総合分)
62 介護・加入月数(非自発的失業者期間)	67 株式等譲渡上場所得	147 住民税市区町村所得割(減免前)
63 介護・個人税額	68 株式等譲渡未公開所得	148 住民税都道府県所得割(減免前)
64 支援金・所得割額	69 上場株式配当所得	149 住民税市区町村均等割(減免前)
65 支援金·所得割額(非自発的失業者軽減前)	70 商品先物取引所得	150 住民税都道府県均等割(減免前)
66 支援金・資産割額	71 特例肉用牛所得	151 住民税市区町村所得割(減免後)
67 支援金·均等割額	72 免税所得	152 住民税都道府県所得割(減免後)
68 支援金·算出税額	73 退職所得	153 住民税市区町村均等割(減免後)
69 支援金·算出税額(非自発的失業者軽減前)	74 国保用繰越純損失	154 住民税都道府県均等割(減免後)
70 支援金·軽減均等割額	75 住民税繰越純損失	155 住民税市区町村減免額
71 支援金・個人税額	76 国保用繰越雑損失 77 住民税繰越雑損失	156 住民税都道府県減免額
72 メモ	78 山林繰越控除	157  住民税市区町村減免後年税額   158  住民税都道府県減免後年税額
賦課所得マスタ	79 商品先物繰越控除	159 譲渡適用条文
項番 項目名	80 株式譲渡繰越控除	160 控除扶養者状況
1 法別番号	81 上場株式配当繰越控除	161 非自発的失業者軽減該当区分
2 賦課年度	82 土地等事業繰越控除	162 非自発的失業該当日
3 個人コード	83 短期一般繰越控除	163 非自発的失業非該当日
4 更正年月日	84 短期軽減繰越控除	164 所得稼得区分(非自発的失業者軽減前)
5 住民税更正年月日	85 長期一般繰越控除	165 給与所得(専給除く)(非自発的失業者軽減前)
6 住民税更正理由	86 長期特定繰越控除	166 給与所得(専給含む)(非自発的失業者軽減前)
7 発行番号	87 特定居住繰越控除	167 旧_総所得(非自発的失業者軽減前)
8 所得照会票発行フラグ	88 専従者給与収入	168 軽減判定総所得(非自発的失業者軽減前)
9 所得照会票発行年月日	89 専従者給与控除	169 旧_課税所得(非自発的失業者軽減前)
10 簡易申告書発行フラグ	90 その他所得	170 所得割基礎額(非自発的失業者軽減前)
11 簡易申告書発行年月日	91 譲渡所得区分	171 住民税市区町村所得割(減免後)(非自発的失業者軽減前) 172 住民税都道府県所得割(減免後)(非自発的失業者軽減前)
12 所得判明区分	92 特別控除以下フラグ短	1/2 住民祝都迫府県所得剖(滅免後)(非自発的矢業者軽減前) 1/73 住民税市区町村均等割(滅免後)(非自発的矢業者軽減前)
13 所得稼得区分 14 民税停止区分	93 特別控除以下フラグ長 94 軽減申請日として使用	174 住民稅市区町村均等割(減免後)(非自発的失業者軽減前)
15 個人課非区分	95 旧_給特前総所得	175 軽減後の旧ただし書経過措置区分
16 営業所得	96 旧_総所得	176 軽減前の旧ただし書経過措置区分
17 農業所得	97 本 総所得	177 非自発的失業者軽減入力画面住民税課税標準額強制入力有無
1990-1-111	- 1 -4-64411.4	

	170	データ変更年月日	2	7	算出税額(軽減額合計)	24	ıΙ'n	算出税額(算出合計額)
		メモ			第四代銀(鞋减銀百百) 算出税額(限度超過額)			异山代俄(异山丘前俄) 算出税額(軽減均等割額)
	.,0	, <u>-</u>			算出税額(年税額)			算出税額(軽減平等割額)
賦課		国保主マスタ	30	0	軽減判定用総所得金額	27	7	算出税額(軽減額合計)
項番		項目名			軽減判定用被保数			算出税額(限度超過額)
		賦課年度			軽減保留区分	29	) [	算出税額(年税額)
		記号番号			軽減区分	30	)   \$	経減判定用総所得金額 経滅判定用2008
	<u>ئ</u>	国保主個人コード主区分			軽減割合 軽減判定用総所得金額(緩和措置前)			軽減判定用被保数 軽減保留区分
	5				轻减判定旧国保被保数 <b>軽減判定旧国保被保数</b>			程减休留区分 軽減区分
		賦課基準日			平等割半額開始月			圣减 <u>巴力</u> 圣減割合
	7	世帯割軽減割合区分	38	8	12ヶ月合計額(総所得金額)	35	5 \$	経減判定用総所得金額(緩和措置前)
		特徴仮徴収区分	3	9	12ヶ月合計額(給与特別控除額)			<b>羟減判定旧国保被保数</b>
	9	特徴仮徴収開始月	40	0	12ヶ月合計額(課税所得金額)	37	7 3	平等割半額開始月
		特徴仮徴収終了月	4	.1	12ヶ月合計額(固定資産税額)	38	3 -	12ヶ月合計額(総所得金額)
		特徴本徴収区分 特徴本徴収開始月			12ヶ月合計額(所得割額) 12ヶ月合計額(資産割額)	39	<u>'</u>	12ヶ月合計額(給与特別控除額) 12ヶ月合計額(課税所得金額)
		特徵本徵収終了月	4.	4	12ヶ月合計額(資産制額)	40	<u>'</u>	12ヶ月合計額(歴代が付金額)
		特別徴収切替年月	4:	5	12ヶ月合計額(平等割額)	42	2 -	12ヶ月合計額(所得割額)
		特別徴収切替反映日			12ヶ月合計額(算出合計額)	43	3	12ヶ月合計額(資産割額)
		平等割半額開始月	4	.7	12ヶ月合計額(軽減均等割)	44	1 -	12ヶ月合計額(均等割額)
		減免有無			12ヶ月合計額(軽減平等割)			12ヶ月合計額(平等割額)
		更正発生回数	49	9	12ヶ月合計額(軽減額合計)	46	3 1	12ヶ月合計額(算出合計額)
<u> </u>		更正年月日			12ヶ月合計額(限度超過額)	47	1/	12ヶ月合計額(軽減均等割)
-		<u>主月</u> 3号軽減・申請フラグ	5	2	12ヶ月合計額(年税額) 12ヶ月合計額(被保数)	48	) ) )	12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減額合計)
	22	3号軽減・申請4月月	5	3	127月音計額(板味致) 課税根拠(総所得金額)	50	) -	12ヶ月合計額(軽減額合計) 12ヶ月合計額(限度超過額)
		3号軽減・適用フラグ	54	4	課税根拠(給与特別控除額)	51	1-	12ヶ月合計額(限度超過額)
		決議分類	5	5	課税根拠(課税所得金額)	52	2 -	12ヶ月合計額(被保数)
	25	更正済フラグ	50	6	課税根拠(固定資産税額)	53	3	課税根拠(総所得金額)
		計算済フラグ	5	7	課税根拠(所得割額)	54	1 🖁	课税根拠(給与特別控除額)
		決議書済フラグ	55	8	課税根拠(資産割額)	55	)	果税根拠(課税所得金額) 1888年第20日   1888年   18884   18884   18884   18884   1888
		納通済フラグ	59	9	課税根拠(均等割額)	56	) =	果税根拠(固定資産税額) 開発規拠(記得割額)
		更正開始年月日 更正開始時刻			課税根拠(平等割額) 課税根拠(算出合計額)			課税根拠(所得割額) 課税根拠(資産割額)
		更正区分			課税根拠(軽減均等割)			课税根拠(均等割額) 課税根拠(均等割額)
		<u>文正区力</u> 資格更正	65	3	課税根拠(軽減平等割)	60	)	课税根拠(平等割額)
		所得更正	64	4	課税根拠(軽減額合計)	61		課税根拠(算出合計額)
	34	資産更正	6	5	課税根拠(限度超過額)	62	2	课税根拠(軽減均等割)
		介護更正			課税根拠(年税額)	63	3	果税根拠(軽減平等割)
		3号軽減更正			課税根拠(被保数)			果税根拠(軽減額合計)
		特徴切替更正			課税根拠(加入月数)			課税根拠(限度超過額) 開税規拠(医発療)
		<u>旧国保更正</u> 資格更正数			月割年税額 減免額			果税根拠(年税額) 課税根拠(被保数)
	40	<u>資格更正理由</u>			確定賦課額			课税根拠(加入月数)
	41	所得更正理由			既に賦課した額			月割年税額
		資産更正理由	7:	3	差引賦課額			咸免額 
		3号軽減更正理由			暫定(前年度賦課額分)	71	1	確定賦課額
		特徴切替更正理由			暫定(前年度最終期・賦課額)			既に賦課した額
		旧国保更正理由			暫定(暫定賦課額)	73	3 2	差引賦課額
	40	メモ			譲渡所得区分  更正計算実行日			暫定(前年度賦課額分) 暫定(前年度最終期・賦課額)
賦課		国保賦課マスタ		_	<u> </u>			<u>雪足(前午及取於朔·城誅領/</u> 暫定(暫定賦課額)
項番		項目名			大王			譲渡所得区分
ХЩ		賦課年度		Ì	. =			更正計算実行日
	2	記号番号	賦課		国保退職賦課マスタ			更正計算実行時刻
		更正年月日	項番		項目名	80	ز (	メモ
		調定年度			賦課年度	田幸福	1	へ 詳 時 調 マック
		調定月 世帯区分			記号番号	<u>賦課</u> 項番		介護賦課マスタ 頃目名
		国保退職者本人数			更止平月口 調定年度	<del>灯缸</del> 1		<sub>見旦石</sub> 試課年度
		国保退職者被扶養数			調定月	2	2 1	記号番号
	9	国保退職有無	(	6	世帯区分	3	3 [	更正年月日
	10	介護2号人数		7	国保退職者本人数	4	1	調定年度
	11	介護有無			国保退職者被扶養数			調定月
		介護退職者本人数			国保退職有無	6	<u> </u>	世帯区分
		介護退職者被扶養数 介護退職有無			介護2号人数 介護有無			国保退職者本人数 国保退職者被扶養数
		汀護返城有無 賦課標準額(総所得金額)			<u>沉護有無</u> 介護退職者本人数			当休 <u>返城有依扶養</u> 致 国保退職有無
		賦課標準額(給与特別控除額)			介護退職者被扶養数			<u> </u>
	17	賦課標準額(課税所得金額)	14	4	介護退職有無	11	1	介護有無
	18	賦課標準額(固定資産税額)	1:	5	賦課標準額(総所得金額)			介護退職者本人数
	19	算出税額(被保数)	10	6	賦課標準額(給与特別控除額)			介護退職者被扶養数
		算出税額(所得割額)			賦課標準額(課稅所得金額)	14	1/2	介護退職有無
		算出税額(資産割額)			賦課標準額(固定資産税額)	15		
<del></del>		算出税額(均等割額) 算出税額(平等割額)			算出税額(被保数) 算出税額(所得割額)			賦課標準額(給与特別控除額) 賦課標準額(課税所得金額)
		<u>算工稅額(平等制額)</u> 算出稅額(算出合計額)			<u>昇工祝額(所待刮額)</u> 算出税額(資産割額)			以沫停华観(誄悦所侍並観 <i>)</i>      武課標準額(固定資産税額)
		算出税額(軽減均等割額)			第四仇俄(貝座司旗 <i>)</i> 算出税額(均等割額)			與除傷。 算出稅額(被保数)
		算出税額(軽減平等割額)			算出税額(平等割額)			算出税額(所得割額)
	_			_	* 0			***

	A late of a state of the state				[n=h=m]   m >6 +7 / (A) =6 / (B   A +7 )
	1 算出税額(資産割額)		賦課標準額(固定資産税額)		賦課標準額(総所得金額)
	2 算出税額(均等割額)	19	算出税額(被保数)	16	賦課標準額(給与特別控除額)
2	3 算出税額(平等割額)	20	算出税額(所得割額)	1/	賦課標準額(課稅所得金額)
	4 算出税額(算出合計額)		算出税額(資産割額)		賦課標準額(固定資産税額)
	5 算出税額(軽減均等割額)		算出税額(均等割額)		算出税額(被保数)
2	6 算出税額(軽減平等割額)	23	算出税額(平等割額)		算出税額(所得割額)
2	7 算出税額(軽減額合計) 8 算出税額(限度超過額)		算出税額(算出合計額)	21	算出税額(資産割額) 算出税額(均等割額)
			算出税額(軽減均等割額)	22	界山代积(以守制积) 第山形苑(亚等制苑)
	9 算出税額(年税額)		算出税額(軽減平等割額)		算出税額(平等割額)
	0 軽減判定用総所得金額		算出税額(軽減額合計)	24	算出税額(算出合計額)
	1 軽減判定用被保数 2 軽減保留区分		算出税額(限度超過額) 算出税額(年税額)		算出税額(軽減均等割額) 算出税額(軽減平等割額)
	31軽減区分	29	<del>算山枕銀(牛枕銀) </del>   軽減判定用総所得金額		算出稅額(軽減額合計)
	4 軽減割合		<u>軽減刊足用級別待並領</u> 軽減判定用被保数		算出税額(軽減額百計)
	4 <u>程 減                                  </u>	31	<u>軽減刊足用被保致</u> 軽減保留区分		<u>穿山枕銀(阪及坦迴銀)</u> 算出税額(年税額)
	6 軽減判定旧国保被保数		軽減区分		軽減判定用総所得金額
	7 平等割半額開始月		軽減割合	31	軽減判定用被保数
	8 12ヶ月合計額(総所得金額)		軽減判定用総所得金額(緩和措置前)		軽減保留区分
3	9 12ヶ月合計額(船が停並線)		軽減判定旧国保被保数		軽減区分
	0 12ヶ月合計額(課税所得金額)		平等割半額開始月		軽減割合
4	1 12ヶ月合計額(固定資産税額)		12ヶ月合計額(総所得金額)		軽減判定用総所得金額(緩和措置前)
4	2 12ヶ月合計額(所得割額)	30	12ヶ月合計観(船) ( 特別控除額)	36	軽減判定旧国保被保数
4	3 12ヶ月合計額(資産割額)		12ヶ月合計額(課税所得金額)	37	平等割半額開始月
	4 12ヶ月合計額(均等割額)	41	12ヶ月合計額(固定資産税額)		12ヶ月合計額(総所得金額)
4	5 12ヶ月合計額(平等割額)	42	12ヶ月合計額(所得割額)	39	12ヶ月合計額(給与特別控除額)
4	6 12ヶ月合計額(算出合計額)		12ヶ月合計額(資産割額)		12ヶ月合計額(課税所得金額)
4	7 12ヶ月合計額(軽減均等割)		12ヶ月合計額(均等割額)	41	12ヶ月合計額(固定資産税額)
4	8 12ヶ月合計額(軽減平等割)		12ヶ月合計額(平等割額)	42	12ヶ月合計額(所得割額)
4	9 12ヶ月合計額(軽減額合計)		12ヶ月合計額(算出合計額)	43	12ヶ月合計額(資産割額)
5	0 12ヶ月合計額(限度超過額)	47	12ヶ月合計額(軽減均等割)	44	12ヶ月合計額(均等割額)
5	1 12ヶ月合計額(年税額)	48	12ヶ月合計額(軽減平等割)	45	12ヶ月合計額(平等割額)
5	2 12ヶ月合計額(被保数)	49	12ヶ月合計額(軽減額合計)	46	12ヶ月合計額(算出合計額)
5	3 課税根拠(総所得金額)		12ヶ月合計額(限度超過額)	47	12ヶ月合計額(軽減均等割)
	4 課税根拠(給与特別控除額)		12ヶ月合計額(年税額)	48	12ヶ月合計額(軽減平等割)
	5 課税根拠(課税所得金額)		12ヶ月合計額(被保数)		12ヶ月合計額(軽減額合計)
5	6 課税根拠(固定資産税額)	53	課税根拠(総所得金額)	50	12ヶ月合計額(限度超過額)
	7 課税根拠(所得割額)		課税根拠(結与特別控除額)	51	12ヶ月合計額(年税額)
	8 課税根拠(資産割額)		課税根拠(課税所得金額)	52	12ヶ月合計額(被保数)
	9 課税根拠(均等割額) 図課税根拠(平等割額)	50	課税根拠(固定資産税額) 課税根拠(所得割額)	53	課税根拠(総所得金額) 課税根拠(給与特別控除額)
	1 課税根拠(算出合計額)		課税根拠(資産割額)		課税根拠(課税所得金額)
	2 課税根拠(軽減均等割)		課税根拠(均等割額)		課税根拠(固定資産税額)
	3 課税根拠(軽減平等割)		課税根拠(平等割額)		課税根拠(所得割額)
	4 課税根拠(軽減額合計)		課税根拠(算出合計額)		課税根拠(資産割額)
6	5 課税根拠(限度超過額)		課税根拠(軽減均等割)	59	課税根拠(均等割額)
	6 課税根拠(年税額)		課税根拠(軽減平等割)	60	課税根拠(平等割額)
	7 課税根拠(被保数)		課税根拠(軽減額合計)	61	課税根拠(算出合計額)
6	8課税根拠(加入月数)		課税根拠(限度超過額)		課税根拠(軽減均等割)
6	9 月割年税額		課税根拠(年税額)		課税根拠(軽減平等割)
	0 減免額		課税根拠(被保数)		課税根拠(軽減額合計)
	1 確定賦課額 2 既に賦課した額		課税根拠(加入月数) 月割年税額		課税根拠(限度超過額) 課税根拠(年税額)
	2 成に触録した額 3 差引賦課額		月刮平忧留  減免額		課税根拠(年代額)
	3 左 5 1 賦課額 4 暫定(前年度賦課額分)		確定賦課額		課税根拠(加入月数)
7	5 暫定(前年度級蘇銀)/ 	72	既に賦課した額		月割年税額
	6 暫定(暫定賦課額)		差引賦課額		減免額
	7 譲渡所得区分	74	暫定(前年度賦課額分)	71	確定賦課額
	8 更正計算実行日		暫定(前年度最終期・賦課額)	72	既に賦課した額
	9 更正計算実行時刻		暫定(暫定賦課額)		差引賦課額
	0 メモ		譲渡所得区分		暫定(前年度賦課額分)
			更正計算実行日	75	暫定(前年度最終期・賦課額)
賦課	介護退職賦課マスタ		更正計算実行時刻		暫定(暫定賦課額)
項番	項目名	80	メモ		譲渡所得区分
	1 賦課年度	n=h=m	十.4.4.5.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1		更正計算実行日
	2 記号番号	賦課	支援金賦課マスタ		更正計算実行時刻
	3 更正年月日	項番	項目名	80	メモ
	4 <u>調定年度</u> 5 調定月	1	賦課年度  記号番号	賦課	支援金退職賦課マスタ
	3 調定月 6 世帯区分		<u>にち食ち</u> 更正年月日		文法並返戦賦課マスタ 項目名
	7 国保退職者本人数		調定年度		賦課年度
	8 国保退職者被扶養数		調定月		記号番号
	9 国保退職有無		世帯区分		更正年月日
	0 介護2号人数		国保退職者本人数		調定年度
	1 介護有無		国保退職者被扶養数	5	調定月
1.	2 介護退職者本人数	9	国保退職有無	6	世帯区分
		10	介護2号人数	7	国保退職者本人数
	3 介護退職者被扶養数				
1	4 介護退職有無	11	介護有無		国保退職者被扶養数
1	4 介護退職有無 5 賦課標準額(総所得金額)	11 12	介護退職者本人数	9	国保退職有無
1.	4 介護退職有無	11 12 13		9 10	

	T				
	介護退職者本人数		国保退職者被扶養数		課税根拠(介護・被保数)
	介護退職者被扶養数		国保退職有無		課税根拠(加入月数)
	介護退職有無		介護2号人数		月割年税額
	賦課標準額(総所得金額)		介護有無		減免額
	賦課標準額(給与特別控除額)		介護退職者本人数		減免開始期
	賦課標準額(課税所得金額)		介護退職者被扶養数		減免種別
	賦課標準額(固定資産税額)		介護退職有無	95	更正区分
	算出税額(被保数)		賦課標準額(国保・総所得金額)	96	確定賦課額
	算出税額(所得割額)		賦課標準額(国保・給与特別控除額)		国保分確定賦課額
21	算出税額(資産割額)	18	賦課標準額(国保・課税所得金額)	98	国保退職分確定賦課額
22	算出税額(均等割額)	19	賦課標準額(国保・固定資産税額)	99	介護分確定賦課額
23	算出税額(平等割額)	20	賦課標準額(介護・総所得金額)	100	介護退職分確定賦課額
24	算出税額(算出合計額)	21	賦課標準額(介護・給与特別控除額)	101	支援金分確定賦課額
	算出税額(軽減均等割額)	22	賦課標準額(介護·課税所得金額)		支援金退職分確定賦課額
	算出税額(軽減平等割額)	23	賦課標準額(介護·固定資産税額)		変更前特徴仮徴収区分
27	算出税額(軽減額合計)	24	算出税額(国保·被保数)		変更前特徴本徴収区分
	算出税額(限度超過額)		算出税額(介護・被保数)		変更後特徴仮徴収区分
29	算出税額(年税額)		算出税額(所得割額)		変更後特徴本徴収区分
	軽減判定用総所得金額		算出税額(資産割額)		特別徴収額
	軽減判定用被保数		算出税額(均等割額)		既に賦課した額
	軽減保留区分		算出税額(平等割額)		差引賦課額
	軽減区分		算出税額(算出合計額)		暫定(前年度賦課額分)
	軽減割合		算出税額(軽減均等割額)	111	暫定(前年度最終期・賦課額)
	軽減制口		算出税額(軽減平等割額)		暫定(暫定賦課額)
30	軽減判定用国保被保数		算出稅額(軽減額合計)	112	暫定(国保分暫定賦課額)
27	<u>軽減刊と口色体板体数</u>   平等割半額開始月		算出税額(程减額日間)		暫定(国保退職分暫定賦課額)
		34	算出税額(限度起迴額) 算出税額(年税額)	114	暫定(介護分暫定賦課額)
	12ヶ月合計額(総所得金額)				
	12ヶ月合計額(給与特別控除額)	36	軽減判定用総所得金額 軽減判定用被保数		暫定(介護退職分暫定賦課額)
40	12ヶ月合計額(課税所得金額)				暫定(支援金分暫定賦課額)
41	12ヶ月合計額(固定資産税額)		軽減判定基準日		暫定(支援金退職分暫定賦課額)
	12ヶ月合計額(所得割額)		軽減保留区分		譲渡所得区分
43	12ヶ月合計額(資産割額)		軽減区分		更正計算実行日
44	12ヶ月合計額(均等割額)	41	軽減割合		更正計算実行時刻
45	12ヶ月合計額(平等割額)		3号軽減該当フラグ	122	メモ
	12ヶ月合計額(算出合計額)		軽減判定用総所得金額(緩和措置前)		
47	12ヶ月合計額(軽減均等割)	44	軽減判定旧国保被保数	賦課	月別マスタ
48	12ヶ月合計額(軽減平等割)		平等割半額開始月	項番	項目名
	12ヶ月合計額(軽減額合計)		非自発的失業者世帯フラグ		賦課年度
50	12ヶ月合計額(限度超過額)	47		•	
	127万百日银(成及远远银/	4/	世帯割軽減割合区分	2	記号番号
51	12ヶ月合計額(年税額)		世帯割軽減割合区分  統計用軽減区分		
51	12ヶ月合計額(年税額)	48		3	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資産割額)
51 52	12ヶ月合計額(年税額)  12ヶ月合計額(被保数)	48 49	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込	3	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資産割額)
51 52 53 54	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(給与特別控除額)	48 49 50	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保·総所得金額)	3 4 5	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資産割額) 月別賦課(合算·均等割額)
51 52 53 54	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(給与特別控除額)	48 49 50 51	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・給与特別控除額)	3 4 5 6	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資産割額) 月別賦課(合算·均等割額) 月別賦課(合算·平等割額)
51 52 53 54 55	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(給与特別控除額)   課税根拠(課税所得金額)	48 49 50 51 52	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保·総所得金額) 12ヶ月合計額(国保·給与特別控除額) 12ヶ月合計額(国保·課税所得金額)	3 4 5 6 7	月別賦課(合算・所得割額) 月別賦課(合算・資産割額) 月別賦課(合算・均等割額) 月別賦課(合算・平等割額) 月別賦課(合算・軍等割額) 月別賦課(合算・算出合計額)
51 52 53 54 55 56	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(給与特別控除額)   課稅根拠(課稅所得金額)   課稅根拠(固定資産稅額)	48 49 50 51 52 53	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保·総所得金額) 12ヶ月合計額(国保·能稅所得金額) 12ヶ月合計額(国保·課稅所得金額) 12ヶ月合計額(国保·固定資産稅額)	3 4 5 6 7 8	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資産割額) 月別賦課(合算·均等割額) 月別賦課(合算·平等割額) 月別賦課(合算·算出合計額) 月別賦課(合算·軽減均等割)
51 52 53 54 55 56	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(給与特別控除額)   課稅根拠(課稅所得金額)   課稅根拠(固定資産稅額)   課稅根拠(所得割額)	48 49 50 51 52 53	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保·総所得金額) 12ヶ月合計額(国保·給与特別控除額) 12ヶ月合計額(国保·課稅所得金額) 12ヶ月合計額(国保·固定資産稅額) 12ヶ月合計額(介護·総所得金額)	3 4 5 6 7 8 9	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資産割額) 月別賦課(合算·均等割額) 月別賦課(合算·平等割額) 月別賦課(合算·算出合計額) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減平等割)
51 52 53 54 55 56 57	12ヶ月合計額(年税額) 12ヶ月合計額(被保数) 課税根拠(総所得金額) 課税根拠(給与特別控除額) 課税根拠(課稅所得金額) 課稅根拠(固定資産稅額) 課稅根拠(防得割額) 課稅根拠(資產割額)	48 49 50 51 52 53 54	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・給与特別控除額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(国保・固定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・給与特別控除額)	3 4 5 6 7 8 9	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資産割額) 月別賦課(合算·均等割額) 月別賦課(合算·平等割額) 月別賦課(合算·算出合計額) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減平等割) 月別賦課(合算·軽減平等割)
51 52 53 54 55 56 57 58	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(総与特別控除額)   課税根拠(調定資産稅額)   課稅根拠(固定資産稅額)   課稅根拠(所得割額)   課稅根拠(資產割額)   課稅根拠(均等割額)	48 49 50 51 52 53 54 55 56	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・給与特別控除額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(国保・固定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総与特別控除額) 12ヶ月合計額(介護・課税所得金額)	3 4 5 6 7 8 9 10	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資産割額) 月別賦課(合算·資産割額) 月別賦課(合算·平等割額) 月別賦課(合算·算出合計額) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減平等割) 月別賦課(合算·軽減合計額) 月別賦課(合算・軽減合計額)
51 52 53 54 55 56 57 58 59	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(総与特別控除額)   課税根拠(課稅所得金額)   課稅根拠(面定資產稅額)   課稅根拠(所得割額)   課稅根拠(資產割額)   課稅根拠(均等割額)   課稅根拠(均等割額)	48 49 50 51 52 53 54 55 56	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保·総所得金額) 12ヶ月合計額(国保·総与特別控除額) 12ヶ月合計額(国保·課税所得金額) 12ヶ月合計額(可保·固定資産稅額) 12ヶ月合計額(介護·総所得金額) 12ヶ月合計額(介護·給与特別控除額) 12ヶ月合計額(介護・路与特別控除額) 12ヶ月合計額(介護・課稅所得金額) 12ヶ月合計額(介護・調稅所得金額)	3 4 5 6 7 8 9 10 11	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資產割額) 月別賦課(合算·均等割額) 月別賦課(合算·平等割額) 月別賦課(合算·算出合計額) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減平等割) 月別賦課(合算·軽減合計額) 月別賦課(合算・軽減合計額) 月別賦課(合算・軽減
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課稅根拠(総所得金額)   課稅根拠(開稅所得金額)   課稅根拠(固定資産稅額)   課稅根拠(所得割額)   課稅根拠(均等割額)   課稅根拠(均等割額)   課稅根拠(平等割額)   課稅根拠(平等割額)   課稅根拠(等出合計額)	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・誤税所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(国保・固定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・課税所得金額) 12ヶ月合計額(介護・固定資産税額) 12ヶ月合計額(所得割額)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資產割額) 月別賦課(合算·均等割額) 月別賦課(合算·平等割額) 月別賦課(合算·平等割額) 月別賦課(合算·韓山合計額) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減合計額) 月別賦課(合算·軽減合計額) 月別賦課(合算·限度超過 月別賦課(合算・年稅額) 月別賦課(国集·総所得金額)
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(調稅所得金額)   課稅根拠(固定資産稅額)   課稅根拠(所得割額)   課稅根拠(資產割額)   課稅根拠(均等割額)   課稅根拠(等割額)   課稅根拠(算出合計額)   課稅根拠(算出合計額)   課稅根拠(軽減均等割)	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(国保・固定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総与特別控除額) 12ヶ月合計額(介護・間定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・固定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・固定資産税額) 12ヶ月合計額(資産) 12ヶ月合計額(資産割額)	3 4 5 6 7 7 8 9 10 11 12 13	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資產割額) 月別賦課(合算·均等割額) 月別賦課(合算·平等割額) 月別賦課(合算·學出合計額) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減中等割) 月別賦課(合算·軽減面計額) 月別賦課(合算·軽減面計額) 月別賦課(合算·程減額) 月別賦課(国集·統所得金額) 月別賦課(国保·統与特別控除額)
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(総与特別控除額)   課稅根拠(調稅所得金額)   課稅根拠(固定資産稅額)   課稅根拠(所得割額)   課稅根拠(資産割額)   課稅根拠(平等割額)   課稅根拠(平等割額)   課稅根拠(單減少等割割)   課稅根拠(軽減平等割)	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(国保・固定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・誤税所得金額) 12ヶ月合計額(介護・調税所得金額) 12ヶ月合計額(介護・間定資産税額) 12ヶ月合計額(所得・国定資産税額) 12ヶ月合計額(所得・割額)	3 4 5 6 7 8 8 9 10 11 12 13 14 15	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資產割額) 月別賦課(合算·資產割額) 月別賦課(合算·等割額) 月別賦課(合算·算出合計額) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減合計額) 月別賦課(合算·根度超過額) 月別賦課(合算·年税額) 月別賦課(国保·総所得金額) 月別賦課(国保·能所得金額) 月別賦課(国保·課稅所得金額)
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63	12ヶ月合計額(年税額) 12ヶ月合計額(年稅額) 課税根拠(総所得金額) 課税根拠(総所得金額) 課稅根拠(調稅所得金額) 課稅根拠(固定資産稅額) 課稅根拠(所得割額) 課稅根拠(資產割額) 課稅根拠(資產割額) 課稅根拠(等割額) 課稅根拠(等割額) 課稅根拠(等割額) 課稅根拠(等割額) 課稅根拠(等割額) 課稅根拠(等割額) 課稅根拠(等割額)	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課稅所得金額) 12ヶ月合計額(国保・固定資産稅額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・給与特別控除額) 12ヶ月合計額(介護・固定資産稅額) 12ヶ月合計額(所護・固定資産稅額) 12ヶ月合計額(所得額) 12ヶ月合計額(所得額) 12ヶ月合計額(所得割額) 12ヶ月合計額(等割額)	3 4 5 6 7 8 8 9 10 11 12 13 14 15	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資產割額) 月別賦課(合算·資產割額) 月別賦課(合算·等割額) 月別賦課(合算·算出合計額) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減內等割) 月別賦課(合算·軽減合計額) 月別賦課(合算·根度超過額) 月別賦課(百算·稅稅
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64	12ヶ月合計額(年稅額) 12ヶ月合計額(城保数) 課稅根拠(総所得金額) 課稅根拠(給所得金額) 課稅根拠(課稅所得金額) 課稅根拠(固定資産稅額) 課稅根拠(所得割額) 課稅根拠(資產割額) 課稅根拠(資等割額) 課稅根拠(等等割額) 課稅根拠(單出合計額) 課稅根拠(軽減均等割) 課稅根拠(軽減均等割) 課稅根拠(軽減可等割) 課稅根拠(軽減可等割)	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 60 61 62	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・調産資産税額) 12ヶ月合計額(国保・固定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・給与特別控除額) 12ヶ月合計額(介護・間定資産税額) 12ヶ月合計額(所得割額) 12ヶ月合計額(所得割額) 12ヶ月合計額(資産割額) 12ヶ月合計額(等割額) 12ヶ月合計額(等割額) 12ヶ月合計額(等割額)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資產割額) 月別賦課(合算·資產割額) 月別賦課(合算·爭等割額) 月別賦課(合算·學經數一等割) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減也等割) 月別賦課(合算·軽減也等割) 月別賦課(合算·報過額) 月別賦課(合算·報過額) 月別賦課(国集·総所得金額) 月別賦課(国保·総与特別控除額) 月別賦課(国保·超与特別控除額) 月別賦課(国保·超」
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65	12ヶ月合計額(年税額) 12ヶ月合計額(城保数) 課税根拠(総所得金額) 課税根拠(総与特別控除額) 課税根拠(課稅所得金額) 課稅根拠(固定資産稅額) 課稅根拠(資產割額) 課稅根拠(資產割額) 課稅根拠(等害割額) 課稅根拠(等当額) 課稅根拠(單出合計額) 課稅根拠(軽減均等割) 課稅根拠(軽減均等割) 課稅根拠(軽減可等割) 課稅根拠(軽減可等割) 課稅根拠(軽減可等割) 課稅根拠(軽減可等割)	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・給与特別控除額) 12ヶ月合計額(国保・調定資産税額) 12ヶ月合計額(可護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総与特別控除額) 12ヶ月合計額(介護・調税所得金額) 12ヶ月合計額(所得割額) 12ヶ月合計額(所得割額) 12ヶ月合計額(等割額) 12ヶ月合計額(等割額) 12ヶ月合計額(等割額) 12ヶ月合計額(等割額) 12ヶ月合計額(等割額)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資產割額) 月別賦課(合算·資產割額) 月別賦課(合算·平等割額) 月別賦課(合算·平等割割) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減中等割) 月別賦課(合算·軽減色超過額) 月別賦課(合算·限稅額) 月別賦課(国保·総与特別控除額) 月別賦課(国保·總持別經額) 月別賦課(国保·課稅所得金額) 月別賦課(国保·課稅所得金額) 月別賦課(国保·課稅所得金額) 月別賦課(国保·實稅額) 月別賦課(国保·被長數) 月別賦課(国保·被例)
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65	12ヶ月合計額(年税額) 12ヶ月合計額(坡保数) 課税根拠(総所得金額) 課税根拠(総所得金額) 課稅根拠(調稅所得金額) 課稅根拠(固定資産稅額) 課稅根拠(資產割額) 課稅根拠(資等割額) 課稅根拠(等割額) 課稅根拠(等割額) 課稅根拠(等割額) 課稅根拠(等出合計額) 課稅根拠(軽減均等割) 課稅根拠(軽減均等割) 課稅根拠(軽減額合計) 課稅根拠(軽超額) 課稅根拠(限度超過額) 課稅根拠(限度超過額) 課稅根拠(被保数)	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(国保・固定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・調政資産税額) 12ヶ月合計額(介護・固定資産税額) 12ヶ月合計額(所得割額) 12ヶ月合計額(資産割額) 12ヶ月合計額(平等割額) 12ヶ月合計額(平等割額) 12ヶ月合計額(第出合計額) 12ヶ月合計額(第出合計額) 12ヶ月合計額(第出合計額) 12ヶ月合計額(第出合計額) 12ヶ月合計額(解減均等割)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資產割額) 月別賦課(合算·均等割額) 月別賦課(合算·平等割額) 月別賦課(合算·平等割計額) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減中等割) 月別賦課(合算·軽減合計額) 月別賦課(合算·軽減合計額) 月別賦課(合算·限度超過額) 月別賦課(国保·総与特別控除額) 月別賦課(国保·總時份金額) 月別賦課(国保·課稅所得金額) 月別賦課(国保·課稅所得金額) 月別賦課(国保·課稅所得金額) 月別賦課(国保·時間定資產稅額) 月別賦課(国保·時限割) 月別賦課(国保·時得割額)
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66	12ヶ月合計額(年税額)	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 60 61 62 63	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(国保・固定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・調税所得金額) 12ヶ月合計額(所護・割固定資産税額) 12ヶ月合計額(所得・割額) 12ヶ月合計額(阿達・割額) 12ヶ月合計額(平等割額) 12ヶ月合計額(平等割額) 12ヶ月合計額(平等割割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資產割額) 月別賦課(合算·資產割額) 月別賦課(合算·等割額) 月別賦課(合算·等割額) 月別賦課(合算·等別分等割別) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·程減均等割的) 月別賦課(合算·程減過額) 月別賦課(国集·稅得金額) 月別賦課(国保·稅得金額) 月別賦課(国保·稅得金額) 月別賦課(国保·稅等份別控除額) 月別賦課(国保·稅等份別控除額) 月別賦課(国保·稅等數) 月別賦課(国保·稅等數) 月別賦課(国保·所得金額) 月別賦課(国保·所得額額) 月別賦課(国保・所得割額) 月別賦課(国保・货等割額)
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66	12ヶ月合計額(年稅額)   12ヶ月合計額(年稅額)   12ヶ月合計額(被保数)   課稅根拠(総所得金額)   課稅根拠(課稅所得金額)   課稅根拠(固定資産稅額)   課稅根拠(所得割額)   課稅根拠(資産割額)   課稅根拠(等割額)   課稅根拠(等割額)   課稅根拠(等割額)   課稅根拠(等割額)   課稅根拠(軽減少等割)   課稅根拠(軽減平等割)   課稅根拠(軽減至等割)   課稅根拠(軽減額合計)   課稅根拠(軽減額合計)   課稅根拠(無稅額)   課稅根拠(被保数)   課稅根拠(被保数)   課稅根拠(加入月数)   月割年稅額	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(国保・固定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総与特別控除額) 12ヶ月合計額(介護・部日定資産税額) 12ヶ月合計額(所得割額) 12ヶ月合計額(資産割額) 12ヶ月合計額(資産割額) 12ヶ月合計額(平等割額) 12ヶ月合計額(平等割額) 12ヶ月合計額(算出合計額) 12ヶ月合計額(軽減均等割) 12ヶ月合計額(軽減均等割) 12ヶ月合計額(軽減可等割) 12ヶ月合計額(軽減可等割) 12ヶ月合計額(軽減可等割) 12ヶ月合計額(軽減可等割)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	月別賦課(合算・所得割額) 月別賦課(合算・資產割額) 月別賦課(合算・資產割額) 月別賦課(合算・等割額) 月別賦課(合算・算出合計額) 月別賦課(合算・軽減均等割) 月別賦課(合算・軽減均等割) 月別賦課(合算・軽減容計額) 月別賦課(合算・程減容計額) 月別賦課(合算・根養額) 月別賦課(国保・統所得金額) 月別賦課(国保・統所得金額) 月別賦課(国保・統所得金額) 月別賦課(国保・統所得金額) 月別賦課(国保・統所得金額) 月別賦課(国保・統保数) 月別賦課(国保・所得割額) 月別賦課(国保・所得割額) 月別賦課(国保・所得割額) 月別賦課(国保・可等割額)
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68	12ヶ月合計額(年稅額)	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・給与特別控除額) 12ヶ月合計額(国保・論民等金額) 12ヶ月合計額(国保・固定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・給与特別控除額) 12ヶ月合計額(介護・間定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・間定資産税額) 12ヶ月合計額(所得書額) 12ヶ月合計額(所得書額) 12ヶ月合計額(所等書) 12ヶ月合計額(平等書) 12ヶ月合計額(平等書) 12ヶ月合計額(軽減均等割) 12ヶ月合計額(軽減項合計) 12ヶ月合計額(軽減額合計) 12ヶ月合計額(軽減額合計) 12ヶ月合計額(軽減額合計) 12ヶ月合計額(軽減額合計) 12ヶ月合計額(軽減額合計) 12ヶ月合計額(軽減額合計)	3 4 5 6 7 8 8 9 10 11 12 13 3 14 15 16 17 18 19 20 21	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資產割額) 月別賦課(合算·資等割額) 月別賦課(合算·等割額) 月別賦課(合算·第四合計額) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減超額) 月別賦課(国集·総所得金額) 月別賦課(国保·総所得金額) 月別賦課(国保·総所得金額) 月別賦課(国保·総時得別控額) 月別賦課(国保·総時代報) 月別賦課(国保·統明得數額) 月別賦課(国保·所得書額) 月別賦課(国保·所得書割額) 月別賦課(国保·均等割額) 月別賦課(国保·均等割額) 月別賦課(国保·均等割額) 月別賦課(国保·均等割額) 月別賦課(国保·均等割額) 月別賦課(国保·均等割額) 月別賦課(国保·等割割額)
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68	12ヶ月合計額(年稅額) 12ヶ月合計額(年稅額) 12ヶ月合計額(被保数) 課税根拠(総所得金額) 課稅根拠(納了得金額) 課稅根拠(固定資産稅額) 課稅根拠(固定資産稅額) 課稅根拠(資產割額) 課稅根拠(資產割額) 課稅根拠(等割額) 課稅根拠(等割額) 課稅根拠(等割額) 課稅根拠(等割額) 課稅根拠(等割額) 課稅根拠(軽減均等割) 課稅根拠(軽減均等割) 課稅根拠(軽減均等割) 課稅根拠(軽減額合計) 課稅根拠(軽減額合計) 課稅根拠(軽成(整減額合計) 課稅根拠(限度超過額) 課稅根拠(限度超過額) 課稅根拠(被保数) 課稅根拠(被保数) 課稅根拠(加入月数) 月割年稅額 減免額	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 60 61 62 63 64 65 66 67 68	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(国保・固定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・局定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・固定資産税額) 12ヶ月合計額(所得書)額 12ヶ月合計額(所得書)額 12ヶ月合計額(所得書)額 12ヶ月合計額(阿等書)額 12ヶ月合計額(平等割額) 12ヶ月合計額(軽減均等割) 12ヶ月合計額(軽減可等割) 12ヶ月合計額(軽減至合計) 12ヶ月合計額(軽減至合計) 12ヶ月合計額(軽減額合計) 12ヶ月合計額(軽減額合計) 12ヶ月合計額(軽減額合計) 12ヶ月合計額(限度超過額) 12ヶ月合計額(限度超過額) 12ヶ月合計額(国保・被保数)	3 4 5 6 7 8 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資產割額) 月別賦課(合算·均等割額) 月別賦課(合算·學等割額) 月別賦課(合算·學明合計額) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減功等割) 月別賦課(合算·軽減超額) 月別賦課(合算·程減過額) 月別賦課(百算·經過額) 月別賦課(国保·総行等割) 月別賦課(国保·総行等的得金額) 月別賦課(国保·総行等額) 月別賦課(国保·證稅所得金額) 月別賦課(国保·證稅所得金額) 月別賦課(国保·證稅所得金額) 月別賦課(国保·證稅所得金額) 月別賦課(国保·實別額) 月別賦課(国保·所得割額) 月別賦課(国保·均等割額) 月別賦課(国保·均等割割額) 月別賦課(国保·學等割割額) 月別賦課(国保·學育割額) 月別賦課(国保·學育割額) 月別賦課(国保·與共合計額) 月別賦課(国保·與減均等割)
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(離所得金額)   課税根拠(間定資産税額)   課税根拠(資産割額)   課税根拠(等書)額   課税根拠(等書)額    課税根拠(等書)額   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減均等割)   課稅根拠(軽減額合計)   課稅根拠(限度超過額)   課稅根拠(限度超過額)   課稅根拠(限度超過額)   課稅根拠(被保数)   課稅根拠(和入月数)   月割年稅額   減免額   確定賦課額	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(国保・固定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・課税所得金額) 12ヶ月合計額(介護・間定資産税額) 12ヶ月合計額(所得割額) 12ヶ月合計額(阿等割額) 12ヶ月合計額(平等割額) 12ヶ月合計額(平等割額) 12ヶ月合計額(平等割割) 12ヶ月合計額(東地合計額) 12ヶ月合計額(東地合計額) 12ヶ月合計額(東地合計額) 12ヶ月合計額(東越過額) 12ヶ月合計額(東越過額) 12ヶ月合計額(東越過額) 12ヶ月合計額(甲度超過額) 12ヶ月合計額(甲度超過額) 12ヶ月合計額(甲度超過額) 12ヶ月合計額(甲度超過額) 12ヶ月合計額(甲度超過額) 12ヶ月合計額(甲度超過額) 12ヶ月合計額(甲度超過額) 12ヶ月合計額(甲底・被保数)	3 4 5 6 7 8 9 10 111 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	月別賦課(合算・所得割額) 月別賦課(合算・資產割額) 月別賦課(合算・均等割額) 月別賦課(合算・平等割割) 月別賦課(合算・平等割割) 月別賦課(合算・軽減均等割) 月別賦課(合算・軽減不等割) 月別賦課(合算・軽減不計額) 月別賦課(合算・軽減合計額) 月別賦課(国第・程稅額) 月別賦課(国保・総与特別控額) 月別賦課(国保・課稅所得金額) 月別賦課(国保・課稅所得金額) 月別賦課(国保・課稅所得額) 月別賦課(国保・課稅所養額) 月別賦課(国保・資際資額) 月別賦課(国保・資等割額) 月別賦課(国保・平等割額) 月別賦課(国保・平等割額) 月別賦課(国保・平等割額) 月別賦課(国保・等割額) 月別賦課(国保・等割額) 月別賦課(国保・等割額) 月別賦課(国保・等割額) 月別賦課(国保・等割割割) 月別賦課(国保・経減功等割)
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(固定資産税額)   課税根拠(資産割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減額合計)   課税根拠(軽減額合計)   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(中税額)   課税根拠(中税額)   課税根拠(市税額)   課税根拠(加入月数)   月割年稅額   減免額   確定賦課額   既に賦課した額	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(国保・調税所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総時制理除額) 12ヶ月合計額(介護・総与特別控除額) 12ヶ月合計額(介護・調定資産税額) 12ヶ月合計額(所得書)額 12ヶ月合計額(所得書)額 12ヶ月合計額(等書)額 12ヶ月合計額(等書)額 12ヶ月合計額(等書)額 12ヶ月合計額(野出合計額) 12ヶ月合計額(野出合計額) 12ヶ月合計額(野出合計額) 12ヶ月合計額(軽減均等割) 12ヶ月合計額(軽減均等割) 12ヶ月合計額(軽減均等割) 12ヶ月合計額(軽減額一計) 12ヶ月合計額(軽減額一計) 12ヶ月合計額(軽減額円計) 12ヶ月合計額(国保・被保数) 12ヶ月合計額(国保・被保数) 12ヶ月合計額(国保・被保数) 12ヶ月合計額(可護・被保数) 12ヶ月合計額(可護・被保数) 12ヶ月合計額(可護・被保数) 12ヶ月合計額(可護・被保数) 12ヶ月合計額(可護・被保数) 12ヶ月合計額(可護・被保数)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25	月別賦課(合算・所得割額) 月別賦課(合算・資產割額) 月別賦課(合算・均等割額) 月別賦課(合算・均等割額) 月別賦課(合算・平等割割額) 月別賦課(合算・軽減均等割) 月別賦課(合算・軽減不計額) 月別賦課(合算・軽減名計額) 月別賦課(合算・軽減名計額) 月別賦課(百年、經濟學學別數數數學學別數數數學例與數數數學例與數數數學例與數數數數數數數數數數數數數
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(調稅所得金額)   課税根拠(資産割額)   課税根拠(資等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課稅根拠(等割額)   課稅根拠(等割額)   課稅根拠(等割額)   課稅根拠(軽減均等割)   課稅根拠(軽減均等割)   課稅根拠(軽減超分等割)   課稅根拠(軽減超分等割)   課稅根拠(限度超過額)   課稅根拠(限度超過額)   課稅根拠(收存稅額)   課稅根拠(收存稅額)   課稅根拠(加入月数)   月割年稅額    減免額   確定賦課稅 	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(国保・調税所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・給与特別控除額) 12ヶ月合計額(介護・給与特別控除額) 12ヶ月合計額(介護・割固定資産税額) 12ヶ月合計額(所得・割額) 12ヶ月合計額(資産割額) 12ヶ月合計額(資等割額) 12ヶ月合計額(平等割割額) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減額分計) 12ヶ月合計額(収度超過額) 12ヶ月合計額(以下級保数) 12ヶ月合計額(外護・被保数) 12ヶ月合計額(外護・被保数) 12ヶ月合計額(外護・被保数) 12ヶ月合計額(外護・被保数) 12ヶ月合計額(外援・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12・発力等別控除額)	3 4 5 6 7 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資產割額) 月別賦課(合算·資等割額) 月別賦課(合算·平明出額) 月別賦課(合算·平明出額) 月別賦課(合算·軽減均等割割) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減內計算的。 月別賦課(合算·軽減內計算的。 月別賦課(自集·經濟學別的。 月別賦課(自集·經濟學別的。 月別賦課(国集·總持等別的。 月別賦課(国集·總持所會。 月別賦課(国集·前資數別, 月別賦課(国集·前資數別, 月別賦課(国集·所得書割額) 月別賦課(国集·等割額) 月別賦課(国集·等割額) 月別賦課(国集·等割額) 月別賦課(国集·等割割額) 月別賦課(国集·等割割額) 月別賦課(国集·經濟學割額的 月別賦課(国集·經濟學割割的 月別財賦課(国集·經濟學割割的 月別財賦課(国集·經濟學
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(総与特別控除額)   課税根拠(固定資産税額)   課税根拠(固定資産税額)   課税根拠(資産割額)   課税根拠(資害割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(軽減少等割)   課税根拠(軽減の等割)   課税根拠(軽減の合計)   課税根拠(軽減額合計)   課税根拠(軽減額合計)   課税根拠(無限度超過額)   課税根拠(無限度超過額)   課税根拠(無限度超過額)   課税根拠(無限度超過額)   課税根拠(無限度超過額)   課税根拠(無限度超過額)   課税根拠(無限度超過額)   課税根拠(無限度超過額)   課稅根拠(無限度超過額)   課稅根拠(無限數)   課稅根拠(加入月数)   月割年稅額   減免額   確定賦課上た額   差引賦課額   暫定(前年度賦課額分)   暫定(前年度財票額分)	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(国保・固定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・給与特別控除額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・割辺定資産税額) 12ヶ月合計額(所得・割額) 12ヶ月合計額(所得・割額) 12ヶ月合計額(所等・割額) 12ヶ月合計額(平等割割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(収度超過額) 12ヶ月合計額(以下機に対し、 12ヶ月合計額(別度を設し、 12ヶ月合計額(別度を設し、 12ヶ月合計額(別度を設し、 12ヶ月合計額(別度を設し、 12ヶ月合計額(別度を設し、 12ヶ月合計額(別度を認し、 12ヶ月合計額(別度・総所得金額) 12ヶ月合計額(別度・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12球税根拠(国保・総月特別な解別) 12球税根拠(国保・総月特別な解別)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 20 21 22 23 24 25 26 27	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資產割額) 月別賦課(合算·資等割額) 月別賦課(合算·算等割額) 月別賦課(合算·算明金額) 月別賦課(合算·等割割額) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減均等割的 月別賦課(合算·軽減超額) 月別賦課(合算·程減過額) 月別賦課(自集·稅得会額) 月別賦課(国保·稅得会額) 月別賦課(国保·稅得会額) 月別賦課(国保·稅得會別經額) 月別賦課(国保·稅得會別額) 月別賦課(国保·稅資數) 月別賦課(国保·稅資數) 月別賦課(国保·稅得割額) 月別賦課(国保·所得割額) 月別賦課(国保·所得割額) 月別賦課(国保·野調額) 月別賦課(国保·野訓額) 月別賦課(国保·軽減內等割割) 月別賦課(国保·軽減內計劃) 月別賦課(国保·軽減內計劃) 月別賦課(国保·軽減超過額) 月別賦課(国保·軽減超過額) 月別賦課(国保·軽減超過額)
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74	12ヶ月合計額(年稅額)   12ヶ月合計額(年稅額)   12ヶ月合計額(被保数)   課稅根拠(総所得金額)   課稅根拠(歸稅所得金額)   課稅根拠(固定資産稅額)   課稅根拠(資產割額)   課稅根拠(資產割額)   課稅根拠(等割額)   課稅根拠(等割額)   課稅根拠(等割額)   課稅根拠(等割額)   課稅根拠(等割額)   課稅根拠(軽減至等割)   課稅根拠(軽減至等割)   課稅根拠(軽減至等割)   課稅根拠(軽減額合計)   課稅根拠(輕稅數)   課稅根拠(和入月數)   月割年稅額   減免額   確定賦課額   既に賦課した額   差引賦課額   暫定(前年度賦課額分)   暫定(前年度賬課額)	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(国保・固定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・割面定資産税額) 12ヶ月合計額(所護・割額) 12ヶ月合計額(所達・割額) 12ヶ月合計額(所等割額) 12ヶ月合計額(平等割額) 12ヶ月合計額(平等割額) 12ヶ月合計額(軽減(明等割) 12ヶ月合計額(軽減(明等割)) 12ヶ月合計額(軽減(明等割)) 12ヶ月合計額(軽減(期等割)) 12ヶ月合計額(軽減(期間)) 12ヶ月合計額(収度超過額) 12ヶ月合計額(収度超過額) 12ヶ月合計額(以下、被保数) 12ヶ月合計額(知度超過額) 12ヶ月合計額(以下、被保数) 12ヶ月合計額(知度超過額) 12ヶ月合計額(知度超過額) 12ヶ月合計額(知度超過額) 12ヶ月合計額(知度超過額) 12ヶ月合計額(知度地級別 12ヶ月合計額(知度地級別 12ヶ月合計額(知度地級別 12ヶ月合計額(知度地級別 12ヶ月合計額(知度地級別 12ヶ月合計額(知度地級別 12ヶ月合計額(知度地級別 12ヶ月合計額(知度地級別 12ヶ月合計額(知度・被保数) 12ヶ月合計額(知度・被保数) 12ヶ月合計額(知度・被保数) 12ヶ月合計額(知度・総所得金額) 課税根拠(国保・設税所得金額) 課税根拠(国保・固定資産税額)	3 4 5 6 7 8 8 9 10 11 12 13 13 14 15 16 17 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資等割額) 月別賦課(合算·均等割額) 月別賦課(合算·與等割額) 月別賦課(合算·與公等割額) 月別賦課(合算·與公等割) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減超額) 月別賦課(合算·程減超額) 月別賦課(国保·総所得金額) 月別賦課(国保·総所得金額) 月別賦課(国保·發表所得金額) 月別賦課(国保·發表所得金額) 月別賦課(国保·發表所稱。) 月別賦課(国保·發表所稱。) 月別賦課(国保·時等割額) 月別賦課(国保·時等割額) 月別賦課(国保·與等割額) 月別賦課(国保·與海前額) 月別賦課(国保·與海前額) 月別賦課(国保·與海前額) 月別賦課(国保·與海前額) 月別賦課(国保·與海前額) 月別賦課(国保·軽減合超過) 月別賦課(国保·限度額) 月別賦課(国保·限度額) 月別賦課(国保·限度額) 月別賦課(国保·限度額)
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 71 72 73 74 75	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(年稅額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(間定資産税額)   課税根拠(阿舎割額)   課税根拠(資産割額)   課税根拠(等書)   課税根拠(等書)   課税根拠(等書)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減額合額)   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(被保数)   課税根拠(加入月数)   月割年税額   減免額   成定賦課額   既に賦課した額   差引賦課額   既に賦課した額   差引賦課額   暫定(前年度賦課額分)   暫定管定賦課額   譲渡所得区分	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(可選・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・間定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・固定資産税額) 12ヶ月合計額(所得割額) 12ヶ月合計額(阿等割額) 12ヶ月合計額(平等割額) 12ヶ月合計額(平等割額) 12ヶ月合計額(平等割額) 12ヶ月合計額(平等割割) 12ヶ月合計額(軽減均等割) 12ヶ月合計額(軽減和等割) 12ヶ月合計額(軽減和等割) 12ヶ月合計額(軽減和等割) 12ヶ月合計額(軽減和等割) 12ヶ月合計額(平等割) 12ヶ月合計額(平域超過額) 12ヶ月合計額(年税額と額) 12ヶ月合計額(年税額と額) 12ヶ月合計額(年税額と額) 12ヶ月合計額(知度を額) 12ヶ月合計額(知度・総所得金額) 課税根拠(国保・設大所得金額) 課税根拠(国保・間定資産稅額) 課税根拠(国保・間定資産稅額) 課税根拠(国保・間定資産稅額) 課税根拠(国保・間定資産稅額) 課税根拠(国保・間定資産稅額) 課税根拠(国保・間定資産稅額) 課税根拠(国保・間定資産稅額) 課税根拠(国保・間定資産稅額)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	月別賦課(合算・所得割額) 月別賦課(合算・資產割額) 月別賦課(合算・資等割額) 月別賦課(合算・平等割額) 月別賦課(合算・平等割割) 月別賦課(合算・軽減均等割) 月別賦課(合算・軽減均等割) 月別賦課(合算・軽減不合調的 月別賦課(合算・軽減合超別) 月別賦課(国集・総与特別金額) 月別賦課(国保・統与特別金額) 月別賦課(国保・統長的所養額) 月別賦課(国保・被長の報) 月別賦課(国保・被長割額) 月別賦課(国保・疾害割額) 月別賦課(国保・等割額) 月別賦課(国保・経滅所得割額) 月別賦課(国保・経滅所得割額) 月別賦課(国保・経滅所得割額) 月別賦課(国保・経滅所得割額) 月別賦課(国保・経滅所得割) 月別賦課(国保・経滅所得金額)
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 71 72 73 74 75 76	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(間定資産税額)   課税根拠(間定資産税額)   課税根拠(阿傳書)額   課税根拠(等書)額    課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減額合計)   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(被保数)   課税根拠(和入月数)   月割年税額   減定額    既に賦課した額   差引賦課額    暫定(前年度賦課額分)   暫定(前年度減期額)   譲渡所得区分	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(可保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・海天のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	3 4 5 6 7 8 9 10 111 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	月別賦課(合算・所得割額) 月別賦課(合算・資產割額) 月別賦課(合算・均等割額) 月別賦課(合算・平等割額) 月別賦課(合算・平等割割額) 月別賦課(合算・軽減均等割) 月別賦課(合算・軽減功等計額) 月別賦課(合算・軽減不計額) 月別賦課(合算・軽減合超過) 月別賦課(自保・稅稅得金額) 月別賦課(国保・稅稅得金額) 月別賦課(国保・稅稅得金額) 月別賦課(国保・稅稅得額) 月別賦課(国保・稅稅書額) 月別賦課(国保・資等計額) 月別賦課(国保・平等割額) 月別賦課(国保・平等割額) 月別賦課(国保・平等割額) 月別賦課(国保・平等割額) 月別賦課(国保・等割額) 月別賦課(国保・平等割額) 月別賦課(国保・等割割計割) 月別賦課(国保・軽減不等割) 月別賦課(国保・軽減不等割) 月別賦課(国保・程稅稅) 月別賦課(国保・程稅稅) 月別賦課(国保・程稅稅) 月別賦課(国保・程稅稅) 月別賦課(国保・程稅稅) 月別賦課(国保・日稅稅稅) 月別賦課(国保・日稅稅稅) 月別賦課(国保・日稅稅稅) 月別賦課(国保・日稅稅稅)
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74 75 76	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(調稅所得金額)   課税根拠(高定資産税額)   課税根拠(資産割額)   課税根拠(等割額)   課稅根拠(等割額)   課稅根拠(等割額)   課稅根拠(等割額)   課稅根拠(等割額)   課稅根拠(等割額)   課稅根拠(軽減均等割)   課稅根拠(軽減均等割)   課稅根拠(軽減均等割)   課稅根拠(軽減額合計)   課稅根拠(軽稅額)   課稅根拠(申稅額)   課稅根拠(申稅額)   課稅根拠(加入月数)   月割年稅額   減定賦課額   暫定(前年度最終期・賦課額)   暫定(暫定賦課額)   讓渡所得区分	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(国保・調税所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・調定資産税額) 12ヶ月合計額(所得・割額) 12ヶ月合計額(所得・割額) 12ヶ月合計額(野・割額) 12ヶ月合計額(野・割額) 12ヶ月合計額(軽減均等割) 12ヶ月合計額(軽減均等割) 12ヶ月合計額(軽減均等割) 12ヶ月合計額(軽減時等割) 12ヶ月合計額(軽減時等割) 12ヶ月合計額(軽減時等割) 12ヶ月合計額(軽減時等割) 12ヶ月合計額(軽減時等割) 12ヶ月合計額(軽減時等割) 12ヶ月合計額(軽減時等割) 12ヶ月合計額(軽減時等割) 12ヶ月合計額(軽減時等割) 12ヶ月合計額(軽減時等割) 12ヶ月合計額(明度超過額) 12ヶ月合計額(明度超過額) 12ヶ月合計額(明度超過額) 12ヶ月合計額(明度超過額) 12ヶ月合計額(明度超過額) 12ヶ月合計額(明度超過額) 12ヶ月合計額(明度超過額) 12ヶ月合計額(所得金額) 課税根拠(国保・総所得金額) 課税根拠(の所護・総所得金額) 課税根拠(介護・総子特別控除額) 課税根拠(介護・給与特別控除額) 課税根拠(介護・給与特別控除額) 課税根拠(介護・給与特別控除額) 課税根拠(介護・給与特別控除額) 課税根拠(介護・給与特別控除額) 課税根拠(介護・給与特別控除額) 課税根拠(介護・給与特別控除額)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 7 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資產割額) 月別賦課(合算·均等割額) 月別賦課(合算·均等割額) 月別賦課(合算·平等出額) 月別賦課(合算·軽減均等割割) 月別賦課(合算·軽減場等計額) 月別賦課(合算·軽減場計劃) 月別賦課(合算·軽減場計劃) 月別賦課(合算·軽減過額) 月別賦課(国集·結為與一人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74 75 76	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(間定資産税額)   課税根拠(間定資産税額)   課税根拠(阿傳書)額   課税根拠(等書)額    課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減額合計)   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(被保数)   課税根拠(和入月数)   月割年税額   減定額    既に賦課した額   差引賦課額    暫定(前年度賦課額分)   暫定(前年度減期額)   譲渡所得区分	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 76 77	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(可保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総方特別控除額) 12ヶ月合計額(介護・調定資産税額) 12ヶ月合計額(所得書) 12ヶ月合計額(所得書) 12ヶ月合計額(資産割額) 12ヶ月合計額(野書) 12ヶ月合計額(野書) 12ヶ月合計額(軽減均等割) 12ヶ月合計額(軽減均等割) 12ヶ月合計額(軽減時等割) 12ヶ月合計額(軽減時等割) 12ヶ月合計額(軽減時等割) 12ヶ月合計額(軽減時等割) 12ヶ月合計額(軽減時等割) 12ヶ月合計額(軽減時等割) 12ヶ月合計額(軽減時等割) 12ヶ月合計額(軽減時等割) 12ヶ月合計額(軽減時等割) 12ヶ月合計額(明度超過 12ヶ月合計額(明度超過 12ヶ月合計額(明度超過 12ヶ月合計額(明度超過 12ヶ月合計額(明度超過 12ヶ月合計額(明度超過 12ヶ月合計額(明度超過 12ヶ月合計額(明度超過 12ヶ月合計額(明度超過 12ヶ月合計額(明度超過 12ヶ月合計額(明度地限数) 12ヶ月合計額(所得金額) 課税根拠(回保・総所得金額) 課税根拠(介護・総所得金額) 課税根拠(介護・総所明空降額) 課税根拠(介護・総所明空降額) 課税根拠(介護・設税所得金額) 課税根拠(介護・設税所得金額) 課税根拠(介護・設税所得金額) 課税根拠(介護・設税所得金額) 課税根拠(介護・設税所得金額) 課税根拠(介護・過定資産税額)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資產割額) 月別賦課(合算·均等割額) 月別賦課(合算·均等割額) 月別賦課(合算·學明合等割割) 月別賦課(合算·軽減均等割割) 月別賦課(合算·軽減均等割的) 月別賦課(合算·軽減平合計過額) 月別賦課(合算·軽減超過) 月別賦課(合集·經過一個) 月別賦課(自保·統与特別控額) 月別賦課(国保·統与特別控額) 月別賦課(国保·統持衛別) 月別賦課(国保·統持衛別) 月別賦課(国保·總報) 月別賦課(国保·養額) 月別賦課(国保·資等割額) 月別賦課(国保·學割額) 月別賦課(国保·與政治等割) 月別賦課(国保·與政治等割) 月別賦課(国保·與政治等割) 月別賦課(国保·與政治等割) 月別賦課(国保·與政治等割的) 月別賦課(国保·與政治等割的) 月別賦課(国保·與政治等割的) 月別賦課(国保·與政治等) 月別賦課(国保·與政治等) 月別賦課(国保·與政治等) 月別賦課(国保·與政治等) 月別賦課(国保退職治等) 月別賦課(国保退職治等) 月別賦課(国保退職治等) 月別財課(国保退職治等)
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74 75 76 77 78	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総約所得金額)   課税根拠(総与特別控除額)   課税根拠(間定資産税額)   課税根拠(資産割額)   課税根拠(資害割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減超過額)   課税根拠(軽減超過額)   課税根拠(取稅額)   課税根拠(本保数)   課税根拠(本保数)   課税根拠(本保数)   課税根拠(本保数)   課税根拠(本保数)   課稅根拠(本保数)   課稅根拠(本保数)   課稅根拠(本保数)   課稅根拠(本保数)   課稅根拠(本保数)   課稅根拠(本保数)   課稅根拠(本保数)   財政(本限額)   財政(和限額)   財	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 60 61 62 63 64 65 66 67 71 72 73 74 75 76 77 78	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(国保・調理で資産税額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・割固定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・割額) 12ヶ月合計額(資産割額) 12ヶ月合計額(資等割額) 12ヶ月合計額(野書割額) 12ヶ月合計額(野書割額) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減平等割) 12ヶ月合計額(軽減額) 12ヶ月合計額(水保数) 12ヶ月合計額(小護・総保数) 12ヶ月合計額(小護・総保数) 12ヶ月合計額(小護・総保数) 12ヶ月合計額(小護・総保数) 12ヶ月合計額(小護・総保数) 12ヶ月合計額(小質・総所得金額) 課税根拠(国保・超方特別空額) 課税根拠(介護・認所得金額) 課税根拠(介護・認所得金額) 課税根拠(介護・間定資産税額) 課税根拠(介護・間定資産税額) 課税根拠(介護・間定資産税額) 課税根拠(介護・間定資産税額) 課税根拠(介護・間定資産税額) 課税根拠(所得割額)	3 4 5 6 7 7 8 9 10 11 12 13 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資產割額) 月別賦課(合算·資等割額) 月別賦課(合算·爭等割額) 月別賦課(合算·爭等割割額) 月別賦課(合算·軽減均等割割) 月別賦課(合算·軽減均等割) 月別賦課(合算·軽減項合調額) 月別賦課(合算·軽減項合調額) 月別賦課(合算·軽減稅得過額) 月別賦課(国保施6額) 月別賦課(国保·統与特別控額) 月別賦課(国保·統与特別全額) 月別賦課(国保·統有傳書) 月別賦課(国保·所產稅額) 月別賦課(国保·所產稅額) 月別賦課(国保·所產稅額) 月別賦課(国保·所養額) 月別賦課(国保·等割額) 月別賦課(国保·等割額) 月別賦課(国保·軽減(日保・軽減(日界) 月別賦課(国保·軽減(日保・軽減(日界) 月別賦課(国保・軽減(日保・軽減(日界) 月別賦課(国保・軽減(日保・軽減(日界) 月別賦課(国保・軽減(日界) 月別賦課(国保・軽減(日保) 月別賦課(国保・軽減(日保) 月別賦課(国保、經職・給等割的) 月別賦課(国保、退職・給等割的) 月別賦課(国保、退職・給等等割的) 月別賦課(国保、退職・給等等額額) 月別賦課(国保、退職・超下等額額) 月別賦課(国保、退職・超下等額額) 月別賦課(国保、退職・超下等額額) 月別賦課(国保、退職・超下等額額) 月別賦課(国保、退職・超下等額額) 月別賦課(国保、退職・超下等額額) 月別賦課(国保、退職・超下等額額) 月別賦課(国保、退職・過下等) 月別賦課(国保、退職・退職被表額)
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74 75 76 77 78	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(年稅額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(間定資産稅額)   課税根拠(所得書額)   課税根拠(資産割額)   課税根拠(等書割額)   課税根拠(等書割額)   課税根拠(等書割額)   課税根拠(等書割額)   課税根拠(軽減の等書割的)   課税根拠(軽減の等書割的)   課税根拠(軽減の事計)   課税根拠(軽減額過額)   課税根拠(軽減額過額)   課税根拠(軽度額過額)   課税根拠(軽度額過額)   課税根拠(被保数)   課税根拠(被保数)   課税根拠(被保数)   課稅根拠(被保数)   課稅根拠(被保数)   課稅根拠(被保数)   課稅根拠(財際商額)   課稅根拠(財際商額)   課稅根拠(財際商額)   課稅財務(財際商額)   計算官(前年度賦課額)   對定(前年度賦課額)   計算実行日   更正計算実行日   更正計算実行時刻   メモ	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 71 72 73 74 75 76 77 78	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・給与特別控除額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(国保・固定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・制理で、割額) 12ヶ月合計額(所護・割額) 12ヶ月合計額(所達・割額) 12ヶ月合計額(所等割額) 12ヶ月合計額(所等割額) 12ヶ月合計額(野出合計額) 12ヶ月合計額(野出合計額) 12ヶ月合計額(軽減少等割割) 12ヶ月合計額(軽減少等割割) 12ヶ月合計額(軽減少等割) 12ヶ月合計額(軽減の等割) 12ヶ月合計額(軽減の等割) 12ヶ月合計額(軽減の等割) 12ヶ月合計額(軽減の等割) 12ヶ月合計額(甲、超の 12ヶ月合計額(甲、超の 12ヶ月合計額(甲、超の 12ヶ月合計額(甲、超の 12ヶ月合計額(甲、超の 12ヶ月合計額(甲、超の 12ヶ月合計額(甲、超の 12ヶ月合計額(国保・被保数) 12ヶ月合計額(国保・総保数) 12ヶ月合計額(国保・経験的	3 4 5 6 7 8 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 33 33 34	月別賦課(合算·所得割額) 月別賦課(合算·資等割額) 月別賦課(合算·資等割額) 月別賦課(合算·等割割額) 月別賦課(合算·算等割額) 月別賦課(合算·等割割額) 月別賦課(合算·軽減均等割割) 月別賦課(合算·軽減均等割割) 月別賦課(合算·軽減超額) 月別賦課(合算·程減過額) 月別賦課(国保・稅得等別2 月別賦課(国保・総6時間) 月別賦課(国保・総6時間) 月別賦課(国保・総6時間) 月別賦課(国保・総6時間) 月別賦課(国保・總6時間) 月別賦課(国保・課稅資額) 月別賦課(国保・報稅資額) 月別賦課(国保・所產稅額) 月別賦課(国保・所產稅額) 月別賦課(国保・所養割額) 月別賦課(国保・所養割額) 月別賦課(国保・野割額) 月別賦課(国保・軽減百計額) 月別賦課(国保・軽減百計額) 月別賦課(国保・軽減百計額) 月別賦課(国保・軽減百日別財課(国保・軽減百日別財課(国保・軽減百日別財務) 月別財課(国保・軽減百日別財務) 月別財課(国保・退職・総5時別的課課(国保退職・総5時別的報額) 月別財課(国保退職・過報額) 月別財課(国保退職・過報額) 月別財課(国保退職・退職を額額) 月別財課(国保退職・退職を額額) 月別財課(国保退職・退職を額額) 月別財課(国保退職・退職を額額) 月別財課(国保退職・退職を額額) 月別財課(国保退職・過日保退職・過日別財務額)
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 Mi課	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(年稅額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(間定資産税額)   課税根拠(阿得割額)   課税根拠(資等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減額合計)   課税根拠(軽度超過額)   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(収度超過額)   課税根拠(収度超過額)   課税根拠(和入月数)   月割年税額   減定を賦課の   減定に賦課した額   差引賦課を限度を受け、表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、表別で	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74 75 76 77 78 80	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・間定資産税額) 12ヶ月合計額(所得割額) 12ヶ月合計額(野書割額) 12ヶ月合計額(野書割額) 12ヶ月合計額(野等割額) 12ヶ月合計額(野等割額) 12ヶ月合計額(平等出台計額) 12ヶ月合計額(東田台計額) 12ヶ月合計額(軽減(平等割)) 12ヶ月合計額(軽減(平等割)) 12ヶ月合計額(軽減(平等割)) 12ヶ月合計額(軽減(平等割)) 12ヶ月合計額(軽減(平等割)) 12ヶ月合計額(年稅、被保数) 12ヶ月合計額(年稅 (本稅 (本稅 (本稅 (本稅 (本稅 (本稅 (本稅 (本稅 (本稅 (本	3 4 5 6 7 7 8 9 10 111 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 33 31 34 32 33 33 34 34 34 35 36 36 37 37 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38	月別賦課(合算・資產割額) 月別賦課(合算・資產割額) 月別賦課(合算・資等割額) 月別賦課(合算・學生) 月別賦課(合算・學生) 月別賦課(合算・軽減均等割) 月別賦課(合算・軽減功等計額) 月別賦課(合算・軽減減平計額) 月別賦課(合算・軽減減不計額) 月別賦課(合算・軽減減至計額) 月別賦課(国保・総与特別控額) 月別賦課(国保・総与特別を額) 月別賦課(国保・課表) 月別賦課(国保・課表) 月別賦課(国保・護報) 月別賦課(国保・護報) 月別賦課(国保・資等計額) 月別賦課(国保・資等割割額) 月別賦課(国保・等割割額) 月別賦課(国保・等割割額) 月別賦課(国保・等割割額) 月別賦課(国保・等割割額) 月別賦課(国保・等割割割額) 月別賦課(国保・等割割割割) 月別賦課(国保・軽減不計額) 月別賦課(国保・軽減不計額) 月別賦課(国保・程税・総方特別控除額) 月別賦課(国保・足退職・給与特別控除額) 月別賦課(国保・退職・総方時別を金額) 月別賦課(国保・退職・総方時別を金額) 月別賦課(国保退職・総方時別を金額) 月別賦課(国保退職・経時別を金額) 月別賦課(国保退職・経時別等金額) 月別賦課(国保退職・経時別等金額) 月別賦課(国保退職・経時別等金額) 月別賦課(国保退職・資產税額)
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(年稅額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(調稅所得金額)   課税根拠(資産税額)   課税根拠(資産割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減額合計)   課税根拠(軽度超過額)   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(収度超過額)   課税根拠(加入月数)   月割年稅額   減免額   確定賦課額   職民に賦課した額   差引賦課額   暫定(前年度服課額)   暫定(暫定財票額)   財産(割)   對定(暫定財票額)   對定(暫定財票額)   對定(暫定財票額)   對定(暫定財票額)   對定(暫定財票額)   對定(暫定財票額)   對定(暫定財票額)   對定(暫定財票額)   對定(暫定財票額)   對定(暫定財票者)   對定(暫定財票者)	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74 75 76 77 78 80 81	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(可保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総時得別控除額) 12ヶ月合計額(介護・総時得別控除額) 12ヶ月合計額(介護・総時得別控除額) 12ヶ月合計額(介護・間定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・間定資産税額) 12ヶ月合計額(介護・調定資産税額) 12ヶ月合計額(野書) 12ヶ月合計額(野書) 12ヶ月合計額(野書) 12ヶ月合計額(野等割割) 12ヶ月合計額(野等割割) 12ヶ月合計額(野報) 12ヶ月合計額(軽減(明報) 12ヶ月合計額(軽減(明報) 12ヶ月合計額(軽減(明報) 12ヶ月合計額(軽減(明報) 12ヶ月合計額(年税額) 12ヶ月合計額(年税額) 12ヶ月合計額(年税報) 12ヶ月合計額(年税報) 12ヶ月合計額(年税報) 12ヶ月合計額(年税報) 12ヶ月合計額(年税報) 12ヶ月合計額(年税報) 12ヶ月合計額(年税報) 12ヶ月合計額(日保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(所護・被保数) 12ヶ月合計額(所得金額) 12ヶ月合計額(所得金額) 12ヶ月合計額(所得金額) 12球税根拠(国保・総所得金額) 12球税根拠(の方護・総所得金額) 12球税根拠(介護・総所得金額) 12球税根拠(介護・総所得金額) 12球税根拠(介護・総所得金額) 12球税根拠(介護・総所得金額) 12球税根拠(介護・総所得金額) 12球税根拠(介護・総所得金額) 12球税根拠(介護・総所得金額) 12球税根拠(介護・総所得金額) 12球税根拠(介護・総所得金額) 12球税根拠(介護・総所得金額) 12球税根拠(介護・総所得金額) 12球税根拠(所得書) 12球税根の(所得書) 12球税根の(所得書) 12球税格の(所得書)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 33 34 35 36 36 37 37 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38	月別賦課(合算· 所產割額) 月別賦課(合算· 資產割額) 月別賦課(合算· 均等割額) 月別賦課(合算· 均等割額) 月別賦課(合算· 學問數學 中學問數學 中學問數學 中學問數學 中學問數學 中學問數學 中學問數學 中學問數學 中學問數學 中學的 中學的 中學的 中學的 中學的 中學的 中學的 中學的 中學的 中學
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74 75 76 77 78 78 79 80	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(年稅額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(調稅所得金額)   課税根拠(資産税額)   課税根拠(資産割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課稅根拠(等割額)   課稅根拠(等割額)   課稅根拠(軽減均等割)   課稅根拠(軽減均等割)   課稅根拠(軽減超合計)   課稅根拠(軽減額合計)   課稅根拠(申稅額)   課稅根拠(申稅額)   課稅根拠(加入月数)   月割年稅額   減定賦課額   世定賦課(前年度最終期・賦課額)   暫定(暫定賦課額)   護渡所得度分   暫定(暫定財)   東正計算実行日   東正計算実行時刻   メモー   合算賦課マスタ   項目名	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74 75 76 77 78 80 81 82 83 84 85 86 87 87 87 87 87 87 87 87 87 87	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(可保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・給与特別控除額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・割額) 12ヶ月合計額(所得書) 12ヶ月合計額(所得書) 12ヶ月合計額(所得書) 12ヶ月合計額(野生) 12ヶ月合計額(野生) 12ヶ月合計額(野生) 12ヶ月合計額(野生) 12ヶ月合計額(軽減均等割) 12ヶ月合計額(軽減均等割) 12ヶ月合計額(軽減均等割) 12ヶ月合計額(軽減均等割) 12ヶ月合計額(軽減的過額) 12ヶ月合計額(軽減報過過額) 12ヶ月合計額(限度超過的 12ヶ月合計額(国保・被保数) 12ヶ月合計額(国保・被保数) 12ヶ月合計額(国保・被保数) 12ヶ月合計額(国保・被保数) 12ヶ月合計額(国保・被保数) 12ヶ月合計額(国保・被保数) 12ヶ月合計額(国保・被保数) 12ヶ月合計額(国保・被所得金額) 課税根拠(国保・総所得金額) 課税根拠(国保・課税所得金額) 課税根拠(介護・総所得金額) 課税根拠(介護・総所得金額) 課税根拠(介護・総所得金額) 課税根拠(介護・割額) 課税根拠(所得割額) 課税根拠(内護・割額) 課税根拠(四十等割額) 課税根拠(四十等割額) 課税根拠(四十等割額) 課税根拠(四十等割額) 課税根拠(四十等割額) 課税根拠(四十分計額) 課税根拠(四十分計額) 課税根拠(四十分計額) 課税根拠(四十分計額) 課税根拠(四十分計額) 課税根拠(四十分計額) 課税根拠(四十分計額) 課税根拠(四十分計額)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 33 34 35 36 37 36 37 37 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38	月別賦課(合算·資產制額) 月別賦課(合算·資產制額) 月別賦課(合算·均等等割額) 月別賦課(合算·均等等割額) 月別賦課(合算·學子會) 月別賦課(合算·軽減均等等割) 月別賦課(合算·軽減不合計過額) 月別賦課(合算·軽減不合計過額) 月別賦課(合算·軽減不合計過額) 月別賦課(合算·軽減及額) 月別賦課(国保道與後額) 月別賦課(国保·総与特別行政額) 月別賦課(国保·総与特別行政額) 月別賦課(国保·總長衛的) 月別賦課(国保·被(表別) 月別賦課(国保·被(表別) 月別賦課(国保·經費割額) 月別賦課(国保·經費割額) 月別賦課(国保·經費割額) 月別賦課(国保·經費割額) 月別賦課(国保·經費割額) 月別賦課(国保·軽軽減內等割割) 月別賦課(国保·軽超額) 月別賦課(国保·軽超額) 月別賦課(国保·軽超額) 月別賦課(国保·經稅稅稅) 月別賦課(国保·經稅稅稅) 月別賦課(国保·經稅稅稅) 月別賦課(国保·經稅稅稅) 月別賦課(国保·經稅稅稅) 月別賦課(国保·經稅稅稅稅) 月別賦課(国保、經稅稅稅稅) 月別賦課(国保、經稅稅稅稅) 月別賦課(国保、退職・給等割額) 月別賦課(国保、退職、給等割額) 月別賦課(国保、退職・過時金額) 月別賦課(国保、退職・過時金額) 月別賦課(国保、退職・過時金額) 月別賦課(国保、退職・過時金額) 月別賦課(国保、退職・過時金額) 月別賦課(国保、退職・過時金額) 月別賦課(国保、退職・過時金額) 月別財賦課(国保、退職・資等割額) 月別賦課(国保、退職・当等割額)
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 <b>賦課</b>	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(財務所得金額)   課税根拠(資産税額)   課税根拠(資産割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減超過額)   課税根拠(軽減超過額)   課税根拠(年稅額)   課税根拠(年稅額)   課税根拠(加入月数)   月割年稅額   減免額   確定賦課足した額   差引賦課額    暫定(前年度最終期・賦課額)   暫定(前年度最終期・賦課額)   暫定(前年度最終期・賦課額)   暫定(前年度景額)   東正計算実行時刻   メモート   本記の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80	統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課稅所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・割額) 12ヶ月合計額(所得書) 12ヶ月合計額(所得書) 12ヶ月合計額(所得書) 12ヶ月合計額(野書) 12ヶ月合計額(野書) 12ヶ月合計額(野書) 12ヶ月合計額(野書) 12ヶ月合計額(軽減、中等割) 12ヶ月合計額(軽減、中等割) 12ヶ月合計額(軽減、中等割) 12ヶ月合計額(軽減、中等割) 12ヶ月合計額(軽減、中等割) 12ヶ月合計額(軽減、中等割) 12ヶ月合計額(国保・被保数) 12ヶ月合計額(国保・被保数) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 課稅根拠(国保・総所得金額) 課稅根拠(国保・総所得金額) 課稅根拠(可保・設所得金額) 課稅根拠(介護・総所得別空額) 課稅根拠(介護・総所得別空額) 課稅根拠(所得書) 課稅根拠(所得書) 課稅根拠(所得書) 課稅根拠(所得書) 課稅根拠(所得書) 課稅根拠(所得書) 課稅根拠(可以下書) 課稅根則(可以下書) 課稅根則(可以下書) 課稅根則(可以下書) 課稅根則(可以下書) 課稅根則(可以下書) 課稅根則(可以下書) 課稅根則(可以下書) 課稅根則(可以下書)	3 4 5 6 7 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 33 34 35 36 37 37 38 38 39 39 30 30 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31	月別賦課(合算・資等割額) 月別賦課(合算・資等等割額) 月別賦課(合算・均等等割額) 月別賦課(合算・均等等割額) 月別賦課(合算・軽減均等等割割) 月別賦課(合算・軽減均等等割割) 月別賦課(合算・軽減項等等割) 月別賦課(合算・軽減項等計劃) 月別賦課(合算・軽減項等計劃) 月別賦課(合算・軽減項等計劃) 月別賦課(合算・軽減預額) 月別賦課(自保・給時等別方別賦課(国保・総方等別分別賦課(国保・総方等別別賦課(国保・被方費別別賦課(国保・被方費別別賦課(国保・資等割額) 月別賦課(国保・資等割割) 月別賦課(国保・軽減河平合過額) 月別賦課(国保・軽減河平合) 月別賦課(国保・等割額) 月別賦課(国保・軽減河平合) 月別財賦課(国保・経過額) 月別賦課(国保・経過額) 月別賦課(国保・経過的等計劃) 月別財賦課(国保・退職・給等的方達稅到) 月別財賦課(国保・退職・給等的方達稅到) 月別財賦課(国保・退職・治等的方達稅到) 月別財賦課(国保・退職・過時的方達稅到) 月別財賦課(国保・退職・過時的方達稅到) 月別財賦課(国保退職・週年の支援、必要等割額) 月別財賦課(国保退職・資等割額) 月別財財課(国保退職・資等割額) 月別財財課(国保退職・資等割額) 月別財財課(国保退職・資等割額) 月別財財課(国保退職・資等割額) 月別財財課(国保退職・資等割割額) 月別財財課(国保退職・資等割割額) 月別財財課(国保退職・資等割割額) 月別財財課(国保退職・資等割割額)
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74 75 76 77 78 80	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総約所得金額)   課税根拠(総分特別控除額)   課税根拠(調税所得金額)   課税根拠(適定資産税額)   課税根拠(資産割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減超過額)   課税根拠(軽減額合計)   課税根拠(取度超過額)   課税根拠(取侵稅額)   課税根拠(本保数)   課税根拠(本保数)   課税根拠(本保数)   課税根拠(本保数)   課稅根拠(本保数)   理稅根拠(本保数)   理稅根拠(本保数)   理稅根拠(本保数)   理稅根拠(本保数)   理稅根拠(本成)   理稅(本成)   理稅(	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74 75 76 77 78 80 81 82 83 84 84 85 86 87 87 87 87 87 87 87 87 87 87	統計用軽減区分 統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額) 12ヶ月合計額(可護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・課税所資金額) 12ヶ月合計額(介護・開充資産税額) 12ヶ月合計額(介護・間定資産税額) 12ヶ月合計額(所得割額) 12ヶ月合計額(阿達書割額) 12ヶ月合計額(平等割額) 12ヶ月合計額(平等割額) 12ヶ月合計額(平等割額) 12ヶ月合計額(平等割額) 12ヶ月合計額(平等割割) 12ヶ月合計額(軽減額過 12ヶ月合計額(軽減額過 12ヶ月合計額(軽減額過 12ヶ月合計額(軽減額過 12ヶ月合計額(平等割) 12ヶ月合計額(平度超前 12ヶ月合計額(年稅額) 12ヶ月合計額(年稅額) 12ヶ月合計額(年稅額) 12ヶ月合計額(年稅額) 12ヶ月合計額(年稅額) 12ヶ月合計額(年稅額) 12ヶ月合計額(年稅額) 12ヶ月合計額(年稅額) 12ヶ月合計額(年稅額) 12ヶ月合計額(年稅額) 12ヶ月合計額(年稅額) 12ヶ月合計額(年稅額) 12ヶ月合計額(年稅額) 12ヶ月合計額(年稅額) 12ヶ月合計額(年稅額) 12ヶ月合計額(国保・認所得金額) 12ヶ月合計額(国保・認所得金額) 12球稅根拠(国保・認所得金額) 12球稅根拠(可護・部の資産額) 12球稅根拠(所得金額) 12球稅根拠(所得金額) 12球稅根拠(所得金額) 12球稅根拠(所得金額) 12球稅根拠(所得金額) 12球稅根拠(所得金額) 12球稅根拠(所得金額) 12球稅根拠(所得金額) 12球稅根拠(所得金額) 12球稅根拠(所得金額) 12球稅根拠(可養・部の資産稅額) 12球稅根拠(可養・部の資産稅額) 12球稅根拠(可養・部の資産稅額) 12球稅根拠(可養・部の資産稅額) 12球稅根拠(可養・割額) 12球稅根拠(野調額) 12球稅根拠(野調額) 12球稅根拠(野調額) 12球稅根拠(野高額)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 27 28 29 30 31 33 33 34 35 36 37 37 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38	月別賦課(合算・資等割額) 月別賦課(合算・資等割額) 月別賦課(合算・資等割額) 月別賦課(合算・均等割額) 月別賦課(合算・平生) 月別賦課(合算・平等割割額) 月別賦課(合算・軽減均等割割) 月別賦課(合算・軽減方等割割) 月別賦課(合算・軽減方等割別) 月別賦課(合算・軽減方等割別) 月別賦課(自算・軽減方等割別) 月別賦課(国保・総方時別金額) 月別賦課(国保・統与特別金額) 月別賦課(国保・統長的所養額) 月別賦課(国保・政長額) 月別賦課(国保・政長割割) 月別賦課(国保・資等割額) 月別賦課(国保・平等割額) 月別賦課(国保・平等割額) 月別賦課(国保・平等割額) 月別賦課(国保・平等割額) 月別賦課(国保・経過で等割割額) 月別賦課(国保・経過で等割割額) 月別賦課(国保・経過で等割割額) 月別賦課(国保・経過で等割割額) 月別賦課(国保・経過で等割割) 月別賦課(国保・経過での計算を額別) 月別賦課(国保・退職・経過での計算を額別) 月別財賦課(国保退職・経過での計算を額別) 月別財賦課(国保退職・過時額額) 月別財賦課(国保退職・過時額額) 月別財賦課(国保退職・過時額額) 月別財賦課(国保退職・少等等割割額) 月別財賦課(国保退職・過時額額) 月別財賦課(国保退職・少等等割額) 月別財賦課(国保退職・少等等割額) 月別財賦課(国保退職・少等等割額) 月別財賦課(国保退職・少等等割額) 月別財賦課(国保退職・少等等割額) 月別財賦課(国保退職・少等等割額) 月別財賦課(国保退職・経過で、必要等割額) 月別財賦課(国保退職・経過で、必要等割割額) 月別財賦課(国保退職・経過で、必要等割割額) 月別財賦課(国保退職・経過で、必要等割割額) 月別財賦課(国保退職・経過で、必要等割割額) 月別財賦課(国保退職・経過で、必要等割)
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74 75 76 77 78 80	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(財務所得金額)   課税根拠(資産税額)   課税根拠(資産割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減均等割)   課税根拠(軽減超過額)   課税根拠(軽減超過額)   課税根拠(年稅額)   課税根拠(年稅額)   課税根拠(加入月数)   月割年稅額   減免額   確定賦課足した額   差引賦課額    暫定(前年度最終期・賦課額)   暫定(前年度最終期・賦課額)   暫定(前年度最終期・賦課額)   暫定(前年度景額)   東正計算実行時刻   メモート   本記の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74 75 76 77 78 88 89 80 81 82 83 84 85 86 87 87 87 87 87 87 87 87 87 87	統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課稅所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・課稅所資金額) 12ヶ月合計額(介護・課稅所資金額) 12ヶ月合計額(所得割額) 12ヶ月合計額(等割額) 12ヶ月合計額(等割額) 12ヶ月合計額(等割額) 12ヶ月合計額(等割額) 12ヶ月合計額(平等割) 12ヶ月合計額(平等割) 12ヶ月合計額(平等割) 12ヶ月合計額(軽減四等等割) 12ヶ月合計額(軽減四等等割) 12ヶ月合計額(軽減四等等割) 12ヶ月合計額(平度超額) 12ヶ月合計額(年間、次額) 12ヶ月合計額(日間、次額) 12ヶ月合計額(日間、次額) 12・月合計額(日間、次額) 12・日間、の面、の面、の面、の面、の面、の面、の面、の面、の面、の面、の面、の面、の面、	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 33 33 34 35 36 37 38 39 39 39 39 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	月別賦課(合算・資等割額) 月別賦課(合算・資等割額) 月別賦課(合算・資等割額) 月別賦課(合算・平等割割額) 月別賦課(合算・平等割割額) 月別賦課(合算・軽減均等割割) 月別賦課(合算・軽減均等割割) 月別賦課(合算・軽減不計額) 月別賦課(合算・軽減后期間) 月別賦課(合算・軽減后期間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間
51 52 53 54 55 56 57 58 60 61 62 63 64 65 66 67 77 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>I</b>	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(年稅額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(調税所得金額)   課税根拠(資産税額)   課税根拠(資産割額)   課税根拠(資産割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(軽減等割)   課税根拠(軽減(事計額))   課税根拠(軽減(事計))   課税根拠(軽減(事計))   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(取入月数)   月割年稅額   減定稅額    減定稅額    概定賦課度(財産財産財産財産財産財産財産財産財産財産財産財産財産財産財産財産財産財産財産	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74 75 76 77 78 80 81 82 83 84 85 86 86 87 87 88 88 88 88 88 88 88 88	統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課稅所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総時制理除額) 12ヶ月合計額(介護・総時制理除額) 12ヶ月合計額(介護・総時制理除額) 12ヶ月合計額(介護・間定資産稅額) 12ヶ月合計額(介護・調定資産稅額) 12ヶ月合計額(介護・割額) 12ヶ月合計額(等書)額(可達・割額) 12ヶ月合計額(等書)額(可達・割額) 12ヶ月合計額(等書)額(可等等) 12ヶ月合計額(等書)額(可等等) 12ヶ月合計額(軽減減等等割) 12ヶ月合計額(軽減減等等割) 12ヶ月合計額(軽減減等等割) 12ヶ月合計額(軽減減等等割) 12ヶ月合計額(年稅稅、被保数) 12ヶ月合計額(年稅稅、收入。稅稅、稅稅、稅稅、稅稅、稅稅、稅稅、稅稅、稅稅、稅稅、稅稅、稅稅、稅稅、稅稅、	3 4 5 6 7 8 9 10 111 12 133 144 155 166 177 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 32 33 33 34 35 36 37 38 38 39 39 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	月別賦課(合算・資等割額) 月別賦課(合算・資等割額) 月別賦課(合算・均等割額) 月別賦課(合算・平生) 月別賦課(合算・平等割割額) 月別賦課(合算・軽減均等割割) 月別賦課(合算・軽減減平計額) 月別賦課(合算・軽減減平計額) 月別賦課(合算・軽減減平計額) 月別賦課(自保・総長期額) 月別賦課(国保・総長期額) 月別賦課(国保・総長期の 額) 月別賦課(国保・総長期の 額) 月別賦課(国保・総長期の 額) 月別賦課(国保・総長期の 6 月別賦課(国保・設長期の 6 月別賦課(国保・課費割) 月別賦課(国保・課費割) 月別賦課(国保・調整、1 月別財賦課(国保・資等割割額) 月別賦課(国保・平算額額) 月別賦課(国保・平等割割額) 月別財賦課(国保・経過額) 月別財賦課(国保・経過額) 月別財賦課(国保・経過額) 月別財賦課(国保・経過額) 月別財賦課(国保・経過額) 月別財賦課(国保・経過額) 月別財賦課(国保・経過額) 月別財賦課(国保・経過額) 月別財賦課(国保・経過額) 月別財賦課(国保・退職・総与特別控除額) 月別財賦課(国保退職・総長期額) 月別財賦課(国保退職・経過額) 月別財賦課(国保退職・経過回保証職・経過回保証職・経過回保証職・経過回保証職・経過回保証職・経過回保証職・経過回保証職・経過回保証職・経過回保証職・経過回保証職・経過回保証期間には、日間には、日間には、日間には、日間には、日間には、日間には、日間には、日
51 52 53 54 55 56 57 58 60 61 62 63 64 65 66 67 77 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>III</b> <b>I</b>	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(年稅額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(間定資産稅額)   課税根拠(資産稅額)   課税根拠(資害割額)   課税根拠(等書)額   課税根拠(等書)額   課税根拠(等書)額   課税根拠(等書)割   課税根拠(等高計)   課税根拠(軽減額過額)   課税根拠(軽減額過過額)   課税根拠(軽度超過額)   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(限度額)   課稅根拠(配定額)   課稅根拠(配定額)   課稅根拠(配定額)   課稅根拠(配定額)   課稅根拠(配定額)   課稅財務(記)   計算年稅額   減免額   國民に賦課額   既に賦課額   既に賦課額   既に賦課額   既に賦課額   既に賦課額   財際に対象   監要に前年度財課額   財際に対象   資際に対象   対象   対象   対象   対象   対象   対象   対象	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74 75 76 77 78 80 81 82 83 84 85 86 86 87 87 88 88 88 88 88 88 88 88	統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課稅所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総時制理除額) 12ヶ月合計額(介護・総時制理除額) 12ヶ月合計額(介護・総時制理除額) 12ヶ月合計額(介護・間定資産稅額) 12ヶ月合計額(介護・調定資産稅額) 12ヶ月合計額(介護・割額) 12ヶ月合計額(等書)額(可達・割額) 12ヶ月合計額(等書)額(可達・割額) 12ヶ月合計額(等書)額(可等等) 12ヶ月合計額(等書)額(可等等) 12ヶ月合計額(軽減減等等割) 12ヶ月合計額(軽減減等等割) 12ヶ月合計額(軽減減等等割) 12ヶ月合計額(軽減減等等割) 12ヶ月合計額(年稅稅、被保数) 12ヶ月合計額(年稅稅、收入。稅稅、稅稅、稅稅、稅稅、稅稅、稅稅、稅稅、稅稅、稅稅、稅稅、稅稅、稅稅、稅稅、	3 4 5 6 7 8 9 10 111 12 133 144 155 166 177 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 32 33 33 34 35 36 37 38 38 39 39 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	月別賦課(合算・資等割額) 月別賦課(合算・資等割額) 月別賦課(合算・資等割額) 月別賦課(合算・平等割割額) 月別賦課(合算・平等割割額) 月別賦課(合算・軽減均等割割) 月別賦課(合算・軽減均等割割) 月別賦課(合算・軽減不計額) 月別賦課(合算・軽減后期間) 月別賦課(合算・軽減后期間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間間
51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 <b>賦</b> <b>票</b>	12ヶ月合計額(年税額)   12ヶ月合計額(年稅額)   12ヶ月合計額(被保数)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(総所得金額)   課税根拠(調税所得金額)   課税根拠(資産税額)   課税根拠(資産割額)   課税根拠(資産割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(等割額)   課税根拠(軽減等割)   課税根拠(軽減(事計額))   課税根拠(軽減(事計))   課税根拠(軽減(事計))   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(限度超過額)   課税根拠(取入月数)   月割年稅額   減定稅額    減定稅額    概定賦課度(財産財産財産財産財産財産財産財産財産財産財産財産財産財産財産財産財産財産財産	48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 70 71 72 73 74 75 76 77 78 80 81 82 83 84 85 86 87 87 87 88 88 88 88 88 88 88	統計用軽減区分見込 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・総所得金額) 12ヶ月合計額(国保・課稅所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・総所得金額) 12ヶ月合計額(介護・課稅所資金額) 12ヶ月合計額(介護・課稅所資金額) 12ヶ月合計額(所得割額) 12ヶ月合計額(等割額) 12ヶ月合計額(等割額) 12ヶ月合計額(等割額) 12ヶ月合計額(等割額) 12ヶ月合計額(平等割) 12ヶ月合計額(平等割) 12ヶ月合計額(平等割) 12ヶ月合計額(軽減四等等割) 12ヶ月合計額(軽減四等等割) 12ヶ月合計額(軽減四等等割) 12ヶ月合計額(平度超額) 12ヶ月合計額(年間、次額) 12ヶ月合計額(日間、次額) 12ヶ月合計額(日間、次額) 12・月合計額(日間、次額) 12・日間、統別、統別、統別、統別、統別、統別、統別、統別、統別、統別、統別、統別、統別、	3 4 5 6 7 8 9 10 111 122 133 144 155 166 177 188 199 200 211 222 233 244 225 266 277 288 299 300 311 322 333 344 355 366 377 388 399 40 41	月別賦課(合算・資等割額) 月別賦課(合算・資等割額) 月別賦課(合算・均等割額) 月別賦課(合算・平生) 月別賦課(合算・平等割割額) 月別賦課(合算・軽減均等割割) 月別賦課(合算・軽減減平計額) 月別賦課(合算・軽減減平計額) 月別賦課(合算・軽減減平計額) 月別賦課(自保・総長期額) 月別賦課(国保・総長期額) 月別賦課(国保・総長期の 額) 月別賦課(国保・総長期の 額) 月別賦課(国保・総長期の 額) 月別賦課(国保・総長期の 6 月別賦課(国保・設長期の 6 月別賦課(国保・課費割) 月別賦課(国保・課費割) 月別賦課(国保・調整、1 月別財賦課(国保・資等割割額) 月別賦課(国保・平算額額) 月別賦課(国保・平等割割額) 月別財賦課(国保・経過額) 月別財賦課(国保・経過額) 月別財賦課(国保・経過額) 月別財賦課(国保・経過額) 月別財賦課(国保・経過額) 月別財賦課(国保・経過額) 月別財賦課(国保・経過額) 月別財賦課(国保・経過額) 月別財賦課(国保・経過額) 月別財賦課(国保・退職・総与特別控除額) 月別財賦課(国保退職・総長期額) 月別財賦課(国保退職・経過額) 月別財賦課(国保退職・経過回保証職・経過回保証職・経過回保証職・経過回保証職・経過回保証職・経過回保証職・経過回保証職・経過回保証職・経過回保証職・経過回保証職・経過回保証期間には、日間には、日間には、日間には、日間には、日間には、日間には、日間には、日

			[=+.u.	
	44 月別賦課(介護・総所得金額)		該当 入力日	項番 項目名
	45 月別賦課(介護·給与特別控除額)		該当 異動日	1 賦課年度
	46 月別賦課(介護・課稅所得金額)		該当 事由	2 記号番号
	47 月別賦課(介護・固定資産税額)		該当 入所先	3 徴収区分
	48 月別賦課(介護・被保数)		備考	4 調定年度
	49 月別賦課(介護・所得割額)		非該当 届出日	5期
	50 月別賦課(介護・資産割額)		非該当 入力日	6 期月
	51 月別賦課(介護・均等割額)		非該当 異動日	7 更正前合算分期別税額
	52 月別賦課(介護・平等割額)		賦課区	8 更正前国保分期別税額
	53 月別賦課(介護・算出合計額)	14	メモ	9 更正前国保退職分期別税額
	54 月別賦課(介護·軽減均等割) 55 月別賦課(介護·軽減平等割)	賦課		10 更正前介護分期別税額
	56 月別賦課(介護・軽減合計額)	項番	適用除外状況マスタ  項目名	11 更正前介護退職分期別税額 12 更正前支援金分期別税額
	57 月別賦課(介護・限度超過額)		現日石   賦課年度	13]更正前支援金退職分期別税額
	58 月別賦課(介護・年税額)		<u> </u>	14 更正後合算分期別税額
	59 月別賦課(介護退職・総所得金額)		引継済フラグ	15 更正後国保分期別税額
	60 月別賦課(介護退職・給与特別控除額)		引継年月日	16 更正後国保退職分期別税額
	61 月別賦課(介護退職・課税所得金額)		適用除外区分	17 更正後介護分期別税額
	62 月別賦課(介護退職・固定資産税額)		メモ	18 更正後介護退職分期別税額
	63 月別賦課(介護退職・退職本人数)		, ,	19 更正後支援金分期別税額
	64 月別賦課(介護退職・退職被扶養数)	賦課	納通個人マスタ	20 更正後支援金退職分期別税額
	65 月別賦課(介護退職・所得割額)	項番	項目名	21 納期限
	66 月別賦課(介護退職・資産割額)		賦課年度	22 収入額
	67 月別賦課(介護退職・均等割額)		記号番号	23 差額納通
	68 月別賦課(介護退職・平等割額)		個人コード	24
	69 月別賦課(介護退職・算出合計額)		所得判明区分	
	70 月別賦課(介護退職・軽減均等割)		総所得金額	賦課 納通世帯マスタ
	71 月別賦課(介護退職・軽減平等割)		課税所得	項番 項目名
	72 月別賦課(介護退職・軽減合計額)		非自発的失業者軽減該当区分	1 賦課年度
	73 月別賦課(介護退職・限度超過額)		非自発的失業該当日	2 記号番号
	74 月別賦課(介護退職・年税額)		非自発的失業非該当日	3 主個人コード
	75 月別賦課(支援金・所得割額)		旧ただし書総所得金額(非自発的失業者軽減前)	4 調定年度
	76 月別賦課(支援金·資産割額)		所得割算定基礎(非自発的失業者軽減前)	5 更正年月日
	77 月別賦課(支援金・均等割額)		固定資産税額	6 発行年月日
	78 月別賦課(支援金・平等割額)		軽減判定用総所得金額	7 通知書番号
	79 月別賦課(支援金・算出合計額)		国保•所得割額	8 納通済フラグ
	80 月別賦課(支援金・軽減均等割)		国保・所得割額(非自発的失業者軽減前)	9 決議分類
	81 月別賦課(支援金・軽減平等割)		国保・資産割額	10 更正区分
	82 月別賦課(支援金・軽減合計額)		国保·均等割額	11 主区分
	83 月別賦課(支援金・限度超過額)		国保・算定税額	12 2割申請発行対象フラグ
	84 月別賦課(支援金・年税額)		国保·算出税額(非自発的失業者軽減前)	13 軽減判定用総所得金額
	85 月別賦課(支援金退職・所得割額)		国保・軽減均等割額	14 軽減判定用被保数
	86 月別賦課(支援金退職·資産割額) 87 月別賦課(支援金退職·均等割額)		国保·加入月数 国保·加入月数(非自発的失業者期間)	15 更正前徴収区分 16 更正前特別徴収義務者コード
	88 月別賦課(支援金退職・平等割額)		国保•税額	17 更正前特別徴収対象年金コード
	89 月別賦課(支援金退職・算出合計額)		介護・所得割額	18 更正後徴収区分
	90 月別賦課(支援金退職・軽減均等割)		介護・所得割額(非自発的失業者軽減前)	19 更正後特別徴収義務者コード
	91 月別賦課(支援金退職・軽減平等割)		介護・資産割額	20 更正後特別徴収対象年金コード
	92 月別賦課(支援金退職・軽減合計額)		介護•均等割額	21 特別徴収切替変更事由
	93 月別賦課(支援金退職・限度超過額)	28	介護·算定税額	22 収納方法
	94 月別賦課(支援金退職・年税額)	29	介護·算出税額(非自発的失業者軽減前)	23 納組コード
	95 月別賦課(世帯課非区分)		介護·軽減均等割額	24 納組名(納貯名)
	96 月別賦課(国保·課非変更)	31	介護・加入月数	25 金融機関コード
	97 メモ		介護・加入月数(非自発的失業者期間)	26 支店コード
			介護・税額	27 支店名
賦課	期別マスタ		支援金•所得割額	28 金融機関名
項番	項目名		支援金・所得割額(非自発的失業者軽減前)	29 口座番号
-	1 賦課年度		支援金・資産割額	30 口座種別(種類)
<u> </u>	2 記号番号		支援金・均等割額   支援金・質字報額	31 名義人力ナ
<b>—</b>	3 徴収区分 4 調定年度		支援金·算定税額 支援金·算出税額(非自発的失業者軽減前)	32 名義人漢字 33 組勘日付
<del></del>	5 期数		支援金・軽減均等割額	34世帯区分
	6期月		支援金•税額	35 増減税額
	7 期別情報・賦課額(合算)		国保資格区分	36 税目
	8期別情報・賦課額(国保)	43	国保退職資格区分	37 更正理由
	9 期別情報・賦課額(国保退職)		介護資格区分	38 メッセージ
	10 期別情報・賦課額(介護)	45	介護退職資格区分	39 更正前課税所得
	11 期別情報·賦課額(介護退職)	46	非自発的失業該当月区分	40 更正前課税所得(介護)
	12 期別情報・賦課額(支援金)	47	旧国保被保険者該当年月日	41 更正前固定資産税額
	13 期別情報・賦課額(支援金退職)		旧国保被保険者非該当年月日	42 更正前固定資産税額(介護)
	14 納期限		異動情報・異動事由	43 更正後課税所得
	15 公示送達年月日		異動情報•異動年月日	44 更正後課税所得(介護)
	16 メモ		更正情報・住民税更正理由	45 更正後固定資産税額
0=b =c0	<del>                                    </del>		更正情報•住民税更正年月日	46 更正後固定資産税額(介護)
賦課	適用除外管理マスタ	53	更正情報・資産更正理由	47 更正前所得割額
項番	項目名	54	更正情報・資産更正年月日	48 更正前資産割額
<u> </u>	1 個人コード		旧ただし書経過措置区分	49 更正前均等割人員数
-	2 削除フラグ 3 削除フラグ入カ日	- 36	メモ	50 更正前均等割額   51 更正前平等割額
-	3 削除ノブク 人 刀 日	賦課	納通期別マスタ	52 更正前算定税額
	71以日 油出日	邓小	〒1四方17月~ヘア	∨4   天 単 削 并 足 饥 餓

E-0					
	更正前軽減割合		更正後算定税額(介護)		被保数
54	更正前軽減均等割	134	更正後軽減均等割額(介護)	11	給付制限開始日
55	更正前軽減平等割		更正後軽減平等割額(介護)		給付制限終了日
	更正前軽減額合計		更正後軽減額合計(介護)		生活保護減免額
57	更正前限度超過額		更正後限度超過額(介護)		判定年月日
58	更正前加入月数	138	更正後月割年税額(介護)	15	判定結果
	更正前月割年税額	130	更正後減免額(介護)	16	不承認理由
	更正前月割前年税額	140	更正後納付税額(介護)	17	対象保険料
		140	史上该种的优徵(月度)	17	对象体膜科
	更正前減免額	141	更正後既課税額(介護)	18	対象月数
62	更正前納付税額	142	更正後差引納付額(介護)	19	減免率
63	更正前特別徴収額	143	更正前納付税額(介護退職)		開始年月
	更正前既課税額				終了年月
04	<u> </u>		更正後納付税額(介護退職)		
65	更正前差引納付額		更正前所得割額(支援金)		取消年月日
66	更正後所得割額	146	更正前資産割額(支援金)	23	却下理由(内部用)
67	更正後資産割額	147	更正前均等割額(支援金)	24	却下理由(通知用)
69	更正後均等割人員数	1/10	更正前平等割額(支援金)		メモ
	更正後均等割額		更正前算定税額(支援金)	20	賦課区
	更正後平等割額		更正前軽減均等割額(支援金)		
71	更正後算定税額	151	更正前軽減平等割額(支援金)	賦課	所得(軽減前)マスタ
	更正後軽減割合		更正前軽減額合計(支援金)	項番	項目名
	更正後軽減均等割	152	更正前限度超過額(支援金)	1	法別番号
	更正後軽減平等割	154	更正前月割年税額(支援金)		賦課年度
	更正後軽減額合計	155	更正前減免額(支援金)		個人コード
	更正後限度超過額	156	更正前納付税額(支援金)	4	更正回数
	更正後加入月数	157	更正前既課税額(支援金)	5	所得履歴
	更正後月割年税額	150	更正前差引納付額(支援金)	8	非自発的失業該当日
		150	市工公託但到好/士授人\		
	更正後月割前年税額	159	更正後所得割額(支援金)		非自発的失業非該当日
	更正後減免額		更正後資産割額(支援金)	8	所得稼得区分
81	更正後納付税額	161	更正後均等割額(支援金)	9	個人課非区分
	更正後特別徴収額	162	更正後平等割額(支援金)	10	給与所得(専給除く)
	更正後既課税額		更正後算定税額(支援金)	11	給与所得(専給含む)
				11	帕子川付(守帕百亿/
84	更正後差引納付額	164	更正後軽減均等割額(支援金)	12	旧_総所得
	更正前所得割額(国保)	165	更正後軽減平等割額(支援金)	13	本_総所得
86	更正前資産割額(国保)	166	更正後軽減額合計(支援金)	14	軽減判定総所得
87	更正前均等割額(国保)		更正後限度超過額(支援金)		低所得判定用所得
00	更正前平等割額(国保)	160	更正後月割年税額(支援金)		旧_課税所得
00	英工的工守司银(国体)			10	
89	更正前算定税額(国保)		更正後減免額(支援金)	17	本_課税所得
90	更正前軽減均等割額(国保)	170	更正後納付税額(支援金)	18	所得割基礎額
	更正前軽減平等割額(国保)		更正後既課税額(支援金)		住民税総所得額
92	更正前軽減額合計(国保)	172	更正後差引納付額(支援金)		住民税市区町村所得割(減免後)
02	电工品阻应和温格/国况)				
93	更正前限度超過額(国保)		更正前納付税額(支援金退職)		住民税都道府県所得割(減免後)
	更正前月割年税額(国保)		更正後納付税額(支援金退職)		住民税市区町村均等割(減免後)
95	更正前減免額(国保)	175	前年度年税額(合算)	23	住民税都道府県均等割(減免後)
	更正前納付税額(国保)		前年度最終期期別税額(合算)	24	メモ
			また一つでもちく人をたい		· <del>-</del>
. 4/	由止前性理构始(制件)	177	野元和知(全首)		
9/	更正前既課税額(国保)	177	暫定税額(合算)	<b>井土 幼み</b>	性別機切ち用ラフク
98	更正前差引納付額(国保)	178	前年度年税額(国保)	特徴	特別徴収管理マスタ
98 99	更正前差引納付額(国保) 更正後所得割額(国保)	178 179	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保)	項番	項目名
98 99	更正前差引納付額(国保) 更正後所得割額(国保)	178 179	前年度年税額(国保)	項番	項目名
98 99 100	更正前差引納付額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資産割額(国保)	178 179 180	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保)	項番 1	項目名 特徴年度
98 99 100 101	更正前差引納付額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資産割額(国保) 更正後均等割額(国保)	178 179 180 181	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保) 前年度年税額(国保退職)	項番 1 2	項目名 特徴年度 制度区分
98 99 100 101 102	更正前差引納付額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資産割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後平等割額(国保)	178 179 180 181 182	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保) 前年度年税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職)	項番 1 2 3	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード
98 99 100 101 102 103	更正前差引納付額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資産割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後算定税額(国保)	178 179 180 181 182 183	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保) 前年度年税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 暫定税額(国保退職)	項番 1 2 3 4	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード 被保険者番号
98 99 100 101 102 103	更正前差引納付額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資産割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後等等割額(国保) 更正後算定稅額(国保) 更正後軽減均等割額(国保)	178 179 180 181 182 183 184	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保) 前年度年税額(国保退職) 前年度長終期期別税額(国保退職) 暫定税額(国保退職) 前年度年税額(介護)	項番 1 2 3 4 5	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード 被保険者番号 区コード
98 99 100 101 102 103	更正前差引納付額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資産割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後算定税額(国保)	178 179 180 181 182 183 184	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保) 前年度年税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 暫定税額(国保退職)	項番 1 2 3 4 5	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード でコード 推捉時期
98 99 100 101 102 103 104 105	更正前差引納付額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資産割額(国保) 更正後以等割額(国保) 更正後平等割額(国保) 更正後等定稅額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減均等割額(国保)	178 179 180 181 182 183 184 185	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保) 前年度年税額(国保退職) 前年度長終期期別税額(国保退職) 暫定税額(国保退職) 前年度年税額(介護)	項番 1 2 3 4 5	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード でコード 推捉時期
98 99 100 101 102 103 104 105	更正前差引納付額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後平等割額(国保) 更正後算定稅額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減平等割額(国保) 更正後軽減不等割額(国保)	178 179 180 181 182 183 184 185	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保) 前年度年税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 暫定稅額(国保退職) 前年度最終期期別稅額(介護) 前年度最終期期別稅額(介護) 暫定稅額(介護)	項番 1 2 3 4 5 6	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード でコード 担比時期 特別徴収開始年月
98 99 100 101 102 103 104 105 106	更正前差引納付額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後平等割額(国保) 更正後算定稅額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減平等割額(国保) 更正後軽減不等割額(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後限度超過額(国保)	178 179 180 181 182 183 184 185 186	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保) 前年度年税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 暫定稅額(国保退職) 前年度年稅額(介護) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護) 暫定稅額(介護)	項番 1 2 3 4 5 6 7	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード 被保険者番号 医コード 捕捉時期 特別徴収開始年月 特別徴収終了年月
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107	更正前差引納付額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後等書額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減功等割額(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後月割年税額(国保)	178 179 180 181 182 183 184 185 186 187	前年度年稅額(国保) 前年度最終期期別稅額(国保) 暫定稅額(国保退職) 前年度最終期期別稅額(国保退職) 暫定稅額(国保退職) 前年度年稅額(介護) 前年度最終期期別稅額(介護) 暫定稅額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度最終期期別稅額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度年稅額(介護退職)	項番 1 2 3 4 5 6 7 8	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード 被保険者番号 区コード 捕捉時期 特別徴収開始年月 特別徴収終了年月 特別徴収義務者コード
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108	更正前差引納付額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資産割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後算定稅額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減延等割額(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後減免額(国保)	178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保) 前年度年稅額(国保退職) 前年度最終期期別稅額(国保退職) 暫定稅額(国保退職) 前年度年稅額(介護) 前年度最終期期別稅額(介護) 暫定稅額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度長終期期別稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職)	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード 被保険者番号 区コード 捕捉時期 特別徴収開始年月 特別徴収義孩子者コード 基礎年金番号
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108	更正前差引納付額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後算定稅額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減知等割額(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正後納付稅額(国保)	178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保) 前年度年税額(国保退職) 前年度長終期期別税額(国保退職) 暫定税額(国保退職) 前年度年税額(介護) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定税額(介護) 前年度年税額(介護) 前年度日税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職)	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード 被保険者番号 区コード 捕捉時期 特別徴収開始年月 特別徴収終了年月 特別徴収終了年月 特別徴収養務者コード 基礎年金番号 年金コード
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108	更正前差引納付額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資産割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後算定稅額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減延等割額(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後減免額(国保)	178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保) 前年度年稅額(国保退職) 前年度最終期期別稅額(国保退職) 暫定稅額(国保退職) 前年度年稅額(介護) 前年度最終期期別稅額(介護) 暫定稅額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度長終期期別稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職)	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード 被保険者番号 区コード 捕捉時期 特別徴収開始年月 特別徴収義孩子者コード 基礎年金番号
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109	更正前差引納付額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資産割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後韓定稅額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減報合計(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後所稅額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正後納付稅額(国保)	178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保) 前年度年税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 暫定稅額(国保退職) 前年度最終期期別稅額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度最終期期別稅額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度年稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(方護退職) 前年度年稅額(支援金)	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード 被保険者番号 区コード 捕捉時期 特別徴収開始年月 特別徴収終了年月 特別徴収義務者コード 基礎年金番号 年金コード 支払回数割保険料額(端数金額込み)
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110	更正前差引納付額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資産割額(国保) 更正後等割額(国保) 更正後等割額(国保) 更正後等割額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減平等割額(国保) 更正後軽減至等割額(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後月割年税額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保)	178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 190 190	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保) 前年度年税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 暫定稅額(国保退職) 前年度年税額(介護) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度年税額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 暫定稅額(介護退職)	項番 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード 被保険者番号 区コード 捕捉時期 特別徴収解分年月 特別徴収終了年月 特別徴収義務者コード 基礎年金番号 年金コード 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 111	更正前差引納付額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資産割額(国保) 更正後等割額(国保) 更正後等割額(国保) 更正後等割額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減功等割額(国保) 更正後軽減至等割額(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後月割年税額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保)	178 179 180 181 181 182 183 184 185 186 187 190 191 192 192	前年度年稅額(国保) 前年度最終期期別稅額(国保) 暫定稅額(国保退職) 前年度最終期期別稅額(国保退職) 暫定稅額(国保退職) 前年度年稅額((可護) 前年度最終期期別稅額(介護) 暫定稅額(介護) 暫定稅額(介護) 暫定稅額(介護) 暫定稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(方護退職) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金)	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード 被保険者番号 区コード 捕捉時期 特別徴収開始年月 特別徴収義務者コード 基礎年金番号 年金コード 基礎年金番号 年金コード 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 111 112	更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資産割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後等割額(国保) 更正後韓定稅額(国保) 更正後軽減功等割額(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後級付稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保)	178 179 180 181 181 183 184 185 186 187 190 191 192 193 194	前年度年稅額(国保) 前年度最終期期別稅額(国保) 暫定稅額(国保以職) 前年度最終期期別稅額(国保退職) 前年度最終期期別稅額(国保退職) 暫定稅額(国保退職) 前年度最終期期別稅額(介護) 暫定稅額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度年稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金)	項番 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード 被保険者番号 区コード 捕捉時期 特別徴収開始年月 特別徴収義務者コード 基礎年金番号 年金コード 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額 仮徴収額 特別徴収報 特別徴収報
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115	更正前差引納付額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後等割額(国保) 更正後等割額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後級(国保) 更正後級(民報) 更正後級(民報) 更正後統付稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無明付稅額(国保) 更正後無明付稅額(国保) 更正前所付稅額(国保) 更正前所得割額(介護)	178 179 180 181 181 182 183 184 185 186 187 190 191 192 193 194 195	前年度年稅額(国保) 前年度最終期期別稅額(国保) 暫定稅額(国保) 前年度集終期期別稅額(国保退職) 前年度最終期期別稅額(国保退職) 暫定稅額(国保退職) 前年度最終期期別稅額(介護) 前年度最終期期別稅額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度集終期期別稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(支護金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度年稅額(支援金) 暫定稅額(支援金)	項番 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード 被保険者番号 区コード 捕捉時期 特別徴収開始年月 特別徴収義務予年月 特別徴収義務者コード 基礎年金番号 年金コード 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額 仮徴収額 特別徴収核 特別徴収核 大田数割保険料額 仮徴収額 特別徴収状態区分 年金受給額
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115	更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資産割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後等割額(国保) 更正後韓定稅額(国保) 更正後軽減功等割額(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後級付稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保)	178 179 180 181 181 182 183 184 185 186 187 189 190 191 192 193 194 195 196	前年度年稅額(国保) 前年度最終期期別稅額(国保) 暫定稅額(国保) 前年度集終期期別稅額(国保退職) 前年度最終期期別稅額(国保退職) 暫定稅額(国保退職) 前年度最終期期別稅額(介護) 前年度最終期期別稅額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度年稅額(介護退職) 前年度長終期期別稅額(介護退職) 暫定稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 暫定稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職)	項番 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード 被保険者番号 区コード 捕捉時期 特別徴収開始年月 特別徴収義務者コード 基礎年金番号 年金コード 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額 仮徴収額 特別徴収報 特別徴収報
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115	更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資産割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後等割額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減知等割額(国保) 更正後軽減超過額(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後減免額(国保) 更正後減免額(国保) 更正後減免額(国保) 更正後減免額(国保) 更正後就時期額(国保) 更正後就時期額(国保) 更正後就時期額(国保) 更正後於課稅額(国保) 更正後於課稅額(国保) 更正後於課稅額(国保) 更正後於課稅額(国保) 更正前納付稅額(国保) 更正前納付稅額(国保) 更正前納付稅額(国保退職) 更正前所得割額(介護)	178 179 180 181 181 182 183 184 185 186 187 189 190 191 192 193 194 195 196	前年度年稅額(国保) 前年度最終期期別稅額(国保) 暫定稅額(国保) 前年度集終期期別稅額(国保退職) 前年度最終期期別稅額(国保退職) 暫定稅額(国保退職) 前年度最終期期別稅額(介護) 前年度最終期期別稅額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度年稅額(介護退職) 前年度長終期期別稅額(介護退職) 暫定稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 暫定稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職)	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード 被保険者番号 区コード 捕捉時期 特別徴収開始年月 特別徴収終了年月 特別徴収終了年月 特別徴収養務者コード 基礎年金番号 年金コード 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額 仮徴収額 特別徴収核状態区分 年免給額 特徴回付区分
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117	更正前差引納付額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正後就完朝(国保) 更正後就完朝(国保) 更正後期付稅額(国保) 更正後所付稅額(国保) 更正後所付稅額(国保) 更正後所付稅額(国保) 更正前納付稅額(国保) 更正前前付稅額(国保) 更正前前付稅額(国保) 更正前前付稅額(国保) 更正前前付稅額(国保)	178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 199 191 192 193 194 195 195	前年度年稅額(国保) 前年度最終期期別稅額(国保) 暫定稅額(国保) 前年度最終期期別稅額(国保退職) 前年度最終期期別稅額(国保退職) 前年度最終期期別稅額(介護) 前年度最終期期別稅額(介護) 暫定稅額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 暫定稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(方護退職) 前年度最終期期別稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職)	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	項目名 特徴年度 制度区分 個人口一ド 被保険者番号 区コード 捕捉時期 特別徵収開始年月 特別徵収終了年月 特別徵収義務者コード 基礎年金番号 年金コード 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額 仮徴収額 特別徵収裁 特別徵収状態区分 年金受給額 特徴回付区分 住所地特例状態区分
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117	更正前差引納付額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後輕減均等割額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減報合計(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正後統付稅額(国保) 更正後統付稅額(国保) 更正後統付稅額(国保) 更正後所門稅額(国保) 更正前納付稅額(国保) 更正前前份有割額(介護) 更正前所資產割額(介護) 更正前平等割額(介護)	178 179 180 181 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 暫定税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定税額(可保退職) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度年税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(支援金) 前年度最終期期別税額(支援金) 前年度最終期期別税額(支援金) 前年度最終期期別税額(支援金) 前年度最終期期別税額(支援金) 暫定稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 更正前半額開始月 更正前非自発的失業者世帯フラグ	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 10 11 11 12 13 14 15 16 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード 被保険者番号 区コード 捕捉時期 特別徴収開始年月 特別徴収終了年月 特別徴収義番号 年金コード 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額 仮徴収額 特別徴収状態区分 年金受給額 特別回付区分 住所地特例状態区分 特徴依頼日
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 111 112 113 114 115 116 117 118	更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後與等割額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減初等割額(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後限制年税額(国保) 更正後級制年税額(国保) 更正後級開課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後所課稅額(国保) 更正前的特別額(知保) 更正前前時割額(介護) 更正前的等割額(介護) 更正前的等割額(介護) 更正前前等割額(介護) 更正前前等割額(介護)	178 179 180 181 181 182 183 184 185 186 187 190 191 192 193 194 195 196 197 197	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 暫定税額(国保退職) 前年度母税額(介護) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(支援金) 暫定稅額(方護退職) 前年度最終期期別税額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金退職) 前年度最終期期別稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 再度是終期期別稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 更正前平等割半額開始月 更正前平等割半額開始月 更正前非自発的失業者世帯フラグ 更正後非自発的失業者世帯フラグ	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 20	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード 補保除者番号 区コード 捕捉時期 特別徴収解了年月 特別徴収義務者コード 基礎年金番号 年金コード 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額 仮徴収収報 特別徴収状態区分 年金受給額 特別回付区分 住所地转例状態区分 特徴依頼 特徴依頼 申徴依頼
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120	更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後等割額(国保) 更正後與第定稅額(国保) 更正後軽減功等割額(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後限則割年稅額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正前的符稅額(国保) 更正前前資產割額(介護) 更正前前資產割額(介護) 更正前可算定稅額(介護) 更正前較減均等割額(介護) 更正前較減均等割額(介護)	178 179 180 181 181 182 183 184 185 186 187 190 191 192 193 194 195 196 197 197	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 暫定税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定税額(可保退職) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度年税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(支援金) 前年度最終期期別税額(支援金) 前年度最終期期別税額(支援金) 前年度最終期期別税額(支援金) 前年度最終期期別税額(支援金) 暫定稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 更正前半額開始月 更正前非自発的失業者世帯フラグ	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード 被保険者番号 区コード 捕捉時期 特別徴収開始年月 特別徴収義務者コード 基礎年金番号 年金コード 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額 仮徴収収額 特別徴収払態区分 年金受給領特別の収払態区分 年金受給領特徴的収払態区分 住所地特例状態区分 特徴依頼事由 特徴依頼・由
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121	更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後等等割額(国保) 更正後等等割額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減項等割額(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後限財經過額(国保) 更正後級內稅額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正後辦付稅額(国保) 更正後辦付稅額(国保) 更正前納付稅額(国保) 更正前納付稅額(国保) 更正前納付稅額(国保退職) 更正前所得割額(介護) 更正前可等割額(介護) 更正前可軽減均等割額(介護) 更正前軽減功等割額(介護) 更正前軽減功等割額(介護) 更正前軽減功等割額(介護)	178 179 180 181 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 暫定税額(国保退職) 前年度母税額(介護) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(支援金) 暫定稅額(方護退職) 前年度最終期期別税額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金退職) 前年度最終期期別稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 再度是終期期別稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 更正前平等割半額開始月 更正前平等割半額開始月 更正前非自発的失業者世帯フラグ 更正後非自発的失業者世帯フラグ	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード 被保険者番号 区コード 捕捉時期 特別徴収開始年月 特別徴収解の番者コード 基礎年金ルト 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額 仮徴収額 特別徴収状態区分 年金受給額 特別徴収状態区分 年の受給額 特徴収額 特徴依頼結果 特徴依頼結果 無
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121	更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後等等割額(国保) 更正後等等割額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減項等割額(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後限財經過額(国保) 更正後級內稅額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正後辦付稅額(国保) 更正後辦付稅額(国保) 更正前納付稅額(国保) 更正前納付稅額(国保) 更正前納付稅額(国保退職) 更正前所得割額(介護) 更正前可等割額(介護) 更正前可軽減均等割額(介護) 更正前軽減功等割額(介護) 更正前軽減功等割額(介護) 更正前軽減功等割額(介護)	178 179 180 181 181 182 183 184 185 186 187 190 191 192 193 194 195 196 197 197	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 暫定税額(国保退職) 前年度母税額(介護) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(支援金) 暫定稅額(方護退職) 前年度最終期期別税額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金退職) 前年度最終期期別稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 再度是終期期別稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 更正前平等割半額開始月 更正前平等割半額開始月 更正前非自発的失業者世帯フラグ 更正後非自発的失業者世帯フラグ	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード 被保険者番号 区コード 捕捉時期 特別徴収開始年月 特別徴収解の番者コード 基礎年金ルト 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額 仮徴収額 特別徴収状態区分 年金受給額 特別徴収状態区分 年の受給額 特徴収額 特徴依頼結果 特徴依頼結果 無
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 120 121 121	更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後對享定稅額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減超合計(国保) 更正後軽減超過額(国保) 更正後限月割年稅額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正後辦付稅額(国保) 更正後辦付稅額(国保) 更正前納付稅額(国保) 更正前納付稅額(国保) 更正前前所得割額(介護) 更正前前所得割額(介護) 更正前前軽減平等割額(介護) 更正正前軽減平等割額(介護) 更正正前軽減等等割額(介護) 更正正前軽減等等割額(介護) 更正正前軽減等等割額(介護) 更正正前軽減不等割額(介護) 更正正前軽減不等割額(介護)	178 179 180 181 181 182 183 184 185 186 187 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保) 前年度度年税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 暫定税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(介護) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 暫定稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度是終期期別稅額(支援金と) 暫定稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 更正稅額(支援金退職) 更正後報(支援金退職) 更正後期期別稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 更正後期期別稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職)	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード 被保険者番号 区コード 捕捉時期 特別徴収開始年月 特別徴収解の番者コード 基礎年金ル・ 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額 仮徴収額 特別徴収状態区分 年金受給額 特別徴収状態区分 年金受給額 特徴収額 特徴依頼結果 特徴依頼結果 特徴依頼結果
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121	更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後與完稅額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減知等割額(国保) 更正後軽減超過額(国保) 更正後限割每(国保) 更正後限別額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正前納付稅額(国保) 更正前納付稅額(国保) 更正前納付稅額(国保) 更正前前所產割額(介護) 更正前前至害割額(介護) 更正前前軽減知等割額(介護) 更正前前軽減知等割額(介護) 更正正前軽減額合計(介護) 更正正前軽減額合計(介護) 更正正前段超過額(介護)	178 179 180 181 181 183 184 185 186 187 188 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 賦課	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保) 前年度集終期期別税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 暫定税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定税額(介護) 暫定税額(介護) 暫定稅額(介護) 暫定稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 暫定稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(介護退職) 暫定稅額(方護退職) 前年度最終期期別稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 更正前平等割半額開始月 更正前平等割半額開始月 更正前半額開始月 更正後半自発的失業者世帯フラグ メモ 減免管理マスタ 項目名	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	項目名 特徴年度 制度区分 個板保険者番号 区コード 捕捉時期 特別徴収解発者日 特別徴収終了年月 特別徴収義務者日 を金金の一ド 表述中一ド 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額(場数金額込み) 支払回数割保険料額(場数金額込み) 支払回数割保険料額(場数金額込み) 支払回数割保険料額 (長期報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 122 123	更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後與等割額(国保) 更正後與等割額(国保) 更正後軽減均等割額(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後根度超過額(国保) 更正後規度超過額(国保) 更正後規稅稅額(国保) 更正後規稅稅額(国保) 更正後稅稅稅額(国保) 更正後稅稅稅額(国保) 更正後稅稅稅額(国保) 更正後稅稅稅額(国保) 更正前前稅稅額(国保) 更正前前內稅額(国保) 更正前前均等割額(介護) 更正前前均等割額(介護) 更正前前輕減和營養) 更正正前輕減和營養(介護) 更正正前輕減超過額(介護) 更正前輕減超過額(介護) 更正前則書稅稅(介護) 更正前則書稅稅(介護)	178 179 180 181 181 182 183 184 185 186 187 190 191 191 192 193 194 195 196 197 197 198 199 200 賦課	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 暫定税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護) 暫定稅額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 前年度最終期期別稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 更正後額(支援金退職) 更正正後半等割半額開始月 更正正後半自発的失業者世帯フラグメモ 減免管理マスタ 項目名 賦課年度	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25	項目名 特徴年度 制度区分 個人コード 補保除一ド 捕捉時期 特別徴収解子年月 特別徴収義務号 年金コード 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額(域数金額込み) 支払回数割保険料額 仮徴収額 特別徴収報 特別徴収状態区分 年金受給付区分 住所地特別状態区分 年金受給付区分 住所地转額 特徴依頼事由 特徴依頼結果 特徴依頼結果 特徴修正止事由 特徴停止結果通知日
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125	更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後與等割額(国保) 更正後與等割額(国保) 更正後軽減功等割額(国保) 更正後軽減額(高保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後限度超過額(国保) 更正後限制年税額(国保) 更正後級制年税額(国保) 更正後級制年稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正後無課稅額(国保) 更正前前內稅額(国保) 更正前前內稅額(国保) 更正前前內稅額(国保) 更正前前內稅額(国保) 更正前前內稅額(可保) 更正前前內稅額(可保) 更正前前內稅額(可保) 更正前前內稅額(可保) 更正前前內稅額(可保) 更正前前內稅額(可保) 更正前前內稅額(可能) 更正前前內稅額(介護) 更正前輕減超過和介護) 更正前前限度超過和介護) 更正前則割年稅額(介護) 更正前限自割年稅額(介護) 更正前減免額(介護) 更正前減免額(介護)	178 179 180 181 181 182 183 184 185 186 187 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 賦課 項番	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 暫定税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(方護退職) 暫定稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金退職) 前年度最終期期別稅額(支援金退職) 前年度最終期期別稅額(支援金退職) 可定後平等割半額開始月 更正後平等割半額開始月 更正後平等割半額開始月 更正後平等割半額開始月 更正後非自発的失業者世帯フラグメモ 減免管理マスタ 項目名 賦課年度	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 26 27 28 29 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	項目名 特徴年度 制度区分 個人口ド 被保険者番号 区コード 被保険者番号 区コード 捕捉時期 特別徴収解分年月 特別徴収義務者コード 基礎年金コード 別と収養 を金コード 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支仮徴収収額 特別徴収状態区分 年金受回付区分 住所地特別と分 住所地特別と分 住所地核類 日特徴依頼事由 特徴依頼結果 特徴停止を割 特徴停止を割 特徴停止を割 特徴停止を割
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126	更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後資等割額(国保) 更正後等割額(国保) 更正後與等割額(国保) 更正後輕減功等割額(国保) 更正後軽減和等割額(国保) 更正後軽減和(公司) 更正後輕減和(公司) 更正後輕減和(公司) 更正後輕減和(公司) 更正後級(國國保) 更正後級(國國保) 更正後級(國國保) 更正後納付稅額(国保) 更正後統付稅額(国保) 更正後統付稅額(国保) 更正後統付稅額(国保) 更正於統付稅額(国保) 更正前的等割額(介護) 更正前前資等割額(介護) 更正前前資等割額(介護) 更正前輕減知等割額(介護) 更正前輕減知等割額(介護) 更正前較減和等割額(介護) 更正前較減知等割額(介護) 更正前前輕減和等割額(介護) 更正前前輕減知等割額(介護) 更正前前輕減知等割額(介護) 更正前前輕減知等割額(介護) 更正前前輕減知等割額(介護) 更正前前輕減額過額(介護) 更正前前,有額(介護) 更正前前,有額(介護) 更正前前,有額(介護) 更正前前,有額(介護)	178 179 180 181 181 182 183 184 185 186 187 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 賦課 項番	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保) 前年度度年税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 暫定税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護以職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 暫定稅額(介護退職) 前年度最終期期別税額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 更正後平等割半額開始月 更正後平等割半額開始月 更正後平等割半額開始月 更正後非自発的失業者世帯フラグ メモ 減免管理マスタ 項目名 賦課年度 国保番号 申請事由	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 26 27 27 28 29 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	項目名 特徴年度 制度区分 個人口ド 被保険子 医区分 個人口ド 被保険一ド 捕捉時期 特別徴収開始年月 特別徴収義務者 基礎年金一以割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額(強数金額込み) 支払回数割保険料額(成数収額 特別別収収額 特別別収収額 特別の収収額 特別の投資の分 住所徴依頼結果 特徴係重由 特徴依頼結果 特徴停止よ結果 特徴に止結果 特徴結果 特徴結果 特徴結果 特徴結果
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126	更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後資等割額(国保) 更正後等割額(国保) 更正後與等割額(国保) 更正後輕減功等割額(国保) 更正後軽減和等割額(国保) 更正後軽減和(公司) 更正後輕減和(公司) 更正後輕減和(公司) 更正後輕減和(公司) 更正後級(國國保) 更正後級(國國保) 更正後級(國國保) 更正後納付稅額(国保) 更正後統付稅額(国保) 更正後統付稅額(国保) 更正後統付稅額(国保) 更正於統付稅額(国保) 更正前的等割額(介護) 更正前前資等割額(介護) 更正前前資等割額(介護) 更正前輕減知等割額(介護) 更正前輕減知等割額(介護) 更正前較減和等割額(介護) 更正前較減知等割額(介護) 更正前前輕減和等割額(介護) 更正前前輕減知等割額(介護) 更正前前輕減知等割額(介護) 更正前前輕減知等割額(介護) 更正前前輕減知等割額(介護) 更正前前輕減額過額(介護) 更正前前,有額(介護) 更正前前,有額(介護) 更正前前,有額(介護) 更正前前,有額(介護)	178 179 180 181 181 182 183 184 185 186 187 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 賦課 項番	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保) 前年度度年税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 暫定税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護以職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 暫定稅額(介護退職) 前年度最終期期別税額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 更正後平等割半額開始月 更正後平等割半額開始月 更正後平等割半額開始月 更正後非自発的失業者世帯フラグ メモ 減免管理マスタ 項目名 賦課年度 国保番号 申請事由	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 26 27 27 28 29 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	項目名 特徴年度 制度区分 個人口ド 被保険子 医区分 個人口ド 被保険一ド 捕捉時期 特別徴収開始年月 特別徴収義務者 基礎年金一以割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額(強数金額込み) 支払回数割保険料額(成数収額 特別別収収額 特別別収収額 特別の収収額 特別の投資の分 住所徴依頼結果 特徴係重由 特徴依頼結果 特徴停止よ結果 特徴に止結果 特徴結果 特徴結果 特徴結果 特徴結果
98 99 100 1001 1012 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 120 121 122 123 124 125 126 127	更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後均等割額(国保) 更正後對定稅額(国保) 更正後對定稅額(国保) 更正後輕減均等割額(国保) 更正後軽減知等割額(国保) 更正後軽減超合計(国保) 更正後軽減超過額(国保) 更正後限割額(国保) 更正後級問題保) 更正後級問題保) 更正後納付稅額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正後時期稅額(国保) 更正前納付稅額(国保) 更正前納付稅額(国保) 更正前前對等割額(介護) 更正前前對等割額(介護) 更正前較減初等割額(介護) 更正前較減額合計(介護) 更正前較越級可發) 更正前較越級可發) 更正前較越級可發) 更正前較越級可能) 更正前較越級可能) 更正前較越級可能) 更正前較越級可能) 更正前較越級可能) 更正前前對極減(介護) 更正前前對極減(介護) 更正前前執行稅額(介護) 更正前前執行稅額(介護) 更正前前執行稅額(介護) 更正前前執行稅額(介護) 更正前前執行稅額(介護) 更正前前執行稅額(介護) 更正前前執行稅額(介護)	178 179 180 181 181 182 183 184 185 186 187 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 賦課 項番	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 暫定税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(分護) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 暫定稅額(介護退職) 前年度最終期期別税額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別税額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金出職) 暫定稅額(支援金退職) 更正後平等割半額開始月 更正後平等割半額開始月 更正後平等割半額開始月 更正後半十フラグメモー 減免管理マスタ 項目名 賦課年度 国民番号 申請手月日	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	項目名 特徴年度 制度区分 個被保険子 同人一ド 被保険一ド 捕捉時期 特別徴収開始年月 特別徴収終務務者 年の上 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額 仮徴収収状態区分 年金ード 支払回数割保険料額 仮徴収収状態区分 年金回村を別徴収収状態区分 年後回村を別を受給である。 特徴の軽収状態区分 年後回村を別を受給である。 特徴は核頼結果 特徴依頼頼結果 特徴係連は東国 特徴停止は結果 特徴停止に結果 特徴替果事由 特徴結果事由 特徴結果 特徴
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 120 121 122 123 124 125 126 127 128	更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後資等割額(国保) 更正後貨等財額(国保) 更正後貨等財額(国保) 更正後與等割額(国保) 更正後軽減減等割額(国保) 更正後軽減減不等合計(国保) 更正後軽減減超過稅(国保) 更正後級限割額(国保) 更正後級限割額(国保) 更正後級限割額(国保) 更正後級限割額(国保) 更正後級限割額(国保) 更正後級問題保) 更正後納付稅額(国保) 更正後養引納稅額(国保保) 更正正前納付稅額(国保保) 更正正前前戶產割額(介護) 更正正前前軽減不等割額(介護) 更正正前前軽減不等割額(介護) 更正正前前軽減不等割額(介護) 更正正前前段稅稅(介護) 更正正前成稅稅稅(介護) 更正正前成稅稅稅額(」 更正正前成稅稅稅額(」 更正正前成稅稅稅額(」 更正正前成稅稅稅額(」 更正正前成稅稅稅稅額(」 更正正前成稅稅稅額(分護) 更正正前成稅稅稅稅額(分護) 更正正前成稅稅稅稅額(分護) 更正正前於課稅額(介護) 更正正前於課稅額(介護)	178 179 180 181 181 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 賦課 項番	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保と職) 前年度長終期期別税額(国保退職) 前年度長終期期別税額(国保退職) 暫定稅額(国保退職) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護) 暫定度年稅額(介護退職) 前年度長終期期別稅額(介護退職) 暫定稅額(介護退職) 暫定稅額(介護退職) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 暫定稅額(支援金と) 暫定稅額(支援金と) 暫定稅額(支援金と) 暫定稅額(支援金と) 暫定稅額(支援金と) 暫定稅額(支援金と) 暫定稅額(支援金と) 暫定稅額(支援金とと) 「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 20 21 22 23 24 25 26 27 28 28 29 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	項目名 特徴年度 制度区分 個被保険者番号 区コード 捕捉時期 特別徴収開始年月 特別徴収務務者コード 基礎年ード 基礎年ード 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額 仮徴収収状態区分 年の世界のは、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、、一般のでは、、一般ので
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129	更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後與等割額(国保) 更正後與等割額(国保) 更正後輕減的等割額(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後軽減額合計(国保) 更正後經度超過額(国保) 更正後級所付稅額(国保) 更正後納付稅稅額(国保) 更正後納付稅稅額(国保) 更正於納付稅稅額(国保) 更正前前與等割額(介護) 更正前前與等割額(介護) 更正正前較等割額(介護) 更正正前輕減額(介護) 更正正前輕減額(介護) 更正正前則與割額(介護) 更正正前則與割額(介護) 更正正前則與割額(介護) 更正正前則與割額(介護) 更正正前則與超過額(介護) 更正正前則與相稅額(介護) 更正正前則與相稅(介護) 更正正前則與相稅(介護) 更正正前則與相稅(介護) 更正正前則與相額(介護) 更正正前則與相額(介護) 更正正前則與相額(介護) 更正正前則與相額(介護) 更正正前則與相額(介護) 更正正前則與相額(介護)	178 179 180 181 181 182 183 184 185 186 187 190 191 192 193 194 195 196 197 197 198 199 200 賦課 項番	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定稅額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 暫定稅額(国保退職) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護) 暫定稅額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 前年度最終期期別稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 更正度稅額(支援金退職) 再度最終期期別稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 「對定稅額(支援金退職) 「對稅額(支援金退職) 「對稅額(支援金配職) 「對稅額(支援金配限) 「對稅額(支援金配股) 「對稅額(支援金配限) 「	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	項目名 特徴年度 制度区分 個被保険工一ド 捕捉時期期特別徵収解子年月 特別徵収義番号 年金一ド 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額( 特別金受回付的根状態区分 年後での地特別 特徴依頼組結果果 特徴依頼結果果 特徴修停止水事由 特徴停止止結果 特徴停止上結果 特徴停止未至 時物数計 特徴等上 時物数計 時間 特徴的 時間 時間 特徴的 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 111 112 113 114 115 116 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130	更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後後均等割額(国保) 更正後貨幣減(国保) 更正後與時國人。 更正後與時國人。 更正後輕減額(国保) 更正後輕減額(国保) 更正後輕減額(国保) 更正後輕減額(国保) 更正後輕減額(国保) 更正後稱的稅稅額(国保) 更正後稱的稅稅額(国保) 更正後無課稅納付稅額(国保) 更正後無明納付稅額(国保) 更正於納付稅額(国保) 更正於納付稅額(国保) 更正前前內等割額(介護) 更正前前內等割額(介護) 更正正前輕減超過額(介護) 更正正前較稅(介護) 更正正前於稅稅額(別數) 更正正前前稅稅稅護) 更正正前前稅稅稅護) 更正正前前稅稅稅護) 更正正前前稅稅稅護) 更正正前前稅稅稅護) 更正正前前稅稅稅護) 更正正前前稅稅稅護) 更正正前前稅稅稅護) 更正正前前稅稅稅額(介護) 更正正前前稅稅稅稅額(介護) 更正正前前人稅稅額(介護) 更正正前差所得割額(介護) 更正正後產割額(介護) 更正正後產割額(介護)	178 179 180 181 181 182 183 184 185 186 190 191 192 192 193 194 195 196 197 198 199 200 賦課 項番	前年度長終期期別税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定稅額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 暫定稅額(方護退職) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 暫定稅額(支援金退職) 更正於報額(支援金退職) 更正前平等割半額開始月 更正前平等割半額開始月 更正後半時到開始月 更正後半時到開始月 更正後非自発的失業者世帯フラグ メモ 減免管理マスタ 項目名 賦課年度 国保番号 申請年月日 被災状況 被災年月日 所得減少見込所得	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	項目名 特徴年度 制度区分 個被保険工一ド 捕捉時期 特別徵収報子年月 特別徵収義番号 年金金ード 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額(域数金額込み) 支払回数割保険料額(域数金額込み) 支払回数割保険料額(が数少額 特別徵収報 特別徵収報 特別徵収報 特別徵收核額 特別金要給付区分 住所地核賴新事由 特徵依賴結果果 特徵依賴結果果 特徵停止止結果 時物徵停止事由 特徵停止事由 特徵等止止結果 時物徵結果果通知日 特徵的自由 特徵的的自由 特 特 特徵的的自由 特 特 特 特 特 特 特 特 特 特 特 特 特 特 特 特 特 特 特
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131	更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後資等割額(国保) 更正後與等割額(国保) 更正後與等割額(国保) 更正後輕減如等割額(国保) 更正後軽減和額(国保) 更正後軽減和額(国保) 更正後限別額(国保) 更正後輕減和額(国保) 更正後報的付稅額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正後納付稅額(国保) 更正於納付稅額(国保) 更正於納付稅額(国保) 更正正前前內護) 更正前前聲減和不完之。 更正正前前軽減和不完之。 更正正前前軽減超過額(介護) 更正正前前段額(介護) 更正正前前段額(介護) 更正正前前稅稅額(介護) 更正正前前稅稅額(介護) 更正正前前稅稅額(介護) 更正正前前稅稅額(介護) 更正正前前稅稅額(介護) 更正正前前稅稅(濟護) 更正正前前稅稅(濟護) 更正正後所產割額(介護) 更正正於今產割額(介護) 更正正後等割額(介護) 更正正後等割額(介護) 更正正後等割額(介護) 更正正後等割額(介護) 更正正後等割額(介護)	178 179 180 181 181 182 183 184 185 186 187 190 191 192 193 194 195 196 197 198 200 賦課 項番	前年度年税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 暫定税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(介護) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(方護退職) 暫定稅額(方護退職) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金退職) 前年度最終期期別稅額(支援金退職) 暫定稅額(支援金退職) 更正後報等割半額開始月 更正後平等割半額開始月 更正後平時割半額開始月 更正が後に、 「大田、、	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	項目名 特徴年度 制度区分 個被保険工一ド 捕捉時期期特別徵収解子年月 特別徵収義番号 年金一ド 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額( 特別金受回付的根状態区分 年後での地特別 特徴依頼組結果果 特徴依頼結果果 特徴修停止水事由 特徴停止止結果 特徴停止上結果 特徴停止未至 時物数計 特徴等上 時物数計 時間 特徴的 時間 時間 特徴的 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間 時間
98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131	更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後所得割額(国保) 更正後資產割額(国保) 更正後後均等割額(国保) 更正後貨幣減(国保) 更正後與時國人。 更正後與時國人。 更正後輕減額(国保) 更正後輕減額(国保) 更正後輕減額(国保) 更正後輕減額(国保) 更正後輕減額(国保) 更正後稱的稅稅額(国保) 更正後稱的稅稅額(国保) 更正後無課稅納付稅額(国保) 更正後無明納付稅額(国保) 更正於納付稅額(国保) 更正於納付稅額(国保) 更正前前內等割額(介護) 更正前前內等割額(介護) 更正正前輕減超過額(介護) 更正正前較稅(介護) 更正正前於稅稅額(別數) 更正正前前稅稅稅護) 更正正前前稅稅稅護) 更正正前前稅稅稅護) 更正正前前稅稅稅護) 更正正前前稅稅稅護) 更正正前前稅稅稅護) 更正正前前稅稅稅護) 更正正前前稅稅稅護) 更正正前前稅稅稅額(介護) 更正正前前稅稅稅稅額(介護) 更正正前前人稅稅額(介護) 更正正前差所得割額(介護) 更正正後產割額(介護) 更正正後產割額(介護)	178 179 180 181 181 182 183 184 185 186 187 190 191 192 193 194 195 196 197 198 200 賦課 項番	前年度長終期期別税額(国保) 前年度最終期期別税額(国保) 暫定稅額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(国保退職) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度最終期期別税額(介護) 暫定稅額(介護) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 前年度最終期期別税額(介護退職) 暫定稅額(方護退職) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 前年度最終期期別稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 暫定稅額(支援金) 暫定稅額(支援金退職) 更正於報額(支援金退職) 更正前平等割半額開始月 更正前平等割半額開始月 更正後半時到開始月 更正後半時到開始月 更正後非自発的失業者世帯フラグ メモ 減免管理マスタ 項目名 賦課年度 国保番号 申請年月日 被災状況 被災年月日 所得減少見込所得	項番 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 32	項目名 特徴年度 制度区分 個被保険工一ド 捕捉時期 特別徵収報子年月 特別徵収義番号 年金金ード 支払回数割保険料額(端数金額込み) 支払回数割保険料額(域数金額込み) 支払回数割保険料額(域数金額込み) 支払回数割保険料額(が数少額 特別徵収報 特別徵収報 特別徵収報 特別徵收核額 特別金要給付区分 住所地核賴新事由 特徵依賴結果果 特徵依賴結果果 特徵停止止結果 時物徵停止事由 特徵停止事由 特徵等止止結果 時物徵結果果通知日 特徵的自由 特徵的的自由 特 特 特徵的的自由 特 特 特 特 特 特 特 特 特 特 特 特 特 特 特 特 特 特 特

		<b>佐州西安</b> 李玉林里	1		10 44 AT (14 EL)	1		
		仮徴収額変更結果			収納額(当月)			支援一般分年間保険料
		住所地特例依頼日		40	特徴退職分収納額(当月)	-	19	擬制世帯表示
		住所地特例依頼事由			延滞金調定額(調定)	III &th		調点を展すってい
		住所地特例依頼結果通知日			延滞金起算日	収納		調定履歴ファイル
		住所地特例依頼結果			延滞金収納額(収納)	項番		項目名
	39	メモ	-	44	今年度延滞金収納額(当月)	-	1	収納年度
4+ 444		A =# # DJ While +1 & # > 6	-	45	当月過誤納額	-	2	調定年度
特徴		介護特別徴収対象者マスタ	-	46	過誤納発生日	-		賦課年度
項番	_	項目名			収入異動事由コード	-		税目
		特徴年度			還付事由			通知書番号
		区コード	<b> </b>	49	還付番号			期別優先
		捕捉時期	-	50	還付発生年月日	-		期
	4	市町村コード	-	51	還付発生金額	-	8	履歴番号
	5	特別徴収義務者コード	1	52	還付金額	-		最終履歴番号
		通知内容コード は別郷児和帝 ニ			還付支払い年月日			表示税目
		特別徴収制度コード			還付支払方法			行政区コード
		作成年月日 基礎年金番号			還付済額 還付回数	-	12	個人コード 関連事由コード
		<u>季啶平立角ラーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー</u>			<u> </u>	1	14	<u>   関連争由コート</u> 名寄住民コード
		牛並コート  生年月日			<u>遠行口座旅省フラク</u> 還付加算金			記号番号/被保険者番号
		<u>  生年月日                                   </u>			逐刊加昇並 充当事由			<u> 記ち笛ち/ 愀体陝有番ち</u> 前納報奨金
		カナ氏名	<b> </b>	61	振替番号(充当番号) 充出年日日	<b>-</b>	10	納付予定年度 今年度更新区公
-	14	漢字氏名 郵便番号	1	υI	<u>充当年月日</u> 充当金額	<b>├</b>	۱ŏ	今年度更新区分
						<b>├</b>	19	調定データ区分 調定事由コード
	17	カナ住所 漢字住所			<u>元先収納年度</u> 三生調字年度	<b>-</b>	21	<u>調定事田コート</u> 調定年月日
-	10	漢字任所 各種区分			元先調定年度 三生課刊年度			
					元先課税年度 二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	<b>├</b>	22	納期限
		処理結果 後期移第つ一じ			元先税目 元先通知書番号	<b>∤</b> ├──	23	調定額
		後期移管コード				H	24	医療退職分調定額
		各種年月日 各種金額			元先期別優先 三生期			介護分調定額 介護沿際公開史額
		<u>仓悝並観</u>   共済年金証書記号番号	<b> </b>	70	元先期 納付書区分	<b>-</b>	27	介護退職分調定額 支援金分調定額(調定)
	24	六済平並証書記5倍5   へ雑烛厚陰孝采旦	-	71	納付月(自至)	-	20	支援金分退職調定額(調定)
		介護被保険者番号 介護個人区分			<u>納付月(目至)</u> 納付回数			文援並分逐報調定額(調定) 収納方法
		介護個人コード			<u> </u>			公示送達
		<u> </u>			<u>バッチ番号(連)</u> バッチ番号(連)	1	31	公示年月日
		介護捕捉年月日			イング 番号 (建) 督促状発行日		JI	<u> </u>
		介護待機フラグ			督促状指定納期限	収納		収入履歴ファイル
	30	万 度 付 /成 ノ ブグ	-	77	公示フラグ・納通	項番		項目名
	30		<b> </b>	78	<u> </u>	快田	1	収納年度
de 44		J= 4± #0 DJ → → 5		70	スペンファ かけ 目	1		
ᆘᄼᅑᄊ		リルが出るログスタ		791	公示 ノラク・谷作状		.,	調定任世
収納 項番		収納期別マスタ 項日名		79 80	公示フラグ・督促状公示フラグ・環付済	-	3	調定年度  賦課年度
項番		項目名		80	公示フラグ・還付済		3	賦課年度
	1	項目名 収納年度		80 81	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通		3 4	賦課年度 税目
	1	項目名 収納年度 調定年度		80 81 82	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納付書		3 4 5	賦課年度 税目 通知書番号
	1 2 3	項目名 収納年度 調定年度 賦課年度		80 81 82 83	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納付書 公示送達区分・督促状		3 4 5 6 7	賦課年度 税目 通知書番号 期別優先 期
	1 2 3 4	項目名 収納年度 調定年度 賦課年度 税目		80 81 82 83 84	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納付書 公示送達区分・督促状 公示送達区分・置付済		3 4 5 6 7	賦課年度 税目 通知書番号 期別優先 期
	1 2 3 4 5	項目名 収納年度 調定年度 賦課年度		80 81 82 83 84 85	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納付書 公示送達区分・督促状 公示送達区分・督付済 公示送達年月日・納通		3 4 5 6 7 8	賦課年度 税目 通知書番号 期別優先 期 履歴番号
	1 2 3 4 5	項目名 収納年度 調定年度 競段 競和書番号		80 81 82 83 84 85 86	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納付書 公示送達区分・督促状 公示送達区分・還付済 公示送達年月日・納通 公示送達年月日・納付書		3 4 5 6 7 8	賦課年度 税目 通知書番号 期別優先 期 履歴番号 最終履歴番号
	1 2 3 4 5 6	項目名 収納年度 調定年度 賦課年度 通知書番号 期別優先		80 81 82 83 84 85 86 87	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納付書 公示送達区分・督促状 公示送達区分・還付済 公示送達年月日・納通 公示送達年月日・報付書 公示送達年月日・置付済		3 4 5 6 7 8 9 10	賦課年度 税目 通知書番号 期別優先 期 履歴番号 最終履歴番号 表示税目 行政区コード
	1 2 3 4 5 6 7 8	項目名 収納年度 調定年度 賦課年度 税到書番号 期別優先 期		80 81 82 83 84 85 86 87 88	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納付書 公示送達区分・督促状 公示送達区分・還付済 公示送達年月日・納通 公示送達年月日・納付書 公示送達年月日・督促状 公示送達年月日・遺付済 不納欠損区分		3 4 5 6 7 8 9 10 11	賦課年度 税目 通知書番号 期別優先 期 履歴番号 最終履歴番号 表示税目 行政区コード 個人コード
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9	項目名 収納年度 調定年度 賦課年度 税目 通知書番号 期別優先 期期 表示税目 個人コード 名寄住民コード		80 81 82 83 84 85 86 87 88 89	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納通 公示送達区分・督促状 公示送達区分・督促状 公示送達年月日・納通 公示送達年月日・納付書 公示送達年月日・聲促状 公示送達年月日・還付済 不納欠損区分 不納欠損年月日		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	賦課年度   税目
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	項目名 収納年度 調定年度 競問 調課 調理書番号 期別優先 期 表示税目 個寄住民コード 記号番号		80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納付書 公示送達区分・督促状 公示送達区分・督促挤 公示送達年月日・納通 公示送達年月日・納付書 公示送達年月日・營促状 公示送達年月日・還付済 不納欠損年月日 不納欠損年月日		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	賦課年度   税目   通知書番号   期別優先   期別優先   期別優   展歴番号   最終履歴番号   表示税目   行政とコード   個各官住民コード   名寄住民コード   記号番号
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	項目名 収納年度 調定年度 賦課年度 税到書番号 期別優先 期 表示税目 個名で住民コード 記号番号 関連事由コード		80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納付書 公示送達区分・督促状 公示送達区分・督促状 公示送達年月日・納通 公示送達年月日・納付書 公示送達年月日・都保状 公示送達年月日・還付済 不納欠損区分 不納欠損事由 時効事由		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	賦課年度 現日 通知書番号 期別優先 期歴番号 最終履歴番号 表示税目 行政区コード 個人コード 個各官民コード 記号番号 収入データ区分
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	項目名 収納年度 調定年度 賦課年度 競到書番号 期別優先 期表示税目 個人コード 名寄住民コード 記号番号 関連事由コード レコード作成区分		80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納付書 公示送達区分・督促状 公示送達区分・督促状 公示送達年月日・納通 公示送達年月日・納付書 公示送達年月日・報代書 公示送達年月日・還付済 不納欠損区分 不納欠損日日 時効事由 時効中断区分		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	賦課年度 税目 通知書番号 期別優先 期履歴番号 最終履歴番号 表示税目 行政区コード 個人コード 名寄佳民コード 名寄音号 収入データ区分 収入年月日
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	項目名 収納年度 調定年度 賦課年度 税到書番号 期別優先 期表示税目 個人コード 名寄任民コード 記亨連ードで成区分 今年度更新区分		80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納付書 公示送達区分・督促状 公示送達区分・還付済 公公示送達年月日・納通 公示送達年月日・納付書 公示送達年月日・督促状 公示送達年月日・置付済 不納欠損年月日 不納欠損事由 時効事断区分 時効中断年月日		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	賦課年度 税目 通知書番号 期別優先 期履歴番号 最終履歴番号 表示税目 行政区コード 個人コード 名寄住民コード 名寄音・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	項目名 収納年度 調定年度 賦課年度 税 知 書番号 期別優先 期表示税目 個人コード 名寄任民コード 記号連コード に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する		80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納付書 公示送達区分・督促状 公示送達年月日・納通 公示送達年月日・納付書 公示送達年月日・督促状 公示送達年月日・督促状 公示送達年月日・愛付済 不納欠損年月日 不納欠損年月日 下効事由 時効事由 時効中断区分 時効中断年月日 訪問徴収フラグ		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	賦課年度 税目 通知書番号 期別優先 期履歴番号 最終履歴番号 表示税目 行政区コード 個人コード 名寄住民コード 記号番号 収入データ区分 収入年月日 収納年月日 納付書区分
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	項目名 収納年度 調定年度 調定年度  超知書番号 期別優先 期 表示税目 個人一ド 名寄住民コード 名寄番号 関連事由コード レコード作成区分 今年度更対区分 調定データ区分 調定 事由コード		80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納通 公示送達区分・督促状 公示送達区分・督促状 公示送達年月日・納通 公示送達年月日・納付書 公示送達年月日・報保状 公示送達年月日・還付済 不納矢遺年月日 不納欠損年月日 不納欠損年月日 下納効事由 時効中断区分 時効中断区分 時別の収フラグ 督促手数料		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19	賦課年度   税目   通知書番号   期別優先   期別優先   期別優先   東京
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	項目名 収納年度 調定年度 調定年度  規則書番号 期別優先 期表示和一ド 名・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日		80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納通 公示送達区分・督促状 公示送達区分・督促(方 公示送達年月日・納通 公示送達年月日・納付書 公示送達年月日・報保状 公示送達年月日・還付済 不納欠損を月日 不納欠損年月日 不納欠損年月日 不納欠日 時効中断区分 時効中断区分 時効中断年月日 請督促す 数料		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	賦課年度   税目   通知書番号   期別優先   期別優先   期別優先   東西
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	項目名 収納年度 調定年度 賦課年度 税目 通知書番号 期別優先 期表示税目 個名寄住民コード 記号番号 関連事由コード レコード作成区分 今年度更新区分 調定データ区分 調定事由コード 調定年月日 滞納繰越時調定額(調定)		80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納通 公示送達区分・督促状 公示送達区分・督促状 公示送達年月日・納通 公示送達年月日・納付書 公示送達年月日・報保状 公示送達年月日・還付済 不納矢遺年月日 不納欠損年月日 不納欠損年月日 下納効事由 時効中断区分 時効中断区分 時別の収フラグ 督促手数料		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21	賦課年度   現別
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19	項目名 収納年度 調定年度 賦課年度 競別 書番号 期別優先 期表示税目 個人各住民コード 記号番号 関連事由コード レコード作成区分 今年度更新区分 調定定事由コード 調定定事由コード 調定定事由コード 調定を対している。 調定を対している。 調節に対している。 第2000年 第200年 第2		80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納付書 公示送達区分・督促状 公示送達区分・習便付済 公示送達年月日・納付書 公示送達年月日・納付書 公示送達年月日・劉伊 公示送達年月日・還付済 不納欠損区分 不納欠損年身日 時効中断区分 時効中断区分 時効中断区分 時効中断区分 時効や類年 時効料 前納総額区分		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	賦課年度   現間   現間   現間   現間   現間   現間   現間   現
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	項目名 収納年度 調定年度 賦課年度 税通知書番号 期別優先 期表示税目 個人寄住民コード 記号番号 関連事由コード レコード作成区分 今年度更一タ区分 調定定事由コード 調定年月日 滞納展域時調定額(調定) 今年度退職分調定額(調定)	収納	80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納付書 公示送達区分・督促状 公示送達区分・督促状 公示送達年月日・納通 公示送達年月日・納付書 公示送達年月日・報 公示送達年月日・愛付済 不納欠損区分 不納欠損年月日 時効中断区分 日時効中断区分 日時効中断区分 日時効中断区分 日時効中断区分 日時効中断区分 日時効中断区分 日時効中断区分 日前が襲収フラグ 「管促・数料 「前納総額区分 収納個別マスタ		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	賦課年度   現間   現間   現間   現間   現間   現間   現間   現
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21	項目名 収納年度 調定年度 調定年度  通知書番号 期別優先 期 表示税目 個人一ド 名寄住民コード 名寄番号 関連事由コード レコード作成区分 今年度更列区分 調定年月日 滞納検展調定第一年 調定年月日 滞納検護調定額(調定) 今年度) 等年度の職分調定額(調定) 今年度の職分調定額(調定) 今年度の職分調定額(調定)		80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納通 公示送達達区分・督促状 公示送達達区分・督促次 公示送達達年月日・納付書 公示送達年月日・報促状 公示送達年月日・習促状 公示送達年月日・還付済 不納欠損年月日 不納欠損事由 時効事中断医分 時効物中断年月日 訪問の徴収 すが、 取の表		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	賦課年度   税目   通知書番号   期別優先   期別優先   期別優先   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	項目名 収納年度 調定年度 調定年度  超知書番号 期別優先 期表示税目 個人一ド 名寄音書申コード とコード作成区分 今年度更多を 関連一ド作成区分 今年度更少の 調定事由コード とコードの 第定事はの 第定の 第定の 第定の 第定の 第定の 第定の 第定の 第定の 第定の 第定	収納	80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納通 公示送達区分・督促状 公示送達区分・督促状 公示送達年月日・納通 公示送達年月日・納付書 公示送達年月日・納付書 公示送達年月日・遺付済 不が決損年月日・還付済 不称終欠損年月日 時効事由 時効専由 時効の中断区分 時別間収フラグ 時期間便手数数 前納納総額区分 収納個別マスタ 項目名 収納年度		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25	賦課年度   税目   通知書番号   期別優先   期別優先   期別優先   東京
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	項目名 収納年度 調定年度 調定年度  規則書番号 期別優先 期表 表示税目 個名寄任民コード 記号事由コード レコードの区分 今年度更新区分 調定データ区分 調定年度 調定額(調定) 今年度別譲定額(調定) 今年度の渡渡分調定額(調定) 今年度介護退職分調定額(調定) 今年度介護退職分調定額(調定) 今年度支援金分割定額(調定)	収納	80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納通 公示送達区分・督促状 公示送達区分・督促状 公示送達年月日・納通 公示送達年月日・納付書 公示送達年月日・納付書 公示送達年月日・遺付済 不納欠損を月日・還付済 不納欠損年月日 市効事由 時効中断区分 時効即の手月日 訪問してラグ 情知報奨金 前納総額区分 収納個別マスタ 項目名 収頼日名 収項制年度 調定年度		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26	賦課年度   現別   現別   現別   現別   現別   現別   現別   現別
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	項目名 収納年度 調定年度 賦課年度 税目 通知書番号 期別優先 期表示税目 個名寄住民コード 記号番号 関連事由コード レコード作成区分 今年度更新区分 調定データ区分 調定データ区分 調定にデータ区分 調定を月日 滞納練調定額(調定) 今年度及譲入調定額(調定) 今年度介護退職分調定額(調定) 今年度介護退職分調定額(調定) 今年度介護退職分調定額(調定) 今年度支援金分退職分調定額(調定) 今年度支援金分退職分調定額(調定)	収納	80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納通 公示送達区分・督促状 公公示送達区分・督促付済 公示送達年月日・納付書 公公示送達年月日・納付書 公公示送達年月日・都保状 公公示送達年月日・遺付済 不納欠損4年月日・遺付済 不称教を担任の方 不不納欠り日 時効時の世野の方 時効問である。 「中国の方 のでは、「中国の方 のでは、「中国		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27	賦課年度   現別
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25	項目名 収納年度 調定年度 賦課年度 税目 通知書番号 期別優先 期表示税目 個人各住民コード 記号番号 関連事由コード レコード作成区分 今年度更一タ区分 調定定事由コード 別定定事由コード 調定定事由コード 調定定所を対 調定を有度。 関連を表して、 の一を表して、 の一を表	収納	80 81 82 83 84 85 86 87 99 91 92 93 94 95 96 97 98	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納通 公示送達区分・督促状 公公示送達区分・督促付済 公公示送達年月日・納付書 公公示送達年月日・納付書 公公示送達年月日・督促状 公公示送達年月日・劉屋付済 不納欠損区分 不不納欠損年月日 時効事由 時効中断年月日 時効中断年月日 訪問任教 要金 前納総額のマスタ 項目約年度 収額定年度 収額 記課年度		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	賦課年度   現別
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26	項目名 収納年度 調定年度 賦課年度 税通知書番号 期別優先 期表示税目 個人寄住民コード 記号番号 関連事由コード レコード作成区分 今年度更一タ区分 調定事由コード 即第一次の分 の年度更一タ区分 調定事由コード 調定等のは、調定) 今年度現職分調定額(調定) 今年度水(調定) 第正額(調定) 年度水(調定) 第正額(調定) 第正額(調定) 第正額(調定) 第正額(調定)	収納	80 81 82 83 84 85 86 87 99 91 92 93 94 95 97 98 1 2 3 4 5	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納通 公示送達達区分・督促 公公示送達達区分・督促 公公示送達達年月日・報 公公示送達達年月日・督促 公示送達達年月日・暨付済 不統定 達年月日・還付済 不納欠損年 日日・還付済 不納欠損事由 時効期中断 時功効時 日日 時期間 日日 時期間 日日 時期間 日日 時期間 日日 時期間 日日 時期間 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	賦課年度   現別   現別   現別   現別   現別   現別   現別   現別
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27	項目名 収納年度 調定年度 調定年度  超知書番号 期別優先 期 表示税目 個各音性民コード 名記号事由コード レコ年度可能の分 今年度更多を ののでは、 ののでは	収納	80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 1 2 3 4 5 6	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納通 公示送達達区分・智促 公公示送達達区分・智促 公公示送達達年月日・納付書 公公示送達達年月日・報保 公公示送達年月日・還付済 不不納次上 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	賦課年度   税目   通知書番号   期別優先   期別優先   期別優先   東京
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	項目名 収納年度 調定年度  調定年度  議程  通知書番号  期別優先 期 表示税目 個合寄住民コード 名記号事由コード レコード作成区分 今年度更一をの分 調定事のの分 ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは	収納	80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 1 2 3 4 5	公示フラグ・還付済 公示送達区分・納通 公示送達区分・納通 公示送達達区分・智健化 公公示送達達区分・智健化済 公公示送達達年月日・納付書 公公示送達達年月日・納付書 公公示送達達年月日・還納通 本示送達達年月日・還 一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31	賦課年度   税目   通知書番号   期別優先   期別優先   期別優先   東京
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	項目名 収納年度 調定年度  規則書番号 期別優先 期別表示の一ド 記号事上の一ド 記号事上の一ド 記号事上の一ド 記号事上の一ド 記号事上の一片 記号事上の一片 記号事上の一片 記号事上の一片 記号である。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	収納	80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 1 2 3 4 5 6	公示・		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31	賦課年度 現用書番号 期期履長を 開発を表現の一ド ののでは、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	項目名 収納年度 調定年度  規則書番号 期別優先 期別表 元和一ド 記号番号 関連一ドで 記号番号 関連一ドで 記号番号 関連一ドで を定す 関連一ドで を会 の会	収納項番	80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 1 2 3 4 5 6	公公示送達区分・納通 公公示送達区分・納通 公公示送達区分・納通 公公示送達区分・納通 公公示送達区分・経費 (付) (根) (根) (根) (根) (根) (相) (相) (相) (相) (相) (相) (相) (相) (相) (相		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31	賦課年度 現月 通知書番号 期期優先 期期優先 期期優先 最終履題を履歴を受ける。 最終のでは、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	項目名 収納年度 調定年度 賦課年度  規則書番号 期別優先 期期表示税目 個各寄住民コード 記号番号 関連事由コード レコードの経済の分 今年度更新区分 調定中度が一次の分 今年度データに 調定の分 調定を有度の表別では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	収納項番	80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 91 92 93 94 95 96 97 98 12 3 4 5 6 7 8 8	公公示送達区分・納通 公公示送達区分・納通 公公示送達区分・納通 公公示送達区分・納付書 公公示送達区分・経費性 (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学)		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31	賦課年度   現別   現別   現別   現別   現別   現別   現別   現別
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32	項目名 収納年度 調定年度 調定年度  通知書番号 期別優先 期 表示税目 個人一ド 名寄住民コード 名寄音書由コード とコード作新区分 今年度更 タター の の の の の の の の の の の の の の の の の の	収納項番	80 81 82 83 84 85 86 87 90 91 92 93 94 95 96 97 98 12 3 4 5 6 7 7 8 8 9 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	公示・		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31	賦課年度 現別 書番号 期別優先 期別優先 期別履歴番号 最終履歴番号 最終履歴 番号 最終履歴 日一ド 日本のでは、日本のでは
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33	項目名 収納年度 調定年度  調定年度  規制書番号 期別優先 期 表面人口ド 名配号事由コード 日名音番号 関連一ド作成区分 今年度更多な分別 調定事由コード レコードでの分 今年度更多な分別 調定事由日 (調定) 今年度退職分調定額(調定) 今年度支援金分退職分調定額(調定) 今年度支援金分別 調定額(調定) 今年度支援金分別 に調定) 今年度支援金分別 に調定) の年度支援金分別 に調定) の年度支援金分別 に調定) の年度支援金分別 に調定) の年度を認識の対 に調定) の年度の表述 に調定) の主義に調定) の主義に関 に対	収納項番	80 81 82 83 84 85 86 87 90 91 92 93 94 95 96 97 98 1 2 3 4 5 6 7 7 8 8 9	公示・		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31	賦課年度   現別   現別   現別   現別   現別   現別   現別   現別
項番	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34	項目名 収納年度 調定年度  調定年度  規則書番号 期別優先 期表の一ド 記号事由コード と合著番号 関連一ド作成区分 今年度可能の分 調定年度 の今年度の分 調定年度 別調定第一にの分 の年度の分 調定を有度、表現のののでは、表現のでは、まれのでは、まれのでは、まれのでは、まれのでは、まれのでは、まれのでは、表現のでは、表現のでは、表現のでは、表現のでは、表現のでは、まれのでは、まれのでは、まれのでは、表現のでは、まれのでは、まれのでは、表現のでは、まれのでは、まれのでは、まれのでは、まれの	収納項番	80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 12 3 4 5 6 7 8 8 9 11 12 12 13	公示・		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 33 33 33 35 36 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37	賦課年度   税目   通知書番号   期別優先   期別優先   期別優先   東陸履歴番号   表示   表示   表示   表示   表示   表示   表示   表
項番	1 2 3 4 5 6 6 7 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35	項目名 収納年度 調定年度  規則書番号 期別 表示の一ド 記号事本に との一下 記号事本に との一下 記号事本に との一下 記号事本に との一下 記号事本に との一下 記号である。 にの一下 にの分 のの一下 のの一下 のの一下 のの一下 のの一下 のの一下 のの一下 のの	収納項番	80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 12 3 4 5 6 7 8 8 9 11 11 12 13 14	公公示送達区分・納通 公公示送達区分・納通 公公示送達区分・納通 公公示送達区分・納通 公公示送達達区分・経費 (対域の) (対		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 22 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38	賦罪年度   一京   一京   一京   一京   一京   一京   一京   一
項番	1 2 3 4 5 6 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 33 34 35 36	項目名 収納年度 調定年度 賦課年度 税目 番号 期別優先 期表示税目 個名寄住民コード 記号番号 関連=ド作成区分 今年度更一に の一に の一に の一に の一に の一に の一に の一に の一に の一に の	収納項番	80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 10 11 12 13 14 15	公公元子子子 (		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39	賦実年度   一
項番	1 2 3 4 5 6 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 33 34 35 36 37	項目名 収納年度 調定年度  規則書番号 期別 表示の一ド 記号事本に との一下 記号事本に との一下 記号事本に との一下 記号事本に との一下 記号事本に との一下 記号である。 にの一下 にの分 のの一下 のの一下 のの一下 のの一下 のの一下 のの一下 のの一下 のの	収納項番	80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 10 11 12 13 14 15 16	公公示送達区分・納通 公公示送達区分・納通 公公示送達区分・納通 公公示送達区分・納通 公公示送達達区分・経費 (対域の) (対		3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40	賦罪年度   一京   一京   一京   一京   一京   一京   一京   一

	12	元先課税年度	11	元先調定年度	17	点数
		元先税目		元先課税年度		公費一部負担金
	43	元先通知書番号		元先税目	40	一部負担金
		元先期別優先	40	元先通知書番号		食事日数
		元先期		元先期別優先		食事金額
	70	7676 <del>7</del> 0		元先期		標準負担金
収納		摘要ファイル	50	元先月(入力)		国保食事日数
項番		項目名	50	還付未済再通知日	5.4	国保食事金額
児田		収納年度		台帳・通知書出力状態	54	国保食事標準負担金
		調定年度	32	口恨"进和者出力认思	55	国体及争保学員担立高額該当コード
			iltz étt	ったじ 甲柱コーノル	50	南領談ヨコート
		賦課年度	収納	コンビニ累積ファイル 項目名		高額未更新フラグ
		税目	項番	現日石   まり成八		高額対象
	0	通知書番号	<u> </u>	読込区分		給付対象
		<u>期別優先</u> 期		CVS連番	60	介護合算対象
				調定年度	01	減免有無
		摘要コード	4	税目		減免点数
		履歴番号	5	通知書番号		減免額
-		最終履歴番号	6	月始月終	64	減免申請日
		表示税目		行政区コード		減免決定日
		個人コード	8	受入年月日		標準負担減免額
	13	記号番号		納付書区分	6/	不当
<u> </u>	14	商・種別フラグ		賦課年度	68	過誤
		登録解除事由文字入カフラグ		国保番号	69	過誤理由区分
	16	摘要登録事由		主連番	70	過誤申出日
	17	摘要登録事由内容	13	納付金額	71	再審
		摘要解除事由	14	処理日	72	再審査送付日
	19	摘要解除事由内容	15	CVS本部コード	73	給付更正事由
	20	登録日		CVS店舗コード	74	求償区分
		解除日		送金予定日		療養費申請日
	22	指定日	18	払込日付		療養費支払決定日
		摘要処分番号	19	払込時刻		療養費支払日
	24	備考				エラー有無
	25	担当者コード	国保給付	給付DB	79	給付エラーフラグ
	26	担当者名	項番	項目名	80	給付ワーニングフラグ
			1	処理年月(レセプト)		修正前レセプト番号
収納		還付・充当ファイル		点数表(レセプト)		メモ
項番		項目名	3	種別(レセプト)	83	退職本人・扶養区分
	1	収納年度	4	給付コード(レセプト)	84	寝たきり
	2	調定年度	5	入外コード(レセプト)	85	退職表示
	3	賦課年度	6	履歴数	86	全国共通キー
	4	税目	7	保険者番号	87	府県(処方箋医療)
	5	通知書番号		記号番号	88	点数表(処方箋医療)
	6	期別優先	9	年度区分		処方箋医療機関コード
		期	10	保険区分	90	入院年月日
	8	表示税目		世帯コード		低所得区分
		発生年月日	12	個人コード		一部負担金猶予額
		個人コード		生年月日	93	一部負担金申請日
		名寄住民コード	14	性別		医療費通知作成状況
		記号番号	15	府県(医療)		食事患者負担額
		関連事由コード	16	点数表(医療)		X 7 70. E X 7. E X
		収入データ区分		医療機関コード	国保給付	給付前期高齢者状況マスタ
		収入年月日		診療科		項目名
		収納年月日		診療年月		記号番号
		納期限		診療開始年月日		高齢者年度
		収納方法		転帰		個人コード
		口座引落し不能フラグ		診療実日数		一定以上所得者判定用所得
		調定額(調定)		患者窓口負担額		低所得者 I 判定用所得
		収納額(当月)		点数		所得判明区分
		還付未済額		決定点数		課税·非課税·未申告区分
		延滞金調定額(調定)		初診点数		所得区分
		延滞金収納額(収納)		初診回数		個人の自己負担金
	25	当月延滞金過誤納額		再診回数		個人の所得区分
		過誤納発生日		指導管理料		世帯の申請区分
		還付事由	30	調剤基本料		緩和措置世帯区分
		還付番号		特記コード(1)(初診サイン)	12	1861日日 E F III E //
		還付発生金額		特記コード(1)(物部リイン)	国保給付	医療機関マスタ
		還付金額		特殊コード(名)(宗内宗外区力)		項目名
		延滞金還付金額		給付割合		府県コード
		還付発生年月日	25	費用額		点数表区分
<b> </b>		還付済額	38	一部負担金		医療機関コード
<del>                                     </del>		選付支払い年月日		保険者負担金		医療機関名カナ
<del></del>		還付回数		国保優先		医療機関名漢字
-		<u>堰付四剱</u> 還付口座振替フラグ		国保懷先  他法優先		医療機関名漢子  郵便番号
1						
-		還付加算金 玄当東中		患者負担額   宣額處兼弗		所在地   <del> 大津 </del>
-		充当事由 振赫亲兄(充业亲兄)		高額療養費		方書
<u> </u>		<u>振替番号(充当番号)</u>		法制	9	電話番号
-		<u>充当年月日</u>		府県 		開廃区分
1		充当金額		番号		開始日
<u> </u>		延滞金還付済額		受給者番号		廃止日
	43	元先収納年度	46	日数	13	総合区分

	Ø⇔→//→ 1°	07	M+=7 G /\	1	士
	経営主体コード病床数		特記区分 機械処理年月日		支給決定日  支払日
	病院区分		余白		決定通知書発送日
	科目	- 05	<b>水口</b>		申請者名
		国保給付	高額介護合算療養費情報		申請者との続柄
国保給付	給付個人情報	項番	項目名		申請者電話番号
項番	項目名		(検討中)	17	申請者住所区分
	個人コード				申請者住所コード
	医療費通知不送付フラグ		出産育児一時金		申請者郵便番号
	医療費通知不送付登録年月日		項目名		申請者住所
4	メモ(不送付)		個人コード		申請者番地
N= 144	- A		作成連番		申請者方書コード
連携	年金被保険者マスタ		取消区分		申請者方書
	<u>項目名</u> 記号		管理コード 記号番号		支払区分 銀行コード
	番号	5	証枝番		銀行名カナ
	重複フラグ		世帯主個人コード		銀行名漢字
	住民コード	8	分娩数		支店コード
	異動コード	9	生産数	29	支店名カナ
	理由コード		死産数	30	支店名漢字
	取得年月日		22週到達		口座種別
8	区分コード	12	出産年月日	32	口座番号
	種別コード	13	府県(医療)		名義人氏名カナ
	喪失年月日	14	点数表(医療)		名義人氏名漢字
	付加異動コード	15	医療機関コード	35	メモーニー だ
	付加種別コード		医療機関名漢字	36	エラーフラグ
	付加該当コード		産科医療補償制度非加入区分	37	予備1
14	付加非該当コード 付加加入年月日	18	支給可能額 直接支払制度利用	38	予備2 予備3
	竹加加入年月日  付加辞退年月日		取込月(直接)		<u>ア偏3</u>  更新ユーザID
	付加終期	20	支給済額(直接)		更新ユーザID  更新端末ID
	免除区分コード	22	差額(直接)		更新年月日
19	免除理由コード	23	高額該当(直接)		更新時刻
	免除異動コード		一般退職区分(直接)		論理ロック
	免除却下理由コード	25	分娩区分(直接)	1	
22	免除開始年月日	26	処理状況(直接)	国保給付	療養費
	免除終了年月日		支給決定日(直接)	項番	項目名
24	免除始期		決定通知書発送日(直接)		(検討中)
	免除終期	29	区分(申請)	<del> </del>	
	免除却下年月日		申請日		個人番号管理ファイル
	基礎年金種別		支払額(申請)		項目名
	基礎取得年月日 基礎取得処理年月日	32	処理状況(申請)  支給決定日(申請)		個人コード 履歴番号
29	基礎喪失年月日		支払日(申請)		個人番号
	基礎喪失処理年月日		決定通知書発送日(申請)		非表示フラグ
	任意満了年月日		支払区分(申請)	5	統合宛名番号
33	電話番号種別		支払先区分		付番年月日
34	電話番号		銀行コード		予備1
35	異動情報事由		銀行名カナ		予備2
	異動情報年月日	40	銀行名漢字		予備3
	異動情報時刻		支店コード	10	データ更新区分
	不在理由コード		支店名カナ		更新年月日
	不在決定年月日		支店名漢字		更新時刻
	不在届出年月日		口座種別		端末ID
	不在処理年月日  区役所コード		口座番号   名義人氏名カナ		ユーザID 論理ロック
	進達区分		名義人氏名カナ  名義人氏名漢字	15	神理ロップ
	判明不在理由コード		石我八八石法子   メモ	住民共通	  個人番号管理マスタ更新ログテーブル
	判明不在決定年月日		エラーフラグ		<u> 頃目名</u>
	判明不在届出年月日		予備1		発生連番
	判明不在処理年月日		予備2	2	テーブル更新区分
48	判明区役所コード	52	予備3	3	個人コード
49	判明進達区分	53	更新ユーザID	4	履歴番号
	転出年月日		更新端末ID		コード
	リンク前整理番号		更新年月日		対象レコード更新年月日
	記号番号区分	56	更新時刻		対象レコード_更新時刻
	記号番号	57	論理ロック		対象レコード_端末ID
	訂正前記号番号	国况处丛	<b></b>		対象レコード_ユーザID
	異動届出年月日  進達区分	<u>国保給付</u> 項番	<u>葬祭賞</u>  項目名	10	データベース・ユーザ名 OSユーザ名
	異動コード		項目名  個人コード		IPアドレス
	処理年月日		作成連番		マシン名
	区役所コード	3	取消区分		プログラム名
	カナ利用区分		管理コード		更新年月日
	カナ氏名		記号番号		更新時刻
	カナ通称名		証枝番		
	処理年月日	7	死亡日		広域連携資格得喪管理ファイル
C.4	異動SEQ	8	支払額		項目名
65	記載年月日無効年月日	9	処理状況 申請日	1	賦課年度 記号番号

3	個人コード
4	所得履歴
5	資産履歴
6	資格状況(資格区分)
7	資格状況(国保退職区分)
	資格状況(介護区分)
9	資格状況(介護退職区分)
10	介護2号該当年月日
11	7 10 - 3 10 - 3 7 7 7
	旧国保被保険者該当年月日
	更新時刻
14	論理ロック
国保資格	広域連携被保険者ID管理ファイル
項番	項目名
1	個人コード
2	被保険者ID
3	更新ユーザID
4	更新端末ID
5	更新年月日
6	更新時刻
7	論理ロック

国保資格	広域連携加入者情報ファイル
項番	項目名
1	記号番号
2	証枝番
3	管理コード
4	個人コード
5	券面被保険者証記号
6	券面被保険者証番号
7	券面漢字氏名
8	券面カナ氏名
9	券面漢字氏名(その他)
10	券面カナ氏名(その他)
11	性別裏面フラグ
12	自己情報提供不可フラグ
13	更新ユーザID
	更新端末ID
15	更新年月日
16	更新時刻
17	論理ロック

2	項番			
原書   1	項番	延滞金計算情報	19 車要表示	11 01人音內分4
百穀田本田市	1			
日報会議の日本				
1 日本連手の		1 梲額未満セロ	滞納   経過種別情報	8 文書内容6
3 日産金米混せの		2		0 文書内容7
4 技術を参照的論   3 接触アンルト   接触 産産者の1権責債権				3人音內台/
4 技術を参照的論   3 接触アンルト   接触 産産者の1権責債権	3	3 延滞金未満ゼロ	Ⅱ 2Ⅰ経過種別名	10 担当者コード
5 上原月数				
6年料   1   1   1   1   1   1   1   1   1				
6年料   1   1   1   1   1   1   1   1   1	5	5 上限月数1	4 詳細デフォルト	滞納   催告書発行帳票情報
7 上限月数2   一次				
8年刊2   潜納   経過性期情報	,	り十利し	リ羽木ノフォルド	
8年刊2   潜納   経過性期情報	7	7 上限月数2		2 支店番号
10年刊		o 年刊2	;世纪 4又:□=\+ 4□  主 +□	
10年刊3		0 牛利2		3 日刊
10年刊3	9	9 上限月数3	1 リンク番号	4 時刻
11分納計算コード   3 目付   6 住民コード   12面子目数   4時間   7 区コード   8 素/8 コード   5 詳細   7 区コード   8 素/8 コード   9 素/8 コード   1 素/8 コード   9 素/8 コード   1 素/8 コード   9 素/8 コード   1 ま/8 素/8 コード   2 ま/8 素/8 コード   3 ま/8 ま/8 コード   3 ま/8 ま/9 コート   3 ま/8 ま/9 コード   3 ま/8 ま/9 コート   3 ま/8 ま/9 コート   3 ま/9				
1 日	10	リート		り版示ハーコート
1 日	11	11分納計算コード	3 日付	6 住民コード
接触   日本	10	り猫子口粉	4 (박성)	7 マコード
### は	12	2 / 19 / 1 数	サルサスリー	
### は			5 詳細1	8 業務コード
1 日	世幼	<b>江</b> 世 全	6 = 至 ★□ 0	
2 漢字年列			U 計7型4	
2 通常年利   3   1   2   2   2   2   3   2   3   2   3   2   3   2   3   3	1	1 年	7 詳細3	10 業務キー
選出	,	2 通常任利	Ω 計 4 11 / 11 / 11 / 11 / 11 / 11 / 11 /	11 発行任日口
語詞   江澤金変動計算情報			<u> </u>	ロスロギカロ
語詞   江澤金変動計算情報	3	3 半額年札	9 詳細5	
2			10 計 4四 6	<b>港納 財産区公標報</b>
1   年	MI ( )	7 - W A -L - 7   - 1   6 - 1 - 1 - 1	10 日本が四0	
1   年	滞納	延滞金変動計算情報	11  詳細7	1 リンク番号
2 年列   13 詳細   14 詳細   14   14   15   16   16   17   17   17   17   18   18   18   18	1		12 詳細8	2 支
1			1.2 DT THU	
1	2	2 午利	13[詳細9	
### 知長別問議審學情報		<u> </u>	14 詳細10	
日期2日付   湯納	<b>₩</b> 4±	7.7 F #0.88.7.7  \text{ \ \text{ \ \text{ \ \text{ \text{ \text{ \text{ \text{ \text{ \text{ \text{ \text{ \	· · µТ//ш · ·	
日期2日付   湯納				
接続    1   接過内容   1   接過内容   1   1   1   1   1   1   1   1   1	1	1 開始日付	滞納 経過内容情報	
選納   別連者情報				
2 経過内容コード   3 削減金   1 リング番号   4 経過内容   1 リ 前 放正   1 リ 前 放正   1 リング番号   4 経過内容   1 リ 前 放工   1 リ が 直	2	2		/
別連信情報			2 経過内容コード	8 前財産区分コード
1 リンク番号	:## 6±	即本土柱却		
1   リンク番号			3  種類コート	
2 支店番号	1		4 経過内容	
3 関連者リンク番号			· ************************************	
1リンク番号				
1リンク番号		3 関連者リンク番号	│ 滞納 │ 欠捐確定情報	12 前期限日
S   関連種類コード   2 支店番号   滞納   財産区分名信報   7 主従区分   4 課稅年度   2 財産区分   3 取目   2 財産区分   3 取目   2 財産区分   3 取目			1.0.11.	
6 関連重さコード				
6 関連重さコード	Ę.	5 関連種類コード	2 支店番号	滞納  財産区分名情報
### 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
###			3 祝日	
8 経過一元区分   5 相当年度		7]主従区分	4 課税年度	2 財産区分
一				
湯納         関連種類コード         8 次長確定日         滞納         財産種類名情報           1 関連種類         9 次長種類         1 財産種類         1 財産種類           3 関連種類略         10 欠損事由コード         2 財産種類名           11 欠損保額         滞納         財産種類名           1		0  柱迥一兀凸刀		3 別度区万哈
湯納         関連種類コード         8 次長確定日         滞納         財産種類名情報           1 関連種類         9 次長種類         1 財産種類         1 財産種類           3 関連種類略         10 欠損事由コード         2 財産種類名           11 欠損保額         滞納         財産種類名           1			6 通知書番号	4 特別区分
	;## &h	BB / 击 4毛 米石 / 走 井D		1133323
2 関連種類略         9 欠損種類           3 関連種類略         10 欠損事由コード           11 火損税額         滞納           11 リンク番号         滞納           2 支店番号         1 連番           3 入力区分         2 年度区分           4 勤務先リング番号         3 執行停止要件           6 入力連番         4 滞納申由一ド           5 連携欠損コード         6 処分種類           1 リンク番号         1 リンク番号           1 リンク番号         1 リンク番号           3 及力連番         3 税目           4 漢交名称         4 課稅年度           5 郵便番号         5 相当年度           6 所存地         6 通知書番号           7 方畫         7 規           8 事業種目         8 底原経           9 欠損事由一ド         1 (銀程事件)           1 リンク番号         1 (銀行呼止起來)           1 (銀行呼止         2 支店番号           3 税目         1 (銀稅年度           1 (銀田事件)         1 (銀田事件)           2 支店番号         3 税目           3 税目         4 (課稅年度           3 税目         4 (課稅年度           1 (財力の書)         3 税目           1 (財力の書)         3 税目           2 支店番号         3 税目           3 (日本年度         2 支店番号           3 (日本年度         2 支店番号				
2 関連種類略         9 欠損種類           3 関連種類略         10 欠損事由コード           11 火損税額         滞納           11 リンク番号         滞納           2 支店番号         1 連番           3 入力区分         2 年度区分           4 勤務先リング番号         3 執行停止要件           6 入力連番         4 滞納申由一ド           5 連携欠損コード         6 処分種類           1 リンク番号         1 リンク番号           1 リンク番号         1 リンク番号           3 及力連番         3 税目           4 漢交名称         4 課稅年度           5 郵便番号         5 相当年度           6 所存地         6 通知書番号           7 方畫         7 規           8 事業種目         8 底原経           9 欠損事由一ド         1 (銀程事件)           1 リンク番号         1 (銀行呼止起來)           1 (銀行呼止         2 支店番号           3 税目         1 (銀稅年度           1 (銀田事件)         1 (銀田事件)           2 支店番号         3 税目           3 税目         4 (課稅年度           3 税目         4 (課稅年度           1 (財力の書)         3 税目           1 (財力の書)         3 税目           2 支店番号         3 税目           3 (日本年度         2 支店番号           3 (日本年度         2 支店番号	1	1 関連種類コード	8 欠損確定日	滞納   財産種類名情報
3 関連種類略				
			ッス損性類	
	3	3 関連種類略	10 欠損事由コード	2 財産種類名
滞納         勤務先情報         滞納         大損事由コード変換情報         清納         財産処分情報           1 リンク番号         1 連番         2 支店番号         2 支店番号         3 処分番号         4 世務先リンク番号         3 処分番号         4 一連番号         5 財産番号         6 人力速番号         4 一連番号         5 財産番号         6 処分種項         6 処分種項         7 執行日         7 執行日         7 執行日         7 執行日         7 執行日         7 執行日         8 解除処分番号         1 リンク番号         9 解除日         2 支店番号         3 X 力理番         8 解除処分番号         1 リンク番号         9 解除日         2 支店番号         3 X 社目         1 リンク番号         9 解除日         2 支店番号         1 リンク番号         1 以 上 番号         1 以 上 本 上 工 上 本 出 上 工 本 出 上 工 本		- 1747-12740-1		- MATILM F
1リンク番号   2支店番号   1連番   2支店番号   3 入力区分   4動務先リク番号   2年度区分   3処分番号   4動務先りク番号   4一連番号   5動務先支店番号   4滞納   数形先支店番号   6 及力連番   7 執行   7 未介   7			11人損忧餓	
1リンク番号   2支店番号   1連番   2支店番号   3 入力区分   4動務先リク番号   2年度区分   3処分番号   4動務先りク番号   4一連番号   5動務先支店番号   4滞納   数形先支店番号   6 及力連番   7 執行   7 未介   7	滞納	勤務先情報		滞納   財産処分情報
2 支店番号     1 連番     2 支店番号       3 入力区分     2 年度区分     3 処分番号       4 勤務先シンク番号     3 執行停止要件     4 一連番号       5 勤務先支店番号     4 滞納事由コード     5 財産番号       6 入力連番     7 執行目       滞納     勤務法人情報     滞納       1 リンク番号     2 支店番号     9 解除日       2 支店番号     2 支店番号     9 解除日       3 入力連番     3 税目     滞納     時効完成収納情報       4 漢字名称     4 漢殊年度     1 リンク番号     1 リンク番号       6 所在地     6 通知書番号     3 税目     1 リンク番号       7 方書     7 期     4 課稅年度     6 通知書番号       8 事業種目     8 賦課区     5 相当年度     6 通知書番号       7 方書     7 期     4 課稅年度     7 期       8 財力・20番号     10 執行停止要件     6 通知書番号     7 期       1 リンク番号     11 執行停止要用     7 期       2 支店番号     14 処理区分     滞納     時効管理情報       1 りと番号     1 投通種類     2 支店番号       3 税制     2 欠損事由コード     4 課稅年度       4 時効     2 欠損事由一ド     3 税制       5 担当者名     2 欠損事     2 欠損事       7 経過種別コード     3 税制     2 欠損種類     8 時効管理目       1 り シ書号     1 欠損種類     8 時効完成日       1 放揮所     1 欠損種類     1 1 執行的       1			<b>津姉 か</b> 場車由っじ亦物情報	1川八万采旦
3人力区分     2年度区分       4 勤務先少/0番号     3 執行停止要件       5 勤務先支店番号     4 滞納事由コード       6 入力連番     7執行目       滞納 勤務法人情報     滞納 欠損事由設定情報       1 リンク番号     1 リンク番号       2 支店番号     2 支店番号       3 入力連番     4 漢字名称       4 漢字名称     4 課稅年度       6 所在地     6 通知書番号       7 方書     7 期       8 事業種目     8 賦謀区       9 欠損事由コード     6 通知書番号       1 リンク番号     7 期       1 リンク番号     11 執行停止要性       2 支店番号     1 報報年度       3 日付     7 期       4 時刻     滞納 序列管理情報       5 担当者コード     1 投損種類       6 担当者名     2 欠損事由コード       7 経過種別コード     3 名称       8 接触有無     7 期       1 的款束有無     1 欠損種類       1 的款束有無     1 欠損種類       1 的款束有無     2 名称       1 の款束有無     1 欠損種類       1				リソング笛グ
3人力区分     2年度区分       4 勤務先少/0番号     3 執行停止要件       5 勤務先支店番号     4 滞納事由コード       6 入力連番     7執行目       滞納 勤務法人情報     滞納 欠損事由設定情報       1 リンク番号     1 リンク番号       2 支店番号     2 支店番号       3 入力連番     4 漢字名称       4 漢字名称     4 課稅年度       6 所在地     6 通知書番号       7 方書     7 期       8 事業種目     8 賦謀区       9 欠損事由コード     6 通知書番号       1 リンク番号     7 期       1 リンク番号     11 執行停止要性       2 支店番号     1 報報年度       3 日付     7 期       4 時刻     滞納 序列管理情報       5 担当者コード     1 投損種類       6 担当者名     2 欠損事由コード       7 経過種別コード     3 名称       8 接触有無     7 期       1 的款束有無     1 欠損種類       1 的款束有無     1 欠損種類       1 的款束有無     2 名称       1 の款束有無     1 欠損種類       1	2	2 支店番号	1 連番	2 支店番号
4   動務先リンク番号			り任使区分	
5   勤務先支店番号				
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1				
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	ŗ.	5 勤務先支店番号	4 滞納事中コード	5 財産番号
滞納         勤務法人情報         7,執行日           1リンク番号         1リンク番号         8 解除処分番号           2支店番号         2支店番号         1リンク番号           3入力連番         3税目         1リンク番号           5郵便番号         4 課税年度         1リンク番号           6 所在地         6 通知書番号         2 支店番号           7 方書         7期         4 課税年度           8 歐課区         5 相当年度         5 相当年度           8 歐課区         5 相当年度         6 通知書番号           7 期         1 以力番号         1 執行停止整件           1 リンク番号         11 執行停止要件         1 以少2番号           2 支店番号         14 処理区分         滞納           3 日付         2 支店番号         2 支店番号           4 時刻         次損事由名情報         2 支店番号           1 以少2番号         1 以少2番号         2 支店番号           3 日付         1 人種糧類         2 支店番号           1 担当者へ一ド         3 名称         1 規選税年度           6 担当者と         2 交換事由一ド         4 課税年度           9 財銀有無         1 欠損種類         8 時効起算           1 り 未付養         2 名称         9 時効定成日           1 り 本信報         1 執行所可に         1 執行所可に           1 り 本信報         1 り 体長を書見出情報         1 対 株 体 株 体 株 体 株 体 株 体 株 体 株 体 株 体 株 体 株				
滞納         勤務法人情報         8 解除処分番号           1 リンク番号         1 リンク番号           2 支店番号         3 税目           3 入力連番         4 課税年度           4 (漢字名称         4 課税年度           5 郵便番号         5 相当年度           6 所在地         6 通知書番号           7 方書         7 期           8 事業種目         8 賦課区           第本         1 () 致行停止定案           1 () 以之分番号         2 支店番号           3 日付         1 () 数行停止更案件           2 支店番号         1 () 数行停止要件           3 日付         第納 () 長連要件           4 () 時刻	l t	61人刀埋蚕	5 連携火損コート	
滞納         勤務法人情報         8 解除処分番号           1 リンク番号         1 リンク番号           2 支店番号         3 税目           3 入力連番         4 課税年度           4 (漢字名称         4 課税年度           5 郵便番号         5 相当年度           6 所在地         6 通知書番号           7 方書         7 期           8 事業種目         8 賦課区           第本         1 () 致行停止定案           1 () 以之分番号         2 支店番号           3 日付         1 () 数行停止更案件           2 支店番号         1 () 数行停止要件           3 日付         第納 () 長連要件           4 () 時刻	_	5 7 77 7 2 日		
1 リンク番号       9 解除日         2 支店番号       2 支店番号         3 入力連番       4 課税年度         5 郵便番号       5 相当年度         6 所在地       6 通知書番号         7 方書       7期         8 事業種目       8 賦課区         9 欠損事由コード       6 通知書番号         1 リンク番号       10 執行停止起案日         2 支店番号       11 執行停止要件         2 支店番号       14 処理区分         3 目付       滞納         4 時刻       次損種類         5 担当者コード       1 欠損種類         6 担当者名       2 欠損事由コード         8 接触有無       2 欠損事由コード         9 詳細有無       1 欠損種類         10 約束有無       1 欠損種類         11 約束履行有無       2 名称         12 返戻有無       1 欠損種類         13 場所コード       滞納       9 時効完成日         12 返房有無       1 欠損種類         14 面談者コード       1 見出番号         15 入金額       2 文書名         16 訪問結果コード       3 文書内容1         17 経過內容コード       4 文書內容2         11 以ク書号       1 リソク番号				
2 支店番号       2 支店番号         3 入力連番       3税目         4 漢字名称       4 課税年度         5 郵便番号       6 通知書番号         6 所在地       6 通知書番号         7 方書       1 別男         8 事業種目       8 賦課区         9 欠損事由コード       6 通知書番号         1 リンク番号       10 執行停止起案日         2 支店番号       11 執行停止起来日         3 日付       1 以2ク番号         4 時刻       常納       欠損事由名情報         3 日付       1 欠損種類       3税目         4 時刻       3 校目       2 支店番号         5 担当者 2       2 欠損事由日ード       3 校計         6 超過力ード       3 名称       5 相当年度         8 接触有無       2 欠損種類       3 規目         10 約束有無       1 欠損種類       3 協時効定成日         11 約束履行有無       2 名称       9 時効完成日         12 返戻有無       1 欠損種類       1 財勢停時効完成日         13 場所コード       1 長書長出情報       1 財勢停助完成日         15 入金額       2 文書名       2 次書名         16 訪問結果コード       1 見出番号       1 対勢停助元成日         17 終過內容コード       4 文書內容1       1 リンク番号			洪幼 夕福市市部ウ桂起	7 執行日
2 支店番号       2 支店番号         3 入力連番       3税目         4 漢字名称       4 課税年度         5 郵便番号       6 通知書番号         6 所在地       6 通知書番号         7 方書       1 別男         8 事業種目       8 賦課区         9 欠損事由コード       6 通知書番号         1 リンク番号       10 執行停止起案日         2 支店番号       11 執行停止起来日         3 日付       1 以2ク番号         4 時刻       常納       欠損事由名情報         3 日付       1 欠損種類       3税目         4 時刻       3 校目       2 支店番号         5 担当者 2       2 欠損事由日ード       3 校計         6 超過力ード       3 名称       5 相当年度         8 接触有無       2 欠損種類       3 規目         10 約束有無       1 欠損種類       3 協時効定成日         11 約束履行有無       2 名称       9 時効完成日         12 返戻有無       1 欠損種類       1 財勢停時効完成日         13 場所コード       1 長書長出情報       1 財勢停助完成日         15 入金額       2 文書名       2 次書名         16 訪問結果コード       1 見出番号       1 対勢停助元成日         17 終過內容コード       4 文書內容1       1 リンク番号	滞納	勤務法人情報		7 執行日 8 解除処分番号
3 入力連番	滞納	勤務法人情報		7 執行日 8 解除処分番号
4 漢字名称       4 課税年度       1 リンク番号       2 支店番号       2 支店番号       3 税目       7 万書       3 税目       4 課税年度       2 支店番号       3 税目       4 課税年度       5 相当年度       6 通知書番号       7 期       1 以力・番号       6 通知書番号       7 期       1 以力・番号       2 支店番号       3 税目       2 支店番号       3 税目       2 支店番号       3 税目       4 課税年度       3 税目       2 支店番号       3 税目       4 課税年度       3 税目       2 支店番号       3 税目       3 税目       2 支店番号       3 税目       4 課税年度       3 税目       2 支店番号       3 税目       3 税目       2 支店番号       3 税目       3 税目       3 税目       2 支店番号       3 税目	滞納	勤務法人情報 1 リンク番号	1 リンク番号	7 執行日 8 解除処分番号
4 漢字名称       4 課税年度       1 リンク番号       2 支店番号       2 支店番号       3 税目       7 万書       3 税目       4 課税年度       2 支店番号       3 税目       4 課税年度       5 相当年度       6 通知書番号       7 期       1 以力・番号       6 通知書番号       7 期       1 以力・番号       2 支店番号       3 税目       2 支店番号       3 税目       2 支店番号       3 税目       4 課税年度       3 税目       2 支店番号       3 税目       4 課税年度       3 税目       2 支店番号       3 税目       3 税目       2 支店番号       3 税目       4 課税年度       3 税目       2 支店番号       3 税目       3 税目       2 支店番号       3 税目       3 税目       3 税目       2 支店番号       3 税目	滞納 1 2	勤務法人情報 1 リンク番号 2 支店番号	1 リンク番号 2 支店番号	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日
5 郵便番号       5 相当年度       2 支店番号         6 所在地       6 通知書番号       3 税目         7 方書       7 期       4 課税年度         8 事業種目       8 賦課区       5 相当年度         9 欠損事由コード       6 通知書番号       7 期         1 リンク番号       11 執行停止要件       7 期         2 支店番号       14 処理区分       滞納 時効管理情報         3 日付       1 火力を番号       1 火力を番号         4 時刻       7 投事由名情報       2 支店番号         5 担当者ユード       1 欠損種類       3 税目         6 担当者名       2 欠損事由コード       4 課税年度         7 経過種別コード       3 名称       5 相当年度         8 接触有無       次損種類       6 通知書番号         1 り約束有無       1 欠損種類       8 時効起算日         11 約束履行有無       2 名称       9 時効完成日         12 返戻有無       1 収 停時効完成日       1 取 停時効完成日         13 場所コード       常納 催告書見出情報       11 執停時効完成日         14 面談者コード       1 見出番号       1 以 停時効完成日         16 訪問結果コード       3 文書内容1         次書内容2         17 経過内容コード       4 文書内容2         1リンク番号	滞納 1 2	勤務法人情報 1 リンク番号 2 支店番号	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日
6 所在地       6 通知書番号       3 税目         7 方書       7 期       4 課税年度         8 事業種目       8 賦課区       5 相当年度         9 欠損事由コード       6 通知書番号         1 リンク番号       11 執行停止起案日       7 期         1 リンク番号       11 執行停止要件       1 リンク番号         4 時刻       滞納       欠損事由名情報       2 支店番号         5 担当者コード       1 欠損種類       3 税目         6 担当者名       2 欠損事由一ド       4 課税年度         7 経過種別コード       3 名称       5 相当年度         8 接触有無       6 通知書番号       6 通知書番号         9 詳細有無       1 欠損種類       8 時効起算日         10 約束有無       1 欠損種類       8 時効定成日         12 返戻有無       10 催告重見出情報       10 催告延長期限日         13 場所コード       第納       催告書見出情報       11 執停時効定成日         15 入金額       2 文書の       1 見出番号       12 執停時効完成日         16 訪問結果コード       3 文書内容1       滞納       時効管理履歴情報         17 経過内容コード       4 文書内容2       1 リンク番号	滞納 2 3	勤務法人情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 入力連番	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報
6 所在地       6 通知書番号       3 税目         7 方書       7 期       4 課税年度         8 事業種目       8 賦課区       5 相当年度         9 欠損事由コード       6 通知書番号       7 期         1 リンク番号       11 執行停止起案日       7 期         2 支店番号       14 処理区分       滞納       時効管理情報         3 日付       1 欠損種類       1 リンク番号         4 時刻       2 支店番号       2 支店番号         5 担当者コード       1 欠損種類       3 税目         6 担当者名       2 欠損事由コード       4 課税年度         7 経過種別コード       3 名称       5 相当年度         8 接触有無       6 通知書番号       6 通知書番号         9 詳細有無       1 欠損種類       8 時効必算日         10 約束有無       1 欠損種類       8 時効必算日         11 約束履行有無       2 名称       9 時効完成日         12 返戻有無       1 見出番号       1 執停時効定成日         13 場所コード       第納 催告書見出情報       11 執停時効完成日         15 入金額       2 文書の       1 見出番号         16 訪問結果コード       3 文書内容1       滞納 時効管理履歴情報         17 経過内容コード       4 文書内容2       1 リンク番号	滞納 2	勤務法人情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 入力連番 4 漢字名称	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号
7 方書       7 期       4 課税年度       5 相当年度       5 相当年度       5 相当年度       5 相当年度       6 通知書番号       7 期       1 当年度       6 通知書番号       7 期       1 リンク番号       2 支店番号       1 以上夕香号       2 支店番号       3 税目       1 リンク番号       2 支店番号       3 税目       1 財産税年度       3 税目       1 財産税       1 財産	滞納 2 3 4	勤務法人情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 入力連番 4 漢字名称 5 郵便番号	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号
8 事業種目     8 賦課区       第	滞納 2 3 4	勤務法人情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 入力連番 4 漢字名称 5 郵便番号	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号
滞納       経過記録情報       10 執行停止起案日       7期         1 リンク番号       11 執行停止要件       滞納 時効管理情報         2 支店番号       14 処理区分       滞納 時効管理情報         4 時刻       次損事由名情報       2 支店番号         5 担当者コード       1 欠損種類       3税目         6 担当者名       2 欠損事由コード       4 課税年度         7 経過種別コード       3 名称       5 相当年度         8 接触有無       6 通知書番号       7 期         10 約束有無       1 欠損種類       8 時効起算日         11 約束履行有無       2 名称       9 時効完成日         12 返戻有無       1 見出番号       10 催告延長期限日         13 場所コード       常納 催告書見出情報       11 執停時効完成日         15 入金額       2 文書名       1 見出番号         16 訪問結果コード       3 文書内容1       滞納 時効管理履歴情報         17 経過内容コード       4 文書内容2       1 リンク番号	滞納 2 3 4	勤務法人情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 入力連番 4 漢字名称 5 郵便番号 6 所在地	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目
滞納       経過記録情報       10 執行停止起案日       7期         1 リンク番号       11 執行停止要件       滞納 時効管理情報         2 支店番号       14 処理区分       滞納 時効管理情報         4 時刻       次損事由名情報       2 支店番号         5 担当者コード       1 欠損種類       3税目         6 担当者名       2 欠損事由コード       4 課税年度         7 経過種別コード       3 名称       5 相当年度         8 接触有無       6 通知書番号       7 期         10 約束有無       1 欠損種類       8 時効起算日         11 約束履行有無       2 名称       9 時効完成日         12 返戻有無       1 見出番号       10 催告延長期限日         13 場所コード       常納 催告書見出情報       11 執停時効完成日         15 入金額       2 文書名       1 見出番号         16 訪問結果コード       3 文書内容1       滞納 時効管理履歴情報         17 経過内容コード       4 文書内容2       1 リンク番号	滞納 2 3 4 5	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度
滞納     経過記録情報     10 執行停止起案日     7 期       1 リンク番号     11 執行停止要件     滞納     時効管理情報       3 日付     1 リンク番号     1 リンク番号     2 支店番号     2 支店番号       4 時刻     滞納     欠損種類     3 税目       6 担当者名     2 欠損事由コード     4 課税年度       7 経過種別コード     3 名称     5 相当年度       8 接触有無     6 通知書番号       9 詳細有無     次負種類     8 時効起算日       10 約束有無     1 欠損種類     8 時効完成日       12 返戻有無     2 名称     9 時効完成日       13 場所コード     1 見出番号     11 執停時効定成日       14 面談者コード     1 見出番号     12 執停時効完成日       15 入金額     3 文書内容1     滞納     時効管理履歴情報       17 経過内容コード     4 文書内容2     1 リンク番号	滞納 2 3 4 5	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度
1 リンク番号     11 執行停止要件       2 支店番号     14 処理区分       3 日付     1 リンク番号       4 時刻     滞納 欠損事由名情報       5 担当者コード     3 税目       6 担当者名     1 欠損種類       7 経過種別コード     3 名称       8 接触有無     6 通知書番号       9 詳細有無     次損種類名情報       10 約束有無     1 欠損種類       11 約束履行有無     2 名称       12 返戻有無     10 催告延長期限日       13 場所コード     滞納 催告書見出情報       15 入金額     2 文書名       16 訪問結果コード     3 文書内容1       17 経過内容コード     4 文書内容2	滞納 2 3 4 5	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度
1 リンク番号     11 執行停止要件       2 支店番号     14 処理区分       3 日付     1 リンク番号       4 時刻     滞納 欠損事由名情報       5 担当者コード     3 税目       6 担当者名     1 欠損種類       7 経過種別コード     3 名称       8 接触有無     6 通知書番号       9 詳細有無     次損種類名情報       10 約束有無     1 欠損種類       11 約束履行有無     2 名称       12 返戻有無     10 催告延長期限日       13 場所コード     滞納 催告書見出情報       15 入金額     2 文書名       16 訪問結果コード     3 文書内容1       17 経過内容コード     4 文書内容2	滞納 2 3 4 5 6 6 7 8 8	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由コード	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号
2 支店番号     14 処理区分     滞納 時効管理情報       3 日付     次損事由名情報     1 リンク番号       5 担当者コード     欠損事租     3 税目       6 担当者名     2 欠損事由コード     4 課税年度       7 経過種別コード     3 名称     5 相当年度       8 接触有無     6 通知書番号     7 期       10 約束有無     1 欠損種類名情報     7 期       11 約束履行有無     2 名称     9 時効完成日       12 返戻有無     10 催告延長期限日       13 場所コード     常納 催告書見出情報     11 執停時効定成日       15 入金額     2 文書名       16 訪問結果コード     3 文書内容1     滞納 時効管理履歴情報       17 経過内容コード     4 文書内容2     1 リンク番号	滞納 2 3 4 5 6 6 7 8 8	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由コード	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号
3 日付	滞納 2 3 4 5 6 6 7 8 8 7 8 8	勤務法人情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 入力連番 4 漢字名称 5 郵便番号 6 所在地 7 方書 8 事業種目	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 脳課区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号
3 日付	滞納 2 3 4 5 6 6 7 8 8 7 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 7 8 8 8 7 8 8 8 7 8	勤務法人情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 入力連番 4 漢字名称 5 郵便番号 6 所在地 7 方書 8 事業種目  経過記録情報 1 リンク番号	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期
4 時刻       滞納       欠損事由名情報       2 支店番号         5 担当者コード       1 欠損種類       3 税目         6 担当者名       2 欠損事由コード       4 課税年度         7 経過種別コード       3 名称       5 相当年度         8 接触有無       7 期       6 通知書番号         9 詳細有無       1 欠損種類名情報       8 時効起算日         10 約束有無       2 名称       9 時効完成日         12 返戻有無       10 催告延長期限日         13 場所コード       1 見出番号       11 執停時効定成日         15 入金額       2 文書名       12 執停時効完成日         16 訪問結果コード       3 文書内容1       滞納 時効管理履歴情報         17 経過内容コード       4 文書内容2       1 リンク番号	滞納 2 3 4 5 6 6 7 8 8 7 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 7 8 8 8 7 8 8 8 7 8	勤務法人情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 入力連番 4 漢字名称 5 郵便番号 6 所在地 7 方書 8 事業種目  経過記録情報 1 リンク番号	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期
5 担当者コード     1 欠損種類       6 担当者名     2 欠損事由コード       7 経過種別コード     3 名称       8 接触有無     6 通知書番号       9 詳細有無     次損種類名情報       10 約束有無     1 欠損種類       11 約束履行有無     2 名称       12 返戻有無     9 時効完成日       13 場所コード     2 名称       14 面談者コード     1 見出番号       15 入金額     1 見出番号       16 訪問結果コード     3 文書内容1       17 経過内容コード     4 文書内容2	滞納 1 2 2 5 6 7 7 8 8 8 7 7 8 1 2 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	勤務法人情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 入力連番 4 漢字名称 5 郵便番号 6 所在地 7 方書 8 事業種目 経過記録情報 1 リンク番号 2 支店番号	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報
5 担当者コード     1 欠損種類       6 担当者名     2 欠損事由コード       7 経過種別コード     3 名称       8 接触有無     5 相当年度       9 詳細有無     次損種類名情報       10 約束有無     1 欠損種類       11 約束履行有無     2 名称       12 返戻有無     9 時効完成日       13 場所コード     2 名称       14 面談者コード     1 見出番号       15 入金額     2 文書名       16 訪問結果コード     3 次書内容1       17 経過内容コード     4 文書内容2	滞納 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件 14 処理区分	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報
6 担当者名       2 欠損事由コード       4 課税年度         7 経過種別コード       3 名称       5 相当年度         8 接触有無       6 通知書番号       7 期         10 約束有無       1 欠損種類       8 時効起算日         11 約束履行有無       2 名称       9 時効完成日         12 返戻有無       10 催告延長期限日         14 面談者コード       1 見出番号       11 執停時効起算日         15 入金額       2 文書名         16 訪問結果コード       3 文書内容1       滞納 時効管理履歴情報         17 経過内容コード       4 文書内容2       1 リンク番号	滞納 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件 14 処理区分	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号
7 経過種別コード     3 名称     5 相当年度       8 接触有無     6 通知書番号       9 詳細有無     次損種類名情報     7 期       10 約束有無     1 欠損種類     8 時効起算日       11 約束履行有無     2 名称     9 時効完成日       12 返戻有無     10 催告延長期限日       13 場所コード     滞納     1 見出番号       14 面談者コード     1 見出番号     12 執停時効定成日       15 入金額     2 文書名       16 訪問結果コード     3 文書内容1     滞納     時効管理履歴情報       17 経過内容コード     4 文書内容2     1 リンク番号	滞納 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件 14 処理区分 滞納 欠損事由名情報	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号
8 接触有無     6 通知書番号       9 詳細有無     滞納 欠損種類名情報     7 期       10 約束有無     1 欠損種類     8 時効起算日       11 約束履行有無     2 名称     9 時効完成日       12 返戻有無     10 催告延長期限日       13 場所コード     滞納 催告書見出情報     11 執停時効起算日       14 面談者コード     1 見出番号     12 執停時効完成日       15 入金額     2 文書名       16 訪問結果コード     3 文書内容1     滞納 時効管理履歴情報       17 経過内容コード     4 文書内容2     1 リンク番号	滞納 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件 14 処理区分 滞納 欠損事由名情報 1 欠損種類	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目
8 接触有無     6 通知書番号       9 詳細有無     滞納 欠損種類名情報     7 期       10 約束有無     1 欠損種類     8 時効起算日       11 約束履行有無     2 名称     9 時効完成日       12 返戻有無     10 催告延長期限日       13 場所コード     滞納 催告書見出情報     11 執停時効起算日       14 面談者コード     1 見出番号     12 執停時効完成日       15 入金額     2 文書名       16 訪問結果コード     3 文書内容1     滞納 時効管理履歴情報       17 経過内容コード     4 文書内容2     1 リンク番号	滞納 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件 14 処理区分  滞納 欠損事由名情報 1 欠損種類 2 欠損事由コード	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度
9 詳細有無     滞納     欠損種類名情報     7 期       10 約束有無     1 欠損種類     8 時効起算日       11 約束履行有無     2 名称     9 時効完成日       12 返戻有無     10 催告延長期限日       13 場所コード     滞納     催告書見出情報     11 執停時効起算日       14 面談者コード     1 見出番号     12 執停時効完成日       15 入金額     2 文書名       16 訪問結果コード     3 文書内容1     滞納     時効管理履歴情報       17 経過内容コード     4 文書内容2     1 リンク番号	滞納 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件 14 処理区分  滞納 欠損事由名情報 1 欠損種類 2 欠損事由コード	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度
10 約束有無     1 欠損種類     8 時効起算日       11 約束履行有無     2 名称     9 時効完成日       12 返戻有無     10 催告延長期限日       13 場所コード     滞納     推告書見出情報     11 執停時効起算日       14 面談者コード     1 見出番号     12 執停時効完成日       15 入金額     2 文書名     16 訪問結果コード     3 文書内容1     滞納     時効管理履歴情報       17 経過内容コード     4 文書内容2     1 リンク番号	滞納 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件 14 処理区分  滞納 欠損事由名情報 1 欠損種類 2 欠損事由コード	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度
10 約束有無     1 欠損種類     8 時効起算日       11 約束履行有無     2 名称     9 時効完成日       12 返戻有無     10 催告延長期限日       13 場所コード     滞納     推告書見出情報     11 執停時効起算日       14 面談者コード     1 見出番号     12 執停時効完成日       15 入金額     2 文書名     16 訪問結果コード     3 文書内容1     滞納     時効管理履歴情報       17 経過内容コード     4 文書内容2     1 リンク番号	滞納 1 2 5 6 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件 14 処理区分 滞納 欠損事由コード 1 欠損種類 2 欠損事由コード 3 名称	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期
11 約束履行有無       2 名称       9 時効完成日         12 返戻有無       10 催告延長期限日         13 場所コード       滞納 催告書見出情報       11 執停時効起算日         14 面談者コード       1 見出番号       12 執停時効完成日         15 入金額       2 文書名         16 訪問結果コード       3 文書内容1       滞納 時効管理履歴情報         17 経過内容コード       4 文書内容2       1 リンク番号	滞納 1 2 5 6 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件 14 処理区分 滞納 欠損事由コード 1 欠損種類 2 欠損事由コード 3 名称	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期
12   返戻有無	滞納 (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件 14 処理区分 滞納 欠損事類コード 3 名称 滞納 欠損種類名情報	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期
12   返戻有無	滞納 2 5 6 7 8 8 7 8 8 8 9 10	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦謀区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件 14 処理区分 滞納 欠損種類 2 欠損事由コード 3 名称 滞納 欠損種類名情報 1 欠損種類	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当事番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通出書番号 7 期 8 時効起算日
13	滞納 2 5 6 7 8 8 7 8 8 8 9 10	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦謀区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件 14 処理区分 滞納 欠損種類 2 欠損事由コード 3 名称 滞納 欠損種類名情報 1 欠損種類	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当事番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通出書番号 7 期 8 時効起算日
14   面談者コード	滞納 1 2 5 6 7 8 8 8 9 10 11	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦謀区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件 14 処理区分 滞納 欠損種類 2 欠損事由コード 3 名称 滞納 欠損種類名情報 1 欠損種類	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 6 通知書番号 7 期 8 時効起算日 9 時効完成日
14   面談者コード	滞納 1 2 5 6 7 8 8 8 9 10 11 12	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当書番号 7 期 8 時効起算日 9 時効完成日 10 催告延長期限日
15 入金額   2   文書名	滞納 1 2 5 6 7 8 8 8 9 10 11 12	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当書番号 7 期 8 時効起算日 9 時効完成日 10 催告延長期限日
16   訪問結果コード   3   文書内容1   滞納   時効管理履歴情報   17   経過内容コード   4    文書内容2   1    リンク番号	滞納 1 2 3 3 5 8 8 7 8 8 9 10 11 12 13	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年 度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件 14 処理区分 滞納 欠損種類 2 欠損事由コード 3 名称 滞納 欠損種類 1 欠損種類 2 欠損種類 2 欠損種類 2 欠損種類 2 名称	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当書番号 7 月 9 時効完成日 10 催告延長期限日 11 執停時効起算日
16   訪問結果コード   3   文書内容1   滞納   時効管理履歴情報   17   経過内容コード   4    文書内容2   1    リンク番号	滞納  1  2  3  3  4  5  6  7  8  8  9  10  11  12  13  14	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年 度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件 14 処理区分  滞納 欠損種類 2 欠損事由コード 3 名称  滞納 欠損種類 2 欠損種類 2 名称  滞納 大損種類 2 名称  滞納 上大損種類 2 名称  滞納 上大損種類 1 人力損種類 2 名称  滞納 上大損種類 1 人力損種類 2 名称  滞納 上大損種類 1 人力損種類 2 名称	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当書番号 7 月 9 時効完成日 10 催告延長期限日 11 執停時効起算日
17  経過内容コード   4  文書内容2   1  リンク番号	滞納  1  2  3  3  4  5  6  7  8  8  9  10  11  12  13  14	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年 度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件 14 処理区分  滞納 欠損種類 2 欠損事由コード 3 名称  滞納 欠損種類 2 欠損種類 2 名称  滞納 大損種類 2 名称  滞納 上大損種類 2 名称  滞納 上大損種類 1 人力損種類 2 名称  滞納 上大損種類 1 人力損種類 2 名称  滞納 上大損種類 1 人力損種類 2 名称	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当書番号 7 月 9 時効完成日 10 催告延長期限日 11 執停時効起算日
	滞納 1 2 5 6 7 8 8 8 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件 14 処理区分 滞納 欠損種類 2 欠損事由コード 3 名称 滞納 欠損種類 2 名称 滞納 性告書見出情報 1 欠損番号 2 文書名	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 財ンク番号 2 支店番号 3 税目 4 財発年度 5 相当書番号 7 期 8 時効起算日 9 時効完成日 10 催告延長期限日 11 執停時効定成日
	滞納  (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (16) (17) (17) (18) (18) (18) (18) (18) (18) (18) (18	動務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件 14 処理区分  滞納 欠損事由コード 3 名称  滞納 欠損種類 2 欠表称  滞納 欠損種類 2 名称  滞納 性告書見出情報 1 欠損を	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当書番号 7 期 8 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 6 通知書番号 7 期 8 時効起算日 9 時効完成日 10 催告延長期限日 11 執停時効完成日 12 執停時効完成日
	滞納  (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (16) (17) (17) (18) (18) (18) (18) (18) (18) (18) (18	動務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当年度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由コード 10 執行停止起案日 11 執行停止要件 14 処理区分  滞納 欠損事由コード 3 名称  滞納 欠損種類 2 欠表称  滞納 欠損種類 2 名称  滞納 性告書見出情報 1 欠損を	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相当書番号 7 期 8 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 6 通知書番号 7 期 8 時効起算日 9 時効完成日 10 催告延長期限日 11 執停時効完成日 12 執停時効完成日
	滞納  (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (8) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17)	勤務法人情報	1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 6 通知書番号 7 期 8 賦課区 9 欠損事由一ド 10 執行停止要件 11 執理区分 滞納 欠損種類 2 欠損事由コード 3 名称 滞納 欠損種類 2 欠損種類 2 名称 滞納 性告書見出情報 1 見出書名 2 文書内容1 4 文書内容2	7 執行日 8 解除処分番号 9 解除日 滞納 時効完成収納情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 6 通知書番号 7 期 滞納 時効管理情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 税目 4 課税年度 5 相担年度 6 通知書番号 7 期 8 時効起算日 9 時効完成日 10 催告延長期限日 11 執停時効定成日 11 執停時効完成日 11 対停時効完成日 11 対停時効完成日 11 対停時効完成日

3	TY	40	tt / C / C . I APP - 4 E		1. 1. 7.74
	税目		執行停止理由15	19	カナ名称
4	課税年度		対象期数	20	漢字名称
	相当年度	42	対象税額	21	文書番号
6	通知書番号			22	開講者1
	期	滞納	執行停止要件情報	23	備考2
	事由発生日		執行停止要件コード	2/	備考3
9	事由コード		執行停止要件名		備考4
10	処分番号		地方税法		備考5
		4	欠損年数	27	法務局名
滞納	時効事由名情報			28	執行機関名
	事由コード	滞納	収納情報	20	差押日
	名称				
	4 か		リンク番号	30	事件番号年度
			支店番号		事件番号区分
滞納	執行機関名情報		税目		事件番号
1	執行機関コード	4	課税年度	33	対象処分番号
	執行機関名		相当年度		解除理由
	郵便番号		通知書番号		法務局コード
	住所		期		執行機関コード
- 4	TEN			30	執1] 放送コート
5	電話番号		法人番号		27 A == A7 I + A
		9	調定額	滞納	照会記録情報
滞納	執行停止解除情報	10	調定額内数	1	リンク番号
1	リンク番号		督促手数料		支店番号
	支店番号		確定延滞金有無		帳票種類
	大石田 勺  執行停止番号		確定延滞金	$\dashv$	· 似理日
					た在日
4	執行停止解除理由1		納期限		
	執行停止解除理由2		収納額	滞納	照会先グループ名情報
	執行停止解除理由3		収納額内数		種類コード
	執行停止解除理由4		収納督手料		グループ番号
8	執行停止解除理由5	18	収納延滞金		グループ
۵	執行停止解除理由6		領収日		1 -
	執行停止解除理由7		収納日	滞納	照会先種類名情報
					旅ぶル性規つ
	執行停止解除理由8		収納方法コード	-	種類コード
	執行停止解除理由9		収納機関コード	2	種類名称
13	執行停止解除理由10	23	完納フラグ	1 3	個別有無
14	執行停止解除理由11	24	データ区分		
	執行停止解除理由12		納付回数	滞納	照会先情報
	執行停止解除理由13		累計収納額		種類コード
					性規一  で
	執行停止解除理由14		累計収納額内数		照会先番号
18	執行停止解除理由15		累計督手料		郵便番号
		29	累計延滞金	4	住所1
滞納	執行停止情報	30	最終領収日	5	住所2
1	リンク番号		最終収納日		住所3
	支店番号		最終入金額		宛名1
	執行停止番号		共有代表者リンク番号		宛名2
		00			
	お安口	2.4	#方4主字士庄采旦	11 0	
<del>- 4</del>	起案日		共有代表者支店番号		宛名3
5	決裁日		共有代表者支店番号 入力区分	10	グループ番号
5	決裁日   解除日	35	入力区分	10	グループ番号 略称
5 6 7	決裁日   解除日   住所	35 滞納	入力区分 処分期別情報	10	グループ番号
5 6 7 8	決裁日 解除日 住所 方書	35 滞納 1	入力区分 処分期別情報 リンク番号	10 11 12	グループ番号 略称 個別区分
5 6 7 8	決裁日 解除日 住所 方書	35 滞納 1	入力区分 処分期別情報 リンク番号	10 11 12	グループ番号 略称 個別区分
5 6 7 8 9	決裁日       解除日       住所       方書       カナ名称	35 滞納 1 2	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番号	10 11 12 滞納	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報
5 6 7 8 9	決裁日       解除日       住所       方書       カナ名称       漢字名称	滞納 1 2 3	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番号 税目	10 11 12 滞納	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類
5 6 7 8 9 10	決裁日       解除日       住所       カナ名称       漢字名称       生年月日	滞納 1 2 3 4	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番号 税目 課税年度	10   11   12   滞納   1   2	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類 帳票種類名
5 6 7 8 9 10 11	決裁日 解除日 住所 方士名称 漢字名称 生年月日 電話番号	滞納 1 2 3 4 5	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番号 競課税年度 相当年度	10   11   12   滞納   1   2	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類
5 6 7 8 9 10 11 12	決裁日       解除日       住所       方書       カナ名称       漢字年月日       電話番号       勤務先	滞納 1 2 3 4 5	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番号 競課税年度 相当年度 通知書番号	10   11   12   滞納   1   2   3	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類 帳票種類名 帳票略称
5 6 7 8 9 10 11 12 13	決裁日       解除日       住所       方書       カナ名称       漢字年月日       電話番号       勤務先       執行停止要件	滞納 1 2 3 4 5 6	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番号 税目 課税年度 税年度 通知書番号 期	10   11   12   滞納   2   3	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報
5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	決裁日       解除日       住所       方書       カナ名称       漢字名       生馬       電勤務先       執行停止要件       住基登録有無	滞納 1 2 3 4 5 6 7	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番号 税目 課税年度 通知書番号 期 処分種類	10   11   12	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類名 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号
5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	決裁日       解除日       住所       方書       カナ名称       漢字名所       生無話番号       執行停止要件       住基登録有無       除票日	滞納 1 2 3 4 5 6 7	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番号 税目 課税年度 税年度 通知書番号 期	10   11   12	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報
5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	決裁日       解除日       住所       方書       カナ名称       漢字名月       電話番号       執行停止要件       住基登録有無       除票日	滞納 1 2 3 4 5 6 7 8	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番号 税目 課税年度 通知書番号 期 処分種類	10   11   12	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類名 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号
5 6 7 8 9 10 111 12 13 14 15 16	決裁日       解除日       住所       方書       カナ名称       漢字年月日       電新先       執行停止要件       住基登録有無       除票理由	滞納 1 2 33 4 5 6 7 8 9 10	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番号 税目 課税年度 相当年度 相当書番号 期 処分種類 処分番号 執行日	10   11   12	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類名 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号
5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	決裁日       解除日       住所       力ナ名称       漢字名称       生年月日       電話番号       勤務先       執行停止要件       住基日       除票理由       転出先住所	滞納 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番号 税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期 処分種類 処分種類 処分番号 執行日 入カリンク番号	10   11   12	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号 担当者コード
5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	決裁日 解除日 住所 方士名称 漢字名称 漢字月日 電話番号 勤務先 執行停止要件 住基登録有無 除票日 除票出 除票出 除票出 転出先住所	滞納 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番号 税目 課税年度 相当年度 相当書番号 期 処分種類 処分番号 執行日	10   11   12	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号 担当者コード 職業情報
5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	決裁日 解除日 住所 方士名称 沙字名称 连年月日 電話番号 勤務先 執行停止要件 住基要件 住基票日 除票理由 除票理由 転出先住所 転会先自治体	35   滞納	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番号 税目 聴課税年度 相当年度 通知書番号 期 処分種類 処分番号 執力リンク番号 入力支店番号	10   11   12	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類名 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号 担当者コード 職業情報 職業コード
5 6 77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	決裁日 解除日 住所 方士名称 漢字年月日 電話番号 勤務先 執行停止要件 住基登録有無 除票理由 除票理由 除票理由 除票理由 監出先先方書 照会先自治体	35   滞納	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番号 税課税年度 相当年度 通知書番号 期 処分種類 処分番号 執行日 入カリンク番号 入カリンク番号	10	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類名 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号 担当者コード 職業情報 職業コード
5 6 77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21	決裁日 解除日 住所 方書 力ナ名称 漢生名称 漢生月番号 動務先 電話務号 動執行停止要件 住基票日 除票理由 除票理由 上先方書 販完出出先先自治体 転出先生基有無 転出先、自治体	35	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番号 税用年度 相当年度 通知書番号 期 処分番号 執行日 入カリンク番号 入力支店番号	10	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類名 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号 担当者コード 職業情報 職業コード
5 6 77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21	決裁日 解除日 住所 方士名称 漢字年月日 電話番号 勤務先 執行停止要件 住基登録有無 除票理由 除票理由 除票理由 除票理由 監出先先方書 照会先自治体	35	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番号 税課税年度 相当年度 通知書番号 期 処分種類 処分番号 執行日 入カリンク番号 入カリンク番号	10	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類名 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号 担当者コード 職業情報 職業コード
5 6 77 8 9 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 20 21 22 23	決裁日 解除日 住所 方書 力ナ字名称 漢字年月日 電話務先 電話務先 電影務先 車監務 等學件 住基票田 除票理由 転出先方書 販会出生 転会先在 基 転出 生 電出 生 電 記 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	35   滞納	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番号 税目 課税年度 通知書番号 期 処分種類 処分番号 執行日 入カリンク番号 入力支店番号 処分情報 リンク番号 支店番号	10	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号 担当者コード 職業情報 職業情報 略称
5 6 7 8 9 10 111 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 22 23	決裁日       解除日       住所       力ナ名称       漢字名称       生年月日       電勤務先       執行學母       執行學母無       除票理由       転出先方書       販売自治体       転出先除票日       法人登記有無	35	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番号 税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期 処分種類 処分番号 執行日 入カリンク番号 入力支店番号 処分情報 リンク番号 支店番号	10	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類名 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号 担当者コード 職業情報 職業コート 名称
5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25	決裁日 解除日 住所 方士名称 漢字名称 生年月日 電話務先 生電話務先 生電話務先 生電話務先 全 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主	35	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番号 税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期 処分種類 処分種号 執行日 入カリンク番号 入力支店番号 処分情報 リン方番号 処分番号号 処分付報	10	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類名 帳票種類名 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号 担当者コード 職業情報 職業コード 名称 略称
5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26	決裁日 解除日 住所 方士名称 漢字名称 生電話務先 電務先 電務先 電務先 電務先 全 電影務先 全 基 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	35	入力区分  処分期別情報 リンク番号 支花目 課税年度 相当年度 通知書 処分種類 処分番号 入力支店番号 入力支店番号 処分番号 大力を番号 しいク番号 人の登番号 を必分種類 ルカク番号 大の分種類 リンク番号 人の分種類 財産種類	10	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類 帳票種類名 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号 担当者コード 職業情報 職業コード 名称 略称 対応内容情報 対応内容区分 対応内容コード
5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26	決裁日 解除日 住所 方士名称 漢字名称 運生話務先 電務先 電務先 電務先 電務先 連要件 住基票田 除三出生 医際票出由 転出先方書 照転出先除票有 転出先除票有 転出先除票有 転出人養者名 執行停止理由1	35	入力区分  処分期別情報 リンク番号 支店番号  税目 譲飛 年度 相当年度 通知書番号 期 処分種類 処分番日 入力支店番号 入力支店番号 処分権号 大力支店番号 処分種類 処分種類 したる番号 ルクを番号 ルクを番号 ルクを番号 ルクを番号 ルクを番号 ルクを番号 ルクを番号 ルクを番号 ルクを種類 財産種類 起案日	TO   TO   TO   TO   TO   TO   TO   TO	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号 担当書者コード 職業情報 職業コード 名称 略称 対応内容区分 対応内容コード 対応内容
5 6 77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	決裁日 解除日 住所 方書 力学名称 漢字年月日 電務先。 電務先。 電務先。 電務先。 電務先。 電務先。 電務先。 電務先。	35   滞納	入力区分  処分期別情報 リンク番号 支店番号  税調 年度 相当年度 相当年度 通知書番号 期 処分種類 処分番号 執力リンク番号 入力支店番号  処分情報 リンク番号 、カ東店番号 処分種類 処分番号 東京店番号 処分種類 リンク番号 大力支店番号 ルテカー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	TO   TO   TO   TO   TO   TO   TO   TO	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号 担当者コード 職業情報 職業コード 名称 略称 対応内容区分 対応内容区分 対応内容 処理区分
5 6 77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	決裁日 解除日 住所 方士子名称 漢生年 電話務先 中 電話務先 中 電話務先 中 全 電影符序登録 大 中 全 世 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	35	入力区分	TO   TO   TO   TO   TO   TO   TO   TO	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号 担当書者コード 職業情報 職業コード 名称 略称 対応内容区分 対応内容コード 対応内容
5 6 77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	決裁日 解除日 住所 方書 力学名称 漢字年月日 電務先。 電務先。 電務先。 電務先。 電務先。 電務先。 電務先。 電務先。	35	入力区分  処分期別情報 リンク番号 支店番号  税調 年度 相当年度 相当年度 通知書番号 期 処分種類 処分番号 執力リンク番号 入力支店番号  処分情報 リンク番号 、カ東店番号 処分種類 処分番号 東京店番号 処分種類 リンク番号 大力支店番号 ルテカー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	TO   TO   TO   TO   TO   TO   TO   TO	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類 帳票種類名 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 担当者者コード 職業情報 職業コード 名称 略称 対応内容区分 対応内容ロード 対応内容 処理区分
5 6 77 8 9 10 111 122 13 14 15 16 17 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	決裁日 解除日 住所 方士名称 漢生名称 漢生子月日 電話務先 電話務先 中 住基票日 大子之子 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	35   滞納	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番号 税課税当年度 通知年度 通知年 通知年 類処分番号 執行力リンク番号 入力力支店番号 処分情報 リンク番号 処分種類 処分種類 処分種類 処分種類 処分種類 したる番号 処分産種類 を変える を変える のののである。 のののである。 のので。 ののでので。 ののでので。 ののでので。 のので。 のので。 のので。 ののでので。 ののでので。 ののでので。 のので。 ののでので。 のので。 のので。	TO   TO   TO   TO   TO   TO   TO   TO	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類 帳票種類名 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 担当者者コード 職業情報 職業コード 名称 略称 対応内容区分 対応内容ロード 対応内容 処理区分
5 6 7 8 9 10 111 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 30 31	決裁日 住所 方士名称 漢字名称 生年話務先 生電話務先 生電話務先 中 電動務先 全 東 中 住除票理由 除票理由 除票出出先方書 院 等出出先方書 上 中 大 中 長 中 長 中 長 長 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	35	入力区分  処分期別情報 リンク番号 支税目 課税年度 相知無数 通知書 現地の分種 のの分種類 のの分種類 のの分種 のの分種 のの分種 のの分種 のの分替 のの分替 のの分替 のの分替	10	グループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類名 帳票種類名 帳票種類名 帳票離新 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号 担当者者コード 職業情報 職業コード 名称 略称 対応内容区分 対応内容ロード 対応内容 処理区分 並替区分
5 6 77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	決裁日 解除日 住所 方士名称 漢字名称 生電話務先 中國 東京 中 全工 中 大子之名称 全工 市 全工 市 大字名和 全工 市 大字子名和 全工 市 大子。 全工 中 大子。 大子。 大子。 大子。 大子。 大子。 大子。 大子。	35	入力区分  処分期別情報 リンク番号 支税目 課税年度 相知書 調処分種類 処分を番号 入力支店 入カリンク番号 入力支店番号 処分でする。 の分では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	TO   11   12	がループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類名 帳票種類名 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号 担当者コード 職業情報 職業コード 名称 略称 対応内容区分 対応内容区分 対応内容回一ド 対応内容 処理区分 並替区分 滞納区分情報 リンク番号
5 6 77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33	決裁日 解除日 住所 方士名称 漢生月番 教行學子之 大字字月日 電話務先 中 主話務先 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	35	入力区分  処分期別情報 リンク番号 支花目 課税年度 相知知	TO   11   12	がループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類名 帳票種類名 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号 担当者コード 職業情報 職業十一ド 名称 略称 対応内容区分 対応内容ロード 対応内容 処理区分 並替区分 滞納区分情報 リンク番号
5 6 77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34	決裁日 解除日 住所 方士名称 漢字月番 執行學是 大字字月番 教行學 養子 大字子是 大學子 大學子 大學子 大學子 大學子 大學子 大子書 大子書 大子書 大子書 大子書 大子書 大子書 大子	35	入力区分	TO   TO   TO   TO   TO   TO   TO   TO	がループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号 担当割情報 職業情報 職業情報 職業情報 略称 対応内容区分 対応内容区分 対応内容の受分 対応内容のの分 対応内容のののでののでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの
5 6 77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 33 34 35	決裁日 解除日 住所 方書名称 漢生名和日 電勤教行亭至月番先 中國教行亭登 中國教行亭。 一個教育。 一個本理由。 一個教育。 教育, 一個本理由。 教育, 教育, 一個本理由。 教育, 教育, 一個本理由。 教育, 教育, 一個本理由。 教育, 教育, 一世理由。 教育, 教育, 一世理由。 教育, 教育, 一世理由。 教育, 教育, 一世理由。 教育, 教育, 一世理由。 教育, 教育, 一世理由, 教育, 教育, 一世理由, 教育, 教育, 一世理由, 教育, 教育, 一世理由, 教育, 教育, 一世理由, 教育, 教育, 一世理由, 教育, 教育, 一世理由, 教育, 教育, 一世理由, 教育, 教育, 一世理由, 教育, 本世世里, 教育, 教育, 本世世里, 教育, 教育, 本世世里, 教育, 本世世里, 教育, 本世世里, 教育, 本世世里, 教育, 本世世里, 教育, 本世世, 本世世, 教育, 本世世, 本世世, 教育, 本世世, 本世一 本世一 本世一 本世一 本世一 本世一 本世一 本世一	35	入力区分	TO   TO   TO   TO   TO   TO   TO   TO	がループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類名 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号 担当者コード 職業情報 職業十一ド 名称 略称 対応内容区分 対応内容ロード 対応内容のコード 対応内容 処理区分 並替区分 滞納区分情報 リン方番号 支店番号
5 6 77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 33 34 35 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36	決裁日 解除日 住所 方士子名称 漢生年話称 漢字年月番 電勤教行停登 電動教行停登 中性 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位	35	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番 間知年度 超知年度 通知年度 通知年度 通知知 型型書 型型子 型型子 型型子 型型子 型型子 型型子 型型子	TO   TO   TO   TO   TO   TO   TO   TO	がループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類名 帳票種類名 帳票種類名 帳票部称 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号 担当者 市ド 名称 略称 対応内容区分 対応内容区分 対応内容のコード 対応内容 処理区分 並替区分 滞納区分情報 リンク番号 、関係を表
5 6 77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 33 34 35 36 36 36 36 37 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38	決裁日 解除日 住所 方書名称 漢生名和日 電勤教行亭至月番先 中國教行亭登 中國教行亭。 一個教育。 一個本理由。 一個教育。 教育, 一個本理由。 教育, 教育, 一個本理由。 教育, 教育, 一個本理由。 教育, 教育, 一個本理由。 教育, 教育, 一世理由。 教育, 教育, 一世理由。 教育, 教育, 一世理由。 教育, 教育, 一世理由。 教育, 教育, 一世理由。 教育, 教育, 一世理由, 教育, 教育, 一世理由, 教育, 教育, 一世理由, 教育, 教育, 一世理由, 教育, 教育, 一世理由, 教育, 教育, 一世理由, 教育, 教育, 一世理由, 教育, 教育, 一世理由, 教育, 教育, 一世理由, 教育, 本世世里, 教育, 教育, 本世世里, 教育, 教育, 本世世里, 教育, 本世世里, 教育, 本世世里, 教育, 本世世里, 教育, 本世世里, 教育, 本世世, 本世世, 教育, 本世世, 本世世, 教育, 本世世, 本世一 本世一 本世一 本世一 本世一 本世一 本世一 本世一	35	入力区分	TO   TO   TO   TO   TO   TO   TO   TO	がループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類名 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号 担当者コード 職業情報 職業十一ド 名称 略称 対応内容区分 対応内容ロード 対応内容のコード 対応内容 処理区分 並替区分 滞納区分情報 リン方番号 支店番号
5 6 7 8 9 10 111 122 133 144 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 33 33 34 35 36 37	決裁日 住所 方士名称 漢字名称 漢字年話務先 學年話務先 學子是 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個	35	入力区分  処分期別情報 リン方番号 支税目を度 相通知年度 相通知年度 相通知年度 利別 処分番号 期別 処分香号 期別 処分香号 利力 大力力支店番号 入力 大力 大力 大力 大力 大力 大力 大力 大力 大方	TO   11   12	がループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類名 帳票種類名 帳票種類名 帳票種類名 帳票種類名 帳票種類名 帳票種類名 長票を称 場上り番号 支出当書情報 リンク番号 担当割情報 リン方番子 担当常 大店番子 担当常 大店番号 担当常 大店番号 大店番号 大店番号 対応内容区分 対応内容区分 対応内容の一ド 対応内容 処理区分 並替区分 滞納区分 本部 大店番号 地区の分 一ド
5 6 77 8 9 10 111 122 133 144 155 166 177 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 33 34 35 36 37 38	決裁日 解除日 住所 方士子名称 漢生年話称 漢字年月番 電勤教行停登 電動教行停登 中性 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位	35	入力区分 処分期別情報 リンク番号 支店番 間知年度 超知年度 通知年度 通知年度 通知知 型型書 型型子 型型子 型型子 型型子 型型子 型型子 型型子	TO   11   12	がループ番号 略称 個別区分 照会文書種類名情報 帳票種類名 帳票種類名 帳票略称 嘱託員担当割情報 リンク番号 支店番号 担当者コード 職業情報 職業コード 名称 略称 対応内容区分 対応内容ロード 対応内容 処理区分 並替区分 滞納区分情報 リンク番号 速高番号 連番号

		1	な世人記答り		<b>共</b> 年 日
	9前設定日	1 /	延滞金計算日		執行日
	0前入力区分		返戻日		文書番号
	1 前基準日		公示送達有無	7	受入金額
12	2 前期限日	10	公示送達日	8	延滞金有無
				9	延滞金計算日
滞納	滞納区分抽出情報	滞納	入金情報		督促有無
	1 市内外区分		コンピュータ名		残余金交付1
	2 一連番号	1 2	納付書番号	12	残余金交付2
		-	初刊 音笛 5 四 勿 妥 B		
	3 抽出名称		明細番号	13	残余金
	4 滞納区分コード	4	リンク番号	14	残余金計算値
!	5 抽出区分	5	支店番号	15	交付期日
	6 更新区分	6	税目	16	交付時刻
	7 帳票名	7	課税年度	17	交付場所
<b></b> '	7 11075-11	,	相当年度		備考
`## 6.F	`#***	<u>-</u>	11111111111111111111111111111111111111	10	川
滞納	滞納区分名情報	9	通知書番号	SHI ( )	
	1 滞納区分コード		期	滞納	配当支払情報
	2 滞納区分	11	法人番号	1	リンク番号
	3 滞納区分略	12	入金日	2	支店番号
	4 特別区分	13	入金税額		財産番号
	1 1933 12 23		入金均等割額		配当順位
滞納	<b>洲纳瓦八层田桂邦</b>	15	入金督手料		1111   111   111    1111   111    1111    1111    1111    1111    1111    1111    1111    111    111    111
	滞納区分履歴情報	15	八並首士科		債権者番号
	1 リンク番号		入金延滞金	6	一連番号
:	2 支店番号	17	入金合計	7	債権者住所
:	3 履歴番号	18	延滞金有無	8	債権者名称
	4 滞納区分コード		延滞金計算日		債権額
	5 設定日		担当者コード		配当額
	6 入力区分	21	<u>ゼヨ旬コート</u> 取消有無	<del>                                    </del>	BU - I IX
				:## 6±	<b>人</b> 体 柱 却
	7 基準日		マシン種類	滞納	付箋情報
	8 期限日	23	内入区分	1	リンク番号
			消込済フラグ	2	支店番号
滞納	滞納個人情報		消込状態区分	3	色コード
	1 リンク番号	26	データ作成フラグ	4	付箋コード
	1 1929 番号	20	アーダードルンプン 履歴データNo	┧├───	17    <b> </b>
<del></del>	2 又心留写			*## 6.1	/   /// /2   data + 10
	3 担当者コード		収納方法コード	滞納	付箋名情報
	4 担当者変更事由	29	復命書作成フラグ		色コード
	5 死亡日	30	督手料有無		付箋コード
-	6 連絡先名A	31	領収日		付箋内容
	7 連絡先コードA		領収書番号	ا ا	
	8 連絡先電話A		共有代表者リンク番号	滞納	分納区分名情報
	9 連絡先名B		共有代表者支店番号		分納区分コード
	0 連絡先コードB		払込日		分納区分
11	1 連絡先電話B	36	払込金融機関	3	分納区分略
	2 連絡先名C		払込支店	4	特別区分
	3 連絡先コードC	1		1	
	4 連絡先電話C	滞納	納付方法情報	滞納	分納指示情報
11	5 連絡先名D		納付方法コード		リンク番号
1					
	6 連絡先コードD		納付方法	2	支店番号
	7 連絡先電話D	3	納付方法略称	3	税目
	8 特記事項			4	課税年度
19	9 滞納事由コード	滞納	配当期別情報	5	相当年度
	0 要出張有無		リンク番号	6	通知書番号
	1 職業コード	2	十七平日		
	· 1234		▽ 広 金 左	7	期
	りが今日今右無	1 - 2	支店番号	7	期 ねいいク来号
	2 外字印字有無	3	税目	7 8	入力リンク番号
`## %±		3 4	税目 課税年度	7 8 9	入カリンク番号 入力支店番号
滞納	滞納事由情報	3 4 5	税目 課税年度 相当年度	7 8 9 10	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序
	滞納事由情報 1コード	3 4 5 6	<u>税目</u> 課税年度 相当年度 通知書番号	7 8 9 10	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号
	滞納事由情報	3 4 5 6 7	<u>税目</u> 課税年度 相当年度 通知書番号 期	7 8 9 10 11 12	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号 調定額
	滞納事由情報 1コード	3 4 5 6 7	<u>税目</u> 課税年度 相当年度 通知書番号 期	7 8 9 10 11 12	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号
1	滞納事由情報 1 コード 2 名称	3 4 5 6 7 8	税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期 入カリンク番号	7 8 9 10 11 12 13	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号 調定額 調定額内数
滞納	滞納事由情報 1 コード 2 名称 担当者情報	3 4 5 6 7 8 9	税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期 入カリンク番号 入力支店番号	7 8 9 10 11 12 13	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号 調定額内数 修正調定額
滞納	滞納事由情報 1 コード 2 名称 担当者情報 1 担当者情報	3 4 5 6 7 8 9	税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期 入カリンク番号 入力支店番号 財産番号	7 8 9 10 11 12 13 14	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号 調定額内数 修正調定額 修正調定額
滞納	滞納事由情報 1 コード 2 名称 担当者情報 1 担当者情報 1 担当者コード 2 区コード	3 4 5 6 7 8 9 10	税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期 入力リンク番号 入力支店番号 財産番号 法人番号	77 8 9 10 11 12 13 14 15	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号 調定額 防正調定額 修正調定額 修正調定額 修正調定額内数
滞納	滞納事由情報 1コード 2名称 担当者情報 1 担当者情報 1 担当者 つード 2 区コード 3 係コード	3 4 5 6 7 8 9 10	税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期 入カリンク番号 入力支店番号 財産番号 法人番号 調定額	7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号 調定額 調定額 修正調定額 修正調定額 修正調定額 修正調定額 修正可能 修正可能 修正可能 修正可能 修正可能 修正可能 修正可能 修正可能
滞納	滞納事由情報 1 コード 2 名称 担当者情報 1 担当者情報 1 担当者一ド 2 区コード 3 係コード 4 市内外区分	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期 入カリンク番号 入力支店番号 財産番号 財産番号 財産番号 調定額 修正調定額	77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	入カリンク番号入力支店番号分納順序法人番号調定額調定額内数修正調定額内数修正調定額内数暫促手数料極正督促手数料延滞金
滞納	滞納事由情報 1 コード 2 名称 担当者情報 1 担当者情報 1 担当者「報 1 担当者「「報 1 担当者」 「「	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期 入力リンク番号 入力支店番号 財産番号 財産番号 調定額 修正調定額 調定額内数	77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号 調定額 調定額内数 修正調定額内数 修正調定額内数 修正可程 を重要数料 修正督促手数料 修正確定
滞納	滞納事由情報 1 コード 2 名称 担当者情報 1 担当者情報 1 担当者「報 1 担当者「「報 1 担当者」 「「	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期 入力リンク番号 入力支店番号 財産番号 財産番号 調定額 修正調定額 調定額内数	77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号 調定額 調定額内数 修正調定額内数 修正調定額内数 修正可程 を重要数料 修正督促手数料 修正確定
滞納	滞納事由情報 1 コード 2 名称  担当者情報 1 担当者情報 1 担当者「一トド 2 区コード 3 係コード 4 市内外区分 5 役職名 6 担当者名	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期 入力リンク番号 入力支店番号 財産番号 財産人額 防正調定額 修正調定額 修正調定額 修正調定額内数	77 88 99 100 111 122 133 144 155 166 177 18	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号 調定額内数 修正調定額 修正調定額 修正調定額 修正調費 修正非数料 修正常金 修正準金 修正正確 納期限
滞納	滞納事由情報 1 コード 2 名称  担当者情報 1 担当者情報 1 担当者「一ト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 44 5 6 77 8 8 9 10 11 12 13 14 15	税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期 入カリンク番号 入力支店番号 財産番号 法人番号 調定額 修正調度額 修正調度額 修正調定額 修正調定額 修正調定額内数	77 88 99 100 111 122 133 144 155 166 177 188 199 200 21	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号 調定額 調定額 修正調定額 修正調定額 修正調定額 修正調定額 修正調度数料 修正替促手数料 修正階位手数料 延滞金 修納期限 累計収納額
滞納	滞納事由情報 1 コード 2 名称 担当者情報 1 担当者「報 1 担当者コード 2 区コード 3 係コード 4 市内外区分 5 役職名 6 担当者名 7 権限有無	3 44 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期 入力リンク番号 入力支店番号 財産番号 財産番号 調定額 修正調定額 修正調定額 修正調定額内数 修正調定額内数 修可調定額方数 修正調定額対数	77 8 9 100 111 122 133 144 155 166 177 18 19 200 21	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号 調定額内数 修正調定額 修正調定額 修正調定額 修正調定額 修正準登 修正者促手数料 修正者促手数料 延滞金 修期限 累計収納額 累計収納額
滞納	滞納事由情報 1 コード 2 名称 担当者情報 1 担当者情報 1 担当者コード 2 区コード 3 係コード 4 市内外区分 5 役職名 6 担当者名 7 桂限有無 8 パスワード 9 職員番号	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期 入力リンク番号 入力支店番号 財産番号 財産番号 法人番号 調定額定額 修正調変額 修正調変額内数 修工調要数料 修工質手数料 修正質手数料 修正番手料	77 88 99 100 111 122 133 144 155 166 177 188 200 211 222	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号 調定額 調定額内数 修正調定額 修正調定額 修正調定額内数 督促手数料 修正督促手数料 修正階金 修正選帯金 終期限 関盟 累計収納額 累計 製計 製計 関 累計 関 表 対 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関
滞納	滞納事由情報 1 コード 2 名称  担当者情報 1 担当者情報 1 担当者コード 2 区コード 3 係コード 4 市内外区分 5 役職名 6 担当者名 7 担当者名 7 パスワード 9 職員番号 0 内線	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期 入力リンク番号 入力支店番号 財産番号 法人額 定額三額 修正調額定額 調定額 調定額内数 修正明数料 修正明数料 修正単手料 延滞金 修正延滞金	77 88 99 100 111 112 133 144 155 166 177 188 199 200 211 222 233 244	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号 調定額内数 修正調定額皮額 修正調定額大数 修正部の数 修正手数料 修正常位子数料 修正常金 終期限 累計収納額 累計収納額 累計経手料 累計延滞金
滞納	滞納事由情報 1 コード 2 名称  担当者情報 1 担当者情報 1 担当者情報 1 担当者「中ド 2 区コード 3 係コード 4 市内外区分 5 役職名 6 担当者名 7 権限有無 8 パスワード 9 職員番号 0 内線 1 内線2	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期入カリンク番号 入力支店番号 財産番号 法人定額 度正調額定額 調定額定額 修正調額定額 修正調数料 修正手針 延正等金 修正運金 修正運金 修正運金 修正で強 修正で強 修正で強 修正で強 修正で強 修正で 終 終 終 終 終 終 終 終 終 終 り り り り り り り り り	77 88 99 100 111 112 133 144 155 166 177 188 199 200 211 222 233 244	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号 調定額 調定額内数 修正調定額 修正調定額 修正調定額内数 督促手数料 修正督促手数料 修正階金 修正選帯金 終期限 関盟 累計収納額 累計 製計 製計 関 累計 関 表 対 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関
滞納 2 2 3 6 6 9 10 11	滞納事由情報 1 コード 2 名称  担当者情報 1 担当者情報 1 担当者情報 1 担当者「中ド 2 区コード 3 係コード 4 市内外区分 5 役職名 6 担当者名 7 権限有無 8 パスワード 9 職員番号 0 内線 1 内線 1 内線 2 代表担当者コード	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21	税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期 入力リンク番号 入力支店番号 財産番号 法人定額 運調変額 変更調額定額 適定額 修正調額定額 修正調数料 修正等全 修正準金 修正準金 修正準金 終期限 累計収納額	77 8 9 100 111 122 13 144 155 166 177 18 19 20 21 22 23 24 25	<ul> <li>入カリンク番号</li> <li>入力支店番号</li> <li>分納順序</li> <li>法人番号</li> <li>調定額</li> <li>修正額定額</li> <li>修正訓定額</li> <li>核正訓定額</li> <li>核正訓記</li> <li>成計</li> <li>の計</li> <li>の</li> <li>の</li> <li>の</li> <li>の</li> <li>の</li></ul>
滞納 2 2 3 6 6 9 10 11	滞納事由情報 1 コード 2 名称  担当者情報 1 担当者情報 1 担当者情報 1 担当者「中ド 2 区コード 3 係コード 4 市内外区分 5 役職名 6 担当者名 7 権限有無 8 パスワード 9 職員番号 0 内線 1 内線2	3 44 5 6 77 8 8 9 100 111 122 133 144 155 166 177 188 199 200 211 222	税目 課税年度 相当年度 通期 入カリンク番号 入力支店番号 財産番号 財産番号 調定正額定額 適定正調額内数 修正定額の数 修匠手動車 が正でである。 修正でである。 修正でである。 修正でである。 修正でである。 修正でである。 修正では、 修正では 修正では 修正では 修正では 修正では 修正では 修正では 修正で 修正で	77 88 99 100 111 112 133 144 155 166 177 188 199 200 211 222 233 244	<ul><li>入カリンク番号</li><li>入カ支店番号</li><li>分納順序</li><li>法人番号</li><li>調定額</li><li>修正額定額</li><li>修正調定額</li><li>修正調定額</li><li>修正調定額</li><li>修正可數料</li><li>修正督促手数料</li><li>延滞金</li><li>納期限</li><li>累計収納額</li><li>累計収納額</li><li>累計経滞金</li><li>素計経滞金</li><li>未納合計</li></ul>
滞納 2 2 3 6 6 9 10 11	滞納事由情報 1 コード 2 名称  担当者情報 1 担当者情報 1 担当者情報 1 担当者「中ド 2 区コード 3 係コード 4 市内外区分 5 役職名 6 担当者名 7 権限有無 8 パスワード 9 職員番号 0 内線 1 内線 1 内線 2 代表担当者コード	3 44 5 6 77 8 8 9 100 111 122 133 144 155 166 177 188 199 200 211 222	税目 課税年度 相当年度 通期 入カリンク番号 入力支店番号 財産番号 財産番号 調定正額定額 適定正調額内数 修正定額の数 修匠手動車 が正でである。 修正でである。 修正でである。 修正でである。 修正でである。 修正でである。 修正では、 修正では 修正では 修正では 修正では 修正では 修正では 修正では 修正で 修正で	77 8 9 100 111 122 13 144 155 166 177 18 19 20 21 22 23 24 25	<ul> <li>入カリンク番号</li> <li>入力支店番号</li> <li>分納順序</li> <li>法人番号</li> <li>調定額</li> <li>修正額定額</li> <li>修正訓定額</li> <li>修正訓定額内数</li> <li>修正訓定額</li> <li>「教料</li> <li>経済</li> <li>経済</li> <li>経済</li> <li>経済</li> <li>経済</li> <li>経済</li> <li>会議</li> <li>会員</li> <li>会員</li> <li>会員</li></ul>
滞納 () () () () () () () () () ()	滞納事由情報	3 44 5 6 77 8 8 9 100 111 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 21 22 23	税目 課税年度 相当年度 通期書番号 期 入カリンク番号 入力支店番号 財産番号 法人番号 調定額定額 修正調額定額 修正調額定額 修正調額定額 修正調金額 修正調金額 修正事数料 修正ず金 修正準金 修正準金 修連滞金 納期収 終期限 累計収納額 累計収納額 累計	77 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 滞納	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号 調調定額内数 修正調定額 修正調定額 修正調定額 修正調を 修正調を 修正事数料 修正帯金 修納期限 累計収納額 累計収納額 累計収納額 累計延滞金 未納合計 分納誓約情報 リンク番号
滞納 (10 ) (11 ) (12 ) (13 ) (14 ) (15 ) (16 ) (17	滞納事由情報 1 コード 2 名称  担当者情報 1 担当者「報 1 担当者コード 2 区コード 3 係コード 4 市内外区分 5 役職名 6 担当者名 7 権限有無 8 パスワード 9 職員番号 0 内線 1 内線2 2 代表担当者コード 帳票記録情報	3 44 5 6 77 8 8 9 100 111 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 21 22 23	税目 課税年度 相当年度 通期 入カリンク番号 入力支店番号 財産番号 財産番号 調定正額定額 適定正調額内数 修正定額の数 修匠手動車 が正でである。 修正でである。 修正でである。 修正でである。 修正でである。 修正でである。 修正では、 修正では 修正では 修正では 修正では 修正では 修正では 修正では 修正で 修正で	77 8 9 10 111 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 滞納	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号 調恵定額内数 修正調定額の数 修正調定額の数 修正調の数 修正書の数 修正者の数 修正者の数 修正者の数 修正者の数 修正者の数 修正者の数 を表 の表
滞納 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	滞納事由情報 1 コード 2 名称  担当者情報 1 担当者情報 1 担当者 1 担当者コード 2 区コード 3 係コード 4 市内外区分 5 役職名 6 担当者名 7 権限有無 8 パスワード 9 職員番号 0 内線 1 内線2 2 代表担当者コード 1 木スト担当者コード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期 入力リンク番号 入力支店番号 財産番号 財産番号 調定正額 原正調額 定額 修正正調額 内数 修工調季数料 修工順手数料 修正単一 修正半金 修正半金 修正単金 修正単金 修正単金 修正単二 修正単二 修正単二 修正単二 修正単二 修正単二 修正単二 修正単二	77 8 9 10 111 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 滞納	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号 調定額内数 修正額定額 修正調定額 修正調定額 修正調定額 修正調と数料 修正督促手数料 延滞金 修期 収納額 累計収納額 累計収納額 累計以納額 累計が手料 累計延滞金 未納合計 分納誓約情報 リンク番号
滞納 () () () () () () () () () () () () ()	滞納事由情報 1 コード 2 名称  担当者情報 1 担当者情報 1 担当者 1 担当者コード 2 区コード 3 係コード 4 市内外区分 5 役職名 6 担当者名 7 代表担当者名 7 パス員番号 0 内線 1 内線2 2 代表担当者コード 3 ホスト担当者コード 帳票記録情報 1 リンク番号 2 支店番号	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期 入力リンク番号 入力支店番号 財産番号 財産番号 諸定正調定額 修正正調変に 調定取り数 修位上督手 を選手数料 修正で書き 修正第数料 修位上督手料 延に半 延に半 延に半 延に半 を必納期収納額 累計配 累計配 累計配 配当財産情報	77 8 9 10 111 12 13 14 15 16 17 18 20 21 22 23 24 25 滞納 1 2	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号 調定額 防変で調定額 修正調定額 修正調定額 修修正調定額 修修正調定額 修修正期を 修修正期を 修修正期と 修修正期と を必対 修修正常金 修正期限  東計収納額 東計収納額 東計収納額 東計・収納額 東計・収納額 東計・収納額 東計・収納額 東計・収納額 カ カ カ・番号 スカリンク番号 入力支店番号
滞納 (10 11 12 13 滞納	滞納事由情報 1 コード 2 名称  担当者情報 1 担当者情報 1 担当者 1 担当者コード 2 区コード 3 係コード 4 市内外区分 5 役職名 6 担当者名 7 権限有無 8 パスワード 9 職員番号 0 内線 1 内線2 2 代表担当者コード 3 ホスト担当者コード 3 ホスト担当者コード 4 帳票記録情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 日付	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 <b>滞納</b>	税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期入入力以之方番号 財产者号 法人額 源定額一次 修正調整額 修正調整類 修正調整類 修正課數料 修正課金 修正選替 修正滞金 修本滞金 修納期限 累計型限 累計型限 累計型形 累計型 累計量 累計 累計 基	7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 <b>滞納</b>	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号 調定額 勝定額 修正額 修正調定額 修正調定額 修修正明數 修修正明數 修修正常金 修正事金 修施工事。 修修正常金 納期収納額 累計計型。 累計計型。 累計計算。 素計の計 分納誓約情報 リン店番号 入力支店番号 素約日
滞納 (10 11 12 13 滞納	滞納事由情報 1 コード 2 名称  担当者情報 1 担当者情報 1 担当者 1 担当者コード 2 区コード 3 係コード 4 市内外区分 5 役職名 6 担当者名 7 代表担当者名 7 パス員番号 0 内線 1 内線2 2 代表担当者コード 3 ホスト担当者コード 帳票記録情報 1 リンク番号 2 支店番号	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 <b>滞納</b>	税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期 入力リンク番号 入力支店番号 財産番号 財産番号 諸定正調定額 修正正調変に 調定取り数 修位上督手 を選手数料 修正で書き 修正第数料 修位上督手料 延に半 延に半 延に半 延に半 を必納期収納額 累計配 累計配 累計配 配当財産情報	7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 <b>滞納</b>	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号 調定額 防変で調定額 修正調定額 修正調定額 修修正調定額 修修正調定額 修修正期を 修修正期を 修修正期と 修修正期と を必対 修修正常金 修正期限  東計収納額 東計収納額 東計収納額 東計・収納額 東計・収納額 東計・収納額 東計・収納額 東計・収納額 カ カ カ・番号 スカリンク番号 入力支店番号
滞納 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	滞納事由情報 1 コード 2 名称  担当者情報 1 担当者情報 1 担当者 1 担当者コード 2 区コード 3 係コード 4 市内外区分 5 役職名 6 担当者名 7 権限有無 8 パスワード 9 職員番号 0 内線 1 内線2 2 代表担当者コード 3 ホスト担当者コード 3 ホスト担当者コード 4 帳票記録情報 1 リンク番号 2 支店番号 3 日付	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 <b>滞納</b>	税目 課税年度 相当年度 通知書番号 期入入力以之方番号 財产者号 法人額 源定額一次 修正調整額 修正調整類 修正調整類 修正課數料 修正課金 修正選替 修正滞金 修本滞金 修納期限 累計型限 累計型限 累計型形 累計型 累計量 累計量 累累計 基	7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 <b>滞納</b>	入カリンク番号 入力支店番号 分納順序 法人番号 調定額 勝定額 修正額 修正調定額 修正調定額 修修正明數 修修正明數 修修正常金 修正事金 修施工事。 修修正常金 納期収納額 累計計型。 累計計型。 累計計算。 素計の計 分納誓約情報 リン店番号 入力支店番号 素約日

9	月間隔
	納付約束日
	納付約束時刻
12	対応コード  備考コード
	備考力   F
	約束管理
16	
17	
	計算方法
	分納入金額 分納回数
	加算月A
	加算額A
	加算開始年A
	加算月B
	加算額B 加算開始年B
	延滞金計算有無
	延滞金計算日
29	督促有無
	納期未到来分有無
	一回分金額
32	管理番号 完納日
34	
	1H7411 H27
滞納	分納内訳情報
1	
3	<u> 支店番号                                    </u>
	課税年度
5	
	通知書番号
7	
	回数
10	連番  入カリンク番号
11	
12	法人番号
	納付書番号
	納付日
	納付税額 納付税額内数
	納付督手料
18	納付延滞金
19	納付合計
	累計納付額
21	発行回数 発行日
	履行有無
	1811 13 M
	法務局名情報
1	
	法務局名  郵便番号
	新民番号
5	電話番号
滞納	訪問結果情報  計問結用ラード
2	
3	
滞納	訪問個人情報
1	リンク番号 支店番号
3	<u>ス店</u> 毎5  注意事項コード
4	地図年度
5	地図巻コード
	地図頁
7	
	地図番号 訪問担当者
	訪問連番
	訪問順序
12	該当区分
	備考1
14	備考2  備考3
. 10	ס ני מאו

16	
17	備考5
18	備考6
19	備考7
20	備考8
21	備考9
22	備考10